

平成 21 年度  
包括外部監査結果報告書

平成 22 年 2 月  
町田市包括外部監査人  
公認会計士 野辺地 勉

## 目次

<b>第1 外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 外部監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件 .....	1
3. 外部監査の対象部門 .....	1
4. 外部監査の対象とした期間 .....	2
5. 外部監査の実施期間 .....	2
6. 監査の着眼点 .....	2
7. 監査の主な手続 .....	2
8. 外部監査の補助者 .....	2
9. 利害関係 .....	2
<b>第2 監査対象の概要</b> .....	<b>3</b>
1. 町田市の下水道事業の概要 .....	3
2. 町田市の下水道事業の将来計画 .....	15
3. 町田市の下水道事業の経営状況 .....	20
4. 監査範囲 .....	27
<b>第3 監査の総括</b> .....	<b>29</b>
1. 町田市の下水道事業の経営状況（多摩26市2町の比較） .....	29
（1）事業の概要 .....	32
（2）施設の効率性 .....	36
（3）経営の効率性 .....	38
（4）財政状態の健全性 .....	45
2. 町田市の下水道事業の課題と対応策 .....	48
（1）下水処理場（クリーンセンター）の効率的な運営（課題その1） .....	48
（2）下水道使用料の徴収漏れを防ぐための対応（課題その2） .....	54
（3）委託事業についての事業内容と委託料の見直し（課題その3） .....	55
（4）合併浄化槽の適切な管理（課題その4） .....	58
（5）雨水対策事業・市街化調整区域への対応（課題その5） .....	59
<b>第4 監査の結果及び意見</b> .....	<b>62</b>
1. 下水処理場（クリーンセンター）について .....	62
（1）総括的事項（水再生課） .....	62
（2）下水処理場の高度処理（水再生課） .....	69
（3）鶴見川CC（水再生課） .....	81
（4）成瀬CC（水再生課） .....	86
（5）下水処理場の運転管理に関する財務的効率性の検討（水再生課） .....	87
（6）設備資産管理（水再生課） .....	95
（7）指定管理者制度及び包括的民間委託（水再生課） .....	97
2. 下水道使用料の徴収について .....	99
（1）東京都に対する下水道使用料徴収事務委託（業務課） .....	99

(2) 下水道使用者リスト作成業務委託（業務課） .....	105
(3) 公共下水道への接続の促進（業務課） .....	108
(4) 下水道使用料の徴収の網羅性（業務課） .....	112
3. 管きよの整備・（財）東京都新都市建設公社への委託について .....	117
(1) 雨水管の整備（全市的事項） .....	117
(2) 市街化調整区域への対応（全市的事項） .....	121
(3) （財）東京都新都市建設公社への委託（工務課） .....	122
(4) 公社への委託内容（工務課） .....	130
(5) 公社に支払う委託料の算定（工務課） .....	133
(6) 公社との業務委託契約等の見直し（工務課） .....	137
4. 合併浄化槽等に関する事項 .....	139
(1) 合併処理方式浄化槽の普及に関する事業（業務課） .....	139
(2) し尿の収集及び運搬業務委託契約（業務課） .....	148
(3) 合併処理浄化槽汚泥収集経費の軽減措置に関する事業（業務課） .....	152
5. 契約事務について .....	154
(1) 予定価格の事前公表と最低制限価格制度（全市的事項） .....	154
(2) 「し尿収集業務減少に伴う措置に関する覚書」（全市的事項） .....	159
(3) 道路工事との併用工事（工務課） .....	166
(4) 委託業務に関する見積りの入手事務（上下水道総務課） .....	168
6. その他 .....	170
(1) 水洗便所改造工事等資金貸付金元金収入未済額（業務課） .....	170
(2) 流域下水道に関する維持管理負担金（上下水道総務課） .....	172

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

なお、比率、平均値については原則として単位未満を四捨五入している。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・本報告書における主な用語の定義

監査の「結果」 法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項

監査の「意見」 「結果」以外で、改善・検討を求める事項

・凡例

自治法 地方自治法

自治令 地方自治法施行令

自治則 地方自治法施行規則

## 第 1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 選定した特定の事件（監査テーマ）

「下水道事業等について」

#### (2) 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

下水道は重要な都市基盤であり、これを整備し、良好に維持管理していくことは、市民が安全で快適な生活を送るために重要なことである。しかしながら、下水道は、整備及び維持管理に多大なコストがかかり、更に施設の老朽化、多発する都市型水害、水環境の改善や大規模災害などへの対応など、様々な課題が山積している。そのため、事業主体である地方公共団体においては、これらの課題の解決を図りつつ、更なるコストの縮減と、簡素で効率的な執行体制の構築が求められている。

町田市は、市単独で下水処理場を設置・管理するとともに、幹線・枝線（各家庭から幹線までの施設）の設置・管理も行っている。これら下水道施設については、効率的で計画的な維持管理を行い、経費を縮減していく必要がある。

町田市は、市単独で下水処理場を設置・管理するとともに、幹線・枝線（各家庭から幹線までの施設）の設置・管理も行っている。これら下水道施設については、効率的で計画的な維持管理を行い、経費を縮減していく必要がある。

これらの状況を踏まえ、町田市の行う下水道事業が法令規則に準拠して適切に執行されているかどうか、また、効果的・効率的に執行されているかどうかを検証する必要があると認められるため、下水道事業等を平成 21 年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

### 3. 外部監査の対象部門

上下水道部	上下水道総務課
	工務課
	業務課
	水質管理課
	水再生課
その他関係各課	

#### 4. 外部監査の対象とした期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで  
ただし、必要に応じて平成 19 年度以前または平成 21 年度の執行分を含む。

#### 5. 外部監査の実施期間

平成 21 年 7 月 28 日から平成 22 年 2 月 23 日まで

#### 6. 監査の着眼点

- (1) 事業に係る財務事務の執行は、法令規則等に準拠して適切に行われているか。
- (2) 事業は効率性、経済性及び有効性の観点から適切に行われているか。
- (3) 事業計画は適切に策定され実行されているか。
- (4) 固定資産（公有財産等）の取得及び維持管理等は適切に行われているか。

#### 7. 監査の主な手続

- (1) 関連部署に取引等の内容等についてヒアリングを行う。
- (2) 関係書類を閲覧・照合する。
- (3) 固定資産（公有財産等）の現場視察を実施する。

#### 8. 外部監査の補助者

宮本和之	公認会計士	山口剛史	公認会計士
青山伸一	公認会計士	作本遠	公認会計士
白山真一	公認会計士		

#### 9. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

## 第2 監査対象の概要

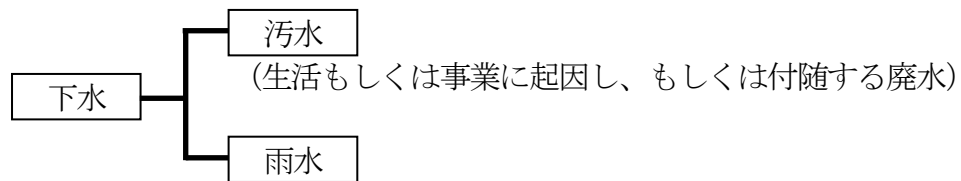
### 1. 町田市の下水道事業の概要

#### (1) 下水道事業の概要

##### ① 下水とは

生活もしくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、もしくは付随する廃水（以下「汚水」という。）または雨水をいう。

図1 下水の分類



##### ② 下水の処理方式

下水を都市部からその外へ流し去ることを排除といい、一般に、家庭や事業者が下水道を利用して自らの汚水を流し去ることを下水の排除という。

汚水にはし尿、生活雑排水（洗面、掃除、洗濯、食事作り、風呂等の使用後の水）、工場廃水や家畜などのし尿などがある。このうち、家庭から出る汚水（し尿、生活雑排水）を例にとると、その処理方式は概ね次の4つに区分される。

表1 家庭から出る汚水の処理方式

項目	
1)	し尿、生活雑排水ともに公共下水道に流している。
2)	住宅団地ごとなどにまとめた処理場（コミュニティプラント）を持っていて、し尿、生活雑排水ともそこで処理している。
3)	し尿、生活雑排水とも（合併）浄化槽で処理している。
4)	し尿は汲み取り式か（単独）浄化槽で別処理し、生活雑排水は原則として川へ流す（川へ直接流さなくとも側溝へ流す、あるいは川まで通じる下水管や溝、水路へつないでいる場合も含む）。

1)、2)、3)の汚水は処理されていることになるが、4)の生活雑排水は処理されないまま垂れ流しになってしまう。一般にこれが河川や土壌の汚染につながる可能性が高いといわれている。

③ 下水道とは

図2は下水道を分類したものである。「下水道」と呼ばれているものには様々なものがあり、それぞれ目的や効果に差がある。

なお、図2に掲げたもののうち、町田市が行う下水道事業に関連し本報告書で取り上げるものは、㊦公共下水道（狭義）、㊩流域下水道、㊭浄化槽の3種類である。

図2 下水道の分類



㊦ 公共下水道（狭義）

公共下水道（広義）の定義は下水道法に定められている。

表2 公共下水道（広義）の定義（下水道法第2条第3号）

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

※ 暗渠（あんきょ）とは地中に埋設された河川や水路の事をいう

公共下水道（広義）に含まれるもののうち、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道以外の公共下水道が公共下水道（狭義）として取り扱われている。

（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道の定義は表4のとおりである。）



表3 公共下水道（狭義）の定義

公共下水道（広義）に含まれるもののうち、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道以外の公共下水道。
---

表4 特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道の定義

用語	定義
特定公共下水道	特定の事業者の事業活動に主として利用される公共下水道（広義）
特定環境保全公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市街化区域以外の区域において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの</li> <li>○ 公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの</li> <li>○ 処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるもの</li> </ul>

※ 公共下水道<sup>1</sup>の管理主体

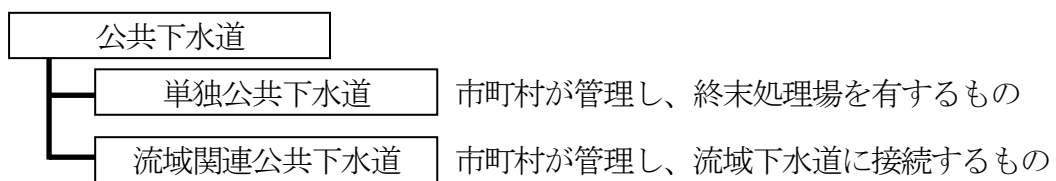
下水道法第3条第1項において、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は市町村が行うと定められている。

また、同条第2項において、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合には、都道府県がこれを行うことができる」とされている。

※ 公共下水道の分類

公共下水道は、管きよの末端に終末処理場を設け下水を処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するもの（単独公共下水道）と、流域下水道に接続するもの（流域関連公共下水道）に大別される。

図3 公共下水道の分類



※ 終末処理場

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

終末処理場における下水の処理では、物理的、化学的及び生物学的方法によって汚染の原因となる下水中の腐敗性有機物や一般固形物を除去する。

<sup>1</sup> 今後、特に断りがない場合、公共下水道と表記したものは狭義の公共下水道を意味するものとする。

## ① 流域下水道

流域下水道の定義は下水道法に定められている。

表5 流域下水道の定義（下水道法第2条第4号）

条文	定義
下水道法第2条第4号イ	専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
下水道法第2条第4号ロ (雨水流域下水道)	公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

## ※下水道法第2条第4号イに規定する流域下水道が整備された背景

都市化の進行に伴う市街地の連担、水質保全への必要性の増大といった社会情勢の変化を受け下水道事業を従来の市町村単位で実施するのみでなく、河川等の流域単位に基づく行政区域を越えた広域的な観点から計画立案し、実施することの必要性が強く認識されるようになったためである。

わが国における流域下水道の最初の実施箇所は大阪府の寝屋川流域下水道（昭和40年度）であるが、当時は下水道法上の明確な規定がなかったため、流域下水道は公共下水道の一形態として扱われていた。流域下水道に関する法体系が整備されたのは、昭和45年の下水道法改正においてである。

（国土交通省ホームページより）

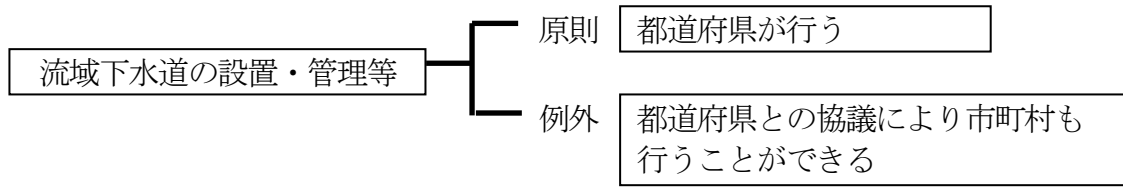
## ※下水道法第2条第4号ロに規定する流域下水道が整備された背景

市街化の進展や集中豪雨の頻発などを受け、都道府県が事業主体となり、複数市町村にまたがる区域を対象に一体的かつ効率的に浸水対策を行う必要性が生じていたため、平成17年度より2以上の市町村の区域における雨水のみを排除する下水道を流域下水道として整備することができることとなった（ただし、終末処理場を有する公共下水道より排除される雨水に限る。）。

（国土交通省ホームページより）

流域下水道の設置、管理等は、広域にわたり、かつ、規模も大きいため、原則として都道府県が行うが、市町村も都道府県との協議により、設置、管理等を行うことができる。

図4 流域下水道の設置・管理等



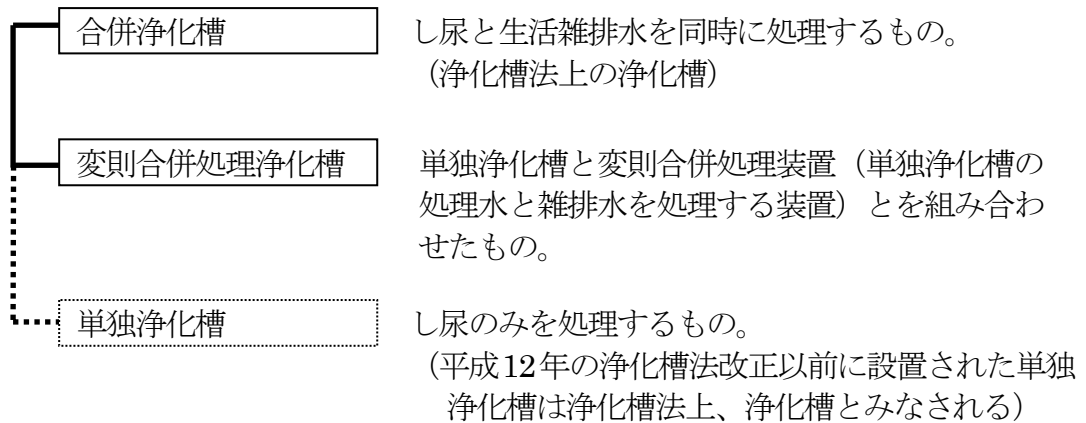
㊦浄化槽（個人設置の場合）

浄化槽とは、下水道のない地域で水洗便所を使用する場合に汚水を浄化して河川等に放出するための施設で、合併処理方式浄化槽（以下「合併浄化槽」という。）と変則合併処理浄化槽の2種類があり、下水道と同様の処理機能がある。

浄化槽については浄化槽法にその定めがある。浄化槽法においては、合併浄化槽を浄化槽法上の浄化槽と定義し、便所と連結してし尿を処理し下水道以外に放流するための設備または施設としては、合併浄化槽以外のものの設置が原則として禁止されている。ただし、下水道の予定処理区域内においては、し尿のみを処理する浄化槽（単独処理方式浄化槽）（以下「単独浄化槽」という。）の設置が認められている。

なお、平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独浄化槽については、同改正後の浄化槽法の適用にあたっては、浄化槽法上の浄化槽とみなすこととされている。ただし、その使用者は、合併浄化槽への設置替えまたは構造変更に努めなければならないこととされている。

図5 個人設置の浄化槽の分類



(2) 下水道事業の普及率

① 町田市下水道(処理人口)普及率

図6は、町田市全域における平成元年度から平成20年度までの各年度末時点の下水道(処理人口)普及率の推移である。

下水道(処理人口)普及率は下水道の整備状況を表す指標の一つで、公共下水道の処理区域内人口を総人口で除したものである。

町田市の平成21年3月31日時点の下水道(処理人口)普及率は92.9%である。

図6 町田市の下水道(処理人口)普及率の推移(%)

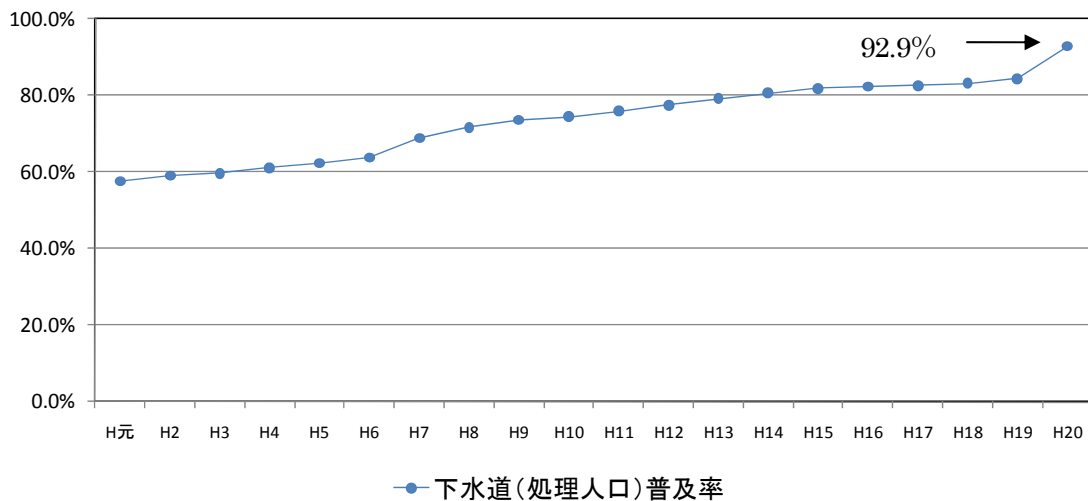
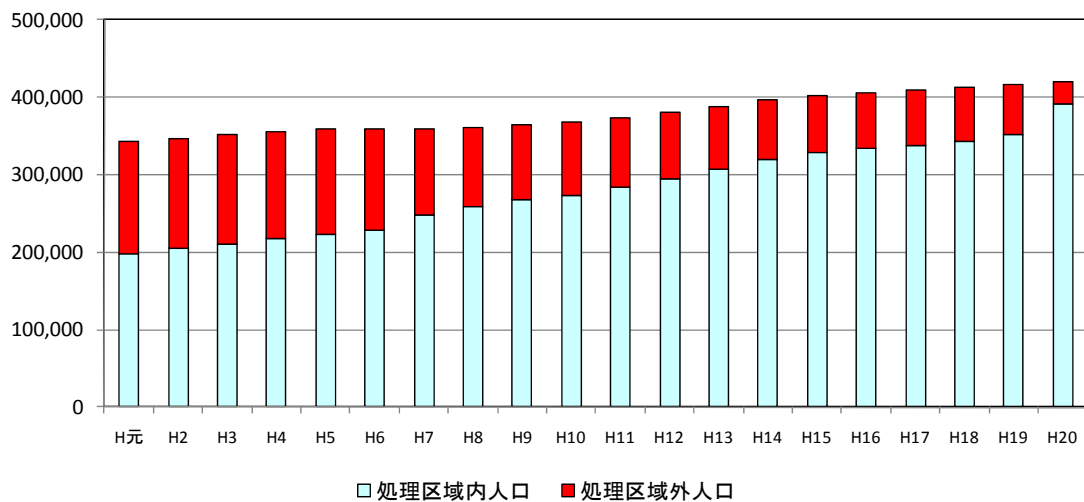


図7は、下水道(処理人口)普及率算定のベースとなる総人口と処理区域内人口の平成元年度から平成20年度までの各年度末時点の推移である。

平成21年3月31日時点の町田市の人口は420,620人で、そのうち処理区域内人口は390,865人である。

図7 町田市の下水道処理区域内人口及び処理区域外人口の推移(人)

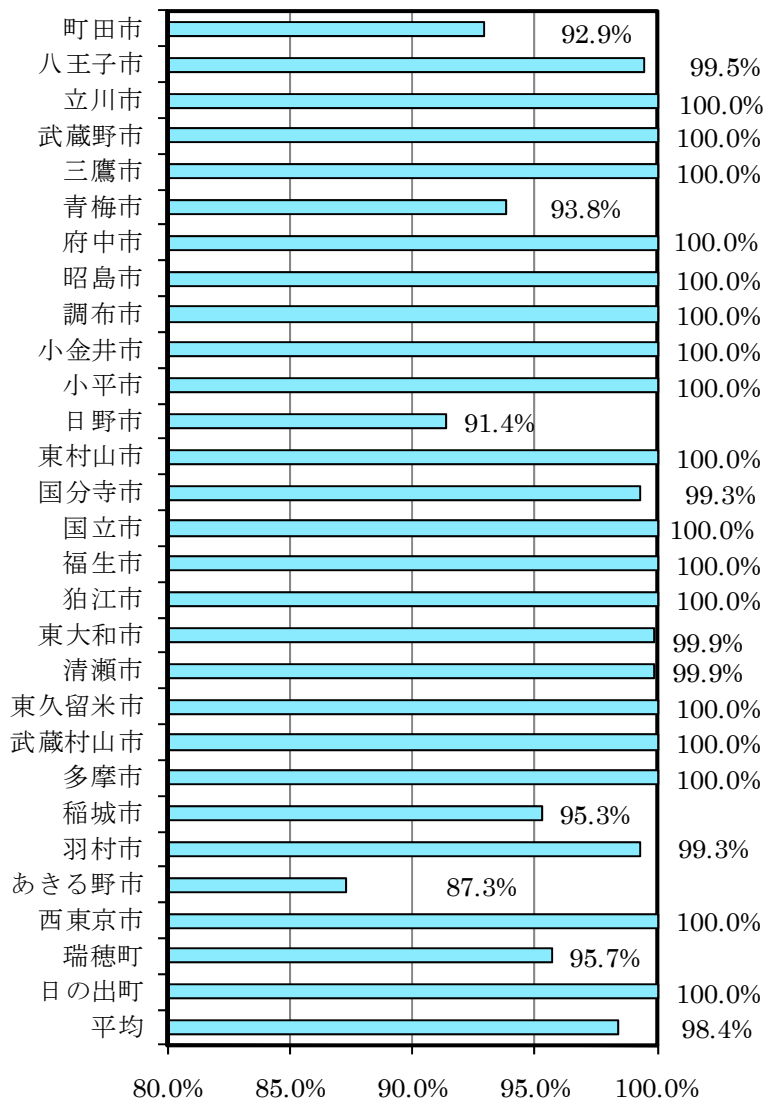


② 近隣自治体の下水道（処理人口）普及率

次図は、東京都総務局行政部市町村課が公表している「平成20年度 市町村公営企業決算状況調査の結果」に記載されている、平成21年3月31日現在の多摩26市2町の下水道（処理人口）普及率である。

町田市の平成20年度末の下水道（処理人口）普及率は92.9%であるが、これは多摩26市2町の中ではあきる野市、日野市に次いで低い数値となっている。

図8 多摩26市2町の下水道（処理人口）普及率（%）



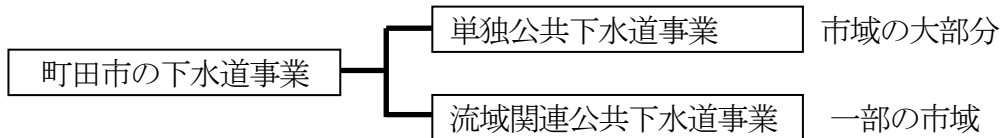
(3) 町田市の下水道事業の概況

① 単独公共下水道事業と流域関連公共下水道事業の実施

町田市の下水道（処理人口）普及率が多摩26市2町の中で相対的に低い原因の1つとして、町田市の下水道事業の運営上の特徴が考えられる。

町田市は、単独公共下水道事業と流域関連公共下水道事業の双方を実施している。

図9 町田市の下水道事業



多摩26市2町の中で単独公共下水道事業だけを実施している市町はなく、武蔵野市、三鷹市、立川市、八王子市が町田市と同様に単独公共下水道事業と流域関連公共下水道事業の双方を実施している。その他の市町は流域関連公共下水道事業のみを実施している。

② 町田市の下水道事業

町田市が位置する多摩地域の市町では、流域下水道区域の割合が高い。

多摩地域の流域下水道（以下「多摩川流域下水道」という。）では、東京都（下水道局）が幹線と水再生センター（終末処理場）などを、市町村が各家庭から下水道幹線までの施設を、それぞれ設置・管理している。

町田市が単独公共下水道事業を実施しているのは、地形的特色に負うところが大きいと考えられる。

多摩川流域下水道区域は多摩川を中心とした下水道区域であるが、町田市と多摩川の間には多摩丘陵が存在しているため、地形的に町田市の市街地の下水を多摩川方面へ流すのは難しい。また、町田市は多摩丘陵を境にそのほとんどが境川及び鶴見川流域となっているが、両河川の下流域は横浜市、川崎市、相模原市等、いずれも神奈川県内の自治体である。

このような理由により、一部の市域を除いては他自治体と流域下水道事業を進めることが難しかったと考えられる。

図10 町田市の位置



(町田市ホームページより)

③ 2つの終末処理場の運営

町田市は市域の大部分が単独公共下水道区域となっており、一部の市域が流域関連公共下水道区域となっている。単独公共下水道区域においては、幹線・枝線の設置・管理を行うとともに終末処理場の設置・管理を行っている。

町田市は成瀬クリーンセンターと鶴見川クリーンセンターの2つの終末処理場を有している。

表6 成瀬クリーンセンターと鶴見川クリーンセンターの概要

項目	成瀬クリーンセンター	鶴見川クリーンセンター
所在地	町田市南成瀬八丁目1番地1	町田市三輪緑山一丁目1番地
敷地面積	52,400 m <sup>2</sup>	201,100 m <sup>2</sup>
運転開始日	昭和52年10月1日	平成2年2月28日
放流先名称	恩田川（一級河川）	鶴見川（一級河川）

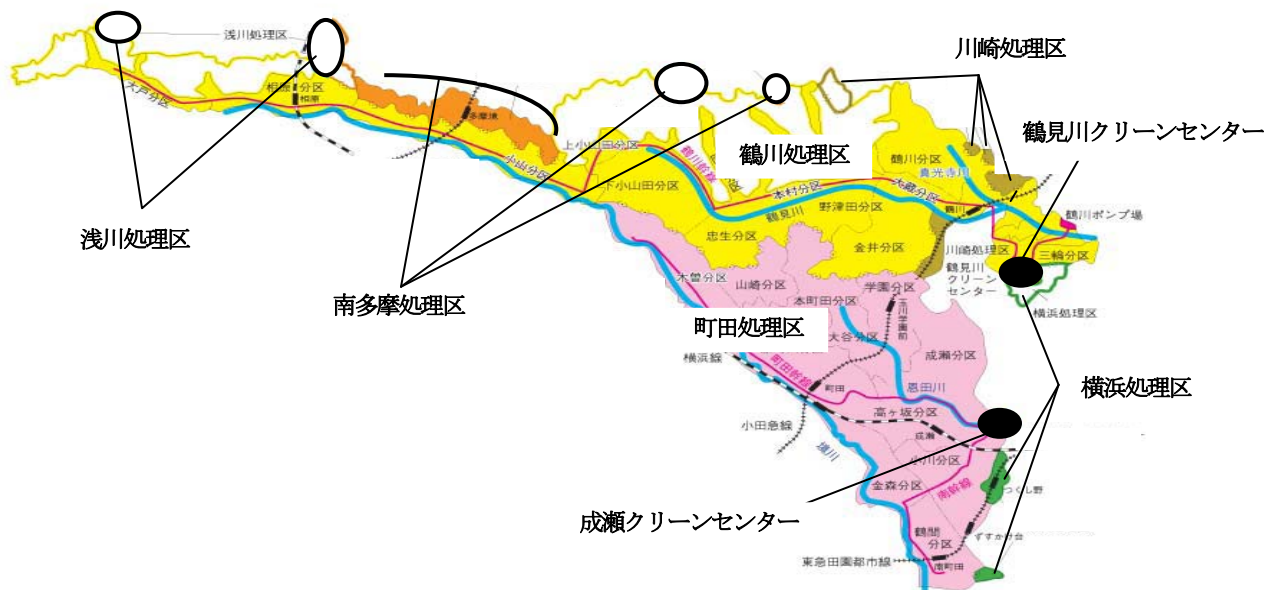
④ 町田市の処理区域

公共下水道により下水を排除することができる地域を排水区域といい、排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で公示された区域を処理区域という。

町田市は処理区域を町田、鶴川、南多摩、横浜、川崎、浅川の6処理区に区分している。このうち、町田処理区、鶴川処理区、横浜処理区、川崎処理区が単独公共下水道区域で、他の2処理区が流域関連公共下水道区域である。

南多摩処理区及び浅川処理区は多摩川流域下水道の処理区域で、横浜処理区は横浜市の終末処理場、川崎処理区は川崎市の終末処理場に汚水を流して処理を行っている。

図11 町田市の終末処理場と処理区域



### ○ 排水区域・処理区域とは

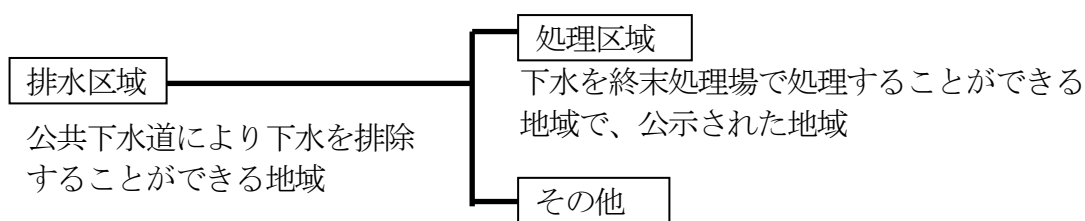
公共下水道により下水を排除することができる地域を排水区域といい、排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で公示された区域を処理区域という。

分流式の公共下水道では、雨水のみ、または汚水のみ排水区域もありうる。

排水区域の公示が行われると、下水道法第10条の規定によって、排水区域内の土地の所有者、使用者または占有者は、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。

処理区域が定められると、処理区域内において汲み取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水の処理を開始すべき日から3年以内にその便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る）に改造しなければならない。また、新たな建築物を建築する場合、便所は水洗便所でなければならない。

図12 排水区域と処理区域



### ⑤ 町田市の下水の排除方式

町田市は昭和39年から公共下水道事業に着手しているが、下水道整備当初から汚水と雨水を別々の管で流す分流式を採用している。汚水は幹線管きよで下水処理場に導き、雨水は可能な限り近い距離にある管きよで河川に放流することとして、汚水の整備を主に進めつつ雨水幹線の整備を行っている。

早い時期に下水道整備に着手した東京都区部では82%の区域が、多摩地区でも24%の区域が汚水と雨水の両方を一本の管で流す合流式となっているが、大雨の際に一部未処理の汚水が河川に流れてしまうという問題があることから、現在その改善が進められている。

### ○ 下水の排除方式とは

下水の排除方式には分流式と合流式の2種類がある。汚水と雨水を一つの管路と一緒に下水処理場まで送る方式を合流式と呼ぶ。これに対し、汚水用管路と雨水用管路を二つ埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は公共用水域に放流する方式を分流式と呼ぶ。

合流式・分流式にはそれぞれ次表に示したメリット・デメリットがあるが、国土交通省では合流式下水道の改善に向けた検討を進めている。



表7 分流式と合流式のメリット・デメリット

	分流式	合流式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>天候に左右されることなく汚水を安定的に処理することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水が洗い流した道路上の汚濁物質も処理場で処理することができる</li> <li>管路が一つで済むため分流式に比べ経済的に有利</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>2種類の管を整備しなければならず、合流式に比べ経済的に不利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨が降ったときに大量の雨水と一緒に汚水が未処理のまま公共用水域に放流されることがある</li> </ul>

⑥ 公共下水道が利用できない市域（町田市認可区域外の生活排水）について

平成21年3月31日現在、市内の認可区域外における汚水処理は、汲み取りが約16%、単独浄化槽及び未届浄化槽が約43%、合併浄化槽が約41%となっている。

汲み取りや単独浄化槽による処理方式では、生活雑排水が未処理のまま直接水路や河川を通り東京湾へ流れ込むため水質汚濁の原因となっている。そこで、水質保全を図るため、認可区域の下水道整備を進めるとともに、認可区域外（市街化調整区域）での水洗化を推進するため、合併浄化槽設置に対して補助金の交付を行っている。また、浄化槽の適切な維持管理を推進するために清掃経費の一部を町田市が負担している。

※ 認可区域について

下水道法第3条第1項において、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は市町村が行うと定められている。

市町村が公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、事業計画（下水道計画）を定め、政令指定都市以外の市及び町村は都道府県知事の認可を受けなければならない。

町田市は平成19年度末に八王子市との市境まで認可区域の拡大（169.34ha）を行い、ほぼ市街化区域全域の下水道整備が可能となっている。

(4) 町田市上下水道部の概要

町田市では上下水道部が下水道事務を所掌している。下水道事務を所掌する課及び事務分掌は次のとおりである。

表 8 町田市上下水道部の事務分掌

課	主な事務分掌
上下水道総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道・河川水路・調整池・水辺親水施設の基本調査・計画</li> <li>・民間宅地開発等による下水道計画の指導・下水道施設の引継ぎ</li> <li>・私道への公共下水道設置に関する調査・普及</li> <li>・下水道用地の財産処理・管理</li> </ul>
工務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道管きよ及び水辺親水施設的设计</li> <li>・工事及び維持管理</li> <li>・調整池及び下水道用地の維持管理</li> </ul>
業務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道供用開始区域の告示</li> <li>・排水設備確認申請書の受付・検査</li> <li>・水洗化の普及</li> <li>・水洗便所改造工事の資金貸付</li> <li>・下水道使用料・下水道事業受益者負担金の賦課・徴収</li> <li>・し尿収集に関すること</li> <li>・浄化槽設置・清掃の補助</li> <li>・排水設備指定工事店に関すること</li> </ul>
水質管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水処理場の水質管理</li> <li>・下水処理場流入水・放流水の監視</li> <li>・事業場排水に対する水質規制・指導</li> </ul>
水再生課	成瀬クリーンセンター <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場の設計・施工</li> <li>・処理場機器の点検・修理</li> <li>・処理場の運転管理</li> <li>・マンホールポンプの管理</li> </ul> 鶴見川クリーンセンター <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場機器の点検・修理</li> <li>・処理場の運転管理、鶴川ポンプ場の管理</li> <li>・ISO14001 の運用</li> </ul>

表 9 職務別職員配置表 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(人)

区分	事務	土木	電気	化学	機械	運転手	計
上下水道総務課 (部長含む)	13	6			1		20
工務課	4	12	1			1	18
業務課	20	4		1			25
水質管理課				10			10
水再生課	1	3	11		13		28
合計	38	25	12	11	14	1	101

(町田市上下水道部「平成 20 年度 下水道事業概要 (下水道事業統計書)」より)

## 2. 町田市の下水道事業の将来計画

### (1) 事業計画の策定

#### ① 事業計画（下水道計画）とは

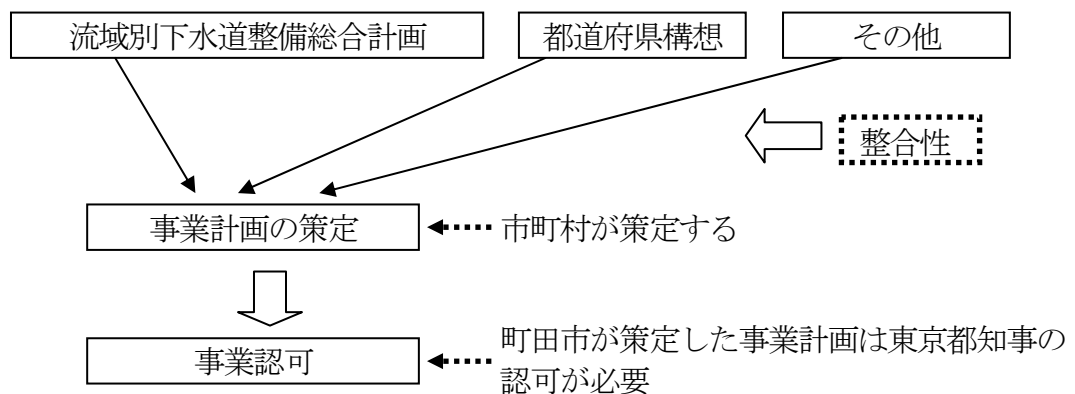
下水道法第3条第1項において、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は市町村が行うと定められている。

市町村が公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、事業計画（下水道計画）を定め、政令指定都市以外の市及び町村は都道府県知事の認可（以下「事業認可」という。）を受けなければならない。

市町村が定める事業計画は、都道府県等が定める上位計画との整合性が保たれている必要がある。都道府県等が定める上位計画には、流域別下水道整備総合計画、都道府県構想などがある。そのほか、事業計画は、他の水行政にかかわる計画、環境や空間利用・整備に関係する計画などとの整合性も保たれている必要がある。

また、都市計画法の規定により都市計画が定められている場合、または同法の規定により都市計画事業の認可もしくは承認がされている場合には、事業計画における公共下水道の配置及び工事の時期がその都市計画または都市計画事業に適合していなければならない。

図 13 市町村が公共下水道を設置するための条件



#### ② 流域別下水道整備総合計画とは

水質の汚濁が2以上の市町村の区域からの汚水による場合で、主として下水道によって水質環境基準を達成すべき公共用水域について、水質環境基準を達成、維持するために必要な下水道の整備を最も効率的に実施することを目的として、個別の下水道計画の上位計画として都道府県が定めるものをいう。町田市に關係するものとして、東京都が定める多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画がある。

#### ※ 公共用水域とは

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路で下水道を除くものをいう。公共用水域の定義は水質汚濁防止法に定められている。

③ 都道府県構想とは

市区町村全域で効率的な汚水処理施設の推進をするため、各種汚水処理施設の有する特性等を踏まえ、効率的かつ適切な整備手法を選定するための構想として、都道府県が策定しているものをいう。

東京都においては、東京都汚水処理施設整備構想が定められている。

④ 雨水総合計画とは

河川と下水道とが一体となって地域の治水安全度の向上を図るとともに、都市部における雨水対策事業の効率的な推進を図ることを目的として策定するものである。

一般に河川、下水道部局、及び必要に応じ農政部局や住宅・都市・道路部局等の関係部局のほか、学識経験者や地域住民の代表者等で構成される都市雨水対策協議会が策定する。

町田市は、鶴見川流域総合治水対策協議会及び境川流域総合治水対策協議会に参加している。

⑤ 都市計画とは

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法の規定に従い定められたものである。

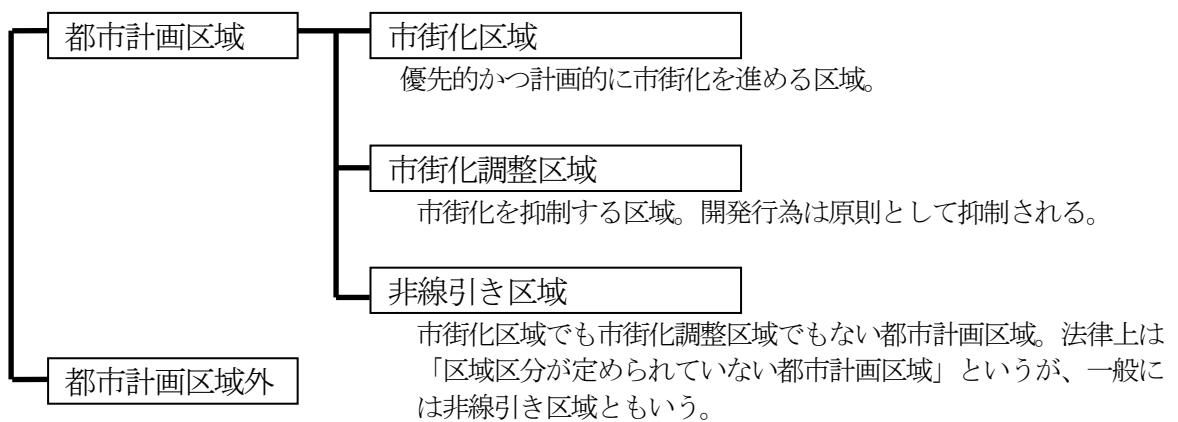
「都市計画区域の整備、開発および保全の方針」、「市街化区域と市街化調整区域」等、全部で11種類あり、原則として、都道府県と市町村がそれぞれ役割分担をしながら決定していく。

⑥ 都市計画区域とは

都市計画制度上の都市の範囲で都道府県ごとに定められる。市町村ごとに1つの都市計画区域としていることが多く、その都市計画区域ごとに都市計画を定める。

町田市においては、町田都市計画区域が定められている。

図 14 都市計画区域の区分



## (2) 町田市の事業計画の状況

## ① 事業認可の状況

町田市は、公共下水道を設置するために東京都知事の「事業認可」を取得する必要があるが、平成19年度末に八王子市との市境まで認可区域の拡大(169.34ha)を行い、ほぼ市街化区域全域の下水道整備が可能となっている。現在、平成25年度までに事業認可区域の下水道整備を完了するとして未整備箇所の解消を図っている。

平成21年3月31日現在の町田市の公共下水道全体計画は次表のとおりである。

表10 町田市の公共下水道全体計画(平成21年3月31日現在)

処理区名	全体計画		都市計画決定	事業認可
	面積 (ha)	人口 (人)	決定済面積 (ha)	認可面積 (ha)
町田処理区	2,621.55	253,040	2,621	2,621.55
鶴川処理区	4,007.49	178,100	2,518	2,516.29
南多摩処理区	272.40	3,500	272	※199.20
横浜処理区	85.40	2,000	37	36.50
川崎処理区	78.40	2,300	47	45.40
浅川処理区	15.50	100	0	0
計	7,080.74	439,040	汚水 5,495 (雨水 5,494)	汚水 5,418.94 (雨水 5,399.95)

(町田市上下水道部「平成20年度 下水道事業概要(下水道事業統計書)」より)

(注) 河川82.28haは除く

※は多摩川流域下水道南多摩処理区関連

## ② 町田市の都市計画と下水道事業

都市計画法第18条の2では、市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、都市計画に関する基本的な方針を定めるものとされている。この規定を受けて、町田市は平成11年6月に「町田市都市計画マスタープラン」(以下「マスタープラン」という。)を策定公表している。

マスタープランでは、市街化区域全域の水洗化普及を目指すとしている。

## ③ 町田市下水道事業のあゆみ

町田市の公共下水道は旧日本住宅公団が宅地開発した鶴川地区の122haの区域について昭和42年度から処理を開始している。町田市の下水道事業のあゆみは次のとおりである。

表 11 町田市の下水道事業のあゆみ

年月	内容
昭和 39年 11月	鶴川団地開発に伴い 109.69ha の認可を取得し、公共下水道に着手
40年 1月	鶴川下水処理場の認可を取得し、建設工事に着手
42年 12月	鶴川下水処理場の運転を開始
46年 11月	原町田処理分区 346.7ha (町田駅周辺中心市街地)、町田下水処理場の認可を取得
47年 12月	町田下水処理場の建設工事に着手
52年 10月	町田下水処理場の運転を開始
53年 8月	町田処理区 2,110.8ha の認可を取得
57年 3月	鶴川処理区 399.30ha (鶴川、能ヶ谷、三輪他) 及び鶴川第二下水処理場 20.12ha の認可を取得
59年 3月	横浜処理区 27ha (つくし野) の認可を取得
60年 10月	鶴川第二下水処理場の建設工事に着手
63年 2月	町田処理区 159.97ha (木曾他)、川崎処理区 0.06ha の認可を取得
平成 元年 8月	鶴川処理区 413.3ha (金井、大蔵他)、川崎処理区 0.76ha の認可を取得
2年 1月	鶴川第二下水処理場の運転を開始
2年 5月	鶴川処理区 4.60ha (三輪緑山)、南多摩処理区 174.2ha (小山ヶ丘) の認可を取得
4年 1月	鶴川処理区 31ha (三輪地区調整区域の一部) の認可を取得し、鶴川下水処理場を廃止
6年 8月	鶴川第二下水処理場の名称を鶴見川クリーンセンターに変更。 基本計画見直しによる施設計画諸元 (計画汚水量、流出係数等) の変更に伴う幹線の変更及び鶴川処理区 1,075.8ha (小山馬場十字路まで)、川崎処理区 24.96ha (金井)、横浜処理区 9.5ha (鶴間) の認可を取得。 町田下水処理場、鶴見川クリーンセンターの処理能力を変更
12年 11月	行政界変更に伴う区域変更、市街化区域への用途変更、相模原市・川崎市に隣接する区域の一部変更により、町田処理区 3.76ha (木曾)、鶴川処理区 8.58ha (下小山田)、川崎処理区 19.08ha (能ヶ谷) の認可を取得
16年 2月	基本計画見直しによる施設計画諸元 (計画汚水量) の変更及び鶴川処理区 291.97ha (JR 横浜線相原駅まで) の認可を取得 町田下水処理場、鶴見川クリーンセンターの処理方式を変更 事業期間 (平成 17 年度末まで) を平成 22 年度まで延長
17年 3月	相模原市との行政界変更に伴う一部区域の変更により、町田処理区 0.32ha の認可を取得 町田下水処理場の名称を成瀬クリーンセンターに変更
18年 3月	八王子市との行政界変更に伴い、一部区域を変更
20年 2月	相模原市との行政界変更に伴う一部区域の変更により町田処理区 0.02ha の認可を取得すると共に、整備区域の拡大を図るため鶴川処理区 169.34ha (八王子市との市境まで) の認可を取得 事業期間 (平成 22 年度末まで) を平成 23 年度まで延長

(町田市ホームページより)

### ④ 町田市下水道ビジョン・町田市下水道アクションプラン

現在、町田市は「(仮称)町田市下水道ビジョン」(以下、「下水道ビジョン」という。)の策定を進めている。

下水道ビジョンでは、概ね30年間の長期財政予測をもとに下水道事業の安定経営に重点を置きながら、効率的に事業を進めていくための方向性を定めることとしている。

また、下水道ビジョンで示した方向性を達成するための具体的実行計画として「(仮称)町田市下水道アクションプラン」(計画期間:平成24年度から平成28年度まで)を策定し、事業の優先順位や数値目標、財政見通しを明らかにすることで、下水道の効率的な整備と管理、安定的な経営を図ることとしている。

### 3. 町田市の下水道事業の経営状況

#### (1) 公営企業としての下水道事業

##### ○ 公営企業としての下水道事業

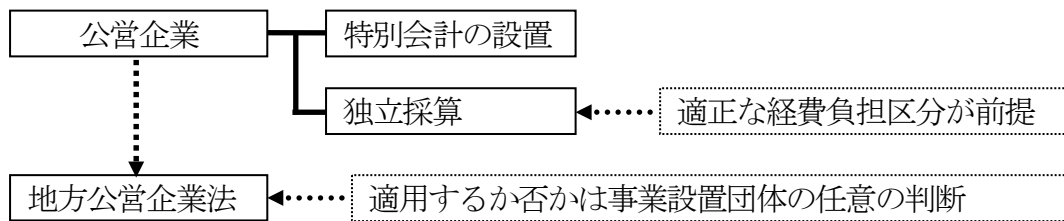
地方公共団体が経営する企業を公営企業といい、下水道事業は公営企業の一つとされている。

地方財政法では、公営企業に関して、その財政運営の基本原則として特別会計の設置と独立採算の原則の考え方を定めており、公共下水道事業（広義）についてもこれらの原則が適用される。

##### ○ 公共下水道事業（広義）に対する地方公営企業法の適用

地方公営企業法とは、公営企業にかかる組織、財務、職員の身分取り扱い等に関し自治法等の規定の特例を定めたものである。下水道事業に関しては、地方公営企業法の全部または一部を適用するか否かは事業設置団体の任意の判断によるものとされている。

図 15 公営企業としての下水道事業

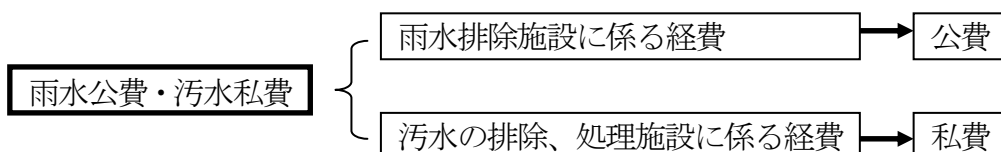


##### ○ 適正な経費負担区分（「雨水公費・汚水私費」の原則）について

公営企業における独立採算制とは適正な経費負担区分を前提とした制度であり、独立採算によることが客観的に困難であると認められる経費については、あらかじめ独立採算の枠の外におき、地方公共団体の一般会計等で負担することとされている。

下水道事業における経費の負担区分は、第一次下水道財政研究委員会（昭和 36 年）が提言した「雨水公費・汚水私費」が現在も基本原則となっている。すなわち、雨水排除施設については公費で、汚水の排除、処理施設については利用者で、それぞれ負担すべきものとするのが便宜であるとしている。

図 16 下水道事業における経費の負担区分





① 町田市の下水道事業の会計

町田市では、特別会計として町田市下水道事業会計（以下「下水道会計」という。）を設置し経理を行っているが、地方公営企業法は適用していない。

地方公営企業法の全部、または財務規定等のみを適用した場合、一般企業と同様に企業会計原則に基づき複式簿記及び発生主義により経理することになるが、町田市は地方公営企業法を適用していないため、単式簿記・現金主義である官庁会計を適用している。

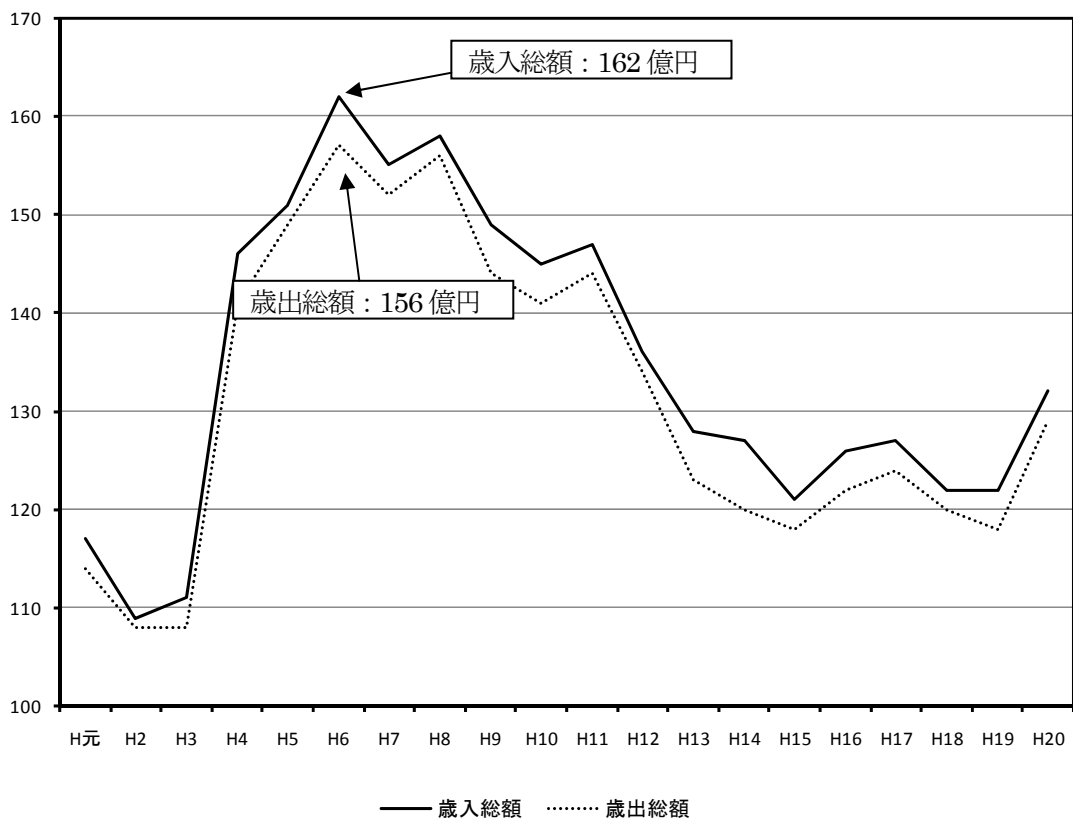
② 下水道会計の歳入総額・歳出総額の推移

次図は下水道会計の歳入総額と歳出総額の平成元年から平成20年度までの推移である。

歳入総額・歳出総額とも平成6年度まで上昇傾向にあり、その後は年度ごとに多少の増減は見られるが全体的には減少傾向となっている。

平成6年度の歳入総額は162億円、歳出総額は156億円、平成20年度の歳入総額は132億円、歳出総額は129億円となっており、平成20年度の歳入総額・歳出総額はピークであった平成6年度の数値の80%強となっている。

図17 下水道会計の推移（億円）



### ③ 歳入総額の推移

次図は、図17で示した歳入総額の内訳の推移を示したものである。

歳入の内訳の中では、使用料及び手数料、国庫支出金、（一般会計からの）繰入金、市債の金額が比較的大きい。

使用料及び手数料は下水道普及率の上昇あるいは下水道利用者の増加に伴って年々増加しており、平成20年度は53億円となっている。

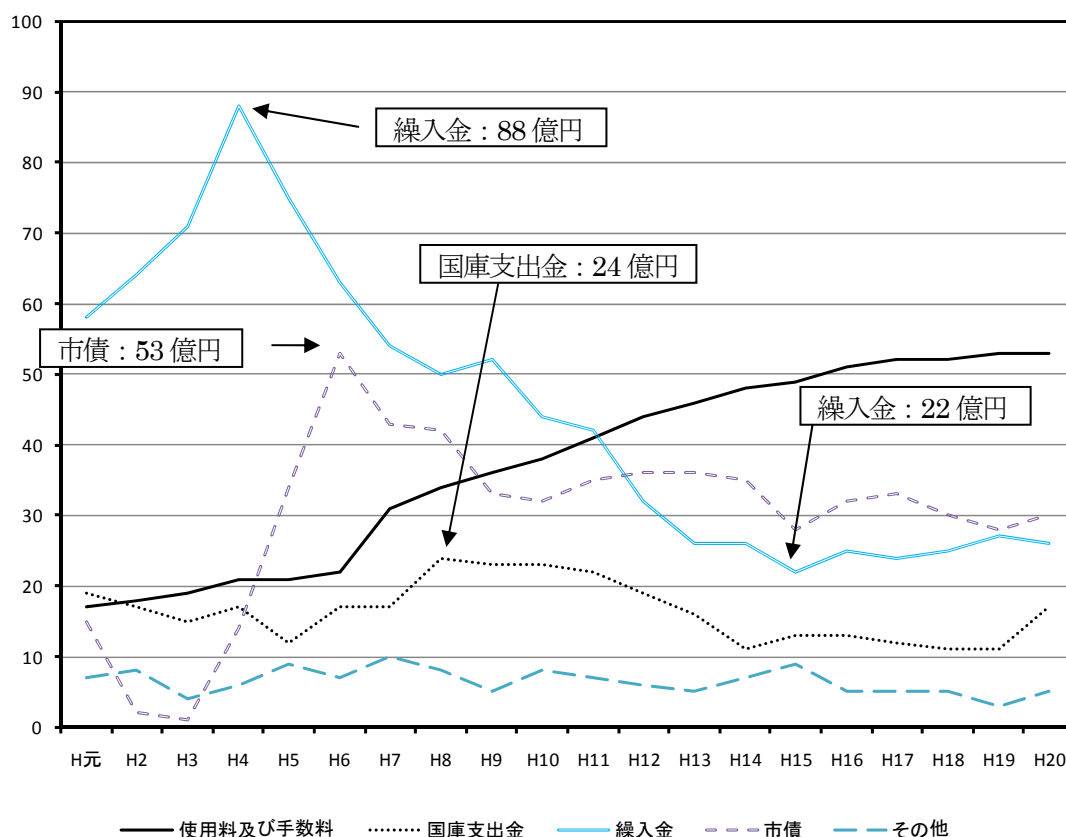
国庫支出金は、平成8年度の24億円がピークでその後は年度ごとに多少の増減は見られるが、全体的には減少傾向にあり、平成20年度は17億円となっている。

市債（発行額）は歳入総額が最大であった平成6年度の53億円がピークでその後は年度ごとに多少の増減は見られるが、全体的には減少傾向にあり、平成20年度は30億円となっている。

（一般会計からの）繰入金は、平成4年度の88億円がピークでその後減少傾向にあったが、平成15年度の22億円を境にしてその後は増加傾向にある。ただし、平成20年度は26億円の前年度の27億円より減少している。

その他には、都支出金、財産収入（物品売払収入）、（前年度からの）繰越金、諸収入が含まれている。年度ごとに増減は見られるが、平成元年度以降、大きな変化は見られない。

図18 歳入総額の推移（億円）

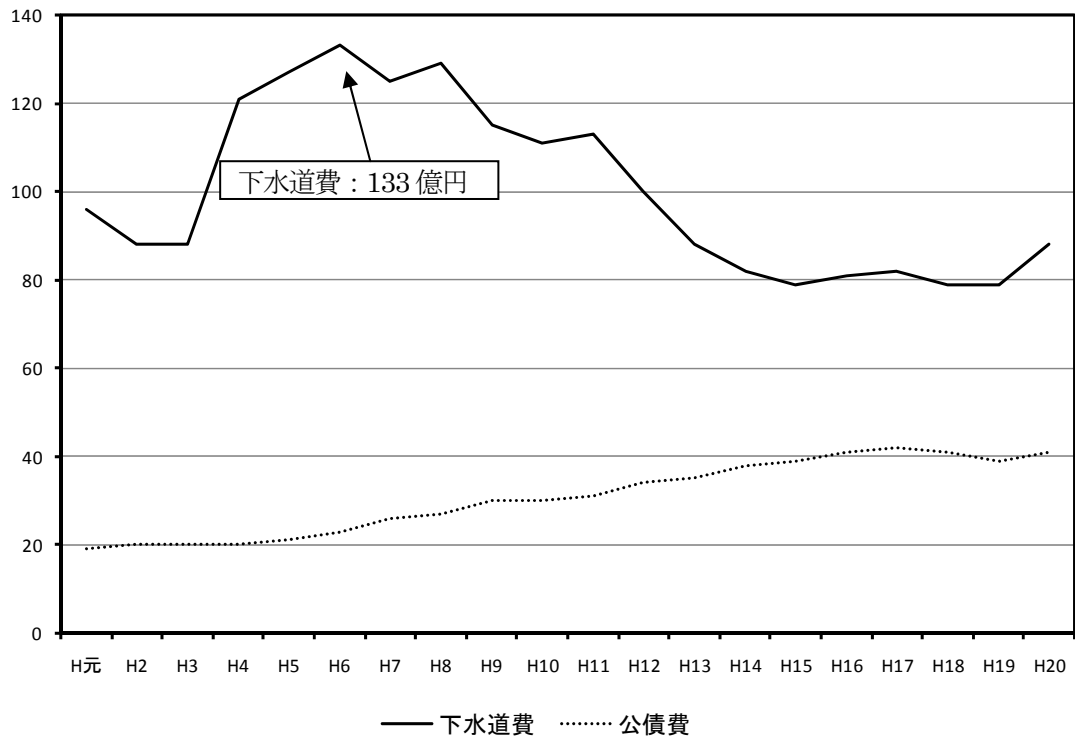


## ④ 歳出総額の推移

次図は、歳出総額の内訳別の推移を示したものである。なお、歳出は下水道費及び公債費に大別される。

下水道費は、平成6年度の133億円がピークでその後は減少傾向にあったが、平成20年度は88億円で前年度の79億円より増加している。

図19 歳出総額の推移（億円）



次図は、下水道費の内訳のうち流域下水道費を除いたものの推移を示したものである。下水道費は下水道総務費、管渠維持管理費、管渠建設費、下水処理場管理費、下水処理場整備費及び流域下水道費から構成される。

下水道費の中では管渠建設費が大きな割合を占めている。管渠建設費は平成8年度の79億円をピークとしてその後減少傾向にあったが、平成16年度を境として微増傾向に転じ、平成19年度は前年度より減少したが平成20年度は44億円で再び増加に転じている。

下水処理場整備費は、平成7年度の32億円をピークとしてその後減少傾向にあったが、平成15年度を境にして平成17年度まで増加、平成18年度は落ち込んでいるがその後増加傾向に転じ、平成20年度は13億円となっている。

下水道総務費、管渠維持管理費、下水処理場管理費はほぼ横ばいで推移している。

図 20 下水道費の推移（億円）

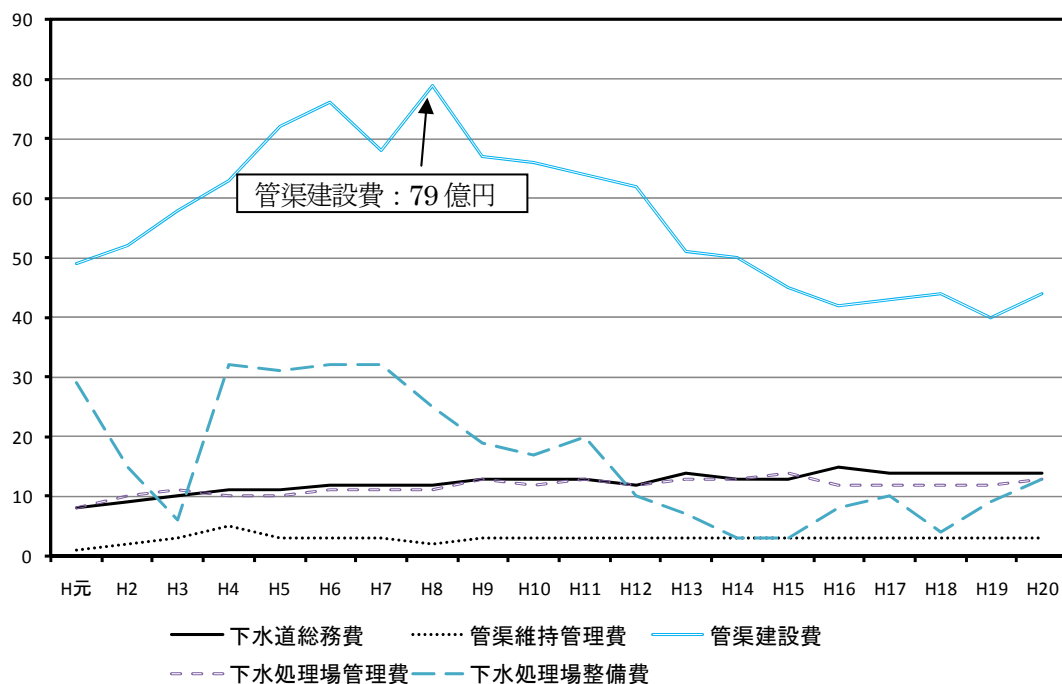
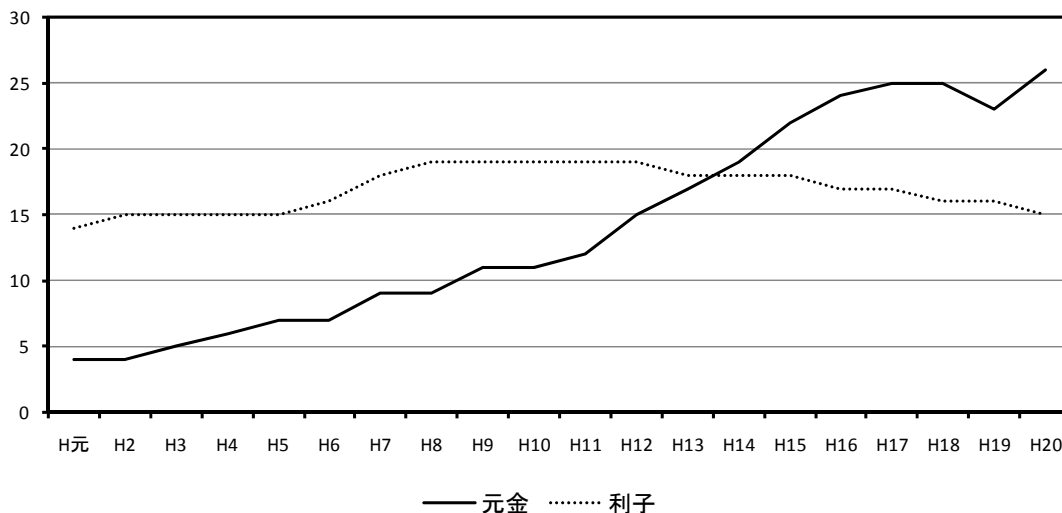


図 19 によると、公債費は平成 5 年度まではほぼ横ばいで推移しているが、平成 6 年度以降平成 17 年度まで増加傾向にある。その後減少していたが、平成 20 年度は 41 億円で前年度の 39 億円より増加している。

次図は、公債費の内訳の推移を示したものである。公債費は元金と利子から構成される。

平成 13 年度までは利子が元金を上回っていたが、平成 14 年度には両者が逆転し、その差は拡大傾向にある。

図 21 公債費の推移（億円）



⑤ 市債（下水道事業債）残高の推移

次図は市債（下水道事業債）の年度末時点での残高の推移である。

下水道事業債残高は平成5年度以降平成17年度あたりまで増加傾向にある。平成18年度以降も残高は増加しているが、増加額自体は減少している。

また、平成20年度末時点の下水道事業債の残高は53,740,839千円であるが、その内訳は表12のとおりである。

下水道事業債は財政融資に対するものと地方公営企業等金融機構に対するものが大きな割合を占めている。

図22 市債（下水道事業債）の残高の推移（億円）

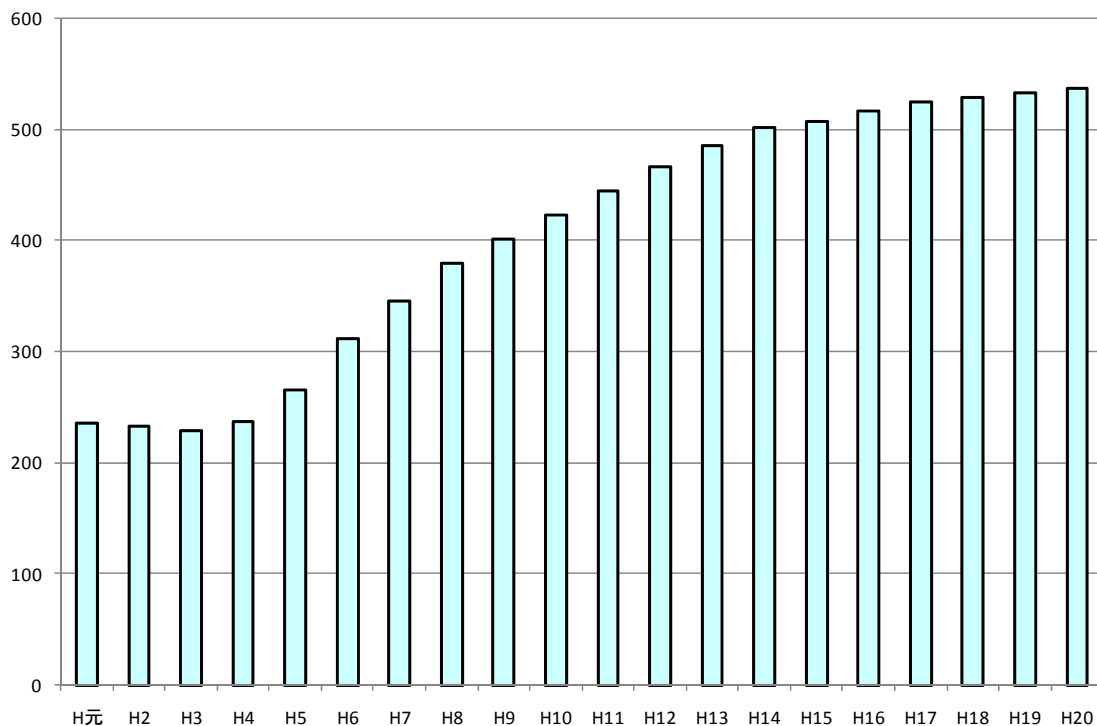


表12 平成20年度末時点における下水道事業債の内訳

(千円)

金利	政府資金		地方公営企業 等金融機構	市中銀行	合計
	財政融資	簡易生命保険			
1.0%以上 2.0%未満	2,002,763		2,654,674	12,640	4,670,077
2.0%以上 3.0%未満	11,703,144	7,345,586	16,170,272		35,219,002
3.0%以上 4.0%未満	332,603		888,130		1,220,733
4.0%以上 5.0%未満	4,543,323	2,376,482	2,275,263		9,195,068
5.0%以上 6.0%未満	581,695		165,574		747,269
6.0%以上 7.0%未満	1,112,445		324,323		1,436,768
7.0%以上 7.5%未満	1,170,136				1,170,136
7.5%以上 8.0%未満	81,786				81,786
合計	21,527,895	9,722,068	22,478,236	12,640	53,740,839

## ⑥ 町田市下水道事業経営健全化計画

国は、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成21年度までの3年間で5兆円程度の補償金免除の繰上償還を実施し高金利の地方債の公債費負担を軽減するとしており、その条件として、地方公共団体に対して財政健全化計画、公営企業経営健全化計画の策定を求めている。

町田市では、公共下水道事業についての経営健全化計画（以下「健全化計画」という。）を策定し、国の承認を受けている。

健全化計画では、次の5項目を経営課題として挙げている。

表13 健全化計画に掲げられている経営課題

課題①	<p><b>下水道使用料収入の確保</b></p> <p>使用料回収率は平成20年度以降も90%台後半という高い率で推移する見込みであるが、使用料収入は節水型機器の普及等に伴い、供用開始面積及び人口の増加にもかかわらず横ばいとなることが予想される。今後は水洗化率の向上と収納率の維持が課題である。</p>
課題②	<p><b>維持管理コストの縮減</b></p> <p>下水道施設の経年劣化や下水処理場の高度処理方式の導入等に伴い、維持管理費は年々増加していく。効率的で計画的な維持管理を行い、経費を縮減していく必要がある。</p>
課題③	<p><b>公債費負担の軽減</b></p> <p>公債費負担の軽減については、公営企業借換債（高金利対策分）を利用し、利率7.3%以上の公営企業金融公庫資金について平成17年度に165.8百万円、平成18年度に252.7百万円の借換を行い、平成17年度の借換では18.6百万円、平成18年度では32.1百万円の利子の削減ができた。</p> <p>しかし、平成19年度事業費に占める元利償還金の割合は33%と高い割合となっている。今後は効率的で計画的な整備を行い起債額の抑制を図るなど、公債費負担の軽減に努めていく必要がある。</p>
課題④	<p><b>定員管理の適正化</b></p> <p>定員管理の適正化については、市全体では、平成19年11月に策定した町田市中期経営計画に基づいて、市民協働の推進や民間活力の導入、再任用制度や任期付職員などの活用、組織改正による業務の効率化、IT（情報技術）の活用などによる職員数の最適化を進めている。下水道事業としても、再任用短時間勤務職員の活用などにより、職員数の適正化を進め、経営の効率化を図っていく。</p>
課題⑤	<p><b>給与水準の適正化（市全体の取り組み）</b></p> <p>給与水準は、地域の民間給与水準を反映させることと適正な人事評価による給与制度を構築していくことが急務である。</p> <p>給与水準の適正化については、平成16年10月に東京都給料表を導入し、行政職給料表と技能労務職給料表を分離した。平成19年4月からは、4分割給料表に移行し職務・職責に見合った制度を推進している。平成20年4月には、特殊勤務手当の改正を行い、8種類（26件）を4種類（6件）に削減するとともに支給対象の見直しを行い、削減を実施した。</p> <p>今後も、東京都及び他自治体の動向を踏まえ、住民から理解が得られる制度にすべく給与構造の一層の改革を進め、手当の廃止等を含め見直しを行い、給与の適正化を図っていく。</p>

## 4. 監査範囲

表 14 及び表 15 は平成 19 年度及び平成 20 年度の下水道事業会計の内訳である。原則として、表 14 及び表 15 に記載した項目の平成 20 年度決算額を監査対象とする。

表 14 歳入項目の内訳 (千円)

款	項	目	19 年度決算	20 年度決算
分担金及び負担金	負担金	下水道事業受益者負担金	82,369	110,102
		下水処理負担金	4,790	5,297
		合計	87,160	115,400
使用料及び手数料	使用料	下水道使用料	5,264,726	5,245,778
		下水道用地占有料	10,800	11,126
	手数料	下水道手数料	577	883
		合計	5,276,104	5,257,787
国庫支出金	国庫補助金	下水道費国庫補助金	1,051,623	1,728,970
都支出金	都補助金	下水道費都補助金	61,014	87,881
財産収入	財産売払収入	物品売払収入	179	190
繰入金	繰入金	繰入金	2,650,000	2,618,226
繰越金	繰越金	繰越金	177,614	316,140
諸収入	延滞金加算金及び滞料	延滞金	239	114
	貸付金元利収入	貸付金元利収入	18,367	20,716
	雑入	雑入	705	2,883
	合計	合計	19,312	23,714
市債	市債	市債	2,827,000	3,016,900
歳入額合計			12,150,008	13,165,210

(町田市一般会計特別会計歳入歳出決算書より)

表 15 歳出項目の内訳 (千円)

款	項	目	19 年度決算	20 年度決算
下水道費	下水道管理費	下水道総務費	1,439,313	1,439,419
		管渠費	管渠維持管理費	315,360
	処理場費	管渠建設費	4,021,544	4,405,281
		下水処理場管理費	1,242,219	1,333,683
	流域下水道費	下水処理場整備費	858,000	1,272,000
		流域下水道費	43,332	48,556
下水道費合計			7,919,769	8,795,039
公債費	公債費	元金	2,346,558	2,601,297
		利子	1,567,540	1,524,847
	公債費合計		3,914,099	4,126,145
歳出額合計			11,833,868	12,921,184

(町田市一般会計特別会計歳入歳出決算書より)

## 第2 監査対象の概要

### ※ 下水道費の内訳

次表は表 15 に記載した平成 20 年度の下水道費 (8,795,039 千円) の内訳である。

委託料 (6,691,325 千円) が下水道費の約 4 分の 3 を占めており、次いで、人件費 (給料、職員手当等及び共済費) が 849,619 千円で、下水道費の 1 割弱を占めている。

表 16 下水道費 (平成 20 年度決算額) の内訳

(千円)

	下水道管理費	管渠費		処理場費		流域下 水道費	合計
	下水道総務費	維持管理費	建設費	管理費	整備費		
給料	415,409						415,409
職員手当等	322,345						322,345
共済費	111,864						111,864
賃金	1,320						1,320
報償費	9,897						9,897
旅費	537	32		155			725
需用費	9,554	19,466		565,496			594,517
役務費	1,226	668		4,141			6,036
委託料	436,322	169,878	4,146,828	666,295	1,272,000		6,691,325
使用料及び賃借料	39,792		3,128	72			42,993
工事請負費		82,812	171,868	96,075			350,756
原材料費		23,238		262			23,501
公有財産購入費			83,455				83,455
備品購入費	1,519			1,162			2,681
負担金補助及び交付金	19,206			9		48,556	67,772
貸付金	25,630						25,630
補償、補填及び賠償金	521						521
公課費	44,269			13			44,282
合計	1,439,419	296,097	4,405,281	1,333,683	1,272,000	48,556	8,795,039

(町田市一般会計特別会計歳入歳出決算書より)



## 第3 監査の総括

### 1. 町田市の下水道事業の経営状況（多摩26市2町の比較）

#### （1）概況

##### ① 単独公共下水道事業の実施

東京都では26市2町が公共下水道事業を実施しているが、これらの団体は原則として多摩川を中心とした流域関連公共下水道事業を実施している。しかしながら町田市は多摩川との間に多摩丘陵が存在しているため、市街地の下水を多摩川方面へ流すのは地形的に難しい。また、町田市の市街地は多摩丘陵を境にそのほとんどが境川及び鶴見川流域となっているが、両河川の下流域は横浜市、川崎市、相模原市等、いずれも神奈川県の実体で、都県を越えて一体で事業を行うことが困難であった。そのため、単独公共下水道事業を中心として下水道の整備を進めてきた。

##### ② 2つの下水処理場の併用

単独公共下水道事業を実施することで下水処理場を設置・管理する必要があるが、町田市は中央に尾根が走っていることもあり、北側（鶴見川クリーンセンター）と南側（成瀬クリーンセンター）の2つの下水処理場を併用している。

#### （2）町田市の下水道事業の経営上の課題（平成20年度の状況）

##### ① 下水道（処理人口）普及率・進捗率

行政区域内人口に占める処理区域内人口の割合である下水道（処理人口）普及率は92.9%で、多摩26市2町平均98.4%を下回っている。

全体計画面積に占める処理区域内面積の割合である進捗率は61.7%で、多摩26市2町平均85.6%を下回っている。

町田市は平成25年度までに市街化区域の汚水整備を完了させる予定で事業を進めている。

##### ② 一般家庭使用料（1か月20m<sup>3</sup>あたり）

一般家庭において1か月あたり20m<sup>3</sup>使用した場合に下水道使用料として徴収される金額である一般家庭使用料（1か月20m<sup>3</sup>あたり）は1,974円で、多摩26市2町平均1,529円を上回っている。

一般家庭使用料（1か月20m<sup>3</sup>あたり）は青梅市が2,029円でもっとも高く、町田市の数値は八王子市、日野市、多摩市、稲城市と並んで青梅市の次となる。

##### ③ 処理区域内人口1人あたり基準外繰入金

処理区域内人口1人あたり基準外繰入金は3,614千円で、多摩26市2町平均2,941千円を上回っている。

#### ※ 基準外繰入金

一般会計と特別会計、公営企業会計または特別会計相互間において支出される経費を繰入金（繰出金）という。

下水道事業における経費の負担区分は、第1次下水道財政研究委員会（昭和36年）が提言した「雨水公費・汚水私費」が現在も基本原則となっている。すなわち、雨水排除施設については公費で、汚水の排除、処理施設については利用者で、それぞれ負担すべきものとするのが便宜であるとしている。この場合の公費負担は一般会計から下水道事業会計に対する繰入金（繰出金）の繰り出しという形で行われる。

一般会計から下水道事業会計等の特別会計に対して繰り出すべき繰入金の基本的な考え方を繰出基準と呼んでおり、総務省自治財政局長通知により毎年度示されている。繰入金のうち、総務省が示した繰出基準に合致しない経費を基準外繰入金という。

#### ④ 職員1人あたり処理区域内人口

市域の大部分が単独公共下水道であること、2つの処理場を有していること、また、現在も汚水整備を進めていることなどから、平成20年度の下水道事業に携わる職員数は96名で多摩26市2町の中ではもっとも多い。そのため、職員1人あたり処理区域内人口は4,071.5人で多摩26市2町平均9,532.8人の半分以下となっている。

### (3) 町田市の下水道事業のその他の特徴

#### ① 使用料単価

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となるものを有収水と呼ぶが、有収水量1m<sup>3</sup>あたりの使用料収入である使用料単価は132.5円で、多摩26市2町平均119.7円を上回っている。

#### ② 経費回収率

汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標である経費回収率は97.5%で、多摩26市2町平均92.8%を上回っている。

下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費全てを使用料によって賄うことが原則であるため、経費回収率は、下水道事業の経営を最も端的に表している指標といえる。

#### ③ 処理区域内人口1人あたり維持管理費（汚水分）

現在処理区域内人口1人あたりにかかっている汚水処理のための維持管理費は6,545.5円で、多摩26市2町平均7,722.4円を下回っている。

④ 処理区域内人口1人あたり資本費（汚水分）

現在処理区域内人口1人あたりにかかっている汚水処理のための資本費は7,217.7円で、多摩26市2町平均7,572.1円を下回っている。

表 17 多摩26市2町の平均値と比較した町田市の経営指標

項目		町田市	多摩26市 2町の平均	
(1)事業の概況	①下水道（処理人口）普及率	処理区域内人口／行政区域内人口	92.9%	98.4%
	②進捗率	処理区域内面積／全体計画面積	61.7%	85.6%
	③一般家庭用使用料	1か月あたり20m <sup>3</sup> 使用料	1,974円	1,529円
	④処理区域内人口密度	処理区域内人口／処理区域面積(ha)	89.5人/ha	86.3人/ha
(2)施設の効率性	①有収率	使用料徴収対象の汚水／処理した汚水	89.7%	90.4%
	②水洗化率	水洗便所によっている人口／処理区域内人口	97.6%	97.8%
(3)経営の効率性	①使用料単価	使用料収入／有収水量(m <sup>3</sup> )	132.5円/m <sup>3</sup>	119.7円/m <sup>3</sup>
	②汚水処理原価	汚水処理費／有収水量(m <sup>3</sup> )	135.9円/m <sup>3</sup>	135.3円/m <sup>3</sup>
	③経費回収率	使用料／汚水処理費用	97.5%	92.8%
	④維持管理費	維持管理費(汚水)／処理区域内人口	6,545.5円/人	7,722.4円/人
	⑤資本費	資本費(汚水)／処理区域内人口	7,217.7円/人	7,572.1円/人
	⑥職員1人あたり処理区域内人口	処理区域内人口／職員数	4,071.5人/人	9,532.8人/人
(4)財政状態の健全性	①総収支比率	総収益／総費用	149.5%	147.5%
	②1人あたり地方債残高	地方債残高／処理区域内人口	137,492円/人	136,654円/人
	③1人あたり基準外繰入金	基準外繰入金／処理区域内人口	3,614千円/人	2,941千円/人

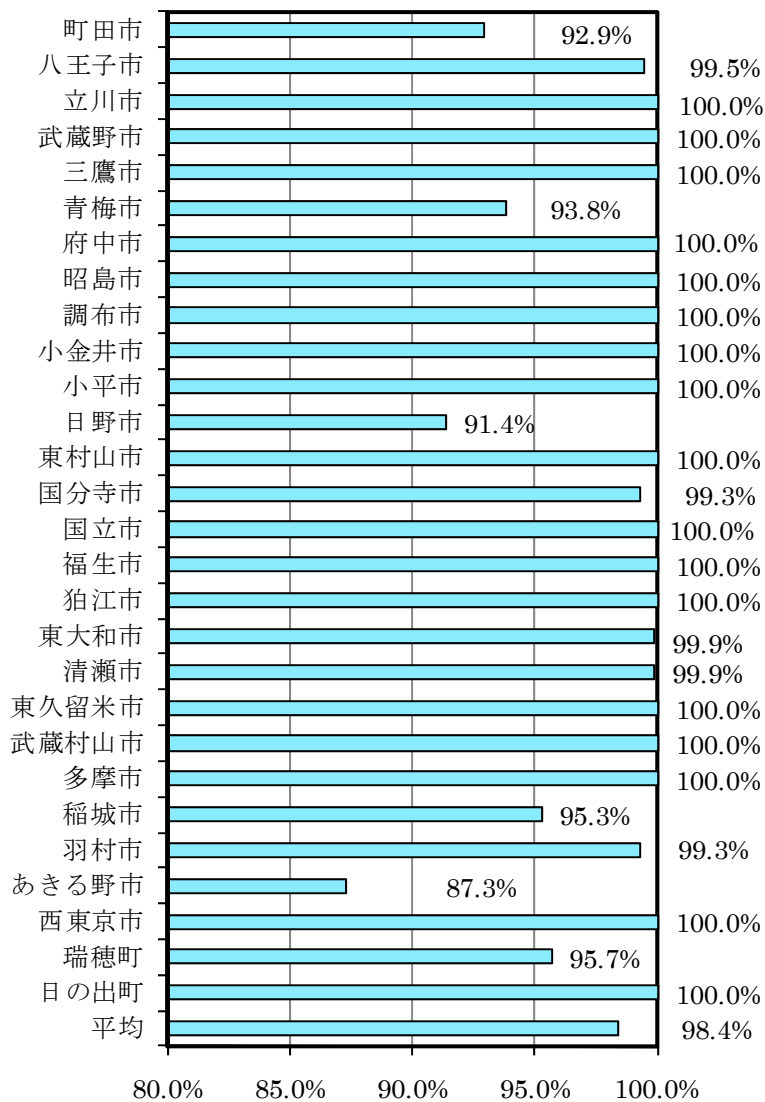
東京都総務局行政部市町村課が公表している「平成20年度 市町村公営企業決算状況調査の結果」によると、多摩26市2町の平成20年度の下水道事業の経営状況は次のとおりである。

(1) 事業の概要

① 下水道（処理人口）普及率

行政区域内人口に占める処理区域内人口の割合である。多摩26市2町の平均値は98.4%で、町田市は平均を下回る92.9%で、あきる野市、日野市に次いで低い数値となっている。

図23 多摩26市2町の下水道（処理人口）普及率（%）

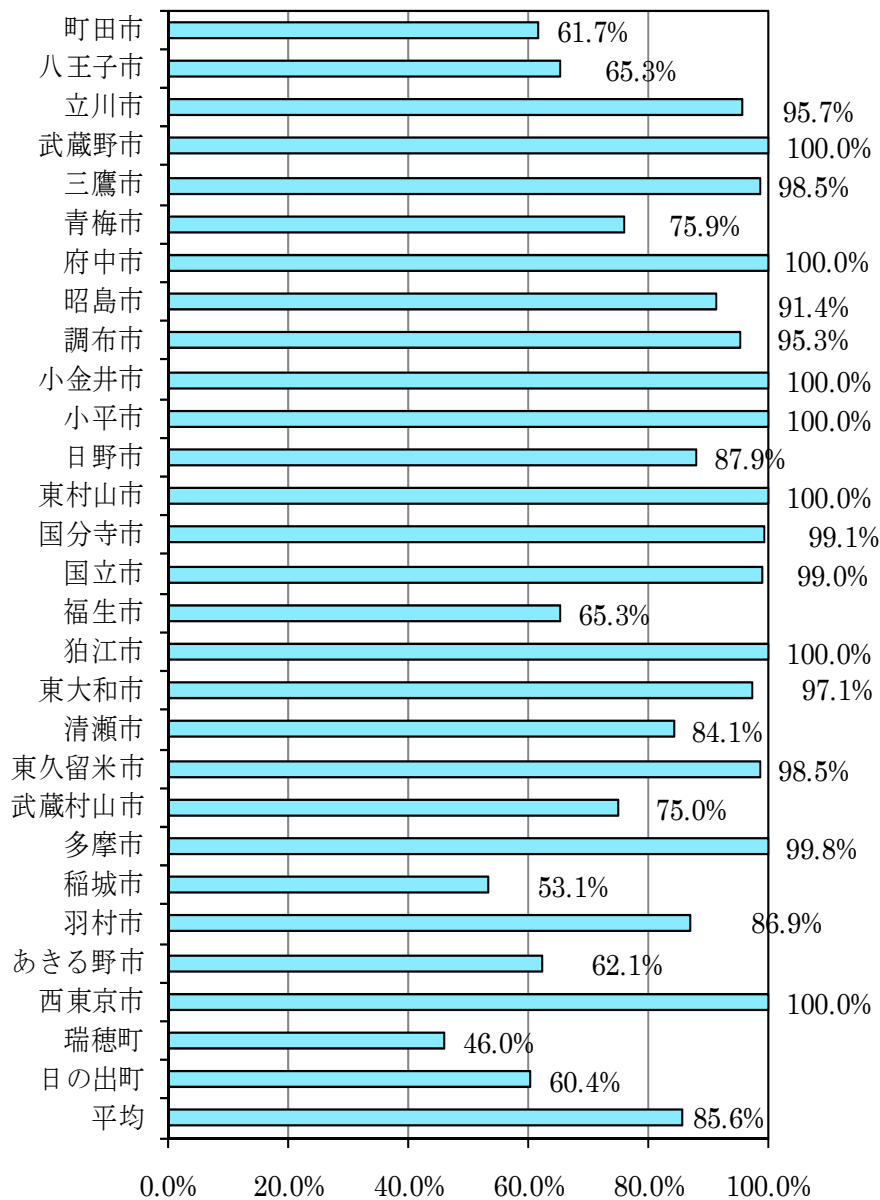


② 進捗率

全体計画面積に占める処理区域内面積の割合で、全体計画に対しての進捗状況を表す指標である。

多摩26市2町の進捗率の平均値は85.6%で、町田市は平均を下回る61.7%となっている。

図24 進捗率 (%)

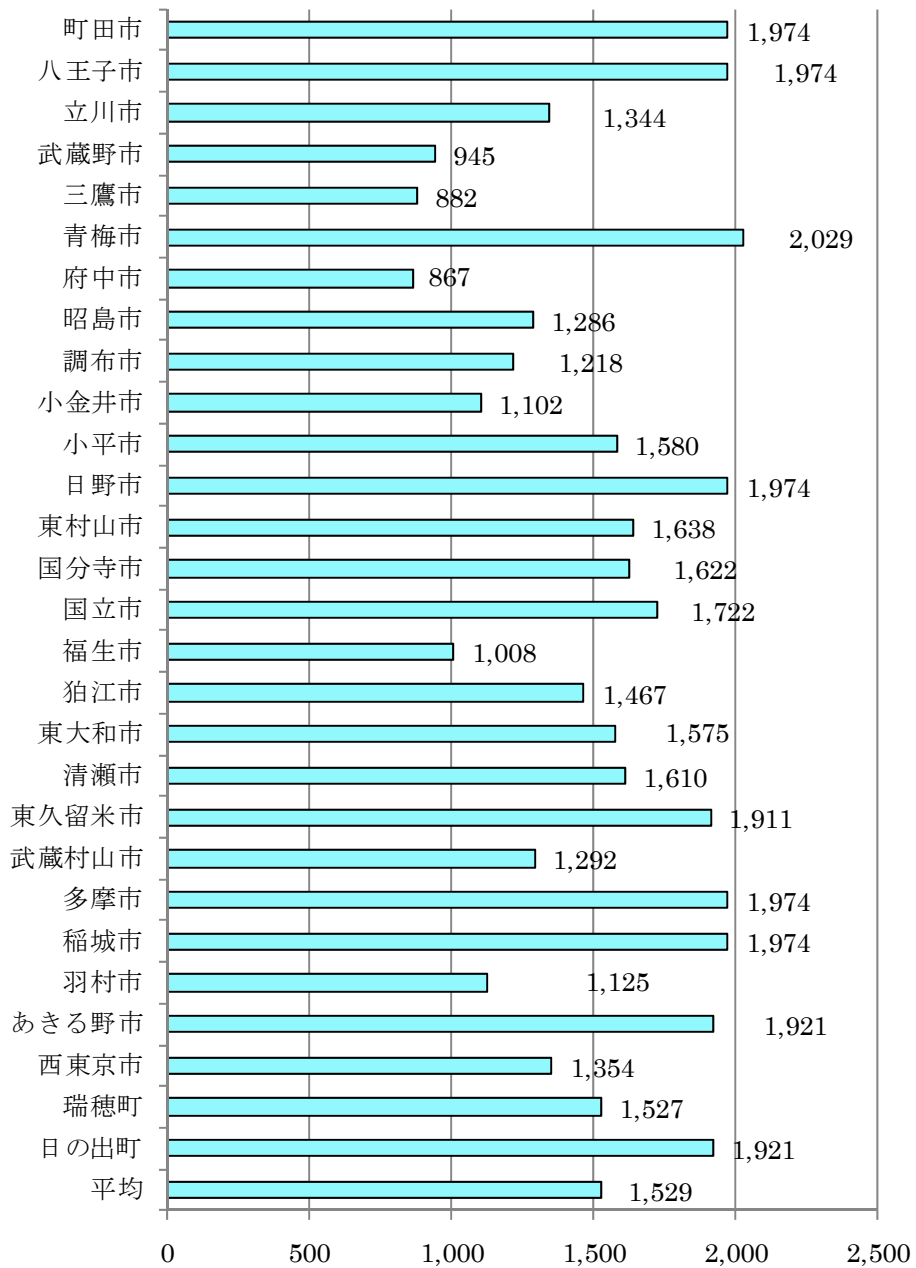


③ 一般家庭用使用料（1 か月 20 m<sup>3</sup>あたり）

一般家庭において1か月あたり20 m<sup>3</sup>使用した場合に下水道使用料として徴収される金額である。

多摩26市2町の一般家庭用使用料の平均値は1,529円で、町田市は平均値を上回る1,974円となっている。

図 25 一般家庭用使用料(1 か月 20 m<sup>3</sup>あたり) (円)

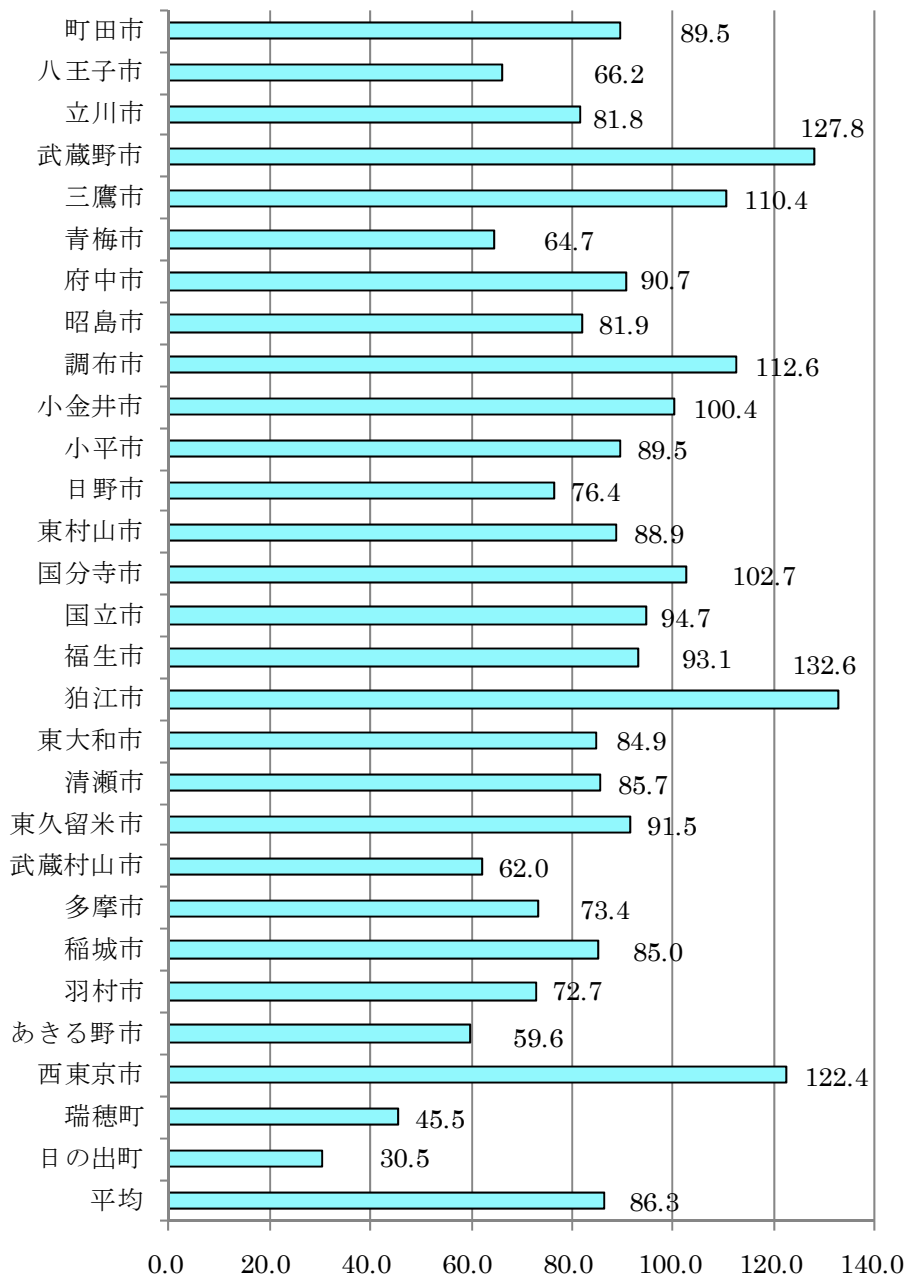


④ 処理区域内人口密度

処理区域面積1haあたりの処理区域内人口を表した指標である。

多摩26市2町の処理区域内人口密度の平均値は86.3人/haで、町田市は平均値を若干上回る89.5人/haとなっている。

図26 処理区域内人口密度(人/ha)



※ 八王子市は公共下水道事業のほかに特定地域生活排水処理事業を実施しているが、上記の数値は公共下水道事業の数値のみを記載している。

(2) 施設の効率性

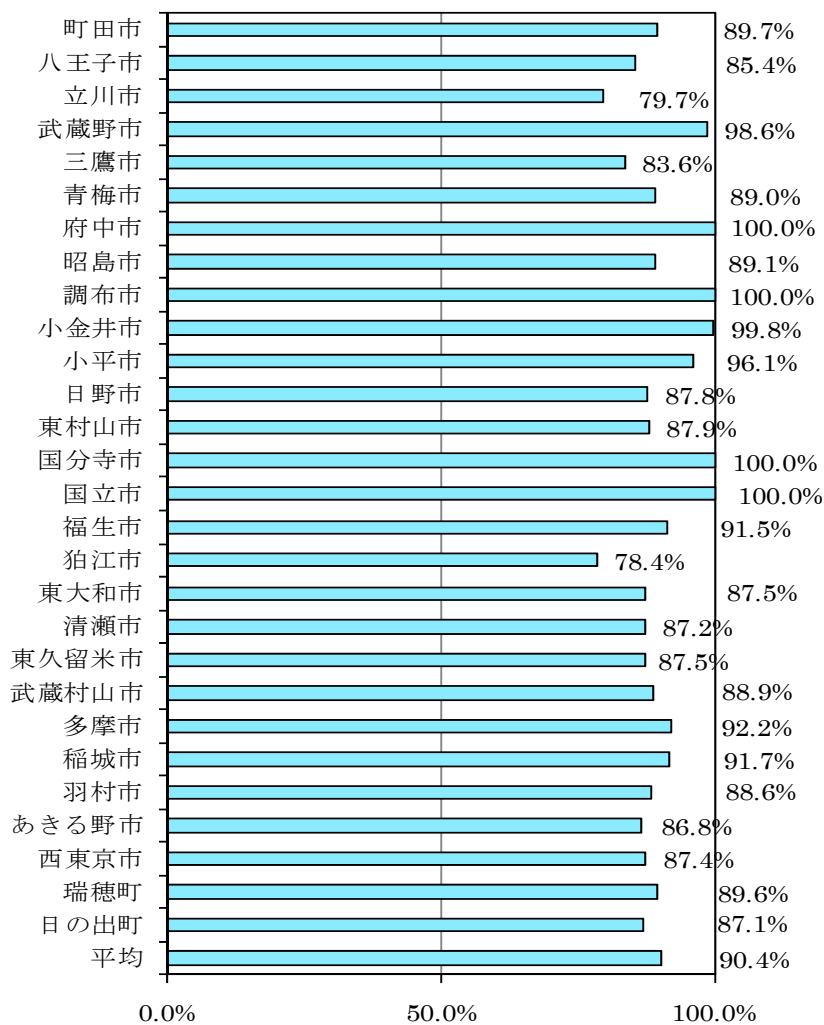
① 有収率

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる汚水の割合である。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえる。

下水道においては、管きよの接続部分、マンホール等からある程度の不明水が流入する。しかしながら、著しく有収率の低い団体にあつては、多量の不明水が発生する原因の究明とその削減に努める必要がある。不明水の発生理由としては、管きよの接続部分、マンホール等からの流入や、汚水ますと雨水ますの誤接続による雨水の流入、無届排水設備からの汚水の流入、井戸水等の認定水量と実際の使用水量との誤差の発生等が考えられる。これらの有無を検証し、適切な対策を講じる必要がある。

多摩26市2町の有収率の平均値は90.4%で、町田市は平均値を若干下回る89.7%となっている。

図27 有収率 (%)



※ 八王子市は公共下水道事業のほか、特定地域生活排水処理事業を実施しているが上記の数値は公共下水道事業の数値のみを記載している。



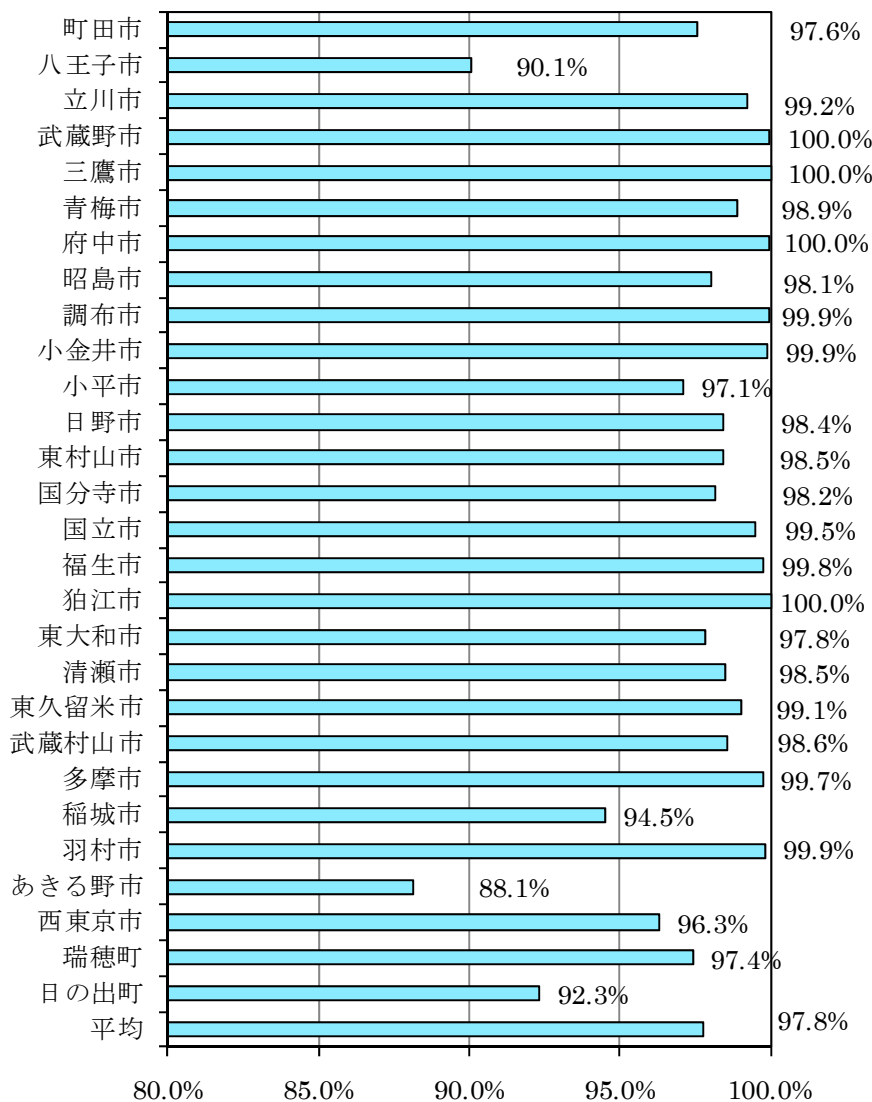
② 水洗化率

処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水进行处理している人口の割合である。

下水道事業は、一般に末端管きょが整備されてから水洗化されるまで相当程度の期間を要するため、末端管きょ整備後間もない区域の多い事業者では、低い水洗化率となる場合も多いと考えられる。ただし、供用開始後年数が短い事業についても100%に近づくよう常に努力する必要がある。

多摩26市2町の水洗化率の平均値は97.8%で、町田市は平均値をわずかに下回る97.6%となっている。

図 28 水洗化率 (%)



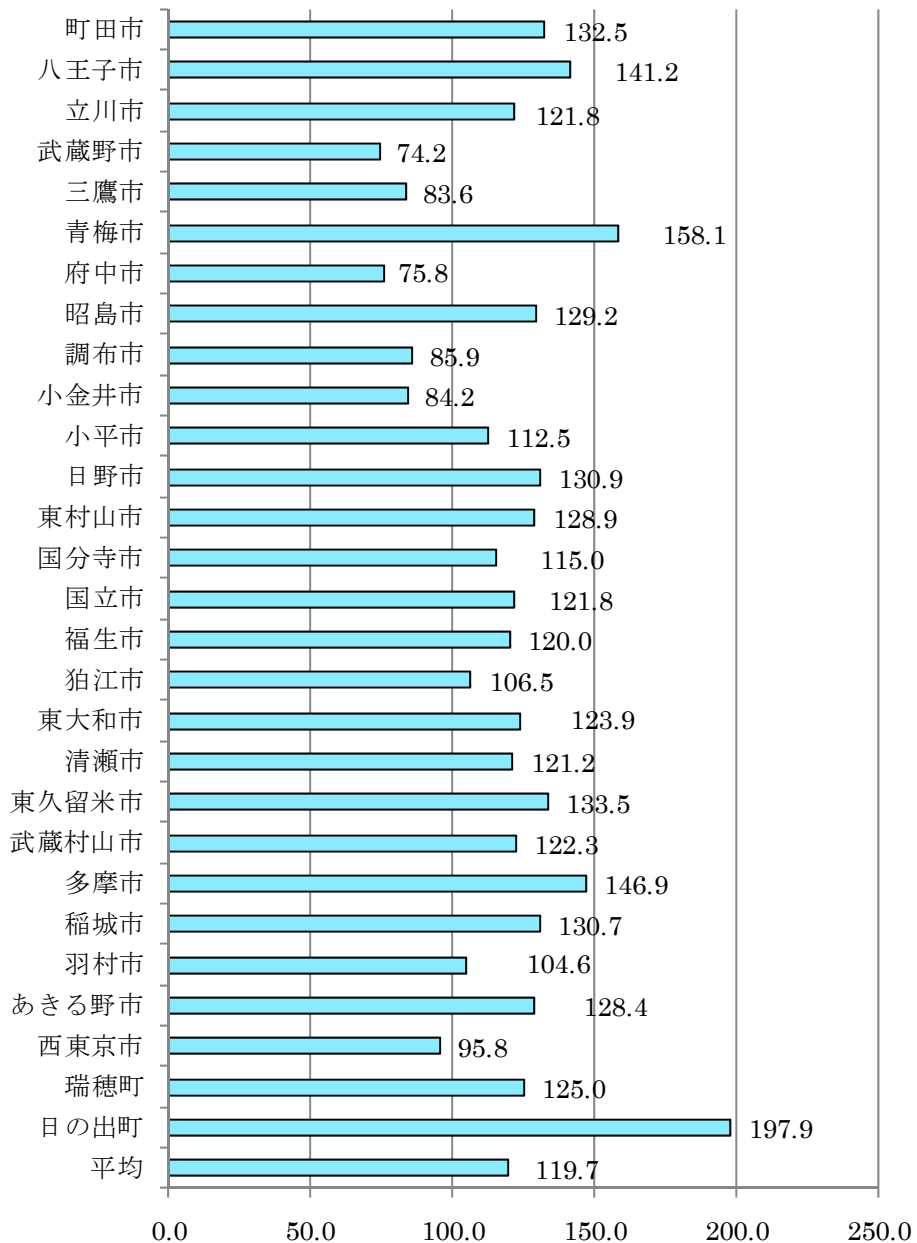
(3) 経営の効率性

① 使用料単価

有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示すものである。

多摩26市2町の使用料単価は119.7円/m<sup>3</sup>で、町田市は平均値を上回る132.5円/m<sup>3</sup>となっている。

図29 使用料単価 (円/m<sup>3</sup>)



※ 八王子市は公共下水道事業のほかに特定地域生活排水処理事業を実施しているが、上記の数値は公共下水道事業の数値のみを記載している。

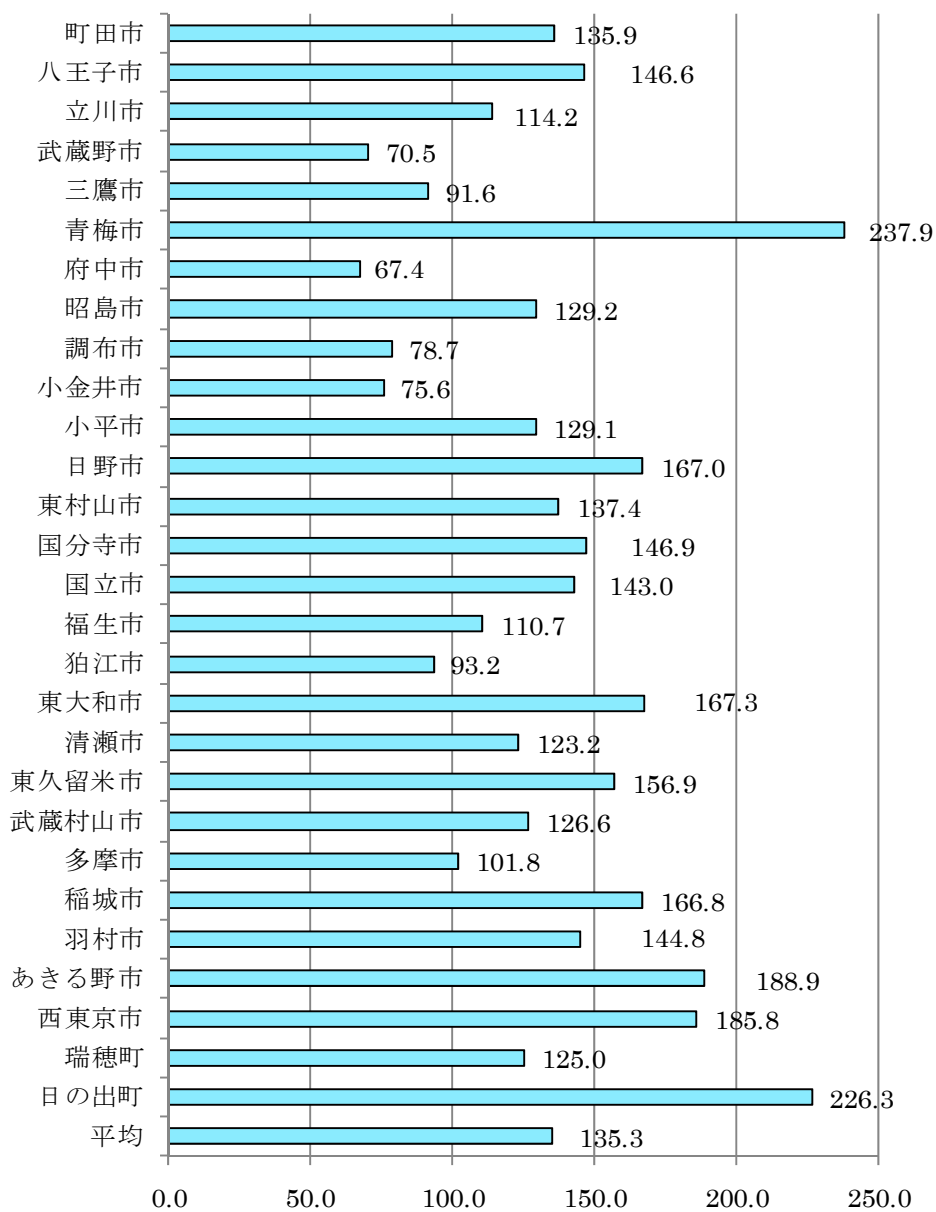
② 汚水処理原価

有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理費である。汚水処理費は、維持管理費と資本費とに分けられる。

維持管理費は日常の下水道施設の維持管理に要する経費であり、具体的には、人件費、動力費、薬品費、施設補修費、管きよ清掃費及びその他の維持管理費によって構成される。

多摩 26 市 2 町の汚水処理原価の平均値は 135.3 円/m<sup>3</sup>で、町田市は平均値をわずかに上回る 135.9 円/m<sup>3</sup>となっている。

図 30 汚水処理原価 (円/m<sup>3</sup>)



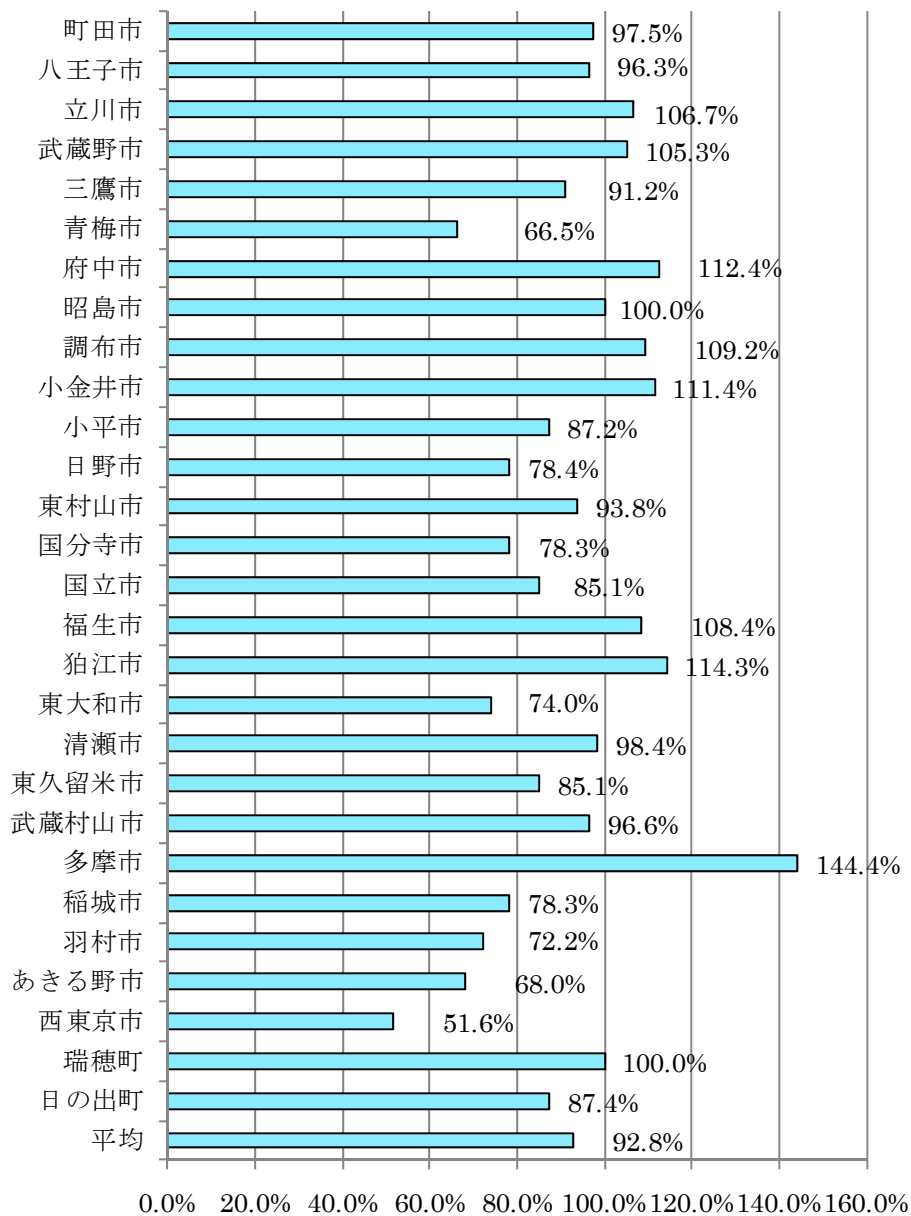
※ 八王子市は公共下水道事業のほかに特定地域生活排水処理事業を実施しているが、上記の数値は公共下水道事業の数値のみを記載している。

③ 経費回収率

汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標である。下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費全てを使用料によって賄うことが原則である。したがって、経費回収率は下水道事業の経営を最も端的に表している指標といえる。

多摩26市2町の経費回収率の平均値は92.8%で、町田市は平均値を上回る97.5%となっている。

図 31 経費回収率 (%)



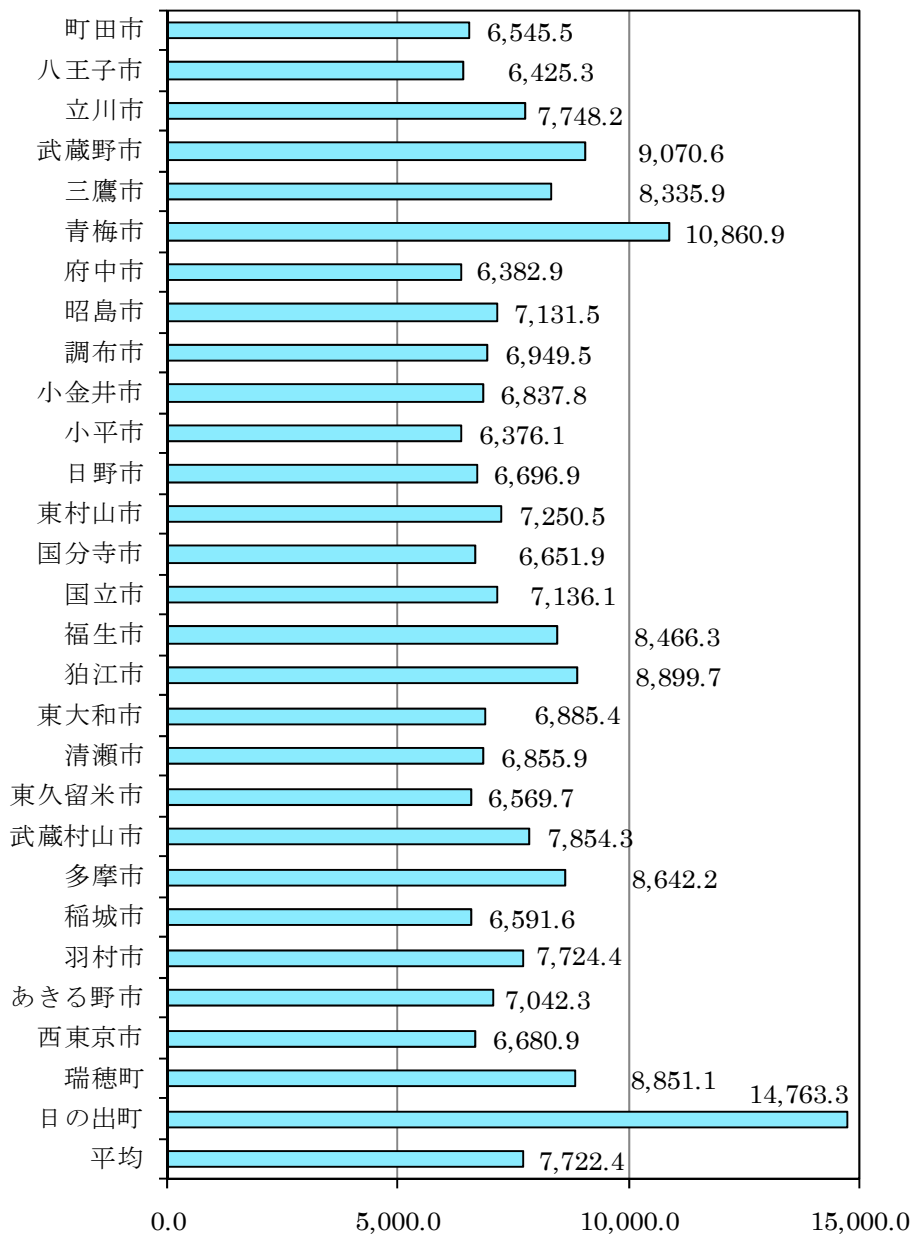
※ 八王子市は公共下水道事業のほかに特定地域生活排水処理事業を実施しているが、上記の数値は公共下水道事業の数値のみを記載している。

④ 処理区域内人口1人あたりの維持管理費（汚水分）

現在処理区域内人口1人あたりにかかっている汚水処理のための維持管理費であり、効率的な維持管理の状況を見るものである。なお、この場合の維持管理費は、管きよ、ポンプ場、処理場その他にかかっている汚水処理費である。

多摩26市2町の処理区域内人口1人あたりの維持管理費（汚水分）の平均値は7,722.4円で、町田市は平均値を下回る6,545.5円となっている。

図32 処理区域内人口1人あたりの維持管理費（汚水分）  
（円/人）



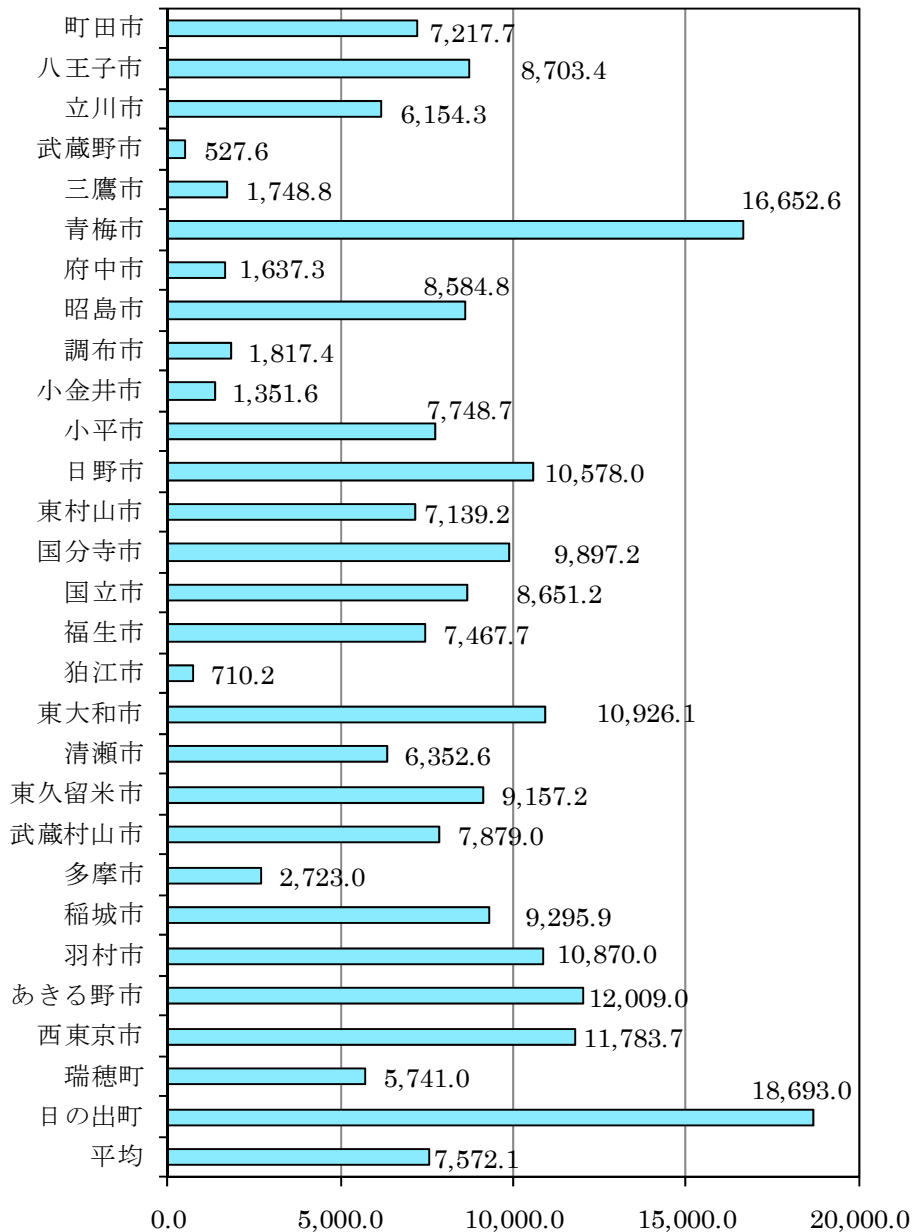
※ 八王子市は公共下水道事業のほか、特定地域生活排水処理事業を実施しているが、上記の数値は公共下水道事業の数値のみを記載している。

⑤ 処理区域内人口1人あたりの資本費（汚水分）

現在処理区域内人口1人あたりにかかっている汚水処理のための資本費である。なお、この場合の資本費は、地方債償還金と地方債等利息等にかかる汚水処理費である。

多摩26市2町の処理区域内人口1人あたりの資本費（汚水分）の平均値は7,572.1円で、町田市は平均値を下回る7,217.7円となっている。

図33 処理区域内人口1人あたりの資本費（汚水分）  
（円/人）



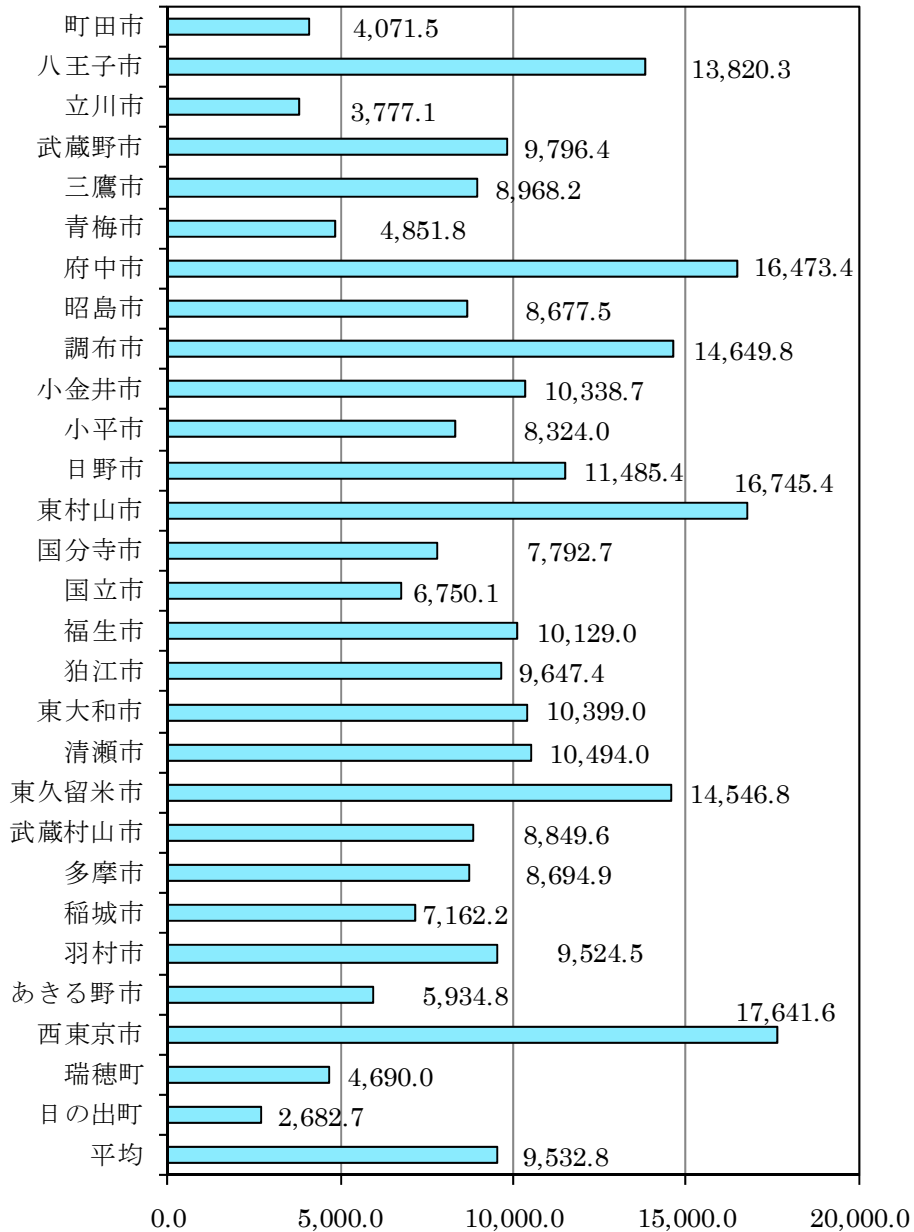
※ 八王子市は公共下水道事業のほかに特定地域生活排水処理事業を実施しているが、上記の数値は公共下水道事業の数値のみを記載している。

⑥ 職員1人あたりの処理区域内人口

処理区域内人口を職員数で除したものである。

多摩26市2町の職員1人あたりの処理区域内人口の平均値は9,532.8人で、町田市は平均値を下回る4,071.5人となっている。

図34 職員1人あたりの処理区域内人口（人/人）



※ 八王子市は公共下水道事業のほか特定地域生活排水処理事業を実施しているが、上記の数値は公共下水道事業の数値のみを記載している。

※ 多摩26市2町の下水道事業に携わる職員数

町田市の下水道事業に携わる職員は96名で、多摩26市2町の中で最も多い。

職員がもっとも多い理由は、町田市は他市町に比べて汚水整備の普及拡大途上にあることや、市域の大部分が単独公共下水道であること、処理場を2施設有していることなどの理由が考えられる。

なお、資本職員とは下水道事業の整備にかかわる職員で、損益職員とは下水道事業の運営にかかわる職員である。また、集計の対象となる職員の範囲に違いがあるため、表9の職員数とは人数が一致していない。

表18 職員数比較 (人)

市町名	資本職員	損益職員	計
町田市	39	57	96
八王子市	17	23	40
立川市	14	33	47
武蔵野市	5	9	14
三鷹市	5	15	20
青梅市	7	20	27
府中市	7	8	15
昭島市	5	8	13
調布市	5	10	15
小金井市	1	10	11
小平市	8	14	22
日野市	6	8	14
東村山市	0	9	9
国分寺市	2	13	15
国立市	2	9	11
福生市	2	4	6
狛江市	2	6	8
東大和市	3	5	8
清瀬市	2	5	7
東久留米市	4	4	8
武蔵村山市	2	6	8
多摩市	7	10	17
稲城市	3	8	11
羽村市	1	5	6
あきる野市	4	8	12
西東京市	2	9	11
瑞穂町	3	4	7
日の出町	2	4	6
合計	160	324	484
1市町平均	5.7	11.6	17.3

図35 職員数比較 (人)





(4) 財政状態の健全性

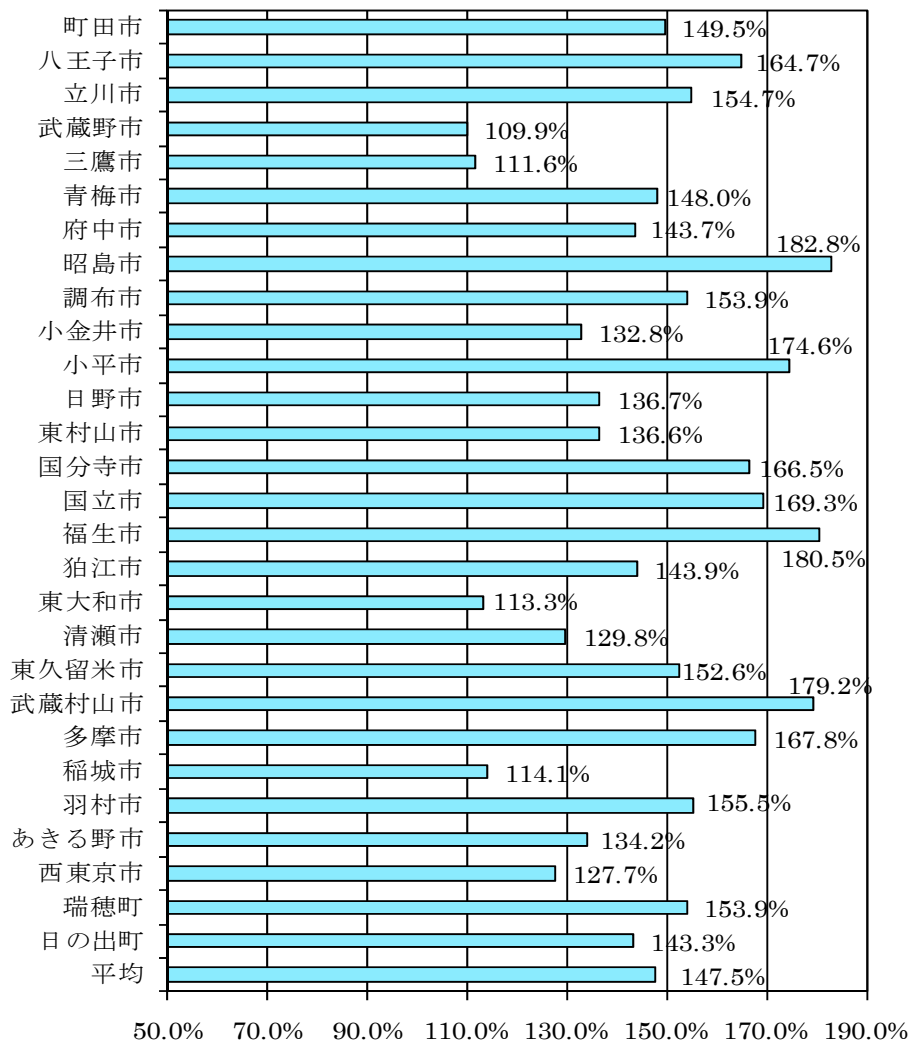
下水道事業は一般に事業規模も大きく、地方公共団体の財政運営や住民生活に与える影響が大きい。事業経営の健全性を確保するとともに、経営基盤の強化が求められる。

① 総収支比率

総収益と総費用の比率を表したものである。100%未満であると総収支が赤字であることを示している。

多摩26市2町の総収支比率の平均値は147.5%で、町田市は平均値を上回る149.5%となっている。

図36 総収支比率 (%)



※ 八王子市は公共下水道事業のほか、特定地域生活排水処理事業を実施しているが、上記の数値は公共下水道事業の数値のみを記載している。

② 地方債残高と処理区域内人口1人あたりの地方債残高

図37は、多摩26市2町の平成20年度末時点における地方債残高を示したものである。

地方債残高は八王子市が109,094百万円で最も多く、町田市の残高は53,740百万円で八王子市に次いで2番目となっている。

図38は、地方債残高を処理区域内人口で除した処理区域内人口1人あたりの地方債残高である。

多摩26市2町の処理区域内人口1人あたりの地方債残高の平均値は136,654円で、町田市は平均値を上回る137,492円となっている。

図37 地方債残高（百万円）

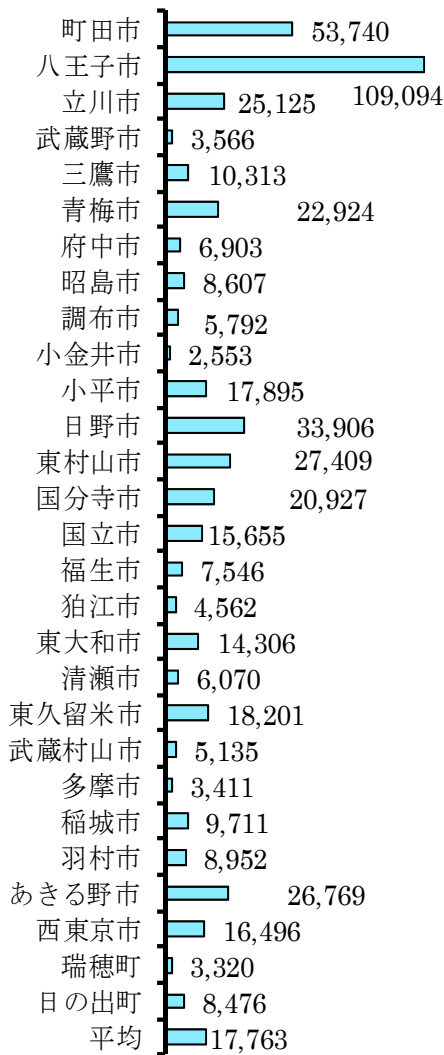
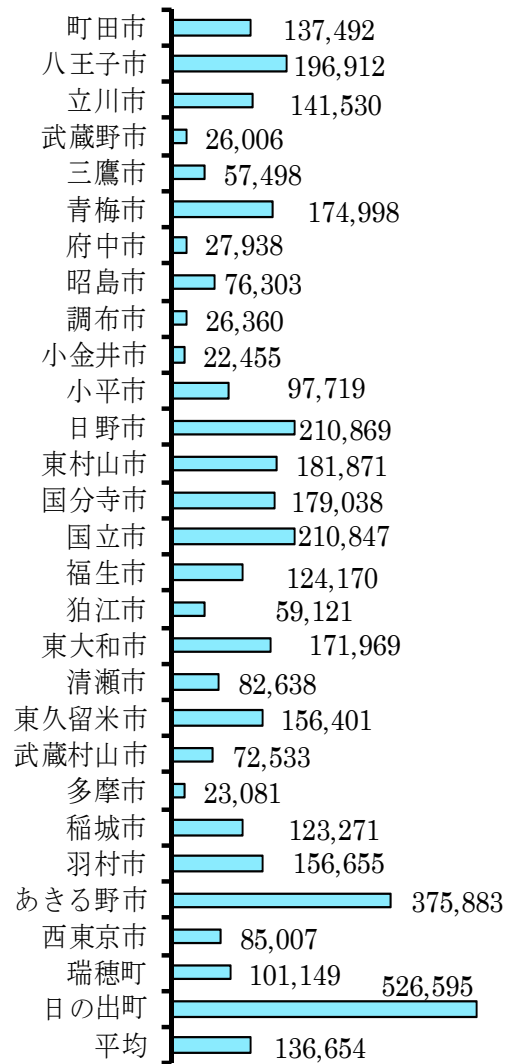


図38 処理区域内人口1人あたりの地方債残高（円/人）



③ 基準外繰入金と処理区域内人口1人あたりの基準外繰入金

図39は、多摩26市2町の平成20年度末時点における基準外繰入金を示したものである。

基準外繰入金は八王子市が1,851百万円で最も多く、町田市は1,412百万円で八王子市、西東京市に次いで3番目となっている。

図40は、基準外繰入金を処理区域内人口で除した処理区域内人口1人あたりの基準外繰入金を示したものである。

多摩26市2町の処理区域内人口1人あたりの基準外繰入金の平均値は2,941千円で、町田市は平均値を上回る3,614千円となっている。

図39 基準外繰入金（百万円）

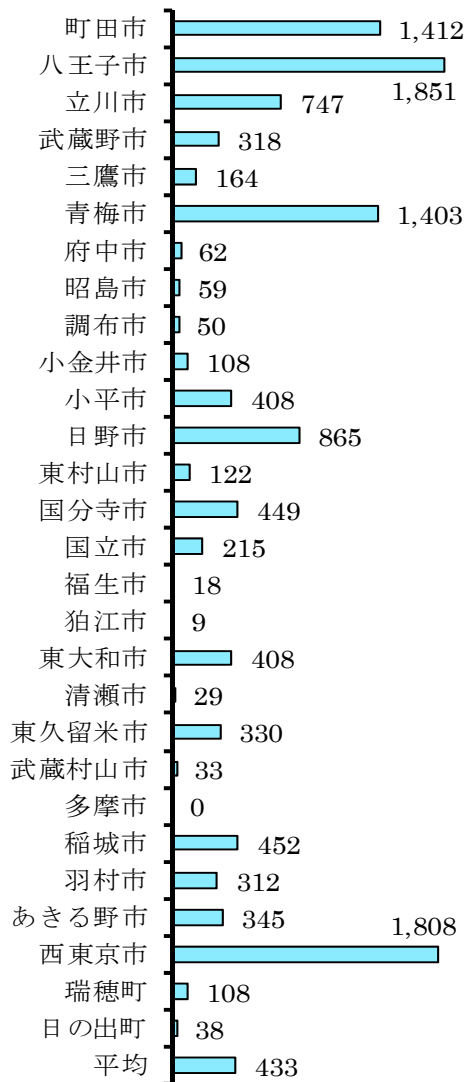
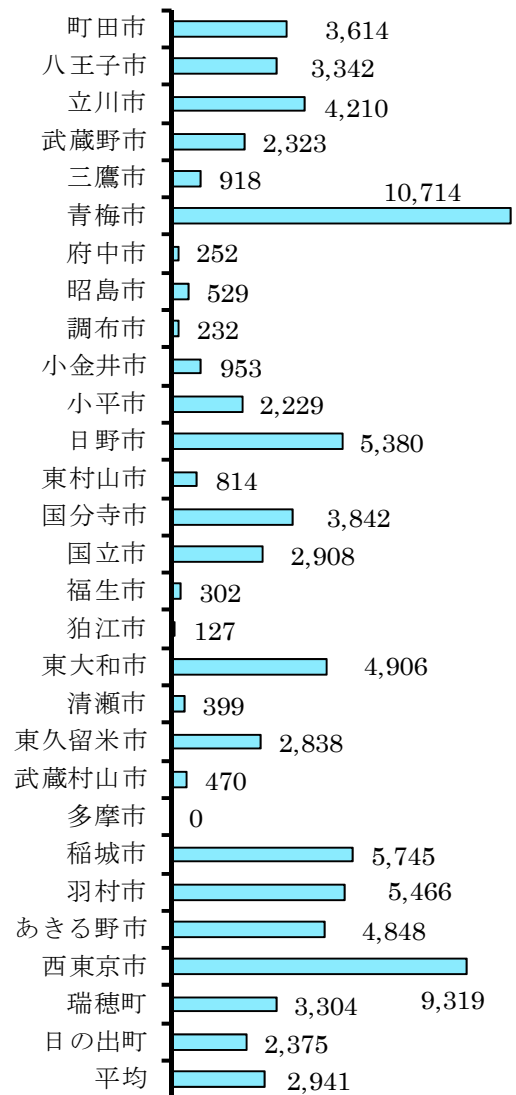


図40 処理区域内人口1人あたりの基準外繰入金（千円/人）



## 2. 町田市の下水道事業の課題と対応策

下水道事業にかかわる財務事務に対して監査を実施した結果、町田市の下水道事業の主な課題と見直しが必要事項は次のとおりである。

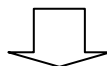
表 19 町田市の下水道事業の課題

項目	内容
課題その1	下水処理場（クリーンセンター）の効率的な運営
課題その2	下水道使用料の徴収漏れを防ぐための対応
課題その3	委託事業についての事業内容と委託料の見直し
課題その4	合併浄化槽の適切な管理
課題その5	雨水対策事業・市街化調整区域への対応

### （1）下水処理場（クリーンセンター）の効率的な運営（課題その1）

#### ① 町田市の下水処理場のあり方（成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンター）

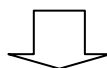
課題
<p>町田市の単独公共下水道区域は町田処理区と鶴見川処理区に分かれており、成瀬CC（クリーンセンター）と鶴見川CC（クリーンセンター）の2つの下水処理場を有している。</p> <p>2つの処理場を有することとなった背景としては、もともと町田市の地域的な特徴から多摩丘陵を越えて多摩地域における流域関連公共下水道とすることは費用対効果の面で困難であったことや、都県を越えて横浜市や川崎市と一体で事業を行うことも困難であったことに加え、町田市の中央に尾根が走っていることによって北側（鶴見川CC）と南側（成瀬CC）の2つの下水処理場を併用することが妥当と判断したことによる。</p> <p>町田市上下水道部が試算した将来の概算事業費によると、今後も2つの下水処理場を併用していくという前提により、各年度で平均約25億円の事業費が2つの下水処理場に投じられる計画となっている。この事業費の主な内容は、両処理場における施設の改修及び高度処理による増設などである。</p> <p>過去において2つの処理場を有することとなった背景はあるものの、今後も2つの処理場を併用していくかどうかを判断するためには、まず2つの下水処理場を併用することにもなう課題を整理しなければならない。しかしながら、現状においては2つの下水処理場を併用することを前提として計画が立てられている。</p>



対応策
<p>将来の事業計画を立てるためには、まず2つの下水処理場を併用することにもなう課題を整理する必要がある。この課題の整理はあらゆる角度から行う必要がある。</p> <p>次に、課題を整理した上で将来の事業計画を立てることになるが、この計画は2つの下水処理場を併用することを前提としたものだけではなく、処理場の機能集約を図ることなどあらゆる可能性を検討する必要がある。</p> <p>現在、町田市は概ね30年間を計画期間とする「町田市下水道ビジョン」とその達成に向けた将来5年間の具体的な事業についての「町田市下水道アクションプラン」を平成23年度中に策定する予定となっている。「町田市下水道ビジョン」と「町田市下水道アクションプラン」で示される事業の方向性（達成状態）と事業の優先順位や数値目標さらには財政見通しについては、あらゆる課題とそれを踏まえた可能性を検討した上で結論を出すことができるかどうかが重要となる。</p>

② 高度処理の整備について（成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンター）

課題
<p>平成21年7月に東京都が公表した多摩川・荒川等流域下水道整備総合計画では、新たに下水処理場から放流される窒素、リン及びCOD（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand）の目標平均値（COD：10、窒素：10、リン：0.5（mg/l））が設定されたが、平成20年度時点では成瀬CC及び鶴見川CCの両下水処理場ともに窒素、リンの目標値をクリアしていない。また、成瀬CCにおいて平成17年度から平成21年度までに約14億円の事業費を投入し、平成21年4月に高度処理設備が一部稼働し水質は改善したものの、合流した放流水質としては同様に窒素、リンの目標値をクリアしていない状況にある。</p>



対応策
<p>町田市は、今後も目標値をクリアするために高度処理の整備を進めていくことを予定しているが、これらの事業は財政負担も大きいことから実際の費用対効果等を十分に検討した上で慎重に実施することが望まれる。</p> <p>また、平成23年度以降については、今後、事業計画を立案することとなるが、平成22年度までの施策をそのまま継続するのではなく、施設の改築、浸水対策など、他の施策とのバランスも考慮した上で、どのような施策を行うことが最適か検討する必要がある。</p>

## ③ 鶴見川クリーンセンターの整備の方向性について（鶴見川クリーンセンター）

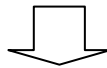
## 課題

## 1) 多摩川・荒川等流域下水道整備総合計画との関係について

多摩川・荒川等流域下水道整備総合計画では、鶴見川 CC について平成 36 年度までに 68,100 m<sup>3</sup>/日（日最大）（市街化調整区域の汚水量も含む）の計画処理能力を有することになると示されている。このため、計画達成のためには平成 36 年度には現在の約 1.5 倍（68,100/45,500）の処理能力を有していなければならないと解釈することができる。

## 2) 補助金適正化法との関係について

また、鶴見川 CC の整備は補助金適正化法との関係からも整理する必要がある。下水道事業実施の指針となっている「下水道事業の手引」（(財)下水道新技術推進機構発行）によると「終末処理場（広義）の国庫補助対象となる用地買収の範囲は、処理に直接必要な構造物面積の 4.5 倍以内である。ただし、進入道路等終末処理場の維持管理を行っていく上で、必要な施設の用地については別に計上することができる。」としている。このため、4.5 倍を超える部分については国庫補助の対象外となり、国庫補助金を返還しなければならない。



## 対応策

## 1) 多摩川・荒川等流域下水道整備総合計画との関係について

町田市の人口は微増(411千人(平成19年12月)、414千人(平成20年12月)、416千人(平成21年12月))にとどまっており、今後減少に転じるという予測もある。また、一人あたりの汚水発生量も減少することという予測もある。

多摩川・荒川等流域下水道整備総合計画は下水道法に基づく最上位計画であり、町田市が施工する公共下水道事業は流総計画と整合を図りつつ事業展開を行っていかなければならないが、上記のとおり町田市の人口は近年微増にとどまっており、また一人あたりの汚水発生量も減少することが予測される状況にあっては、今後は実際に流入してくる汚水量に合わせて慎重に下水処理場の整備を行っていく必要がある。今後下水処理場を整備する際には、実際に流入してくる流入量を予測し、どのような汚水処理手法が最適かについて検討するとともに、費用対効果といった経営的な視点も考慮しながら進める必要がある。

## 2) 補助金適正化法との関係について

鶴見川 CC の全敷地面積は 201,100 m<sup>2</sup>なので、約 45,000 m<sup>2</sup> (201,100 m<sup>2</sup> ÷ 4.5) 以上の敷地が下水処理場として利用されていれば全ての敷地が国庫補助対象ということになる。この点について、鶴見川 CC はすでに 71,072 m<sup>2</sup>の用地が利用されているので特に問題ないように思える。

しかしながら、利用面積のうち法面 (35,816 m<sup>2</sup>) と場内道路 (9,593 m<sup>2</sup>) は、処理に必要な構造物面積にはあたらないとして、25,663 m<sup>2</sup> (71,072 m<sup>2</sup> - 35,816 m<sup>2</sup>)

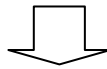
**対応策**

－9,593 m<sup>2</sup>）だけが利用されているという解釈もある。  
 一方、将来計画が明確な用地は、未利用地にはあたらないという解釈もあるが、将来計画が進展せず未利用地の状態が長期間続くことがあれば問題となる可能性もある。  
 今後未利用地の解釈を明確にした上で対応する必要がある。

**④ 鶴見川クリーンセンターの未利用地の活用について（鶴見川クリーンセンター）**

**課題**

鶴見川クリーンセンターについては、未利用地において継続的に草刈り費用等の用地管理費用が発生することと、未利用地の有効利用に向けた検討が必要といった課題がある。特に、有効利用に向けた検討については、現在 10ha 以上の土地が空き地の状態になっており、今後目的外使用許可（行政財産を本来の目的用途以外での使用を認めること）の可能性も含めて検討することが必要である。



**対応策**

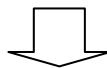
この点については、近隣住民から「ドッグラン」（他の利用者から隔離されたスペースで犬の引き綱をはずし、自由に運動させたり遊ばせたりすることのできる場所）としての利用の要請があり、また運動場としての利用の可能性もある。未利用地については、今後の有効利用を検討することが望まれる。

**⑤ 成瀬クリーンセンターの本館ホールの子市民への開放について（成瀬クリーンセンター）**

**課題**

本館ホールは、もともと迷惑施設としてのクリーンセンターを建設するに際して、地元住民への配慮により作ったものである。現在の利用率は概ね 50%であり、地元住民の他、小学生の施設見学の際に利用し、日曜日に町田フィルハーモニー交響楽団に開放するなどしている。

現在、本館ホールを、より有効利用するため、広く一般市民にも開放することを検討している。一般市民に開放する際にはセキュリティーの問題や施設の補修等の問題を解決する必要がある。

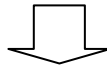


**対応策**

一般市民に開放することにもなうセキュリティーの問題や施設の補修等の問題を解決し、前向きな開放策を検討することが望まれる。

⑥ 委託料削減のための対策の検討（成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンター）

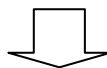
課題
今後、下水処理場の規模が拡大した場合には委託料や人件費等の固定費の増加の問題を検討しなければならない。



対応策
規模の拡大等に伴う当然の増加とそれ以外の要因によるものを区分したうえで、下水処理場にかかわる委託料や人件費等の固定費の効率化を図るための方策を検討する必要がある。

⑦ 公有財産台帳への記載漏れについて（成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンター）

課題
公有財産台帳に登録された上下水道部所管の財産について取得価額が記載されていないものがある。地方公共団体においては施設管理を強化する方向にあるので、記載漏れについては追加して記載するとともに、施設管理に際しては取得価額等の数値に対する意識づけを高める必要がある。

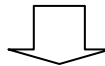


対応策
<p>公有財産台帳への取得価額の記載漏れについては、取得価額データを再度確認のうえ、公有財産台帳への追加記載が必要である。</p> <p>また、本館及び沈殿池（ポンプ室）のように一体として建築費が支出等されているものについては、今後同様の支出等が発生した場合、当初設計見積金額を財産計上区分ごとに集計し、当該集計値の比率により建築費を按分して公有財産台帳へ記載するなどの対応を検討する必要がある。このように、施設管理に際しては、取得価額等の数値への管理意識を向上させることが望まれる。</p>



⑧ 指定管理者制度及び包括的民間委託の導入について（成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンター）

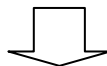
課題
平成16年3月30日付けで、国土交通省より「指定管理者制度による下水道の管理について」及び「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」の2つの通知がなされ、下水処理場における効率的な管理の方向性が示唆されている。しかしながら、町田市では指定管理者制度の導入及び包括的民間委託のいずれも実施には至っていない



対応策
下水処理場の維持管理について、指定管理者制度または包括的民間委託が導入できれば、コストの削減及び性能の向上が実現できる可能性は高いので、今後も導入に向けた検討を継続する必要がある。

## (2) 下水道使用料の徴収漏れを防ぐための対応（課題その2）

課題
<p>町田市が平成20年度までに行った内部調査の結果、過去5年分で353件約3,760万円の下水道使用料の徴収漏れがあったことが判明している。</p> <p>町田市では、平成21年度に町田市下水道使用料徴収漏れ再発防止策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を立ち上げており、検討委員会において徴収漏れの原因を分析している。徴収漏れの原因は、町田市による把握と事前の防止が可能であった内部的な要因によるものと、町田市では把握が不可能であった外部的な要因によるものに分けられる。</p> <p>排水設備工事を行おうとする者は、事前に「排水設備計画確認申請書」（以下「申請書」という。）を町田市に提出しなければならない。また、町田市は排水設備の新設等を行った者に、「排水設備工事完了届」（以下「完了届」という。）の提出を義務づけている。なお、町田市内で排水設備工事を施工できるのは、指定工事店としての資格を与えられている施工業者である。</p> <p>さらに、町田市は公共下水道の使用を開始する者に「公共下水道使用開始届」（以下「開始届」という。）の提出を義務づけており、開始届の受理をもって下水道使用料の徴収を開始する。</p> <p>下水道使用料の徴収漏れの内部的な要因としては、開始届は提出されたが、記載内容に誤りがあったため使用者の特定ができず徴収漏れとなったもの、開始届の提出を受けたがデータの入力が行われず徴収漏れとなったものがある。</p> <p>外部的な要因としては、開始届の提出がないため使用料の請求ができなかったもの、申請書及び完了届を提出せず、町田市に無断で公共下水道に接続したものがある。なお、無届接続は、指定工事店でありながら無断で工事したものと、指定工事店以外の業者あるいは個人が行ったものがある。</p>



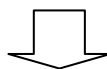
対応策
<p>下水道使用料の徴収漏れの発生を受けて、検討委員会では現状において考え得る再発防止策を提言している。今後は検討委員会の提言を踏まえ、その時々状況に照らして最も有効な方法で徴収漏れ対策を講じる必要がある。</p> <p>例えば、開始届提出漏れ対策、あるいは無届接続対策としては、(株)PUCから毎日送信される「下水道無開始登録リスト」（以下「登録リスト」という。）の活用が考えられる。平成20年4月以降、提出された開始届等のデータ入力作業は(株)PUCに委託している。(株)PUCからは、水道開栓した使用者のうち、下水道使用料を請求していない者が記載された登録リストが毎日送信されるため、この登録リストの有効活用を図っていく必要がある。</p> <p>また、外部的な要因への対応については、指定工事店や市民等への啓発・制度の周知徹底が必要となる。このことについては検討委員会も言及しているように、今後より一層対応に努める必要がある。</p>

(3) 委託事業についての事業内容と委託料の見直し (課題その3)

平成20年度の下水道費8,795,039千円のうち委託料は6,691,325千円で、76.1%を占めている。町田市の下水道事業においては、委託事業が大きな比重を占めているが、事業内容の見直しや、委託料の積算根拠の明確化などが必要な事業が見受けられる。

① (財) 東京都新都市建設公社への委託

課題	
<p>町田市は公共下水道事業建設工事及び設計・監督並びに調査業務について、東京都の外郭団体である(財)東京都新都市建設公社(以下「公社」という。)と業務委託契約を締結している。平成20年度の委託料は4,084,254千円で、下水道費の46.4%を占めている。</p> <p>公社への委託料の内訳は次のとおりである。</p>	
件名	支払済額 (千円)
工事費・調査費(下水道事業にかかる工事・調査代金)	3,708,315
支障物件処理費(下水道工事に起因する立坑等工事用地の賃貸借、家屋等補償に関する支払い)	19,447
事務費(公社の運営経費)	356,491
合計	<u>4,084,254</u>
<p>町田市は下水道整備を公社に委託しているが、実際の工事については、公社は別途請負業者を選定してその請負業者が施工している。また、設計や調査業務についても専門業者に委託しているものがある。委託料に含まれる工事費・調査費は公社からこれら請負業者へ支払われるものである。</p> <p>公社の運営経費である事務費は請負業者の選定や監督、さらには公社が行う設計業務等にかかる経費である。</p> <p>事務費は「下水道業務受託事務費算定基準」に基づいて算定されている。その算定方法は、原則として請負業者への工事費・調査費に一定率を乗じる方法となっている。例えば計画設計業務の場合、その事務費は請負業者への発注金額の10%と定められている。現状において「下水道業務受託事務費算定基準」に基づいて算定された事務費の額が、公社の業務内容に対して適切な額であるのかどうかは不明確である。</p>	



対応策
<p>「下水道業務受託事務費算定基準」は策定後約30年が経過しており、現状に見合っていない可能性がある。</p> <p>事務費については、本来であればあらかじめ委託先の作業量を見積り、その作業</p>

## 対応策

量に応じて決められるべきものである。町田市は公社への委託を約30年継続しているため、必要な作業量がある程度見積もることは可能と思われる。

公社への委託のあり方を今後検討するとともに、今後も公社への委託を継続するのであれば、事務費についてはより具体的な算定基準を作成することが望まれる。

## ② 東京都への下水道使用料徴収事務の委託

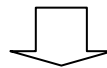
## 課題

町田市は下水道使用料の徴収事務を東京都に委託している。平成20年度の委託料は407,776千円であるが、この委託料は東京都が計算しており、その内訳は次のとおりである。

(千円)

費目	対象経費 (A)	負担率 (B)	負担額 (A×B)
(1)徴収業務費	717,090	0.452313	324,349
(2)一般業務費	21,685	0.387697	8,407
(3)量水器関係費	69,234	0.452262	31,312
(4)量水器償却費	55,323	0.452262	25,020
(5)一般管理費(本局)	1,222,281	0.008160	9,973
(略)	(略)	(略)	(略)
計	2,140,240		407,776

上表のとおり、東京都は複数の対象経費にそれぞれ負担率を乗じてそれらを合計したものを町田市に請求しているが、町田市は対象経費や負担率の根拠について十分な説明を受けていないため、委託料の積算根拠は不明確な状況にある。

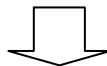


## 対応策

一般の委託と同様、下水道使用料徴収事務委託についてもその費用対効果を検証する必要がある。そのためには、委託料の積算根拠の把握方法を検討し、積算根拠を明確にしておく必要がある。

## ③ 「し尿収集業務減少に伴う措置に関する覚書」に基づく特命随意契約

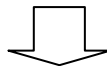
課題	
<p>昭和50年5月に施行された下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づき、町田市では、(株)町田清掃社と「し尿収集業務減少に伴う措置に関する覚書」（以下「覚書」という。）を交換している。覚書は交換後約25年が経過しているが、現在も覚書に基づいて、次の業務を(株)町田清掃社に特命随意契約により委託している。</p> <p>これらの業務については特命随意契約により競争原理が働いていないこともあり、委託料が予定価格に近い価格で高止まりしている状況である。</p>	
件名	支払済額（千円）
1) 成瀬クリーンセンター維持管理業務委託	273,630
2) 鶴見川クリーンセンター維持管理業務委託	182,175
3) 公共下水道管路施設維持管理業務委託	104,328
4) 管きよ清掃業務委託	18,423
5) 緊急管きよ清掃業務委託の単価契約	3,687
	合計 <u>582,243</u>



対応策
<p>特別措置法を根拠とした覚書については有意性があったと考えられるが、交換後約25年が経過している。覚書には有効期限が定められていないが、特別措置法に規定する経営の基礎となる諸条件の著しい変化への対応や、経営の近代化や規模の適正化などが図られていると判断されるのであれば覚書は廃止する必要がある。町田市においては、覚書の有効期限を定めるべく(株)町田清掃社と早急に協議を行う必要がある。</p> <p>また、覚書に基づいて特命随意契約を締結している事業については、覚書廃止後には総合評価方式を含めた一般競争入札を実施し、競争性を高める必要がある。競争性を高めることで業務の安定性が保たれないことが懸念されるのであれば、長期継続契約を採用することも一つの方法である。</p>

## (4) 合併浄化槽の適切な管理 (課題その4)

課題	
平成20年度末時点において、町田市が把握している浄化槽(51人槽以上を除く)の基数は次のとおりである。	
件名	基数(基)
合併処理方式浄化槽(以下「合併浄化槽」という。)	4,699
単独処理方式浄化槽(以下「単独浄化槽」という。)	2,047
未届浄化槽	1,553
合計	<u>8,299</u>
<p>合併浄化槽については、浄化槽法により浄化槽の使用者に対して法定検査、保守点検、清掃が義務づけられている。また、既設の単独浄化槽についても合併浄化槽と同様の義務が課せられている。</p> <p>しかしながら、町田市内の浄化槽は、合併浄化槽を含め法定検査の受検率が7.2%に留まっており、そのうち30%に何らかの異常が指摘されている。このことから、法定検査を受検していない浄化槽の中にも何らかの異常が生じているものが含まれていることが懸念される。</p> <p>浄化槽については、点検、清掃が十分に行われないうことで、し尿及び雑排水が適正に処理されていない場合、公共用水域等の水質にも悪影響を及ぼすことになる。したがって、町田市としては浄化槽の維持管理が適切になされるよう、使用者に対して働きかけていく必要がある。</p>	



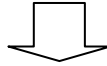
対応策
<p>単独浄化槽を含めたすべての浄化槽について保守点検や法定検査の受検をはじめとする適切な維持管理がなされるよう、浄化槽を管理する関係機関と協力体制を構築する必要がある。このことについて、町田市では平成21年度より、法定検査未受検者への啓発活動(浄化槽の維持管理全般について)を行うため、東京都知事指定検査機関が行う法定検査の受検状況を東京都環境局より収集しており、そのデータを基に、法定検査未受検者への戸別訪問を平成21年11月より行っているとのことである。今後もこのような取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>また、町田市は平成23年4月に保健所政令市に移行するが、移行後は浄化槽を適切に維持管理していない者に対する管理・監督は町田市が行うことになる。現状において、保健所政令市移行に向けて、条例・規則・要綱の整備や人員の確保等の準備を進めているとのことであるが、移行後には、浄化槽に関する管理・監督業務を速やかに機能させる必要がある。</p>

(5) 雨水対策事業・市街化調整区域への対応（課題その5）

町田市においては、平成25年度末までに市街化区域の污水管の整備がほぼ完了する見込みで、その後雨水管の整備を進めることが検討されている。また、市街化調整区域の汚水処理手法も検討課題となっている。

① 雨水管の整備計画の策定

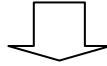
課題
<p>町田市の雨水管の整備状況は多摩26市2町の中では決して高いとはいえない。現在でも集中豪雨による浸水被害が発生することもあり、浸水対策（雨水の排除）は重要な課題の一つである。</p> <p>町田市においては、土地利用や降雨状況等の変化を踏まえ、雨水の全体計画を見直す予定としているが、今後、雨水管の整備をどのように進めていくかが課題である。</p>



対応策
<p>雨水管については大雨時における浸水被害の軽減を図り、市民生活の安全を守る役割がある。したがって、浸水被害の発生する可能性の高い地域から優先的に整備を進めていく必要があり、町田市においては優先度の見極めが重要となる。</p> <p>また、整備を進める際には、具体的な整備目標を定めておく必要がある。雨水管の整備状況を示す指標としては下水道延長整備率（整備完了延長距離÷整備予定延長距離×100）があるが、整備目標の策定にあたってはどのような根拠で整備予定延長距離を定めたのか、その考え方を明確化しておく必要がある。</p>

## ② 市街化調整区域への対応

課題
<p>現状においては市街化区域の污水管整備を進めているが、市街化調整区域の汚水処理手法についても検討しており、平成21年度中にそのための計画（素案）を作成する予定となっている。</p> <p>町田市においては、市街化調整区域の汚水処理をどのような方法で進めるのが課題である。</p>

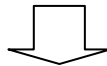


対応策
<p>町田市においては、市街化調整区域においてもある程度宅地化が進んでいる地域や、公共下水道が整備されている市街化区域と隣接している地域も存在する。このような状況を踏まえると、市街化調整区域ということで公共下水道の整備を一律に見送るのではなく、地域の実態・実情に合わせてその整備を検討することが望まれる。その意味では、市街化調整区域の汚水処理手法を検討するとして、計画（素案）の立案を進めていることは適切と考える。しかしながら、市街化調整区域については、合併浄化槽の普及促進のための浄化槽設置整備事業（以下「浄化槽事業」という。）を進めており、公共下水道を整備する場合、浄化槽事業との関係を整理する必要がある。例えば、公共下水道を整備することを計画したとしても実際に整備が行われるまでは相当の期間を要すると考えられる。そのため、その間浄化槽事業を進めるのか、その取り扱いが課題となる。</p> <p>浄化槽事業との関係を整理するためには、市街化調整区域における汚水処理の進め方を明確化しておく必要があり、具体的な計画を定め、その計画を前提として浄化槽事業のあり方を検討する必要がある。町田市においては市街化調整区域における汚水処理手法について、実現可能な計画を早急に策定する必要がある。</p>



## ③ 公社との関係

課題
<p>平成20年度の管きよの建設費は4,405,281千円であったが、そのうちの91.8%にあたる4,084,254千円は公社への委託料である。このように町田市においては管きよ整備の大部分を公社に委託してきたが、今後、雨水管整備、あるいは市街化調整区域の污水管整備を進めるにあたっては、これまでどおりに公社に委託するのか、町田市が直接整備を進めていくのか、あるいは委託の割合を減らして町田市が直接整備に携わる割合を高めていくのか、公社とのかかわり方が課題となる。</p>



対応策
<p>町田市があげている公社に委託する主なメリットは次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 公社は、昭和50年度より多摩地区の下水道工事の受託を開始し、30年以上の実績により下水道施行延長は約2,200kmに及んでいることから多摩地域の実情を把握しているため、円滑に下水道建設事業を進めることができる。</li> <li>2) 公社は東京都の外郭団体であり、都水道局より人的支援や設計・積算・施工管理の提供を受けていることから、高度な技術力を有し、安定した事業執行が期待できる。</li> <li>3) 下水道管きよ整備事業を委託することで、工務課の職員を抑制できる。</li> </ol> <p>以上のメリットを否定するものではなく、公社はこれまでの町田市の下水道事業に貢献を果たしてきたと認められる。しかしながら、今後については、公社への委託のあり方について改めて検討する必要がある。</p> <p>公社への委託については、雨水管あるいは市街化調整区域の污水管の整備などをどのようなペースで進めていくかによって対応を分けて考える必要がある。現在は年間約40億円のペースで下水道の整備を進めているが、例えば、今後も同程度の規模で整備を進めるのであれば、公社への委託は必要であると考えられる。しかしながら、この場合でもこれまでのように公社に依存するのではなく、町田市において対応可能な業務は町田市自らが実施するよう、委託業務の内容及び委託する作業量の見直しを行う必要がある。</p>

## 第4 監査の結果及び意見

### 1. 下水処理場（クリーンセンター）について

#### (1) 総括的事項（水再生課）

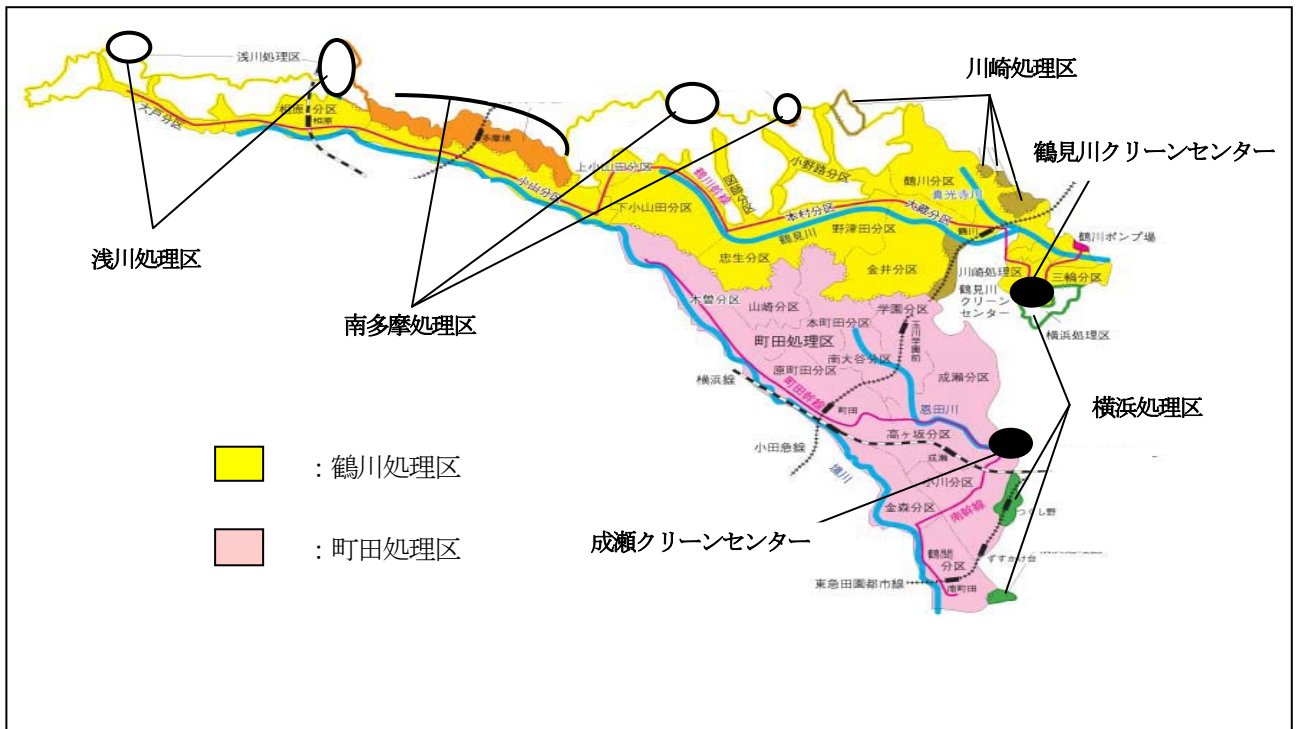
##### 【概要】

##### ① 町田市の下水処理場

多摩地区の多くの自治体は流域関連公共下水道区域である。一方、町田市の場合、一部の流域関連公共下水道区域を除いて、大部分は単独公共下水道区域となっている。

町田市の単独公共下水道区域内は町田処理区と鶴川処理区に分かれており、成瀬クリーンセンター（以下「成瀬CC」という。）と鶴見川クリーンセンター（以下「鶴見川CC」という。）の2つの下水処理場と1つのポンプ場（鶴川ポンプ場）を有している。

図 41 町田市の下水処理場と処理区域



1) 2つの下水処理場の概要図

図42 成瀬CC

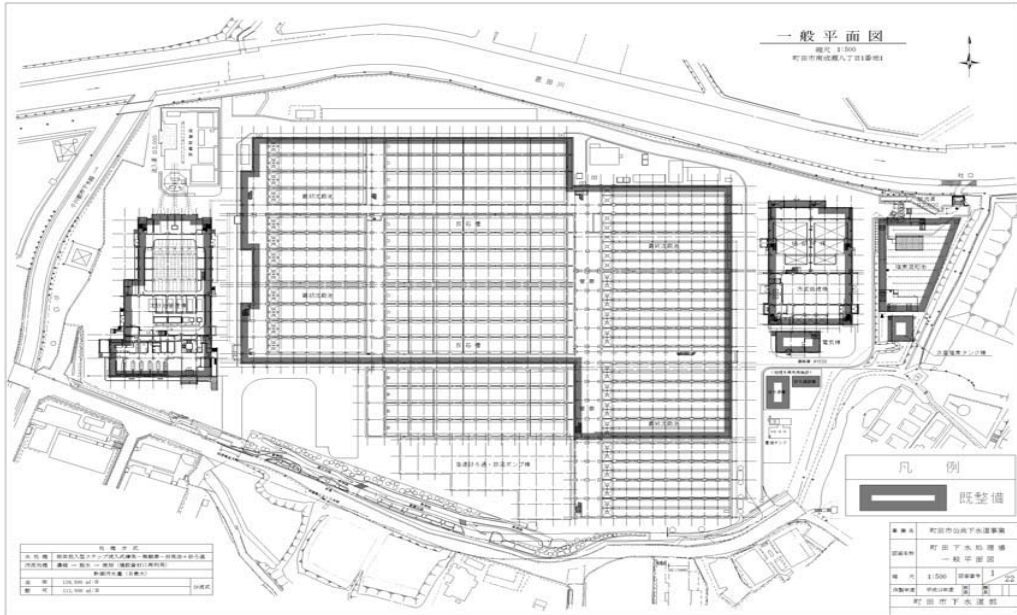
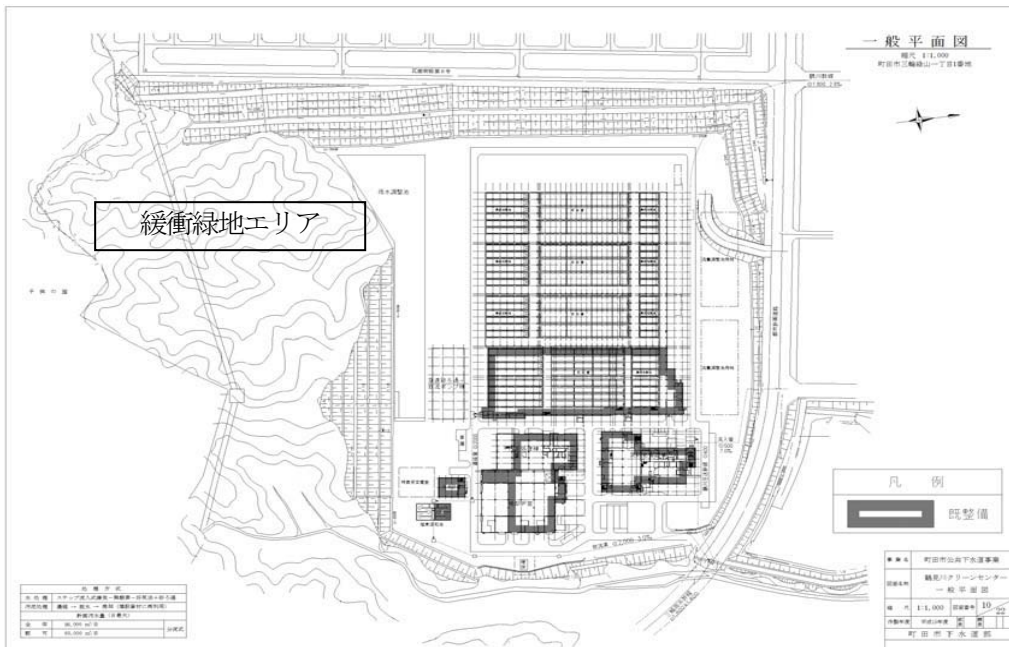


図43 鶴見川CC



2) 2つの下水処理場の概要

表 20 成瀬 CC と鶴見川 CC の概要 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

項目	成瀬 CC	鶴見川 CC	
所在地	町田市南成瀬八丁目 1 番地 1	町田市三輪緑山一丁目 1 番地	
敷地面積	52,400 m <sup>2</sup>	201,100 m <sup>2</sup>	
運転開始日	昭和 52 年 10 月 1 日	平成 2 年 2 月 28 日	
処理能力	処理人口 210,000 人 処理水量(日平均) 75,181 m <sup>3</sup> 処理水量(日最大)100,000 m <sup>3</sup>	処理人口 105,000 人 処理水量(日平均)35,500 m <sup>3</sup> 処理水量(日最大)45,400 m <sup>3</sup>	
処理方法	標準活性汚泥法 (高級処理)	標準活性汚泥法 (高級処理)	
汚泥処理方式	濃縮⇒脱水⇒焼却	濃縮⇒脱水⇒焼却	
放流先名称	恩田川 (一級河川)	鶴見川 (一級河川)	
平成 20 年度実績	年間処理水量	28,942,390 m <sup>3</sup>	13,990,294 m <sup>3</sup>
	1 日あたり処理水量	79,294 m <sup>3</sup>	38,330 m <sup>3</sup>
	晴天時最大処理水量	97,530 m <sup>3</sup>	42,133 m <sup>3</sup>
	放流水 BOD	年平均 5.6 mg/l	年平均 2.3 mg/l
職員数	26 名(内水質管理 7 名)	14 人(内水質管理 3 名)	

(町田市上下水道部「平成 20 年度 下水道事業概要 (下水道事業統計書)」より)

② 流総計画

2つの下水処理場の将来計画は上位計画である「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」(以下「流総計画」という。)との整合性を保ちつつ進められている。流総計画は平成 21 年 7 月に改定されているが、町田市は流総計画に沿って将来計画を策定することとなる。

この最新の流総計画における町田市の将来計画下水量等は次のとおりである。

表 21 流総計画における計画値

予定処理区の名称	合流式・分流式の別	計画処理人口 (千人)	計画下水量 (m <sup>3</sup> /日)
町田	分流式	251.0	112,900
鶴川	分流式	163.5	68,100
横浜	分流式	1.9	700
川崎	分流式	2.2	1,000
南多摩	分流式	8.2	4,300
浅川	分流式	0.1	—
合計		426.9	187,000

※ 流総計画は、平成 20 年より平成 36 年まで

③ 将来概算事業費

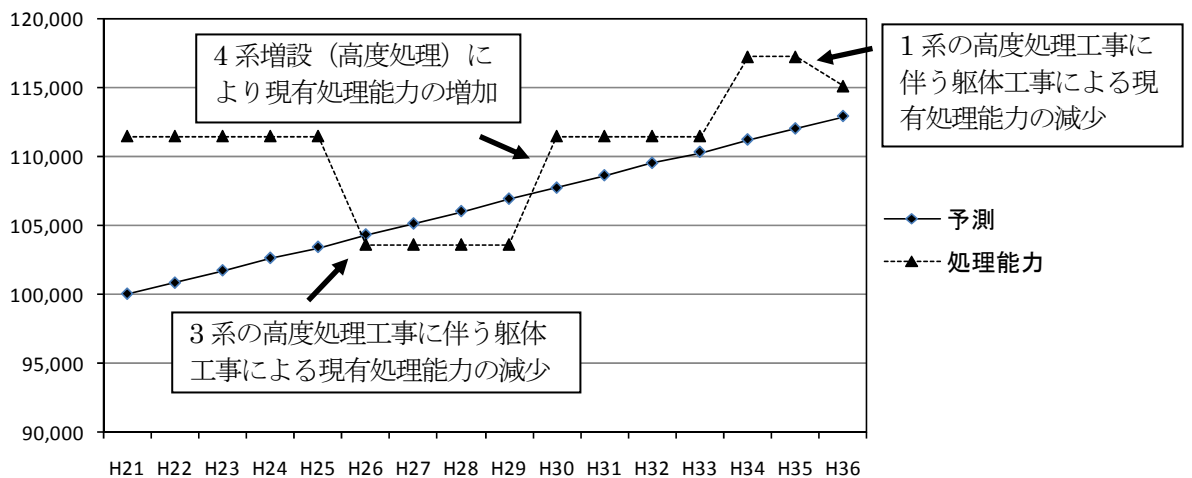
流総計画における平成36年の計画下水道量（町田処理区：112,900 m<sup>3</sup>/日、鶴川処理区：68,100 m<sup>3</sup>/日）を受けて、町田市は次表のように処理能力の将来予測を行っている。

表 22 成瀬 CC 及び鶴見川 CC の処理能力の将来予測 (m<sup>3</sup>/日)

年度	成瀬 CC		鶴見川 CC	
	予測	処理能力	予測	処理能力
	(晴天時日最大)	(日最大)	(晴天時日最大)	(日最大)
平成 21 年度	100,000	111,500	43,700	45,400
平成 22 年度	100,800	111,500	45,400	45,400
平成 23 年度	101,700	111,500	47,000	45,400
平成 24 年度	102,600	111,500	48,600	45,400
平成 25 年度	103,400	111,500	50,200	45,400
平成 26 年度	104,300	103,625	51,800	52,600
平成 27 年度	105,100	103,625	53,500	52,600
平成 28 年度	106,000	103,625	55,100	59,800
平成 29 年度	106,900	103,625	56,700	59,800
平成 30 年度	107,700	111,500	58,400	67,000
平成 31 年度	108,600	111,500	60,000	67,000
平成 32 年度	109,500	111,500	61,600	67,000
平成 33 年度	110,300	111,500	63,200	67,000
平成 34 年度	111,200	117,250	64,900	67,000
平成 35 年度	112,000	117,250	66,500	67,000
平成 36 年度	112,900	115,125	68,100	67,000

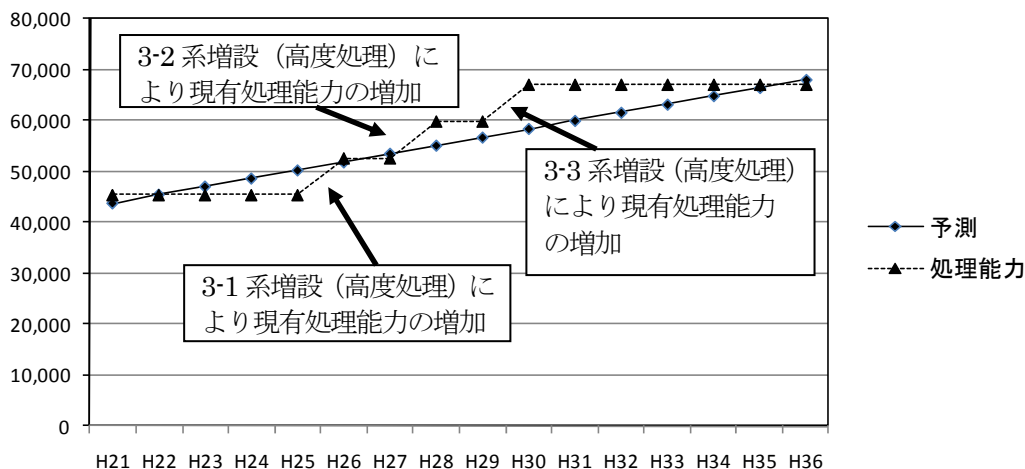
(町田市上下水道部作成資料より(ただし、予測値については一部監査人が加工した。))

図 44 成瀬 CC の将来予測 (m<sup>3</sup>/日)



※「系」とは、下水処理を行うために下水処理場に敷設される処理流路をいう。

図45 鶴見川CCの将来予測 (m<sup>3</sup>/日)



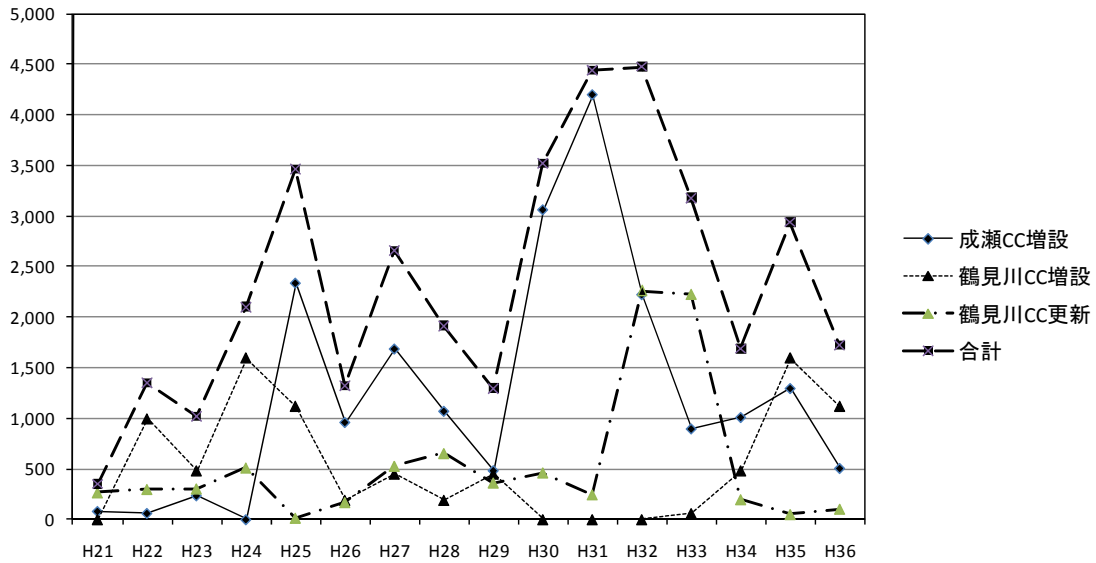
上記の予測値に基づいて町田市が試算した将来概算事業費の推移は次のとおりである。

表23 成瀬CC及び鶴見川CCの将来概算事業費 (百万円)

年度	成瀬CC増設・更新	鶴見川CC増設	鶴見川CC更新	合計
平成21年度	82	0	265	347
平成22年度	62	990	299	1,351
平成23年度	236	480	304	1,020
平成24年度	2,287	1,590	510	4,387
平成25年度	2,335	1,114	15	3,464
平成26年度	960	190	169	1,319
平成27年度	1,685	448	527	2,660
平成28年度	1,070	190	653	1,913
平成29年度	484	448	362	1,294
平成30年度	3,059	0	462	3,521
平成31年度	4,195	0	246	4,441
平成32年度	2,221	0	2,256	4,477
平成33年度	896	60	2,222	3,178
平成34年度	1,009	480	198	1,687
平成35年度	1,295	1,590	51	2,936
平成36年度	506	1,114	104	1,724

(町田市上下水道部作成資料より)

図 46 将来概算事業費の推移（百万円）



【監査の意見】

① 町田市の下水处理場のあり方

町田市上下水道部が試算した将来の概算事業費によると、各年度で約3億円から最大約44億円、平均では約25億円の事業費が毎年度2つの下水処理場に投じられる計画となっている。この事業費の主な内容は、両下水処理場における施設の改修及び高度処理による増設などであるが、前述したとおり、平成36年度の計画下水道量（町田処理区：112,900 m<sup>3</sup>/日、鶴川処理区：68,100 m<sup>3</sup>/日）に基づいて試算したものである。

このように、町田市が現在検討している事業計画では、2つの下水処理場を併用していくという従来からの考え方（注）を、今後も踏襲するものとなっている。

**（注）2つの処理場を有することとなった背景**

町田市は、その地域的な特徴から、多摩丘陵を越えて多摩地域における流域関連公共下水道とすることは費用対効果の面で困難であった。一方、都県を越えて横浜市や川崎市と一体で事業を行うことも困難であった。結果的に、町田市では、流域関連公共下水道ではなく単独公共下水道という方法を選択した。また、町田市の中央にも尾根が走っており、可能な限りポンプは設置せず自然流下を原則とするという方針のもと、北側（鶴見川CC）と南側（成瀬CC）の2つの下水処理場を併用することとなった。

過去において2つの処理場を有することとなった背景はあるものの、今後も2つの処理場を有するかどうかを判断するためには、まず2つの下水処理場を有することともなう課題を整理しなければならない。しかしながら、現状においては2つの下水処理場を併用することを前提とした計画が立てられている。

2つの下水処理場を併用することのメリット及びデメリットを整理すると、例えば次のようなものが考えられる。

表 24 2つの下水処理場を有することのメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 2か所に分散されるので、枝線の全長が短くなり、そのためのコストが削減できる</li> <li>◎ 自然流下が可能なので、ポンプ場設置のための用地の確保及び維持費用が削減できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 2つの施設を維持するためのコストがかかる (1つにすることのスケールメリットを享受できない。)</li> </ul>

将来の事業計画を立てるためには、まず2つの下水処理場を併用することにもなう課題を整理する必要がある。この課題の整理はあらゆる角度から行う必要がある。

次に、課題を整理した上で将来の事業計画を立てることになるが、この計画は2つの下水処理場を併用することを前提としたものだけではなく、処理場の機能集約を図ることなどあらゆる可能性を検討する必要がある。

現在、町田市は概ね30年間を計画期間とする「町田市下水道ビジョン」とその達成に向けた将来5年間の具体的な事業についての「町田市下水道アクションプラン」を平成23年度中に策定する予定となっている。「町田市下水道ビジョン」と「町田市下水道アクションプラン」で示される事業の方向性（達成状態）と事業の優先順位や数値目標さらには財政見通しについては、あらゆる課題とそれを踏まえた可能性を検討した上で結論を出すことができるかどうか重要となる。



## (2) 下水処理場の高度処理（水再生課）

### 【概要】

町田市環境基本計画<sup>2</sup>では「成瀬CC、鶴見川CCについては、下水処理における適正な汚水の処理を推進するため、高度処理システムの導入を検討します。」とある。このように、町田市では、現在2つのクリーンセンターにおいて高度処理システムの導入を進めている。そこで、高度処理実施の背景、及び高度処理に関する現在の進捗状況と長期的なビジョンの確認をした上で、将来の高度処理のあり方（設備投資計画を含む）について検討する。

### ① 下水の高度処理とは

下水の高度処理とは、富栄養化対策として、窒素やリンを除去する排水処理方法である。現在の標準的な下水処理方法は、有機物（＝汚れ）の除去には効果がある一方で、栄養塩類である窒素やリンが十分に除去できない。栄養塩類の流入が増加すると、それを栄養素にして、生物の繁殖が活発になる。この現象を富栄養化といい、藻類等の異常増殖を招き、その結果、水中の酸素消費量が高くなって貧酸素化や、藻類が生産する有害物質による魚介類の死滅を引き起こすこともある。水質は悪化し、透明度が低くなり、水は悪臭を放つようになる。

高度処理では、酸素条件を変えた反応槽を通すことで、窒素とリンを効率よく除去することができる（窒素除去率約5割→約7割、リン除去率約5割→約8割）。下水中のアンモニア性窒素は好気性条件で硝化細菌によって硝酸化され、その後無酸素槽で脱窒細菌の呼吸によって窒素ガスとして大気中に放出される。一方、リンは好気条件で微生物体内に蓄積され、沈殿汚泥と合わせて取り除かれる。

具体的な処理方法としては、循環式消化脱窒法、嫌気・好気活性汚泥法、嫌気・無酸素・好気法（A2O法）などがある。この内、成瀬CCでは、A2O法を応用した担体投入型ステップ流入式A2O法を採用している。一方、鶴見川CCでは、ステップ流入式A2O法を採用する予定となっている。A2O法は、窒素とリンの同時除去を目的とした方式で、反応タンクは嫌気槽・無酸素槽・好気槽の3つに分かれる。無酸素槽にはかくはん機が設置されているほか、循環ポンプにより好気槽から循環水が送られる。<sup>3</sup>

### ② 現状

#### 1) 鶴見川流域の状況

現在、鶴見川本川、恩田川を含む鶴見川流域においては、河川水質の環境基準は、鶴見川本川及び恩田川に対して設定されており、横浜市の亀甲橋地点を除いた全ての地点で観測水質が基準値を満たしている。町田市に關係する河川の状況は次のとおりである。

<sup>2</sup> 町田市環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標と総合的な施策の大綱について示すもので、平成14年に策定され、計画期間は平成14年から平成23年の10か年計画となっている。

<sup>3</sup> 横浜市ホームページより一部抜粋。

表 25 町田市の河川における観測水質等(平成10年から平成12年までの平均)

(mg/l)

河川名	地点名	観測水質 BOD	環境基準 BOD	規定計画 目標 BOD	備考
鶴見川	麻生橋	4.8	8.0	8.0	
	四ツ木橋	3.8			
	岡上橋	6.2			
	下川戸橋	4.4			
	袋橋	5.4			
	鶴見橋	5.6			
	猪の堰	4.1			
	桜橋	4.2			
真光川	矢崎橋	4.2	設定なし	設定なし	
木倉川	無名橋	7.5			
小野路川	川島橋	4.0			
結道川	山並橋	2.1			
恩田川	都橋	1.6	5.0	5.0	流総代表地点
	三蔵寺橋	1.7			
	稲荷坂橋	2.7			

(「鶴見川流域水マスタープラン」より抜粋)

図 47 鶴見川流域と町田市の河川の環境基準



(「鶴見川流域水マスタープラン」より)

表 25 のデータによれば、町田市の河川においては、平成 10 年から平成 12 年の平均値は環境基準を満たしている状況にある。

## 2) 下水処理場からの放流水の状況

次に、成瀬 CC 及び鶴見川 CC の 2 つの施設における放流水の水質の状況は次のとおりとなっている。

表 26 2 つの下水処理場からの放流水の水質 (平成 20 年度の年平均) (mg/l)

	COD	BOD	SS	総窒素(T-N)	総リン(T-P)
成瀬 CC	9.6	5.6	4.0	14.9	0.66
鶴見川 CC	8.3	2.3	2.7	13.2	0.62

(町田市上下水道部「平成 20 年度 下水道事業概要 (下水道事業統計書)」より)

### COD (化学的酸素要求量 : chemical oxygen demand)

水の汚れを測る指標で、大きい値ほど汚れていることを示す。水中にある物質 (主に有機物) が酸化剤によって酸化される時に消費される酸素量 (化学的酸素要求量)。COD が高いということは、水中の酸素を消費してしまう物質が多く入っていることで、言い換えると汚染度合いが高いことをいう。

### BOD (生物化学的酸素要求量 : biochemical oxygen demand)

同様に、水の汚れを測る指標で、大きい値ほど汚れていることを示す。微生物が汚れ (有機物) を食べるために使った酸素の量のこと。

川で魚が死ぬ原因の一つは水の中の酸素が足りなくなっているからであるが、汚れた水 (有機物) を川に流すと、それを食べている微生物が増えて多量の酸素が必要になる。すると川の中の酸素が減って魚が死んでしまうことになる。

COD が、薬品を使って汚れを分解させるのに対して、BOD は微生物によって分解させるところが両者の違いとなる。

### SS (浮遊物質量 : suspended solids)

水中に浮遊する粒径 2mm 以下の不溶解性物質の総称。

### T-N (総窒素 : total-nitrogen)

水中に存在する窒素化合物における窒素の量のこと。植物に窒素肥料をまくように、窒素は動植物の生育にとって必須の元素であり、排水などに含まれる窒素が海域や湖沼に流入すると富栄養化 (赤潮、アオコ) となる。

### T-P (総リン : total-phosphorus)

水中に存在するリン化合物におけるリンの量のこと。リンは、窒素と同様に動植物の生育にとって必須の元素であり、排水などに含まれるリンが海域や湖沼に流入すると富栄養化し赤潮の原因となる。

この数値と、基準等との関係については、後述する。

③ 流総計画

平成17年6月に下水道法が改正され、流域別下水道整備計画<sup>4</sup>において、終末処理場からの放流水に含まれる窒素またはリンについては、終末処理場ごとに削減目標値及び削減方法を定めることとなった（下水道法第2条の2第2項第5号）。

この改正を受けて、東京都は流総計画の見直しを行い、平成21年7月に公表した。この見直しでは、下水道法の改正を受けて新たに窒素、リン及びCODの目標水質が設定され、町田市の2つの下水処理場については次の目標水質が設定された。

表27 流総計画における放流水の目標水質 (mg/l)

処理場	水質項目	計画処理水質
成瀬 CC	BOD(日最大)	-(15)
	BOD	10(10)
	COD	8(10)
	T-N	8(10)
	T-P	0.4(0.5)
鶴見川 CC	BOD(日最大)	-(15)
	BOD	10(10)
	COD	8(10)
	T-N	8(10)
	T-P	0.4(0.5)

(流総計画より)

(注) カッコなしは、最終的な目標値、カッコ書きは、流総目標年次(平成36年度)での目標値を示す。

平成20年度における2つの下水処理場からの放流水の水質を示した表26と流総計画での目標水質を示した表27とを比べるとわかるとおり、流総目標値に設定されている項目(BOD:10、COD:10、窒素:10、りん:0.5(mg/l))で、BOD、CODはクリアしているが、T-N、T-Pは目標値をクリアしていない。

また、平成21年4月に高度処理設備が一部稼働し水質は改善したものの、合流した放流水質としては窒素、リンについて目標値をクリアしていない状況にある。

表28 平成21年度における成瀬CCの放流水の水質 (mg/l)

	BOD	COD	SS	総窒素(T-N)	総リン(T-P)
4月	4.1	9.2	3.6	12.1	0.71
5月	2.7	8.7	2.3	11.1	0.52
6月	5.2	7.9	1.4	9.4	0.65
7月	3.9	8.0	1.2	12.0	0.58
8月	3.9	7.6	1.2	12.9	0.50
9月	3.0	7.7	1.7	12.3	0.75

<sup>4</sup> 閉鎖性水域(東京湾など)に係るものを対象として策定するもので、流域における個別の下水計画の上位計画として都道府県が策定するもの。流総計画もその1つとなる。

	BOD	COD	SS	総窒素(T-N)	総リン(T-P)
10月	2.9	7.0	1.5	11.3	0.48
11月	2.7	8.4	1.3	11.2	0.65
平均	3.6	8.1	1.8	11.5	0.61

(町田市上下水道部水質管理課からデータを入手)

町田市は、今後この基準をクリアするために、高度処理設備率を高めるなどの方策を検討しなければならない状況にある。

#### ④ 成瀬CCの高度処理整備状況

##### 1) 高度処理整備工事

平成5年8月に環境省から海域における窒素及びリンに関する環境基準が告示され東京湾における窒素及びリンの数値が定められたことを受けて、東京都では流総計画の見直しに着手すると同時に、町田市でも上位計画である流総計画の変更と並行して平成17年度より成瀬CCにおける高度処理整備工事が進められた。

この工事は、平成17年度から平成20年度中まで実施され、平成21年4月に本格稼働している。この整備に関する具体的な事業費などは次のとおりである。

なお、鶴見川CCの高度処理設備整備率は、現在0%である。

図48 高度処理事業の概要（成瀬CC）

(現処理能力10万<sup>m</sup>に2池、1.5万<sup>m</sup>の高度処理能力のプラス)

- 平成17年度 基本設計 30,000千円
- 平成18年度 詳細設計 24,000千円
- 平成19年10月 工事着手
- 工事費 土木 127,500千円
- 機械設備 1,043,100千円
- 電気設備 250,000千円
- 合計 1,420,600千円
- 平成21年3月 工事完了
- 平成21年4月 本格稼働

##### 2) 処理場整備率、高度処理設備整備率の推移

1) のとおり、成瀬CCにおいて高度処理整備工事が実施されたが、参考までに、過去10年間における成瀬、鶴見川CCの事業費の推移と、処理場整備率、高度処理設備整備率の状況を記載する。

## 第 4 監査の結果及び意見

**表 29 成瀬 CC の事業費の推移、処理場及び高度処理設備整備率の推移**

	事業費 (千円)	設備能力		処理場整備率 (%) (注)	高度処理 設備整備率 (%) (注)
		初沈-ばっき槽-終沈	処理能力(日最大) (m <sup>3</sup> )		
平成 11 年度	30,000	10 池-10 池-10 池	100,000	88.57%	0%
平成 12 年度	750,910	同上	同上	88.57%	0%
平成 13 年度	699,000	同上	同上	88.57%	0%
平成 14 年度	280,480	同上	同上	88.57%	0%
平成 15 年度	254,280	同上	同上	88.57%	0%
平成 16 年度	820,000	同上	同上	88.57%	0%
平成 17 年度	778,000	同上	同上	88.70%	0%
平成 18 年度	242,376	同上	同上	88.57%	0%
平成 19 年度	828,000	同上	同上	88.57%	0%
平成 20 年度	1,103,000	同上	同上	88.57%	0%
平成 21 年度		10 池-12 池-12 池	標準法※ 95,000 高度処理 15,000	97.43%	13.29%

(上下水道部作成資料より抜粋)

(注) 処理場整備率及び高度処理設備整備率は、流総計画における平成 36 年度までの計画処理能力 112,900 m<sup>3</sup>に対する比率である。 $((95,000+15,000)/112,900=97.43\%$ 、 $15,000/112,900=13.29\%$ )

※ 高度処理設備の改修に伴い、既設設備に対し流入水量を調整する必要が生じたため。

**表 30 鶴見川 CC の事業費の推移、処理場及び高度処理設備整備率の推移**

	事業費 (千円)	設備能力		処理場整備率 (%) (注)	高度処理 設備整備率 (%) (注)
		初沈-ばっき槽-終沈	処理能力(日最大) (m <sup>3</sup> )		
平成 11 年度	2,015,300	6 池-6 池-6 池	34,100	50.07%	0%
平成 12 年度	265,320	同上	同上	50.07%	0%
平成 13 年度	—	同上	同上	50.07%	0%
平成 14 年度	—	同上	同上	50.07%	0%
平成 15 年度	—	同上	同上	50.07%	0%
平成 16 年度	11,000	同上	同上	50.07%	0%
平成 17 年度	195,000	同上	同上	50.07%	0%
平成 18 年度	201,000	同上	同上	50.07%	0%
平成 19 年度	30,000	8 池-8 池-8 池	45,500	66.81%	0%
平成 20 年度	169,000	同上	同上	66.81%	0%
平成 21 年度	—	同上	同上	66.81%	0%

(上下水道部作成資料より抜粋)

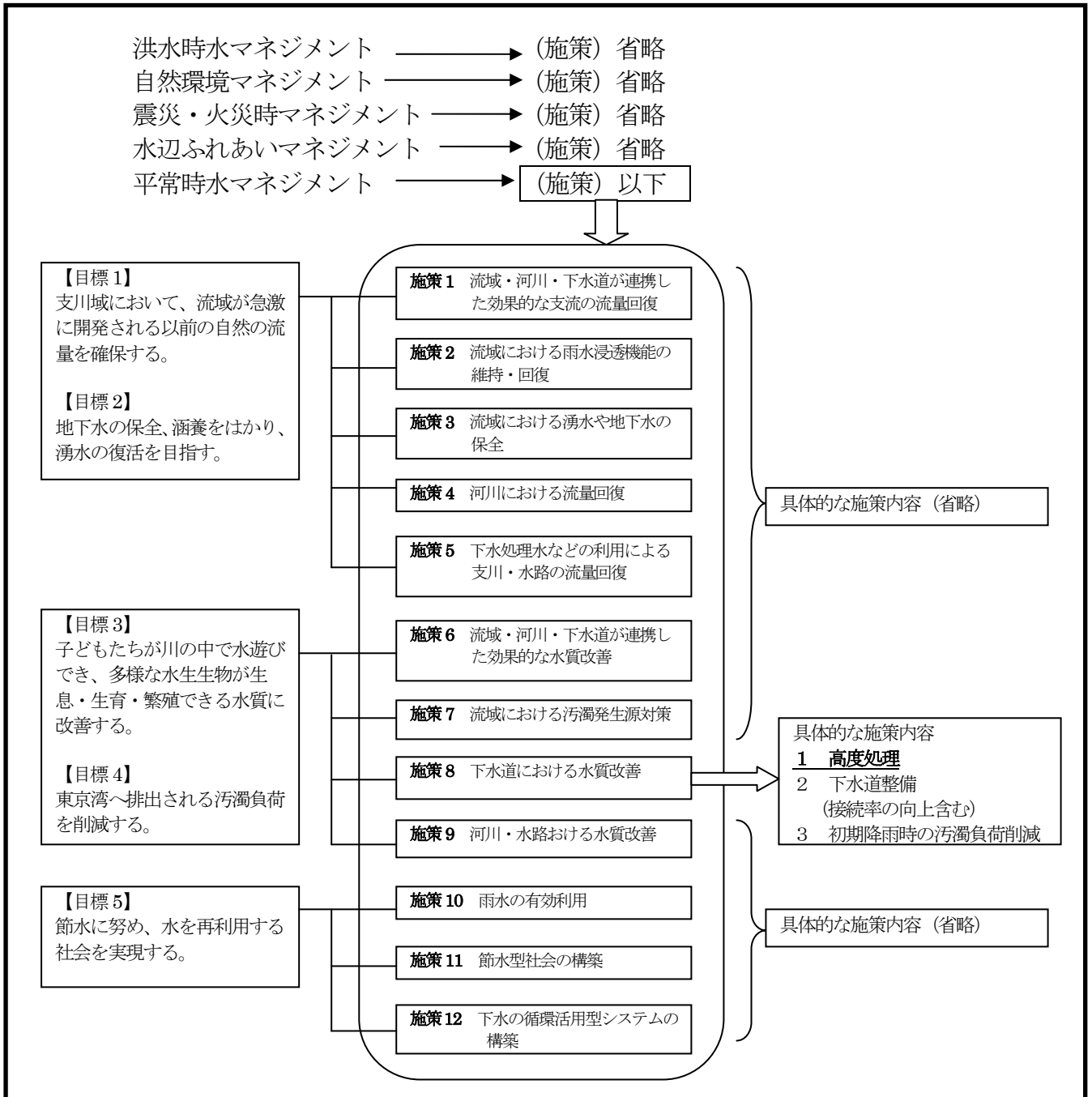
(注) 処理場整備率及び高度処理設備整備率は、流総計画における平成 36 年度までの計画処理能力 68,100 m<sup>3</sup>に対する比率である。 $(45,500/68,100=66.81\%)$

表 29 のとおり、成瀬 CC においては、平成 17 年度から実施されていた高度処理整備工事が終了し稼働を始めたことより、平成 21 年度においては、高度処理設備整備率が 13.29%となった。



災時の防災、減災対応、v) 水辺のふれあいの不足の5つに分け、それぞれに対して取り組むべき施策を、i) 洪水時水マネジメント、ii) 平常時水マネジメント、iii) 自然環境マネジメント、iv) 震災・火災時マネジメント、v) 水辺ふれあいマネジメントの5つに分類している。そして、この内、下水処理場の放流水の水質向上（高度処理含む）は、ii) 平常時水マネジメントの施策の1つとなっている。以上の体系を図50に示す。

図50 「鶴見川流域水マスタープラン」における体系





高度処理は「鶴見川流域水マスタープラン」において提言されたさまざまな施策のうちの一つに位置づけられる。

この「鶴見川流域水マスタープラン」は、平成16年度を初年度とし、20年から30年を目標期間としているが、これを受けて、5年間程度の具体的な目標を掲げるアクションプランが策定されている。

### ⑥ アクションプランの策定

「鶴見川流域水マスタープラン」を受けて、現在まで「鶴見川流域水協議会」によって策定されたアクションプランは、次の6つである。

表 31 アクションプラン

項目	
1)	鶴見川水系河川整備計画（平成19年3月）
2)	鶴見川流域水害対策計画（平成19年3月）
3)	水遊びのできる水質の実現に向けたアクションプラン【下水道高度処理編】 (平成20年4月)
4)	河川等の水を震災・火災時に活用するアクションプラン【消火用水編】（平成20年4月）
5)	河川等の水辺の利用者を増やすアクションプラン（平成21年3月）
6)	重要種の保全と外来種駆除に向けたアクションプラン（平成21年3月）

この内、下水道高度処理に関係するものとしては、3)の「水遊びのできる水質の実現に向けたアクションプラン【下水道高度処理編】」がある。

「鶴見川流域水マスタープラン」においては、さまざまな施策が提言されているが、このアクションプランの内容を見る限り、水質改善については、下水道高度処理が最も優先度合いが高い事項となっている。これは、鶴見川においては、平常時の河川流量に占める下水処理水の割合が高いことより、河川水質は下水処理水の水質に大きく依存しているという現状を考慮してのものと考えられる。この点、「水遊びのできる水質の実現に向けたアクションプラン【下水道高度処理編】」においても「本アクションプランでは、鶴見川の特徴を踏まえ、水遊びできる水質の実現に向けては、下水処理水質の改善（下水道高度処理の推進）が最も効果的であると捉え、まず『下水道高度処理編』として今後5年間程度の間の実現する改善方法について検討することとした。」としている。

この「水遊びのできる水質の実現に向けたアクションプラン【下水道高度処理編】」では、平成22年度を目標年次とし、目標年次（平成22年）における高度処理率を次の表のとおりを設定している。

表 32 横浜市、川崎市、町田市における高度処理整備の現状及び目標値

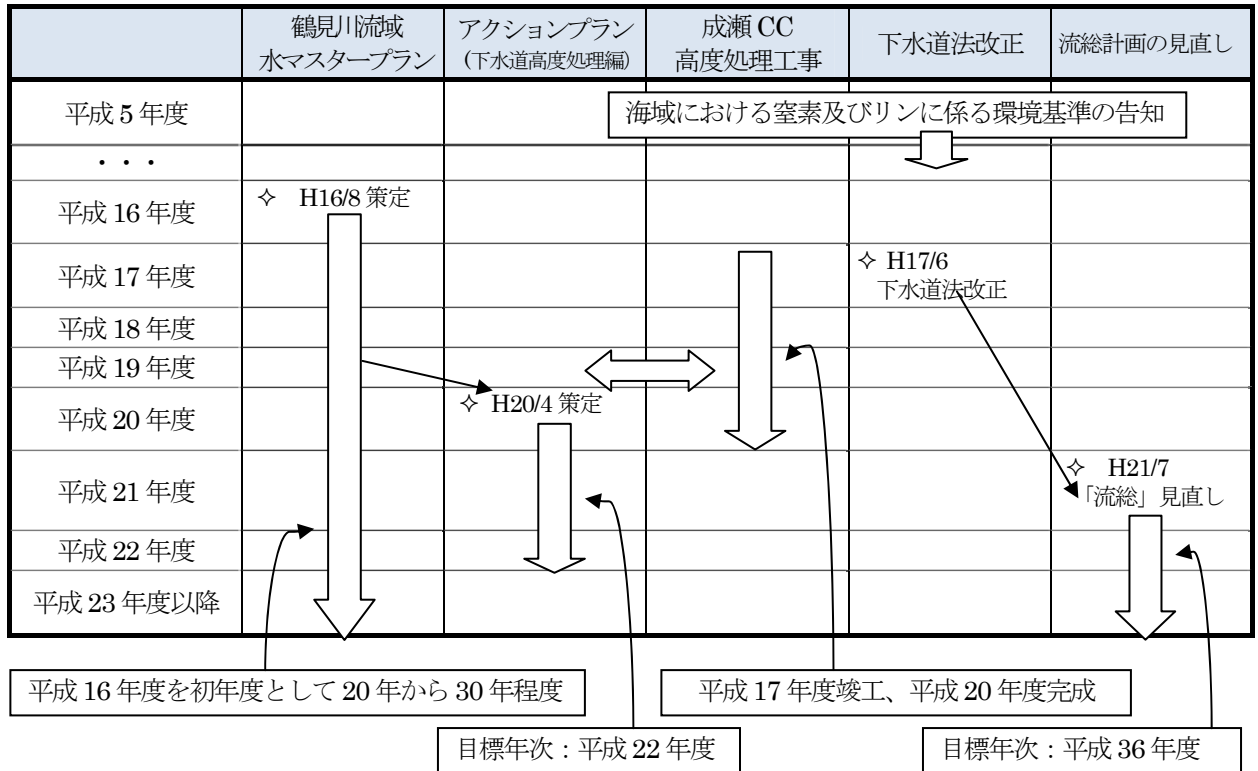
自治体	高度処理整備		
	下水処理場	高度処理率 (平成 16 年)	(目標値)高度処理率 (平成 22 年)
横浜市	北部第一水再生センター	29%	57%
	港北水再生センター	29%	58%
	都筑水再生センター	25%	25%
川崎市	加瀬水処理センター	20%	20%
	麻生水処理センター	17%	17%
町田市	成瀬 CC	0%	14%
	鶴見川 CC	0%	0%

水遊びのできる水質の実現に向けたアクションプラン【下水道高度処理編】より  
 (注意) この表では、マスタープランの対象年次(平成 17 年度～平成 22 年度)前の平成 16 年を  
 現状とし、アクションプランの目標年次である平成 22 年度を目標としている。  
 このうち、町田市においては、成瀬 CC の高度処理率の目標値が 14%と設定されている。

⑦ まとめ

「鶴見川流域水マスタープラン」、 「水遊びのできる水質の実現に向けたアクションプラン【下水道高度処理編】」、 「下水道法」の改正、流総計画の見直し、及び町田市における整備状況(成瀬 CC 高度処理工事)の流れを時系列的に示すと次のとおりとなる。

表 33 町田市の整備状況等



## 【監査の意見】

## ① 高度処理の整備と経済効果とのバランス

町田市は現在下水処理場における高度処理設備の整備を進めており、平成17年度から平成21年度までの間に、約14億円の事業費が高度処理関係に費やされている。この投資が行われた背景としては、鶴見川流域の水循環上の問題に加えて、鶴見川が流れる東京湾の富栄養化、環境負荷が問題となっていることから、町田市の下水処理場（成瀬CC→恩田川、鶴見川CC→鶴見川でいずれも東京湾へ流れる）も窒素やリンが除去できる高度処理化の導入が要請される状況にあったことがあげられる。

アクションプラン自体は平成22年度までであるが、町田市（上下水道部）としては今後も次のとおり高度処理を進めていきたいとしている。

## 【成瀬CC】

- 平成26年度～平成29年度・・・3-1系、3-2系高度処理工事
- 平成31年度～平成33年度・・・4-1系、4-2系高度処理工事（増設）
- 平成34年度～平成40年度・・・1-1系～1-4系高度処理工事

## 【鶴見川CC】

- 平成23年度～平成29年度・・・3-1系～3-3系高度処理工事（増設）
- 平成34年度～平成38年度・・・4-1系～4-3系高度処理工事（増設）

このように、今後も高度処理工事を予定<sup>5</sup>しているが、これらの事業は財政負担も大きいことから、実際の費用対効果等を十分に検討した上で慎重に実施することが望まれる。

前述したように、平成21年7月に流総計画の見直しが行われたが、現状では窒素、リンについてはこの見直し後の目標水質に達していない。この目標水質は必ず達成すべきものだが、現在の厳しい財政状況を考慮すると、平成23年度中に公表を予定している「下水道ビジョン」においては、費用対効果の面で最善の方法を選択する必要がある。

## ② 高度処理の整備と他の施策とのバランス

平成16年8月に策定された「鶴見川流域水マスタープラン」では、鶴見川における「河川流量の減少と水質汚濁という課題」に対する施策として、「平常時水マネジメント」を設定した。そして具体的な施策としては、平成22年度までのアクションプランにおいて下水処理場の高度処理の推進が最も効果的であるとした。ただし、平成23年度以降については、平成22年度までの施策をそのまま継続するのではなく、再度他の施策とのバランスも考慮した上で、どのような施策を行うことが最適か検討する必要がある。これは、鶴見川流域水協議会全体での検討と同時に、町田市としても検討する必要がある。平常時の水の問題とその要因を整理すると表34のとおりとなる。

<sup>5</sup> 町田市上下水道部での計画

表 34 平常時の水の問題とその要因

問題点	要因
支川・水路の平常時流量の減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市化に伴う雨水の浸透域面積の減少</li> <li>・下水道整備</li> </ul>
湧水の涸渇、地下水位の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市化に伴う雨水の浸透域面積の減少</li> <li>・地下水利用</li> </ul>
河川水質の悪化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水処理場からの負荷流入</li> <li>・生活雑排水や事業所排水などからの負荷流入</li> </ul>
降雨流出初期の水質汚濁が顕著	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合流式下水道整備区域からの越流負荷</li> <li>・道路、市街地、農地などからの面積（インポイントソース）負荷の流出</li> </ul>
流域外から多量の水が導水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域内の自己水源の不足</li> <li>・水多消費型社会</li> </ul>

（「鶴見川流域水マスタープラン」より一部抜粋）

上記のとおり、水の問題の要因を考慮すると、その施策としては、下水処理場の高度処理だけではなく、汚染発生源（家庭、事業所、農地、路面など）における負担削減のための施策や地下水・湧水の復活のための施策などさまざまな方策が考えられるため、それらの施策についても多面的に検討する必要がある。

さらに、平常時の水の問題だけではなく、洪水時の水の問題や自然環境の問題、さらには、震災・火災時の対応などに対する施策とも比較検討する必要がある。

高度処理事業を進めるにあたっては、他の施策とのバランスを保ちながら事業を進める必要があると考える。

**(3) 鶴見川CC (水再生課)**

今後の町田市の下水道事業については、2つの下水処理場のあり方を含めて、あらゆる可能性を検討しなければならない。その際には、流総計画で示されている全体計画に占める現状の整備率が約67%である鶴見川CCをどう活用していくかが重要となる。

そこで、鶴見川CCの現状、問題点、及び今後の活用について検討する。

**【概要】****① 鶴見川CC用地の取得**

鶴見川CC用地の取得時期とその価額は表35、その財源別内訳は表36のとおりである。

**表35 鶴見川CC用地の取得時期、取得価額**

	取得年月日	面積 (㎡)	取得価額 (千円)
第1回取得	S57.3.23	183,988	2,086,420
第2回取得	S57.3.25	17,162	194,621
合計		201,150	2,281,041

(町田市上下水道部より)

**表36 取得価額の財源別内訳**

(千円)

事業費	国庫補助金	都補助金	市債	一般財源
2,281,041	1,200,000	60,000	961,000	60,041

(町田市上下水道部より)

(注) 市債は、個々の件名ごとの市債額が明確でないため、過去の資料を基に用地分を按分等により算出している。

用地の取得は2回に分けて行われているが、国及び都からの補助金はすべて第1回目の取得に関するものである。

**② 鶴見川CC用地の活用状況**

現在の鶴見川CCの敷地面積と、その内の利用面積、将来計画用地の面積及び将来未計画地の面積とその割合は表37のとおりである。

表37より、現在未利用地は将来計画用地も含めて64.7% (=11.8%+52.9%) となっている。

表 37 鶴見川 CC 用地の活用状況

内容				
全敷地面積	201,100 m <sup>2</sup>	100.0%	(注 1)	
利用面積	71,072 m <sup>2</sup>	35.3%	<利用面積>	
		}	沈砂池管理棟	2,855 m <sup>2</sup>
			水処理棟	8,686 m <sup>2</sup>
			汚泥処理棟	1,941 m <sup>2</sup>
			焼却炉棟	3,294 m <sup>2</sup>
			塩素混和池	392 m <sup>2</sup>
			ろ過設備	349 m <sup>2</sup>
			煙突	244 m <sup>2</sup>
			雨水調整池	7,050 m <sup>2</sup>
			場内道路	9,593 m <sup>2</sup>
			工事用道路	852 m <sup>2</sup>
			法面	35,816 m <sup>2</sup>
将来計画 用地	23,738 m <sup>2</sup>	11.8%	<将来計画 用地>	
		}	水処理棟増設 用地	15,390 m <sup>2</sup>
			流量調整池 用地	2,322 m <sup>2</sup>
			流量調整池 用地	3,814 m <sup>2</sup>
			急速砂ろ過 用地	1,525 m <sup>2</sup>
			特高受変電室 用地	687 m <sup>2</sup>
将来未計画地	106,290 m <sup>2</sup>	52.9%	(注 2)	

(町田市上下水道部より)

(注 1) 表 35 に記載した取得時の面積 201,150 m<sup>2</sup>とこの表の面積 201,100 m<sup>2</sup>との差は、その後正確に計測したことなどによる差である。

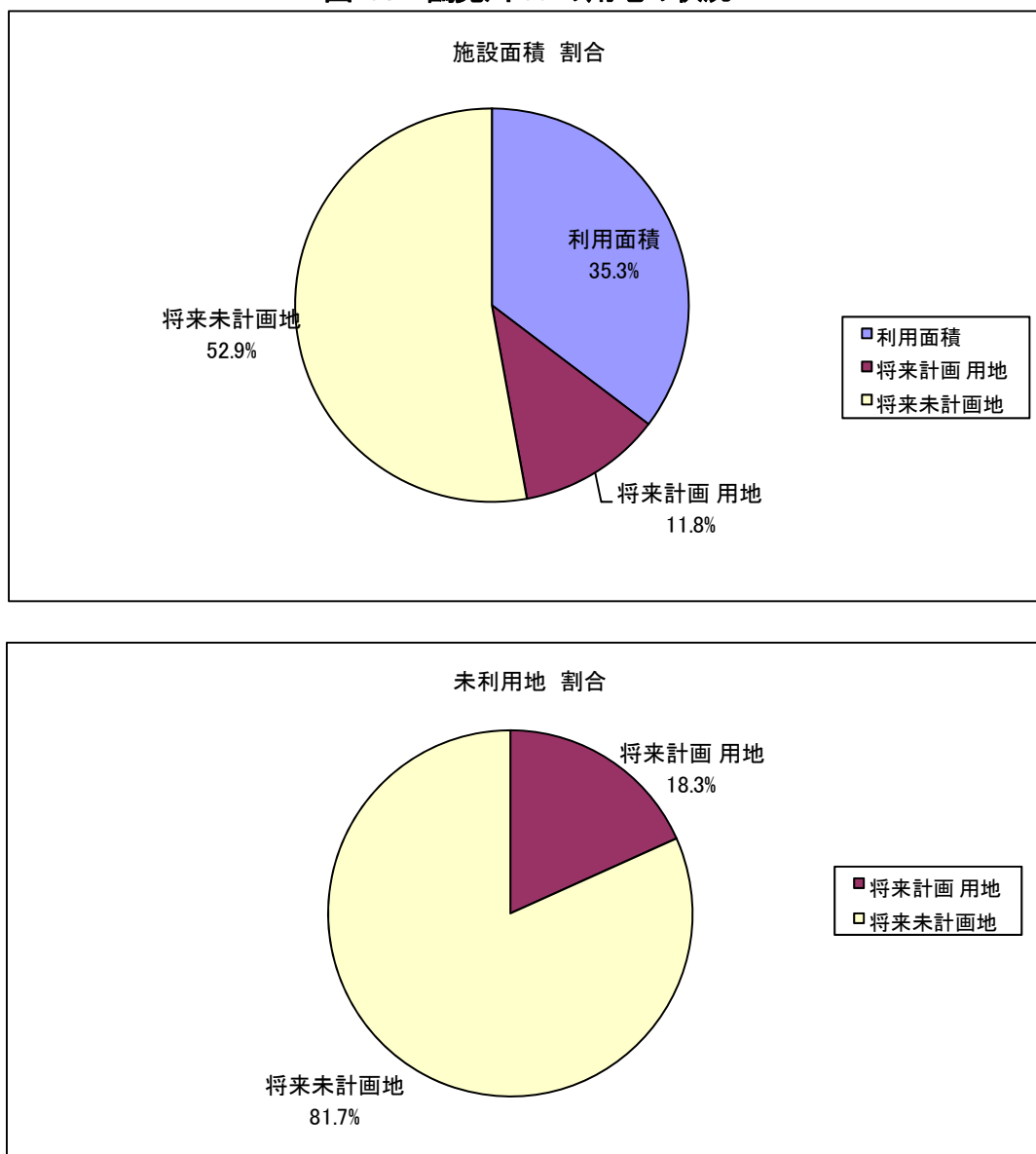
(注 2) 将来未計画地は、緩衝緑地などである。

鶴見川 CC (将来計画用地、背後に法面)



(監査人撮影)

図 51 鶴見川 CC の用地の状況



**【監査の意見】**

**① 総論**

鶴見川 CC の問題点の一つは、現状の用地の利用率の低さがあげられる。この未利用地をどのように活用していくかについては、次の点を考慮しながら下水道ビジョンの中で慎重に検討していく必要がある。

**② 流総計画との関係**

東京都が平成 21 年度に改定した流総計画は、下水道法に基づく最上位計画であり、町田市が実施する公共下水道事業は流総計画と整合を図りつつ事業展開を行っていかなければならない。

## 第4 監査の結果及び意見

流総計画では、鶴見川 CC について平成 36 年度時点までに 68,100 m<sup>3</sup>/日 (日最大) (市街化調整区域の汚水量も含む) の計画処理能力を有することになると示されている。このため、計画上は平成 36 年度には現在の約 1.5 倍 (68,100/45,500) の処理能力を有していなければならないと解釈することができる。(なお、この処理能力の数値は、東京都の予測した平成 36 年度の人口と一人あたりの汚水発生量から算定された数値 (予測値) である。)

一方、町田市の人口は微増(411 千人(平成 19 年 12 月)、414 千人(平成 20 年 12 月)、416 千人(平成 21 年 12 月))にとどまっており、今後減少に転じるという予測もある。また、一人あたりの汚水発生量も減少するという予測もある。

流総計画は下水道法に基づく最上位計画であり、町田市が施工する公共下水道事業はこの計画と整合を図りつつ事業展開を行っていかなければならないが、上記のとおり、町田市の人口は近年微増にとどまっており、また一人あたりの汚水発生量も減少することが予測される状況にあつては、今後は実際に流入してくる汚水量に合わせて慎重に下水処理場の整備を行っていく必要がある。今後下水処理場を整備する際には、実際に流入してくる流入量を予測し、どのような汚水処理手法が最適かについて検討するとともに、費用対効果といった経営的な視点も考慮しながら進める必要がある。

参考までに、鶴見川 CC の現在の状況と、流総計画を達成するために必要な整備計画の状況を示すと次のとおりとなる。

図 52 鶴見川 CC の現在の状況と整備計画 (m<sup>3</sup>/日)

		現在		将来	
5 系	5-1		高度処理 新設 →	7,167	
	4 系	4-3			7,167
4-2				7,167	
4-1				7,167	
3 系	3-3			7,167	
	3-2			7,167	
	3-1			7,167	
2 系	2-4	5,687.5		標準法より 高度処理へ 改造 →	2,688
	2-3	5,687.5			2,688
	2-2	5,687.5			2,688
	2-1	5,687.5	2,688		
1 系	1-4	5,687.5	2,688		
	1-3	5,687.5	2,688		
	1-2	5,687.5	2,688		
	1-1	5,687.5	2,688		
日最大 処理能力		45,500		71,673	



### ③ 補助金適正化法との関係

下水道事業実施の指針となっている「下水道事業の手引」((財)下水道新技術推進機構発行)によると、「終末処理場(広義)の国庫補助対象となる用地買収の範囲は、処理に直接必要な構造物面積の4.5倍以内である。ただし、進入道路等終末処理場の維持管理を行っていく上で、必要な施設の用地については別に計上することができる。<sup>6</sup>」としている。このため、4.5倍を超える部分については国庫補助の対象外となり、国庫補助金を返還しなければならない。

鶴見川CCの全敷地面積は201,100㎡なので、約45,000㎡(201,100㎡÷4.5)以上の敷地が下水処理場として利用されていれば全ての敷地が国庫補助対象ということになる。この点について、鶴見川CCはすでに71,072㎡の用地が利用されているので特に問題ないように思える。

しかしながら、利用面積のうち法面(35,816㎡)と場内道路(9,593㎡)は、処理に必要な構造物面積にはあたらないとして、25,663㎡(71,072㎡-35,816㎡-9,593㎡)だけが利用されているという解釈もある。

一方、将来計画が明確な用地は、未利用地にはあたらないという解釈もあるが、将来計画が進展せず未利用地の状態が長期間続くことがあれば問題となる可能性もある。

今後未利用地の解釈を明確にした上で対応する必要がある。

### ④ 未利用地に関するその他の問題

鶴見川CCについては、未利用地において継続的に草刈り費用等の用地管理費用が発生することと、未利用地の有効利用に向けた検討が必要といった課題がある。

特に、有効利用に向けた検討については、現在10ha以上の土地が空き地の状態になっており、今後目的外使用許可(行政財産を本来の目的用途以外での使用を認めること)の可能性を含めて検討することが必要である。

この点については、近隣住民から「ドッグラン」(他の利用者から隔離されたスペースで犬の引き綱をはずし、自由に運動させたり遊ばせたりすることのできる場所)としての利用の要請があり、また運動場としての利用の可能性もある。未利用地については、今後の有効利用を検討することが望まれる。

<sup>6</sup>下水道事業の手引 平成20年度版 211頁 (財)下水道新技術推進機構発行

(4) 成瀬CC (水再生課)

【概要】

成瀬 CC 内の沈殿池施設屋上及び処理場用地の一部は、上下水道部と文化スポーツ振興部の協定によってテニスコートとして利用されている。

また、本館 3F ホールを地元住民等に開放している。

【監査の意見】

① 本館ホールについて

本館ホールは、もともと迷惑施設としてのクリーンセンターを建設するに際して、地元住民への配慮のため設置されたものである。現在の利用率は概ね 50%であり、地元住民の他、小学生の施設見学の際に利用し、日曜日に町田フィルハーモニー交響楽団に開放するなどしている。

現在、本館ホールを、より有効利用するため、広く一般市民にも開放することを検討している。一般市民に開放する際にはセキュリティーの問題や施設の補修等の問題を解決する必要があるが、前向きな開放策を検討することが望まれる。

なお、テニスコートについては、国の許可を受け、昭和 63 年より「町田市体育施設条例」において「成瀬クリーンセンターテニスコート」として、公の施設としての位置づけは明確となっている。

## (5) 下水処理場の運転管理に関する財務的効率性の検討（水再生課）

## 【概要】

## ① 固定費・変動費分析

下水処理場の「効率性」という観点では、水再生課は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に定められたエネルギー管理指定工場（成瀬 CC は第一種、鶴見川 CC は第二種）に該当するため、毎月、エネルギー消費原単位を算出し、省エネルギーに努めている。一般的にエネルギー消費原単位とは、製品などを生産するのに必要なエネルギー消費量のことで、水再生課においては、放流量あたりのエネルギー消費量をエネルギー消費原単位としている。この値が小さいほど運転（生産）効率が高いといえるため、下水処理場の「効率性」を表す指標として用いている。

現状において、下水処理場の運転管理の効率性に関して、財務的な視点からの分析は行われていないが、管理指標として考えられるものに町田市上下水道部から公表されている「下水道事業概要（下水道事業統計書）」（以下「概要」という。）における下水処理場の処理単価がある。そこで、下水処理場の運転管理の効率性に関し、財務的な側面から検討する1つの指標として、この処理単価計算の基礎となる「下水処理場運転管理費」と「処理水量」の関係を監査人において検討した。

平成8年度から平成20年度までの下水処理場運転管理費と下水処理水量のデータを列挙すると次のようになる。

表 38 下水処理場運転管理費と下水処理水量の状況（年度別）

年度	成瀬 CC		鶴見川 CC	
	下水処理場運転管理費 (千円)	下水処理水量 (m <sup>3</sup> )	下水処理場運転管理費 (千円)	下水処理水量 (m <sup>3</sup> )
平成 8 年度	913,057	22,844,130	518,680	5,226,583
平成 9 年度	1,083,770	24,542,920	533,830	5,882,453
平成 10 年度	1,014,645	25,778,920	556,668	6,481,652
平成 11 年度	1,018,505	25,707,800	571,577	7,010,007
平成 12 年度	986,770	26,118,450	491,167	7,988,367
平成 13 年度	1,066,487	26,832,750	590,626	9,051,171
平成 14 年度	1,002,120	27,822,180	574,541	9,739,883
平成 15 年度	1,210,541	28,444,870	561,686	10,824,815
平成 16 年度	974,259	28,748,440	563,869	11,918,937
平成 17 年度	918,437	27,879,810	591,339	11,725,042
平成 18 年度	930,019	28,048,070	608,676	12,210,851
平成 19 年度	905,003	27,555,210	637,675	12,438,690
平成 20 年度	984,273	28,942,390	630,493	13,990,294

図 53 下水処理場運転管理費の推移（千円）

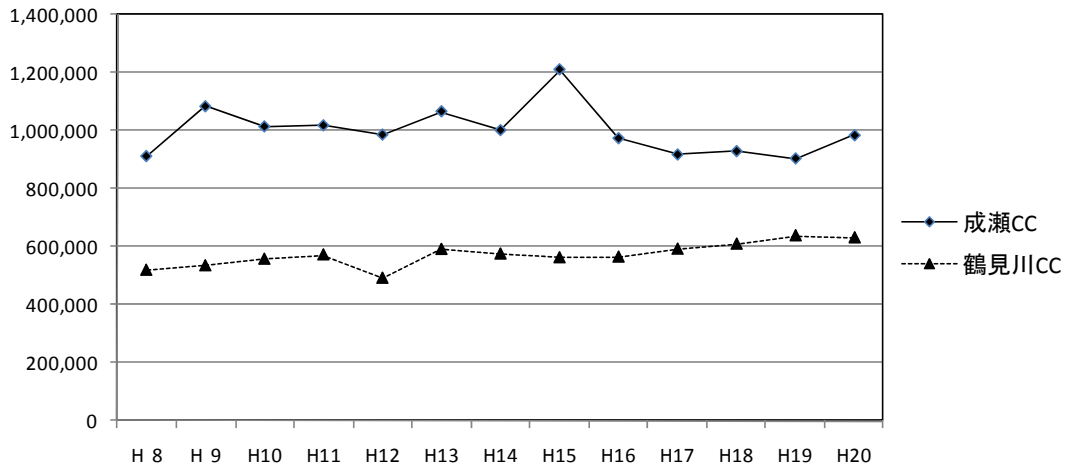
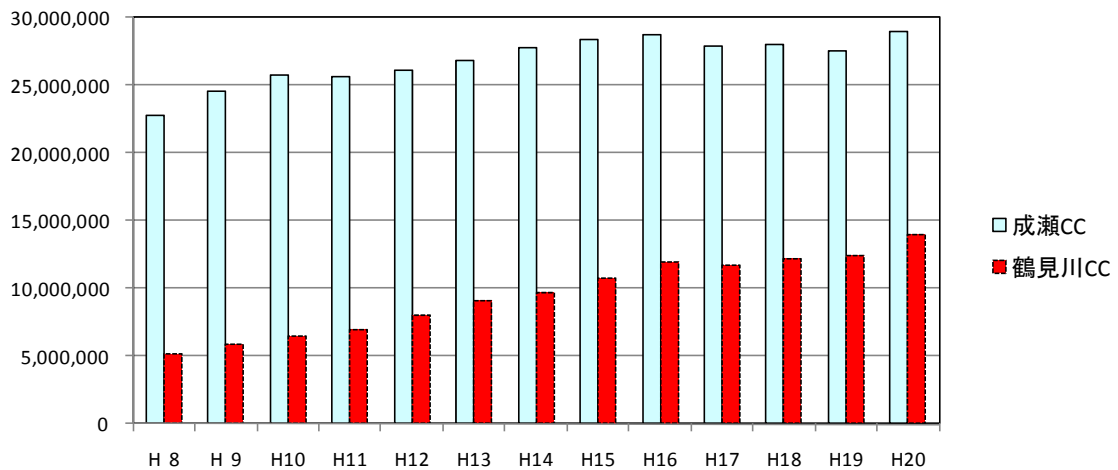


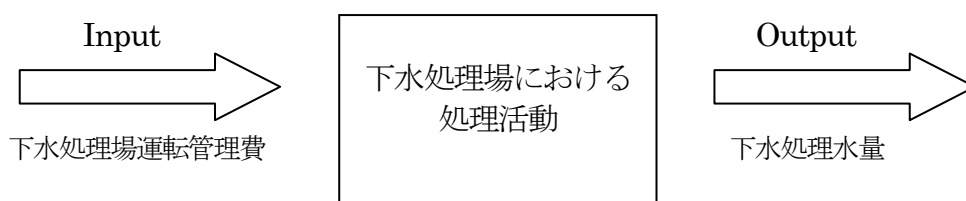
図 54 下水処理水量の推移（m³）



一般に「効率性」の指標を考える場合には、VFM (Value For Money) の観点から、3E という視点が用いられる。3E とは、有効性 (Effectiveness)、経済性 (Economy)、効率性 (Efficiency) をいい、有効性とは投入量 (Input) を一定とした場合の産出量 (Output) の最大化、経済性とは産出量 (Output) を一定とした場合の投入量 (Input) の最小化、効率性とは産出量 (Output) / 投入資源 (Input) の最大化のことを指すものとされている。

下水処理場の運転管理における「効率性」をこの視点から考えると次のようになる。

図 55 下水処理場の運転管理における「効率性」

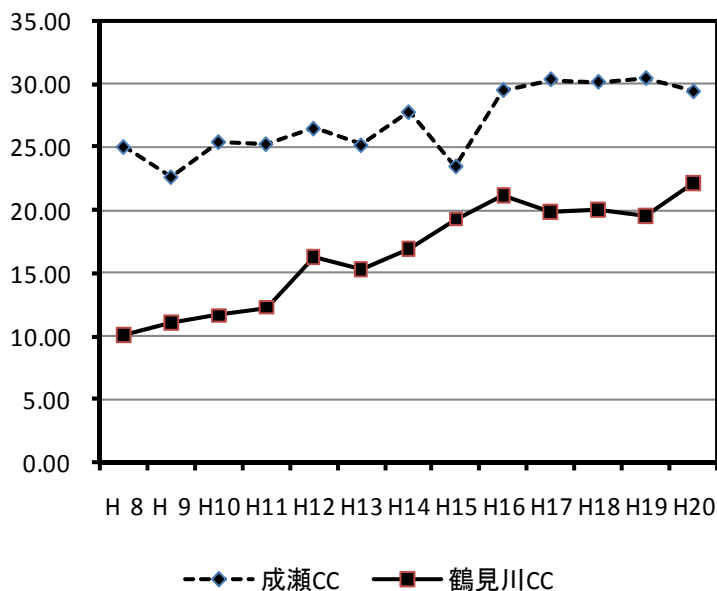


「効率性」とは Output / Input を最大化することを意味することになる。ここで「下水処理場運転管理費と下水処理水量の状況」からこの効率性の数値を算出すると次のとおりとなる。

表 39 効率性指標の状況

年度	成瀬 CC (m³/千円)	鶴見川 CC (m³/千円)
平成 8 年度	25.02	10.08
平成 9 年度	22.65	11.02
平成 10 年度	25.41	11.64
平成 11 年度	25.24	12.26
平成 12 年度	26.47	16.26
平成 13 年度	25.16	15.32
平成 14 年度	27.76	16.95
平成 15 年度	23.50	19.27
平成 16 年度	29.51	21.14
平成 17 年度	30.36	19.83
平成 18 年度	30.16	20.06
平成 19 年度	30.45	19.51
平成 20 年度	29.40	22.19

図 56 効率性指標の推移



上記の数値をみると、成瀬 CC、鶴見川 CC いずれも年度によりかなりの変動が発生している。その主たる理由としては、

- 1) 下水処理場の稼働の増減に相関する変動費と、相関しない固定費が運転管理費に含まれていること
- 2) 修繕費及び工事請負費というような、下水処理場の経常的な稼働に直接連動して変動するのではなく、一定の意思決定（修繕計画等）に基づいて発生するコストが含まれていること

があげられる。そこで、成瀬 CC と鶴見川 CC のそれぞれの下水処理場運転管理費を変動費と固定費に区分すると表 40 のとおりとなる。また、成瀬 CC と鶴見川 CC の変動費の推移は図 57、成瀬 CC と鶴見川 CC の固定費の推移は図 58 のとおりである。

表 40 下水処理場運転管理費の内訳（年度別）（千円）

年度	成瀬CC			鶴見川CC		
	変動費	固定費	下水処理場 運転管理費	変動費	固定費	下水処理場 運転管理費
平成8年度	300,486	612,571	913,057	85,905	432,775	518,680
平成9年度	335,651	748,119	1,083,770	100,211	433,619	533,830
平成10年度	320,489	694,156	1,014,645	90,678	465,990	556,668
平成11年度	308,652	709,853	1,018,505	106,473	465,104	571,577
平成12年度	292,476	694,294	986,770	108,786	382,381	491,167
平成13年度	283,254	783,233	1,066,487	121,537	469,089	590,626
平成14年度	291,017	711,103	1,002,120	120,412	454,129	574,541
平成15年度	289,166	921,375	1,210,541	119,819	441,867	561,686
平成16年度	276,204	698,055	974,259	123,496	440,373	563,869
平成17年度	265,463	652,974	918,437	138,112	453,227	591,339
平成18年度	260,584	669,435	930,019	127,658	481,018	608,676
平成19年度	237,296	667,707	905,003	138,348	499,327	637,675
平成20年度	277,047	707,226	984,273	158,567	471,926	630,493

図 57 変動費の推移（千円）

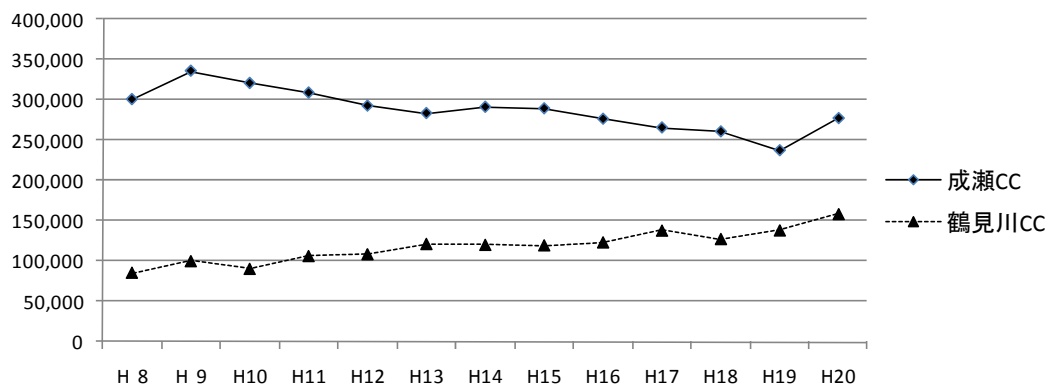
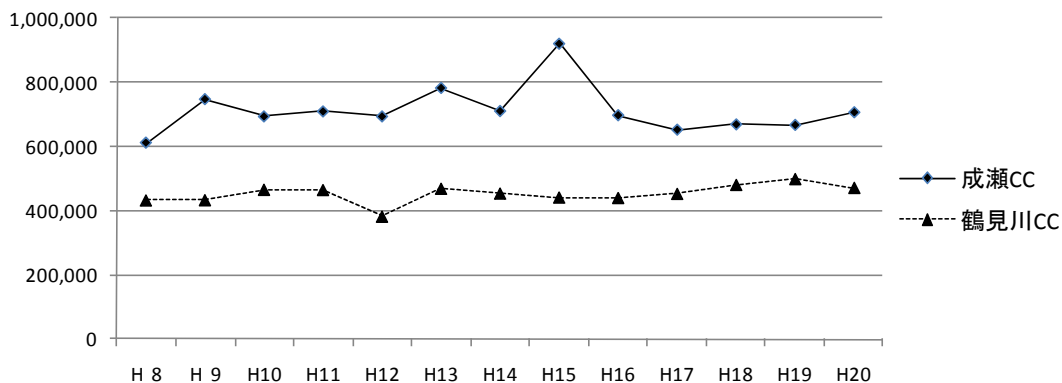


図 58 固定費の推移（千円）



【監査の意見】

① 下水処理場の稼働状況の効率性に関する適切な財務的指標に基づく管理の検討

表 41 は、表 40 のうち成瀬CCの変動費の内訳を示したものである。また、表 42 は、表 40 のうち鶴見川CCの変動費の内訳を示したものである。

表 41 成瀬 CC の変動費の内訳 (年度別) (千円)

	電気料	薬品費	ガス・水道料	燃料費	原材料費	変動費計
平成 8 年度	158,819	119,508	3,358	18,651	150	300,486
平成 9 年度	181,193	124,628	2,554	26,982	294	335,651
平成 10 年度	172,476	128,496	2,116	17,124	277	320,489
平成 11 年度	169,440	114,212	2,136	22,585	279	308,652
平成 12 年度	175,722	93,875	2,027	20,593	259	292,476
平成 13 年度	175,064	84,860	4,814	18,399	117	283,254
平成 14 年度	167,859	103,680	3,558	15,782	138	291,017
平成 15 年度	170,454	97,788	2,977	17,813	134	289,166
平成 16 年度	165,564	91,081	3,059	16,398	102	276,204
平成 17 年度	158,349	78,617	2,677	25,701	119	265,463
平成 18 年度	156,175	80,920	2,289	21,076	124	260,584
平成 19 年度	153,175	62,702	2,520	18,770	129	237,296
平成 20 年度	173,103	72,640	2,485	28,671	148	277,047

表 42 鶴見川 CC の変動費の内訳 (年度別) (千円)

	電気料	薬品費	ガス・水道料	燃料費	原材料費	変動費計
平成 8 年度	58,834	19,218	4,895	2,775	183	85,905
平成 9 年度	61,366	30,957	4,971	2,748	169	100,211
平成 10 年度	62,322	22,069	3,898	2,271	118	90,678
平成 11 年度	65,678	33,708	3,569	3,363	155	106,473
平成 12 年度	68,441	32,696	3,866	3,659	124	108,786
平成 13 年度	74,240	38,233	3,242	5,664	158	121,537
平成 14 年度	70,713	42,404	3,123	4,012	160	120,412
平成 15 年度	73,080	40,358	2,762	3,476	143	119,819
平成 16 年度	73,142	42,944	2,907	4,382	121	123,496
平成 17 年度	75,836	53,830	2,746	5,579	121	138,112
平成 18 年度	79,985	39,312	2,399	5,847	115	127,658
平成 19 年度	86,798	41,173	2,657	7,605	115	138,348
平成 20 年度	100,283	47,683	2,552	7,934	115	158,567

表 43 及び図 59 は下水処理場運転管理費から変動費だけを抽出して、改めて効率性の数値（＝「下水処理水量 (m<sup>3</sup>)」/「変動費 (千円)」) を算出したものである。

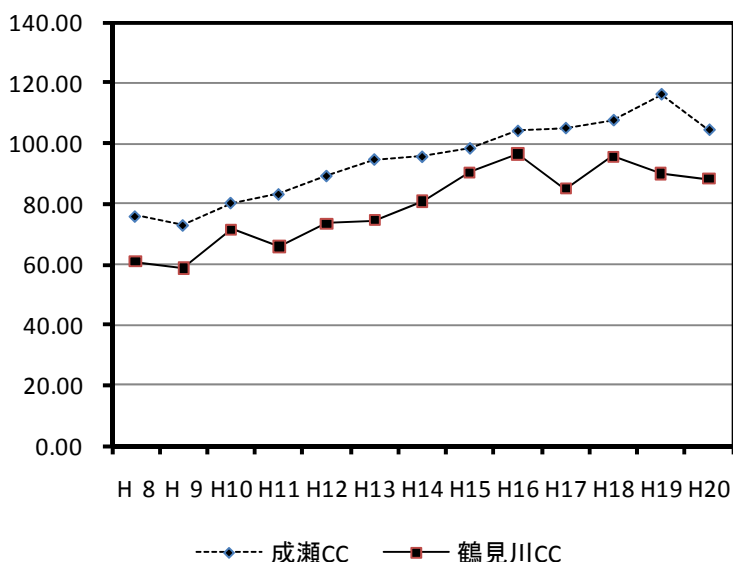
成瀬 CC 及び鶴見川 CC について、概ね、効率性は上昇傾向にあることが分析の結果として読み取れるため、両下水処理場とも経営努力の成果が表れているとも考えられる。

ここで監査人が実施した分析は一つの考え方にすぎないが、現状公表されている数値データを利用することによっても財務的な効率性を簡易に検討することは可能である。町田市では、クリーンセンターの運転管理の効率性に関して、財務的な視点からの分析は行われていないが、経営管理指標の一つとして下水処理場の稼働状況の効率性を見る指標等を研究する必要がある。

表 43 効率性指標の状況  
(変動費のみ)

年度	成瀬 CC (m <sup>3</sup> /千円)	鶴見川 CC (m <sup>3</sup> /千円)
平成 8 年度	76.02	60.84
平成 9 年度	73.12	58.70
平成 10 年度	80.44	71.48
平成 11 年度	83.29	65.84
平成 12 年度	89.30	73.43
平成 13 年度	94.73	74.47
平成 14 年度	95.60	80.89
平成 15 年度	98.37	90.34
平成 16 年度	104.08	96.51
平成 17 年度	105.02	84.90
平成 18 年度	107.64	95.65
平成 19 年度	116.12	89.91
平成 20 年度	104.47	88.23

図 59 効率性指標の推移  
(変動費のみ)



② 固定費管理について

次表は、固定費の内訳の平成 8 年度から平成 20 年度までの平均値を示したものである。

表 44 固定費の内訳 (平成 8 年度から平成 20 年度までの平均値) (千円)

区分	修繕料及び 工事請負費	委託料	人件費	その他	固定費合計
成瀬 CC	123,083 (17.3%)	356,715 (50.0%)	185,009 (25.9%)	48,277 (6.8%)	713,084 (100.0%)
鶴見川 CC	33,789 (7.4%)	253,098 (55.9%)	139,436 (30.8%)	26,815 (5.9%)	453,140 (100.0%)



固定費のうち大きな割合を占めているのは「委託料」と「人件費」であり、また、「修繕料及び工事請負費」は修繕計画等の必要に応じて大きく変動するものである。そのため、固定費削減の鍵となるのは「委託料」及び「人件費」であることとなる。

ここで、「委託料」及び「人件費」の平成8年度から平成20年度までの推移及び固定費総額に占める構成比を、クリーンセンター別に見ると次のようになる。

表 45 成瀬 CC の固定費の推移 (千円)

年度	委託料		人件費		固定費計
	金額	構成比	金額	構成比	
平成8年度	280,033	45.7%	216,908	35.4%	612,571
平成9年度	403,818	54.0%	207,090	27.7%	748,119
平成10年度	355,292	51.2%	199,366	28.7%	694,156
平成11年度	373,889	52.7%	190,066	26.8%	709,853
平成12年度	351,863	50.7%	183,614	26.4%	694,294
平成13年度	391,366	50.0%	187,515	23.9%	783,233
平成14年度	358,873	50.5%	181,478	25.5%	711,103
平成15年度	359,016	39.0%	183,562	19.9%	921,375
平成16年度	347,058	49.7%	168,219	24.1%	698,055
平成17年度	339,667	52.0%	179,203	27.4%	652,974
平成18年度	353,732	52.8%	171,528	25.6%	669,435
平成19年度	358,486	53.7%	168,694	25.3%	667,707
平成20年度	364,207	51.5%	167,880	23.7%	707,226

図 60 成瀬 CC の固定費の推移 (千円)

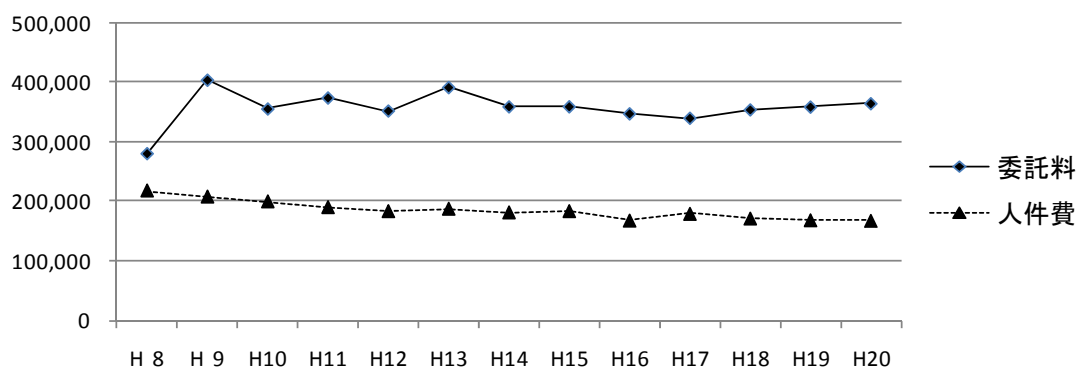
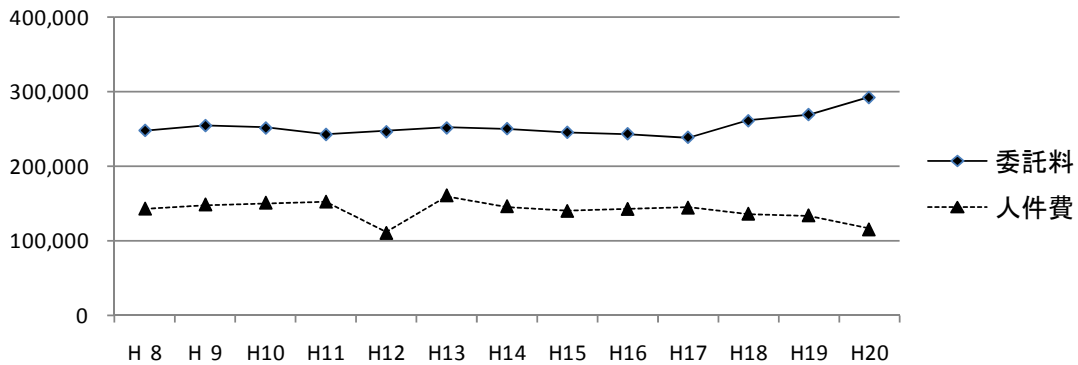


表 46 鶴見川 CC の固定費の推移 (千円)

年度	委託料		人件費		固定費計
	金額	構成比	金額	構成比	
平成 8 年度	247,673	57.2%	142,013	32.8%	432,775
平成 9 年度	254,174	58.6%	147,483	34.0%	433,619
平成10年度	250,884	53.8%	149,792	32.1%	465,990
平成11年度	242,186	52.1%	151,158	32.5%	465,104
平成12年度	245,808	64.3%	110,168	28.8%	382,381
平成13年度	250,974	53.5%	159,388	34.0%	469,089
平成14年度	250,041	55.1%	145,183	32.0%	454,129
平成15年度	245,085	55.5%	139,008	31.5%	441,867
平成16年度	243,123	55.2%	141,658	32.2%	440,373
平成17年度	238,351	52.6%	143,361	31.6%	453,227
平成18年度	260,706	54.2%	135,417	28.2%	481,018
平成19年度	269,099	53.9%	133,179	26.7%	499,327
平成20年度	292,182	61.9%	114,865	24.3%	471,926

図 61 鶴見川 CC の固定費の推移 (千円)



固定費については、下水処理場の稼働状況にかかわらず発生するコストであるため、継続的に削減努力をしていくことが必要となる。

人件費については固定費総額に占める構成比及び総額が継続的に減少・削減されており経営努力の結果が表れているものと考えられる。しかしながら、委託料については、固定費総額に占める構成比及び総額ともほとんど変動がなく、経営努力の成果が財務数値上では明確に表れていない。

今後下水処理場の規模が拡大した場合には委託料及び人件費などの固定費の増加が見込まれるが、規模の拡大等に伴う当然の増加とそれ以外の要因によるものを区分したうえで、下水処理場にかかわる委託料及び人件費等の固定費の効率化を図るための方策を検討する必要がある。

(6) 設備資産管理 (水再生課)

【概要】

公有財産台帳に記載された上下水道部所管の財産 (土地を除く) は次のとおりである。

表 47 成瀬 CC (千円)

区分	名 称	取得価額	注 記
建物	汚泥棟	記載なし	B3 から 2F まで
	焼却炉	記載なし	B2 から 3F まで
	沈殿池 (ポンプ室)	記載なし(注 1)	B2 から 3F まで
	工務課詰所	8,750	記載なし
	本館	記載なし(注 1)	B1 から 4F まで
	事務所	66,568	1F から 3F まで
	プレハブ会議室	-(注 2)	-(注 2)
	集会所	28,700	1 階部分のうち一部を工務課倉庫として使用し、その他は町内会へ無償貸付
	電気棟	65,755	記載なし
	次亜タンク棟	38,178	記載なし
	水処理棟	5,205,033	記載なし

(注 1) 本館及び沈殿池 (ポンプ室) は一体として建築費が支出されており、その後ホールなどの改修が行われている。

(注 2) 本件については、契約に基づき賃貸借契約期間満了後に無償譲渡されているため、取得価額等の記載がないものである。

表 48 鶴見川 CC (千円)

区分	名 称	取得価額	注 記
工作物	鶴見川クリーンセンター煙突	1,469,893	焼却炉棟を含む
建物	沈砂池管理棟	4,243,486	据付機械を含む B4 から 1F 等まで
	水処理棟	854,991	据付機械を含む B1 から 1F 等まで
	汚泥処理棟	1,769,019	据付機械を含む B1 から 3F 等まで
	車庫	43,529	据付機械を含む 1F
	倉庫・油庫	12,447	据付機械を含む 1F
	砂ろ過棟	213,154	据付機械を含む B1 から 1F まで
	ポンプ場管理棟	295,128	据付機械を含む B1 から 2F まで
	焼却炉棟	1,469,893	煙突費用を含む B1 から 2F まで
	沈砂池管理棟浴室	10,197	1F (増築)
	水処理棟	2,493,094	B1 から 1F まで
	焼却炉棟	3,967,015	据付機械を含む B1 から 2F まで

**【監査の結果】****① 公有財産台帳への記載が漏れているもの**

公有財産台帳に記載された上下水道部所管の財産について取得価額が記載されていないものがある。地方公共団体においては施設管理を強化する方向にあるため、公有財産台帳への取得価額の記載漏れについては、取得価額データを再度確認のうえ公有財産台帳への追加記載が必要である。また施設管理に際して取得価額等の数値に対する意識づけを高める必要がある。

なお、本館及び沈殿池（ポンプ室）のように一体として建築費が支出等されているものについては、今後同様の支出等が発生した場合には、当初設計見積金額を財産計上区分ごとに集計し、当該集計値の比率により建築費を按分して公有財産台帳へ記載するなどの対応を検討する必要がある。

**【監査の意見】****① 施設管理の観点から詳細情報管理の必要性を要望するもの**

町田市における公有財産の管理については町田市公有財産規則に基づいており、当該規則においては、建物・工作物についての区分に関する判断基準の記載はない。また当該規則より下位のレベルの詳細な定めもない。したがって、公有財産台帳への記載方法に関しては法規性の観点からは、現状でも問題はない。

しかしながら、下水道のような資本集約型・大規模設備型事業においては個別機械等の修繕・改良等が継続的に発生するなど、施設財産管理は極めて重要である。そのため、有効な施設管理の観点からは、公有財産台帳への記載方法について、どこまで詳細な区分記載が必要かという点は検討の余地があるものと考えられる。

有効な施設管理の観点から、公有財産台帳への記載区分方法の検討をするなど、施設管理の基本となる詳細情報を管理する必要がある。

町田市の下水道事業については地方公営企業法の財務規定の適用はなされていないものの、地方公共団体を取り巻く現況においては、地方公営企業会計の改正のための検討が進展していること（総務省 地方公営企業会計制度等研究会による）や地方公会計改革が推進されていることなど、民間の企業会計における資産管理レベルが求められつつある環境下にある。

町田市でも「町田市新公会計制度導入検討委員会報告書(中間報告)（平成21年4月 町田市新公会計制度導入検討委員会）」において、財産台帳の整備と公有財産管理システムの更改検討を平成22年3月までに実施することが予定されており、また、資産台帳の整備方法も検討課題とされている。

したがって、これらの動きと連携しつつ、施設管理の基本となる公有財産台帳管理の方法等の詳細情報管理を検討する必要がある。

### (7) 指定管理者制度及び包括的民間委託（水再生課）

下水道施設の管理については、平成16年3月30日付けで、国土交通省より「指定管理者制度による下水道の管理について」<sup>7</sup>及び「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」<sup>8</sup>の2つの通知がなされた。

#### 【概要】

##### ① 指定管理者制度による下水道の管理について

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する民間事業者を含む「法人その他の団体」に、「公の施設」の管理を代行させることができる制度で、自治法の改正により創設された制度である。国土交通省からの通知では、下水道施設に関しても、指定管理者制度を導入することが可能として、どのような場合に指定管理者制度を導入することができるかを提示するとともに、指定管理者制度を導入する場合の手続きを示している。具体的には、指定管理者制度の適用に関しては次のとおりとしている。

- 1) 下水道に関する指定管理者制度の適用については、下水処理場等の運転、保守点検、補修、清掃等や管きよの保守点検、補修、清掃等あるいは使用料の徴収管理等の事実行為については、委託する管理の内容に応じて指定管理者制度によることも可能としている。
- 2) 一方、排水区域内の下水道の利用義務付け、悪質下水の排除規制、物件の設置の許可、使用料等の強制徴収、監督処分等の下水道管理者が行うべき公権力の行使に関する事務等については、指定管理者制度は適用できない。

##### ② 下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について

包括的民間委託とは、「下水処理サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための新たな方式であり、①性能発注であることに加え、②複数年契約であることを基本的な要素とするもの」としている。従来、あらかじめ人員の配置等が詳細に定められるなど、所定の仕様に基づく発注がなされるのが通常であり、業務の効率化の面で民間事業者の創意工夫が働き難い傾向にあった問題を、この包括的民間委託によって解決しようとするものである。国土交通省の通知では、この包括的な民間委託の実施にあたっての留意事項を説明した上で、積極的に推進するように要請している。

##### ③ 町田市の対応について

町田市においても、上記2つの通知が発せられた時点から検討は進めているとのことだが、現状では実施には至っていない。

<sup>7</sup> 国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課長国都下企第71号

<sup>8</sup> 国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長 国都下管第10号

**【監査の意見】**

**① 指定管理者制度及び包括的民間委託の導入について**

指定管理者制度の導入及び包括的民間委託のいずれも実施には至っていない。下水処理場の維持管理について、指定管理者制度または包括的民間委託が導入できれば、コストの削減及び性能の向上が実現できる可能性は高いため、今後も導入に向けた検討を継続する必要がある。

## 2. 下水道使用料の徴収について

### (1) 東京都に対する下水道使用料徴収事務委託（業務課）

#### 【概要】

#### ① 下水道使用料について

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる（下水道法第20条第1項）。この規定を受けて、町田市では、町田市下水道条例第21条で、使用者から公共下水道に関する使用料を徴収することを定めている。

町田市下水道条例における使用料の徴収に関する主な定めは次のとおりである。

**表 49 町田市の下水道使用料に関する主な定め**

項目	規定内容
使用料の徴収方法	窓口等での払込み 口座振替 指定代理納付者による納付
使用料の徴収時期	2か月分をまとめて徴収（原則）
使用料の算定方法	使用者が排除した汚水量に応じて算出する
汚水量の認定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水を使用している場合 ⇒ 水道水の使用水量を汚水排水量とみなす</li> <li>・水道水以外の水を使用している場合 ⇒ その使用水量をもって排水量とみなす。</li> </ul>

町田市の下水道使用料金（2か月分：消費税抜き）は、次のとおりである。

**表 50 下水道使用料金表（2か月分：消費税抜き）**

項目	汚水量	使用料
一般汚水	16 m <sup>3</sup> 以下	(基本使用料)1,120 円
	17 m <sup>3</sup> ～40 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup> につき 110 円
	41 m <sup>3</sup> ～60 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup> につき 140 円
	61 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup> につき 170 円
	101 m <sup>3</sup> ～200 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup> につき 200 円
	201 m <sup>3</sup> ～400 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup> につき 230 円
	401 m <sup>3</sup> ～1000 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup> につき 270 円
	1001 m <sup>3</sup> ～2000 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup> につき 310 円
浴場汚水	2001 m <sup>3</sup> 以上	1 m <sup>3</sup> につき 345 円
	16 m <sup>3</sup> 以下	(基本使用料)560 円
	17 m <sup>3</sup> 以上	1 m <sup>3</sup> につき 35 円

## ② 下水道使用料徴収事務の委託

町田市下水道使用料徴収事務については、平成19年8月8日に東京都水道局長と町田市長との間で事務委託基本協定が締結され、水道料金との一体徴収を図り公共サービス全体としての事務の一元化によるコスト削減と徴収管理の効率性向上を図る目的で、平成20年度から東京都に委託している。

なお、平成19年度までは水道事業に関する料金徴収事務を、町田市は東京都から受託していたことから、徴収主体は異なるものの、水道料金と下水道料金の一体徴収については、従来どおり行われていることになる。

表51 上下水道事業の委託関係

区分	水道		下水道	
	事業主体	料金徴収事務	事業主体	料金徴収事務
平成19年度まで	東京都	町田市(受託)	町田市	町田市
平成20年度から	東京都	東京都	町田市	東京都(受託)

## ③ 下水道使用料徴収事務委託料の概算額と精算額

表52は平成20年度から平成22年度までの下水道使用料徴収事務委託料の東京都の見積りによる概算額、及び平成20年度の精算額を示したものである。

表52 東京都の見積りによる概算額及び精算額 (千円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
東京都の見積りによる概算額	413,419	474,745	451,060
精算額	407,776	—	—

## ④ 下水道使用料徴収事務委託料の積算根拠

下水道使用料徴収事務委託料は、「町田市公共下水道使用料徴収事務の事務委託に関する規約」「同実施細則」「覚書」「下水道使用料徴収経費負担率算出基準」に基づき、東京都からの「精算下水道使用料徴収経費」と題する通知書に記載されている対象経費に負担率を乗じることで算出される額とされている。

表53 平成20年度精算下水道使用料徴収経費(抜粋) (千円)

費目	対象経費 (A)	負担率 (B)	負担額 (A×B)
(1)徴収業務費	717,090	0.452313	324,349
(2)一般業務費	21,685	0.387697	8,407
(3)量水器関係費	69,234	0.452262	31,312
(4)量水器償却費	55,323	0.452262	25,020
(5)一般管理費(本局)	1,222,281	0.008160	9,973
(略)	(略)	(略)	(略)
計	2,140,240		407,776



町田市は、各年度の下水道使用料徴収事務委託料の算定の基礎となる対象経費の内容及び負担率の算定根拠について東京都に説明を求めており、東京都水道局の担当者からは、「負担率は町田市の水道と下水道の件数比率によって算出している」との説明を受けている。このことについて、町田市が独自に調査を行うことは今後の検討課題とされている。

⑤ 下水道使用料の収納率

下水道使用料の収納率は毎年 97%超と高く、収納率の維持向上については、現在東京都が行っている取り組み（水道の供給停止等）が最適であると町田市は考えている。

表 54 下水道使用料の推移

(千円)

年度	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 (B/A)
平成 16 年度	5,000,000	5,153,499	5,082,756	6,842	63,900	98.63%
平成 17 年度	5,133,000	5,244,849	5,163,496	4,747	76,606	98.45%
平成 18 年度	5,236,000	5,269,318	5,161,120	8,334	99,863	97.95%
平成 19 年度	5,210,000	5,363,897	5,264,726	7,350	91,820	98.15%
平成 20 年度	5,240,000	5,365,349	5,245,778	7,787	111,784	97.77%

⑥ 下水道使用料の滞納者リスト

町田市は、下水道使用料に関する調定・納入通知・収納・還付・減免といった業務を自治法第 252 条の 14 に基づいて東京都水道局に事務委託している。町田市は、同法による事務委託により下水道使用料の徴収権を失っているため、滞納者に関する個人情報には不要であるとの判断により、滞納者に関するリストを入手していない。なお、滞納者の個人情報を知り得なかったとしても、徴収権者である東京都から滞納金額合計と滞納件数が通知されるため、決算における実務上の支障はない。

また、不納欠損、時効欠損となる場合には、東京都水道局からリストを受けて不納欠損・時効欠損別に把握し処理している。

表 55 事務の委託に関する自治法の規定

区分	内容
条文	自治法第 252 条の 14 第 1 項 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
解釈	「委託」とは、一の普通地方公共団体が他の一の普通地方公共団体に、具体的な事務の一部、すなわち法律行為または事実行為をすることを委ねることをいう。本条の事務の委託の場合、委ねられた普通地方公共団体は、受託事務の範囲において自己の事務として処理する権限を

区分	内容
	有することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託のその範囲においてその権限がなくなることとなる。 (「逐条地方自治法第4次改訂版」松本英昭著)

### ⑦ 督促・催告

表 55 に記載したとおり。滞納者への督促状の発送は、自治法第 252 条の 14 で東京都に権限が移譲されているものと解されており、東京都が実施することとされている。

一方、催告書の発送は、単独では法的効力をもたない一般的な催告行為であるため、委託により当然に権限委譲されるとは言い切れないとされており、町田市として催告書の発送を行う余地はある。しかしながら、納付書の発送は委託済の事務であるため町田市は行うことができず、その結果、納付手段のない文面だけの催告となってしまうことや、催告書の発送は直前の収納状況の把握や東京都水道局の水道料金に関する催告書の発送スケジュールとの調整が必要であることから、実効性に欠けることなど実務上の課題があるため、町田市として下水道使用料に関する催告書の発送を行っていない。

### ※ 督促と催告について

自治法第 231 条の 3 第 1 項により、下水道使用料について期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

また、督促してもなお完納されない場合には、さらに納付を促すために催告を行うことになる。催告の規定は地方税法あるいは自治法にはなく、民法 153 条に規定があり、地方公共団体が行う催告も民法 153 条の催告に該当する。

催告の方法は、文書によるもの、電話によるもの、あるいは現地に臨場して行うものなどがある。

### ⑧ 東京都が実施している滞納管理状況の町田市としての検証

町田市には東京都が実施した滞納管理状況を確認できる資料が残されていない。なお、日本下水道協会が開催した行政担当者を対象とした研修において「東京都水道局は東京都主税局の指導のもとに滞納整理を行っている」との説明を町田市担当者は受けたことはあるが、町田市としては内容の確認は行っていない。

### ⑨ 徴収権返還

東京都との「町田市公共下水道使用料徴収事務の事務委託に関する規約」の実施細則第 9 条に「滞納処分等以外に適切な徴収方法がない等の事由があるものについては、協議の上、徴収権を返還するものとする」とあるが、現在のところ返還されたものはない。仮に同理由により徴収権が返還された場合には、滞納処分を視野に入れた徴収を行うことになるが、その具体的な事務の方法については今後の検討課題とされている。

### ※ 滞納処分について

下水道使用料を滞納することは公法上の金銭給付義務の不履行に該当する。このような不履行がある場合に、これを強制的に徴収する行政上の執行方法を強制徴収という。地方税の滞納処分が代表例であるが、地方税以外では、自治法第231条の3第3項に定める歳入について強制徴収が認められている。

同条によると、地方公共団体の歳入のうち、分担金、加入金、過料または法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入については、督促を受け、その督促で指定された納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入及び延滞金等について、地方税の滞納処分の例により処分することができる」とされている。

「地方税の滞納処分の例により処分することができる」とは、地方税の滞納処分と同一の手続によって処分すべきことを意味し、滞納処分に関する限り、これら債権に対しては地方税法及び同法施行令の規定が包括的に適用される。

### 【監査の意見】

#### ① 委託料の積算根拠

下水道使用料徴収事務委託料は「町田市公共下水道使用料徴収事務の事務委託に関する規約」「同実施細則」「覚書」「下水道使用料徴収経費負担率算出基準」に基づき、東京都からの「精算下水道使用料徴収経費」と題する通知書に記載されている対象経費に負担率を乗じることで算出される額を負担することとなっているが、その経費の内容の把握や負担率の根拠について、町田市としての自主的な調査が困難な状況にある。

また、東京都水道局から同通知書に記載されている対象経費の内容や負担率の算定根拠についての説明を十分には受けていないことから、現在、委託料の積算根拠が不明確な状況にある。

一般の委託料と同様、下水道使用料徴収事務委託料についてもその費用対効果を検証する必要がある。そのためには、委託料の積算根拠の把握方法を検討し、委託料の積算根拠を明確にしておく必要がある。

#### ② 予算計上根拠資料の収集スケジュール

前述のとおり、下水道使用料徴収事務委託料の積算根拠は不明確であり、町田市では毎年9月に行う同委託料の予算計上を、東京都から送付される見積書を根拠に行っている。しかしながら、平成20年度の予算計上の際には、東京都からの見積書の到着が遅れ、「前年度並み」との口頭での回答に基づき、前年度と同額の390,100千円で予算計上を行った。後日到着した東京都作成の見積書に記載された概算額は413,419千円であり、委託事務終了後の実際精算額は407,776千円であったため、予算額との乖離がそれぞれ23,319千円、17,676千円生じることとなった。

町田市としてはやむを得ない事情で行われた措置であったが、予算の適正化のため、予算計上根拠資料の収集スケジュールについては東京都水道局と十分な調整が必要であったと考える。

表 56 予算額と実際精算額

(千円)

区分	金額	予算額との差額
予算額	390,100	—
予算額決定後に到着した東京都作成の見積書に記載された概算額	413,419	23,319
実際精算額	407,776	17,676

### ③ 徴収及び滞納の管理方法の検討

下水道使用料の収納率は毎年97%を超えるなど収納率は高く、その維持向上については現在東京都が行っている取り組み（水道の供給停止等）が最適であると町田市は考えている。

また、委託の法的枠組みや事務の重複を避ける意味から、下水道使用料の滞納が生じた場合でも督促状や催告書の発送を町田市は行っておらず、また、町田市には東京都が実施した滞納管理状況を確認できる資料が残されておらず、東京都が実施した滞納整理状況の確認も行っていないなど、徴収及び滞納の管理については東京都にほぼ全面的に依存している状況にある。

下水道使用料徴収事務を東京都に委託し、また、水道供給者である東京都による水道の供給停止等を含めた滞納管理は有効であると認められることから、徴収及び滞納の管理については東京都にほぼ全面的に依存することも合理性が認められる。

しかしながら、一方で、平成20年度には不納欠損額が7,787千円生じており、また収入未済額は平成20年度で111,784千円となっている。収入未済額は平成16年度では63,900千円であったものが、平成19年度では91,820千円と次第に増加しており、東京都への委託が始まった平成20年度では111,784千円と平成19年度と比較して19,964千円増加している。これには、東京都への委託が開始されたことに伴い、集金方法が変更されたことを原因とする決算時の表面的な集計差異が一時的に生じた影響も含まれているが、収入未済額が増加傾向にあることは経年推移から認められる。

下水道サービスを提供している町田市が下水道使用者の滞納者リストを随時入手していないこと、及び、東京都からの個別の徴収権の返還や不納欠損、時効欠損についての案件報告などを待つ現状の業務は、市債権の管理上不十分であると考えられる。

町田市としても市債権の保全を図り、市民に不公平が生じることをないよう、委託先である東京都の徴収及び滞納の管理状況を検討する必要がある。そして、町田市独自に滞納管理を効率的・効果的に実施することが可能か否かを再度検討する必要がある。

### ④ 東京都から徴収権が個別に返還された場合の対応についての事前検討

東京都との「町田市公共下水道使用料徴収事務の事務委託に関する規約」の実施細則第9条に「滞納処分等以外に適切な徴収方法がない等の事由があるものについては、協議の上、徴収権を返還するものとする」とある。現在のところ徴収権が返還された案件はないが、仮に徴収権が返還された場合には、滞納処分を視野に入れた徴収を行うことになる。

徴収権がいつ返還されても対応可能なように、滞納処分を視野に入れた徴収事務の具体的な方法について引き続き事前に検討する必要がある。

## (2) 下水道使用者リスト作成業務委託（業務課）

## 【概要】

## ① 委託された業務内容

町田市は下水道使用者リストの作成を㈱PUCに委託している。

下水道使用者リストとは、「町名・地番順リスト」、「町別流域別下水水量統計表」、「減免・減額状況集計表」、「下水道流域別ランク別用途別水量統計表」の4種で構成されている。

表 57 下水道使用者リスト

	名称	摘要
1	町名・地番順リスト	水道・下水道使用者の個人別リスト。「上水」「下水」それぞれの使用の有無が記載されている。
2	町別流域別下水水量統計表	町田市内の町（丁目）別水量の統計表。毎年発行する下水道事業概要作成と隣接市との汚水相互処理費用についての負担金割合算出に使用する。
3	減免・減額状況集計表	減免適用者の「水量」「件数（月数）」「調定額」「減額」を町別に集計したもの。毎年発行する下水道事業概要作成と一般会計からの繰入金算出に使用する。
4	下水道流域別ランク別用途別水量統計表	下水排水を「水量」「件数（月数）」「金額」でランク（使用水量の大小）別に表示したもの。下水拡張の度合と使用料収入の対応関係を調査するため、平成19年度と平成20年度のみ特別に追加した。

## ② 委託することとなった経緯

下水道使用料については徴収業務を東京都に委託しており、東京都水道局は徴収データに関する電算処理を㈱PUCに委託している。徴収データは㈱PUCが保管しているため、町田市はデータ抽出業務を伴う同業務を同社に直接委託することとしている。

## ③ 契約金額と契約方法

契約方法は随意契約で、平成20年度の契約金額は4,599千円であった。

契約金額は㈱PUCの事前見積りに基づいており、事前見積りについては㈱PUCの「見積書」「仕様書」に基づき業務課で検証を行っている。

## ④ 契約の頻度

下水道使用者リスト作成業務は毎年行われている。なお、下水道流域別ランク別用途別水量統計表作成は平成19年度と平成20年度のみ特別に追加されている。

## ⑤ 株PUCの概要

株PUCの概要は表 58 のとおりである。東京都を発起人として設立された株式会社である。

表 58 株PUCの概要

項目	内容
商号	株式会社PUC
本社所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー37階
設立	平成16年4月5日(創業 昭和41年8月)
発起人	東京都
沿革	昭和41年8月 東京都の事務の多様化と量的拡大に対応し、ITによる効率化に貢献するため、財団法人公営事業電子計算センターとして発足 平成16年4月5日 財団法人から株式会社PUCへの事業譲渡、株式会社PUCの事業開始
資本金	1億円
社員数	362名(平成21年4月現在)
主要取引先	東京都水道局、その他官庁、区市町村
事業内容	1. カスタマーサービス事業 ・コンタクトセンターの構築・運営 ・水道料金徴収業務等の公益事業等に係る各種事務処理の代行 2. システム開発・運用事業 ・情報処理システムの企画及び既存システム構築を含むソフトウェア・システムの開発 ・LAN、WANの設計・構築を始め、ネットワーク環境の総合運用管理サービスの提供 ・システムの運用・保守 3. その他事業 ・経営及び情報処理システムのコンサルティング ・情報処理システムに関する各種情報教育サービスの提供

## 【監査の意見】

## ① 東京都との委託契約内容の見直し(徴収データ提供)

町田市は下水道使用料の徴収業務を東京都に委託しており、その徴収データは東京都水道局が電算処理を委託している株PUCが保管している。

徴収データの多くの部分は、業務課内に設置されている端末で閲覧することはできるものの、今回のような下水道使用者リストを作成しようとした場合には、データの抽出と加工が必要となるが、業務課内に設置されている端末からは加工可能なデータの抽出はできない。

このため、データの抽出業務を伴う下水道使用者リストの作成業務を同社に直接委託しているが、町田市は下水道使用料の徴収データ処理を直接行うことはできず、徴収データの所有権が、あたかも株PUCにあるかのような状況となっている。

町田市においては、資料作成などのために必要な徴収データについて、抽出と加工が可能なデータが適宜提供されるよう、あるいは入手可能となるよう、東京都との委託契約内容を見直す必要がある。

### ② 東京都との委託契約内容の見直し（実施結果の報告）

下水道使用者リストに含まれる「町名・地番順リスト」、「町別流域別下水水量統計表」、「減免・減額状況集計表」は町田市として毎年必要な基本情報である。

しかしながら、現在は、その毎年必要な基本情報を、東京都水道局が電算処理を委託している株PUCに別途委託契約を結ぶことで入手している。

一般の委託契約と比較して、町田市として必要な情報は、徴収業務を委託した東京都から徴収事務の実施結果の報告として提供されることが、妥当と考える。

平成19年度と平成20年度に入手した下水道流域別ランク別用途別水量統計表のように、特定の用途のために特別に入手したいデータならば、別途契約を締結して有償で入手することにも合理性が認められる。しかしながら、その他の下水道使用者リストについては、徴収事務の実施結果の報告として提供されるよう、東京都との委託契約内容を見直すことについて検討する必要がある。

### ③ 委託料の十分な検討

平成20年度の委託料4,599千円については株PUCの事前見積りに基づいて予算化しているが、この際に検討されたものは株PUCが作成した「見積書」「仕様書」のみであり、業務課内の積算や同程度業務との対比等、金額の妥当性についての検討が不足していると考ええる。

これも東京都水道局が電算処理委託する株PUCが徴収データを保管していることから、同社に依頼することが止むを得ない状況となっており、同契約についての検討も不十分となったものと考ええる。

町田市においては委託料の妥当性について十分な検討を行う必要がある。

(3) 公共下水道への接続の促進（業務課）

【概要】

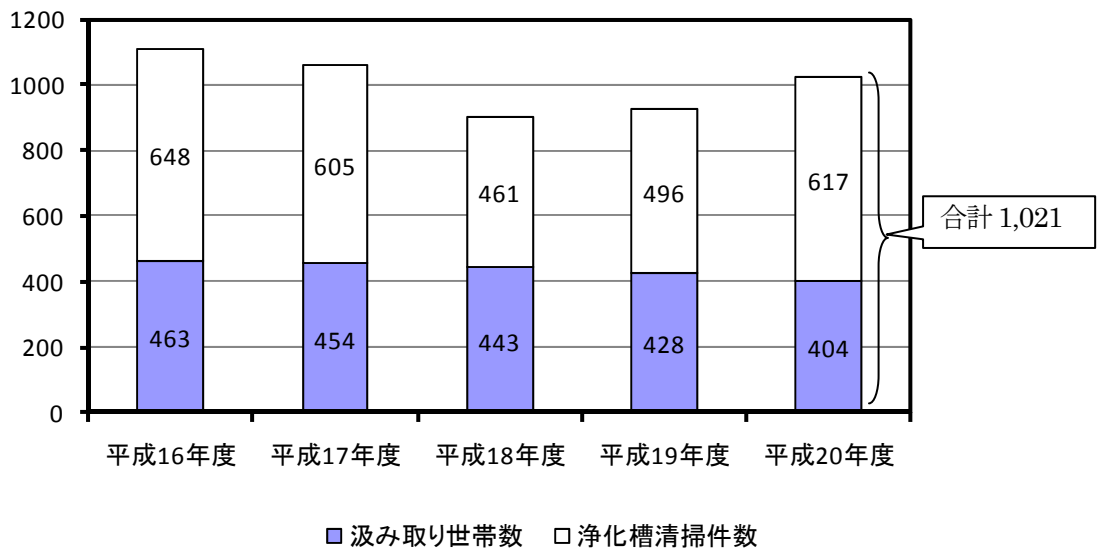
① 公共下水道への接続

町田市では、生活排水による水質汚染の防止の観点から、平成25年度末までに市街化区域の公共下水道汚水人口普及率100%を目指して公共下水道の整備を進めている。

公共下水道が整備された地域の住民に対しては、速やかに公共下水道に接続することを求めており、公共下水道への接続を推進するために、し尿汲み取り世帯に対しては、公共下水道の供用開始後3年を経過した時点でし尿汲み取り手数料を有料化して、1回1,500円の手数料を徴収している。また、浄化槽設置世帯に対しては、供用開始後1年を経過した時点で、浄化槽清掃費用の補助を終了している。

次図は下水道の供用開始後も所定の期間内に接続しておらず、汲み取りが有料化された世帯数及び浄化槽の清掃費用の補助終了後も清掃が行われた件数の推移である。平成20年度も1,021世帯が公共下水道への接続が未了となっている。

図 62 公共下水道供用開始地域の未接続世帯数（世帯）



(注) 汲み取りについては有料世帯数を、浄化槽については補助券不使用での浄化槽清掃件数を概算として使用している。

② 公共下水道への接続に要する費用

公共下水道が整備されると、地域の住民は下水道への接続義務が生じるが、公共下水道への接続には次表に記載した工事費用や受益者負担金が必要となる。

このうち、水洗便所等改造工事や隣家と共同排水設備を設置する工事については、供用開始後3年以内等の一定条件のもと、町田市の資金貸付制度を利用することができる。



表 59 公共下水道への接続にあたっての支出

費用	支出の内容
浄化槽等の撤去費用	浄化槽等の撤去費用、撤去しない場合は埋設費用
下水管接続工事費用	排水口から公共汚水ますまでの排水設備の設置、工事費用
下水道受益者負担金	土地の面積 1 m <sup>2</sup> あたり 260 円
水洗便所等改造工事	トイレ・建物等の造作変更ための改造費用

※ 下水道事業受益者負担金

道路、公園などの公共施設は、不特定多数の市民が利用できるが、公共下水道は、その施設を利用できるのは下水道が整備された区域内の住民に限られる。

下水道が整備されることによって周辺環境が良好となり、健康で快適な生活を送ることができるなど、住民は様々な利益を受けるので、その事業費の一部を負担してもらおうのが受益者負担金制度である。

表 60 下水道事業受益者負担金の概要

項目	内容
納付義務者 (受益者)	公共下水道が整備されることによって、利益を受ける区域の土地を所有している者、またはその土地に対して権利を有する者が受益者となる。
負担金額	260 円 (1 m <sup>2</sup> あたり) × 土地の面積 (m <sup>2</sup> ) = 負担金額 (円)
負担金の 納付方法	【一括納付】 負担金額を、初年度第1期の納期内 (6月1日～6月30日) に、全額を納付。この方法で納付すると、負担金額の約10%が報奨金として交付される。 【分割納付】 負担金額を5年に分割し、さらに1年を4回 (6月・9月・12月・3月) に分け、合計20回により納付。納期限までに納付されない場合、延滞金が加算される場合がある。
負担金の徴収 猶予と減免	農地、山林などは、基準に基づき負担金の納付を一定の期間先にのぼすこと (徴収猶予) ができる。また一定の要件を満たす私道 (固定資産税が免除されているもの)、社会福祉施設、消防施設、境内地などについては負担金の一部または全部の減免が認められている。
負担金納付 までの流れ	下水道の整備 ↓ 2・3月 申告・申請書の送付 ↓ 2・3月下旬 受益者からの申告・申請 ↓ 6月上旬 負担金の決定通知・納入通知書の送付 ↓ 6・9・12・3月 負担金の納付

※ 資金貸付制度

町田市では、下水道の利用を促進するために、浄化槽等の撤去費用、下水道管接続工事費、水洗便所等改造工事について、建物1棟につき60万円まで貸付ける制度がある。

表 61 町田市の資金貸付制度

項目	内容
貸付対象	水洗便所等改造工事 建築物1棟につき 60万円 (大便器が2個までの場合。3個以上ある場合は3個目から1個につき10万円(10個を限度)を加算。) 共同排水設備工事 1工事につき 100万円 ※ 共同排水設備工事とは、私道に接する2棟以上の建物が共同で使用する排水設備を設置する工事。
貸付対象者	1. 供用開始後(下水道を使用できる区域になったときから)3年以内に改造工事を行う者 2. 供用開始区域内に家をもっているか、住んでいる者(改造することについて所有者の同意を得たもの) 3. 下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者 4. 連帯保証人(町田市内在住)1名をたてることのできる者
利息	無利息(ただし、償還期限までに償還しなかった場合は延滞利息がつく。)
返済	36か月均等償還(毎月末までに納入通知書により、金融機関で納入。)

③ 公共下水道整備地域における平均的な汚水処理費用の住民負担額

表 62 は、町田市の平均的な世帯の年間下水道使用料である。これは、表 63 にある公共下水道整備地域において適切に維持管理されている浄化槽維持費用の3分の1の費用と低額であるが、法定検査、保守点検、清掃のいずれも行わない場合、浄化槽の年間の維持管理に要する費用は電気代のみであるから、下水道使用料よりも安くなる。また、表 64 のし尿便槽利用の年間経費は下水道使用料の2分の1となっている。

表 62 年間下水道使用料

項目	内容
人口※1	417,415人
世帯数※1	176,927世帯
平均世帯構成人数	2.36人
2か月あたり平均汚水量※2	38 m <sup>3</sup>
2か月あたり下水道使用料	3,717円
年間下水道使用料	22,302円

※1 人口、世帯数は平成20年4月1日現在のデータ

※2 2か月あたり市内平均汚水量

表 63 年間浄化槽維持費用

区分	単独浄化槽		合併浄化槽	根拠法令
	ばっき方式	腐敗方式		
法定検査	5,500 円	5,500 円	5,500 円	浄化槽法第 11 条
保守点検	15,000 円	12,000 円	21,000 円	浄化槽法第 10 条
定期清掃	20,460 円	26,897 円	20,910 円	浄化槽法第 10 条
電気代	13,000 円	—	13,000 円	
交換部品代	9,700 円	—	9,700 円	
年間浄化槽維持費用（合計）	63,660 円	44,397 円	70,110 円	

注：計算過程については、「合併処理方式浄化槽の普及に関する事業」より

表 64 し尿便槽の年間経費

項目	内容
1 世帯 1 回あたりの費用	3,171 円
平均汲み取り回数	7 回
年間費用	22,197 円
市負担額	△11,697 円
住民負担額（差引合計）	10,500 円

注：計算過程については、「合併処理方式浄化槽の普及に関する事業」より

【監査の意見】

① 公共下水道への接続を促すための更なる検討

町田市では、公共下水道への接続を促すため、浄化槽の清掃費用の補助は公共下水道供用開始告示の翌年度までとしている。清掃費用の補助については、従前は供用開始告示後 4 年度が経過するまで続けていたが、順次、補助の期間を 3 年度、2 年度と短縮して現在に至っている。また、下水道への接続には一定の費用がかかるが、水洗便所の改造工事に要する費用の一部を貸し付ける制度を設けている。

このように町田市では公共下水道への接続率を高めるための対応は図っているが、それでもなお、公共下水道への接続を行っていない世帯が存在している。このような世帯については、家屋の状態等により工事が不可能であり接続ができない場合や、下水道への接続には多額の費用がかかるため経済的に困難である場合など、様々な理由が考えられる。

町田市においては、公共下水道への未接続者に対して、接続するよう引き続き働きかけて行く必要があるとともに、今後公共下水道が整備される地域において、新たな未接続者が生じることがないように対応していく必要がある。

今後公共下水道が整備される地域において、経済的な理由によって未接続が生じる可能性がある判断されるのであれば、期間を限定した補助金制度を導入することも一つの方法である。

町田市においては、未接続者に対するこれまでの対応について、見直すべき点はないかを改めて検討するとともに、今後公共下水道が整備される地域において新たな未接続者が生じることがないように、そのための対応策を検討する必要がある。

## (4) 下水道使用料の徴収の網羅性（業務課）

## 【概要】

## ① 下水道使用料徴収漏れの原因の内部調査

町田市が平成20年度までに行った内部調査の結果、過去5年分で353件約3,760万円の下水道使用料の徴収漏れがあったことが判明している。

町田市では、平成21年度に「町田市下水道使用料徴収漏れ再発防止策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を立ち上げており、検討委員会において徴収漏れの原因を分析している。

徴収漏れの原因は、町田市で把握した上で事前に防止ができた内部的な要因によるものと、町田市では把握が困難であった外部的な要因によるものに分けられる。

排水設備工事を行おうとする者は、事前に「排水設備計画確認申請書」（以下「申請書」という。）を町田市に提出しなければならない。また、町田市は排水設備の新設等を行った者に、「排水設備工事完了届」（以下「完了届」という。）の提出を義務づけている。なお、町田市内で排水設備工事を施工できるのは、指定工事店としての資格を与えられている施工業者である。

さらに、町田市は公共下水道の使用を開始する者に「公共下水道使用開始届」（以下「開始届」という。）の提出を義務づけており、開始届の受理をもって下水道使用料の徴収を開始する。

下水道使用料の徴収漏れの原因の内部的な要因としては、開始届は提出されたが、記載内容に誤りがあったため使用者の特定ができず徴収漏れとなったもの、開始届の提出を受けたがデータの入力が行われず徴収漏れとなったものがある。

外部的な要因としては、開始届の提出がないため使用料の請求ができなかったもの、申請書及び完了届を提出せず、町田市に無断で公共下水道に接続したものがある。なお、無届接続は、指定工事店でありながら無断で工事したものと、指定工事店以外の業者あるいは個人が行ったものがある。

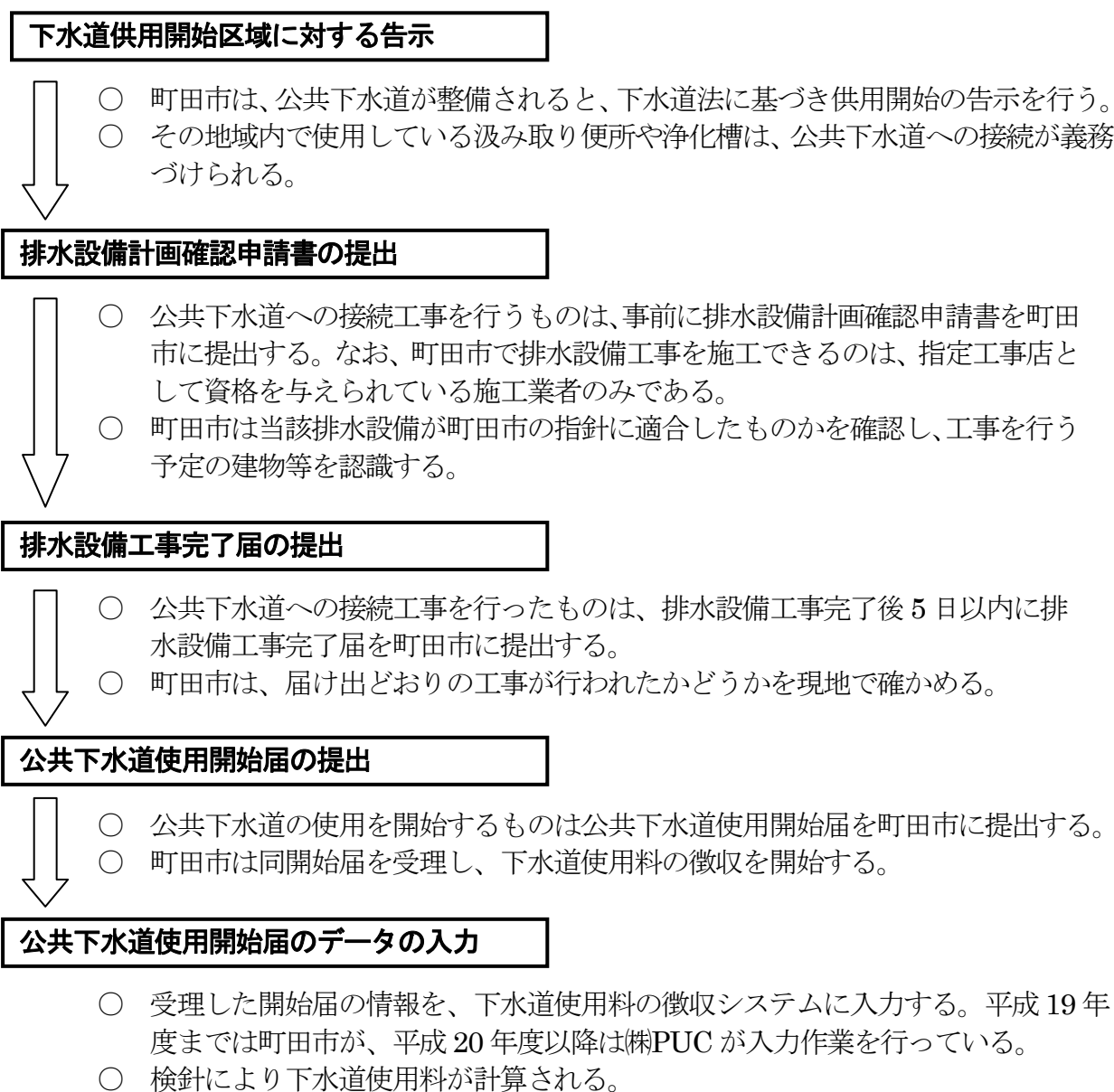
検討委員会は徴収漏れの再発防止策をいくつか提言しており、それらは平成22年4月から9月の間に段階的に実施される予定である。なお、準備が整ったもの、すぐに着手可能なものはすでに実施されている。

表 65 下水道使用料徴収漏れの原因の内部調査結果

区分	原因	件数 (%)	内容
内部的 要因	データ入力漏れ	106件 30.0%	公共下水道使用開始届のデータ入力を行わなかったため、使用料の徴収ができなかった。
	開始届記載ミス	22件 6.2%	公共下水道使用開始届の記載内容に誤りがあり、使用料の徴収ができなかった。
外部的 要因	開始届提出漏れ	109件 30.9%	公共下水道使用開始届の提出がなかったため、使用料の請求ができなかった。
	無断接続	116件 32.9%	指定工事店や個人が無断で下水道に接続した。

(検討委員会「町田市下水道使用料徴収漏れ再発防止策検討委員会報告書」より)

図 63 下水道使用料請求までの流れ



**【監査の意見】**

**① 検討委員会報告書の効果的な運用**

下水道使用料の徴収漏れの発生を受けて、検討委員会では表 66 及び表 67 に記載するとおり、現状において考え得る再発防止策を提言している。

これらの再発防止策は、下水道使用開始届の受付時のチェックや申請書類のデータ等の網羅性の確認作業の実施など通常の事務手続の中に取り込まれる必要のあるもの、定期的に行われるもの、マニュアル作成のように作成後は運用等の次の段階に移行するものなどに分けられるが、再発防止策の運用の過程でより効果的と思われる対策が考えられた場合も含め、その時々状況に照らして最も有効な方法で

徴収漏れ対策を講ずる必要がある。

例えば、開始届提出漏れ対策あるいは無届接続対策としては、(株)PUC から毎日送信される「下水道無開始登録リスト」（以下「登録リスト」という。）の活用が考えられる。平成20年4月以降、提出された開始届等のデータ入力作業は(株)PUCに委託している。(株)PUCからは、水道開栓した使用者のうち、下水道使用料を請求していない者が記載された登録リストが毎日送信される。

また、浄化槽使用者が切り替え工事を行って公共下水道に接続する際には廃止する浄化槽の最終清掃を行う。この最終清掃の情報について、町田市は浄化槽清掃業者に浄化槽最終清掃リストを毎週提出するよう求めている。町田市はこれら登録リストや浄化槽最終清掃リストの有効活用を図っていく必要がある。

外部的な要因への対応については、町田市の事務改善だけでは限界があり、指定工事店や市民等への啓発・制度の周知徹底が必要となる。このことについては検討委員会も言及しているが、町田市においては今後より一層、対応に努める必要がある。

表 66 内部的な要因による徴収漏れの背景と防止策

1) 開始届の記載ミス	
㊦ 背景	以前は開始届の受理時に、記載内容の確認を行っていなかった。開始届の記載内容に誤りがあった場合、完了届等との確認を行う必要があるが、これらの書類は地番順等の保管となっていること、工事完了の届出者と開始届の届出者あるいは使用者等が異なることなどにより、使用者の特定ができず受理されたもののその後の処理がなされないものがあり、結果として未徴収となったものである。
㊦ 対策	i. 受付時のチェック 開始届の受理時に、お客様番号、水道メーター番号等を排水設備工事完了届の提出時のデータと照合し、使用者を確認する。
	ii. 検針票コピーの添付 郵送による開始届の受付による不備のある開始届の受理を防止するため、水道使用量検針票のコピーの添付を必須とする。
2) 入力漏れによるミス	
㊦ 背景	使用者から提出を受け、受理された開始届の内容が使用料のシステムに入力されなかったため、徴収漏れとなったものである。 当時は受理された全ての開始届について必要な情報がシステムに入力されているかどうかの網羅性の確認が行われていなかった。受理された開始届に記載内容の誤りがある場合や工事の完了から使用開始まで長期間を要するなど、確認に長期間を要することがあったため、網羅性の確認が困難であったことも、入力漏れが生じる原因の一つとなっていたと考えられる。
㊦ 対策	i. 網羅性の確認作業の実施 開始届等の申請書類のデータの外部委託業者である株PUC への入力依頼や内容の審査、書類の送付にあたっては、複数職員によるダブルチェックを行い、書類の漏れがないことを確かめる。
	ii. 外部委託業者の入力内容のチェック 外部委託業者の行った使用料の徴収システムへの入力処理の内容を確かめる。
	iii. 処理工程のマニュアルの作成 開始届の受理から下水道使用料請求まで確実な処理を行うため、各工程をマニュアル化する。

表 67 外部的な要因による徴収漏れの背景と防止策

1) 開始届の未提出	
㊦ 背景	<p>使用者が開始届を提出しなかったことによる徴収漏れである。町田市は開始届の受理をもって使用料の請求事務を行っているため、開始届が未提出である場合は、使用者を把握しえず、未徴収となる。</p> <p>開始届が未提出となる原因には、接続工事を行った指定工事店が開始届の代行提出を怠った場合、下水道の利用者が開始届の提出を怠った場合、または、届出義務を知らなかった場合などが考えられる。</p>
㊦ 対策	<p><b>i. 利用者からの使用開始届提出の徹底</b></p> <p>下水道本管の埋設工事の際に地域住民に対して行われる説明会で、開始届の提出義務が利用者にあることを説明し、指定工事店に代行提出を依頼する場合は、町田市に提出したかどうかを確認する必要がある旨を説明している。</p> <p>また、平成22年1月から、開始届用紙の配布や受付を市民課や各市民センターでも開始している。</p>
	<p><b>ii. 下水無開始登録リスト、浄化槽最終清掃リストの利用</b></p> <p>新たに水道を開栓した使用者のうち下水道使用料を請求していない者のリスト等、町田市が入手可能な情報を分析して、開始届の提出が必要と判断される者を把握することにより、開始届の提出漏れを防止することとしている。また、浄化槽の最終清掃を行った後、速やかに開始届の提出がなされたかどうかを把握することにより開始届の提出漏れを防止している。</p>
	<p><b>iii. 届出がない時の開始時期の認定</b></p> <p>利用者から開始届がないが、下水道接続の事実が判明しているものについては、下水道の開始時期を認定し、徴収漏れを防止している。</p>
2) 無断接続	
㊦ 背景	<p>指定工事店や、指定工事店以外の業者等が、町田市に無断で公共下水道に接続したケースである。無断接続の場合、予測は不可能であり、予防策と早期発見策を検討している。</p>
㊦ 対策	<p><b>i 予防策</b></p> <p>新規の指定工事店の指定や町田市主催の講習会で指定工事店への指導を行い、処分基準を明確にすることにより、無断接続の防止・抑止を図っていくこととしている。また、指定工事店以外の業者が接続工事を行うことがないように、建築関連業界に対し、指定工事店での施工を遵守するよう要請するとともに、市民への啓発を行っている。</p>
	<p><b>ii 早期発見策</b></p> <p>下水道地図情報システム<sup>9</sup>と下水道台帳の照合、未接続家屋全件調査を実施することにより、無断接続の早期発見に努める。</p>

<sup>9</sup> 下水道施設の布設状況を地図様式で表示するシステム。



## 3. 管きよの整備・（財）東京都新都市建設公社への委託について

## (1) 雨水管の整備（全市的事項）

## 【概要】

## ① 平成20年度時点の管きよの整備状況

表68は平成20年度の污水管の整備状況である。

町田処理区で3,602.7m、鶴川処理区で17,042.4m、合わせて20,645.1m污水管が延伸されている。その結果、平成20年度末時点において町田市の污水管の総延長距離は1,112,858.7m（1,112.8km）となっている。

表68 平成20年度の污水管の整備状況 (m)

町田処理区			鶴川処理区			合計	累計
市施工	宅造	計	市施工	宅造	計		
662.2	2,940.5	3,602.7	14,860.6	2,181.8	17,042.4	20,645.1	1,112,858.7

表69は平成20年度の雨水管の整備状況である。

町田地区で860.3m、鶴川地区で865.0m、合わせて1,725.3m雨水管が延伸されている。その結果、平成20年度末時点において町田市の雨水管の総延長距離は248,268.0m（248.2km）となっている。

表69 平成20年度の雨水管の整備状況 (m)

町田地区			鶴川地区			合計	累計
市施工	宅造	計	市施工	宅造	計		
322.4	537.9	860.3	718.1	146.9	865.0	1,725.3	248,268.0

このように污水管と雨水管では整備距離に開きが見られる。

平成20年10月に町田市公共下水道事業の再評価<sup>10</sup>が行われている。この中で雨水事業については、土地利用や降雨状況等の変化を踏まえ、事業計画の見直しを行うよう指摘している。

町田市は分流式を採用しているが、これまで雨水よりも污水整備を優先しており、雨水の整備が污水に比べ遅れている。しかしながら、最近ではゲリラ豪雨と言われる局所・集中的な雨が多発しており、町田市内では浸水被害も発生し浸水対策が求められているところである。

<sup>10</sup> 国が平成10年度に導入した制度。事業採択後10年を経過した事業を対象に、事業が効率的・効果的に進められてきたかについて評価を行う。  
制度導入に伴い、町田市では平成10年度に下水道事業の再評価を実施し、前回評価から10年を経過した平成20年度に改めて再評価を実施している。

② 平成元年度以降の推移

図 64 は污水管及び雨水管の平成元年度から平成 20 年度までの各年度における整備距離を示したものである。

各年度とも污水管の整備距離の方が長い。また、污水管及び雨水管とも平成 14 年度に最も距離を伸ばしているが、その後、各年度の整備距離は短くなっている。

図 64 污水管・雨水管の整備距離（単年度）（km）

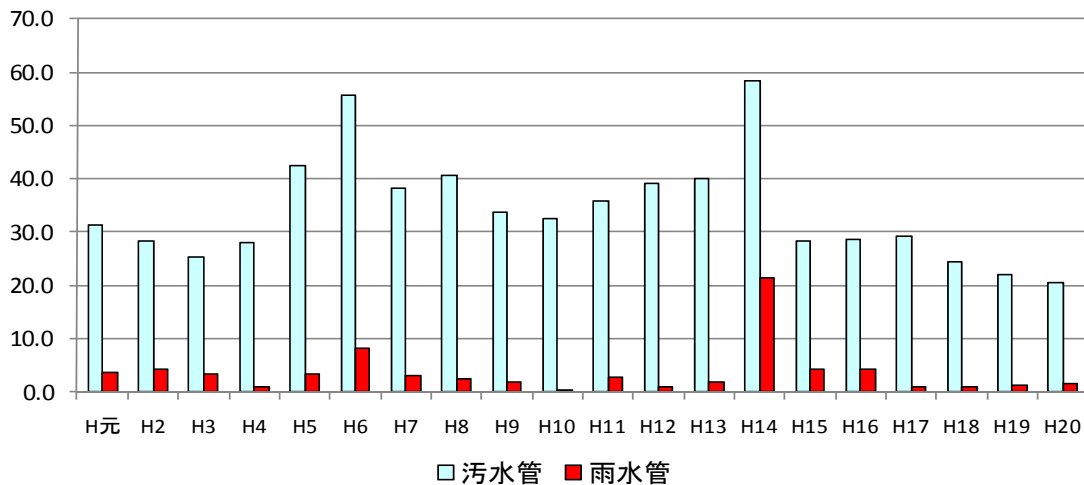
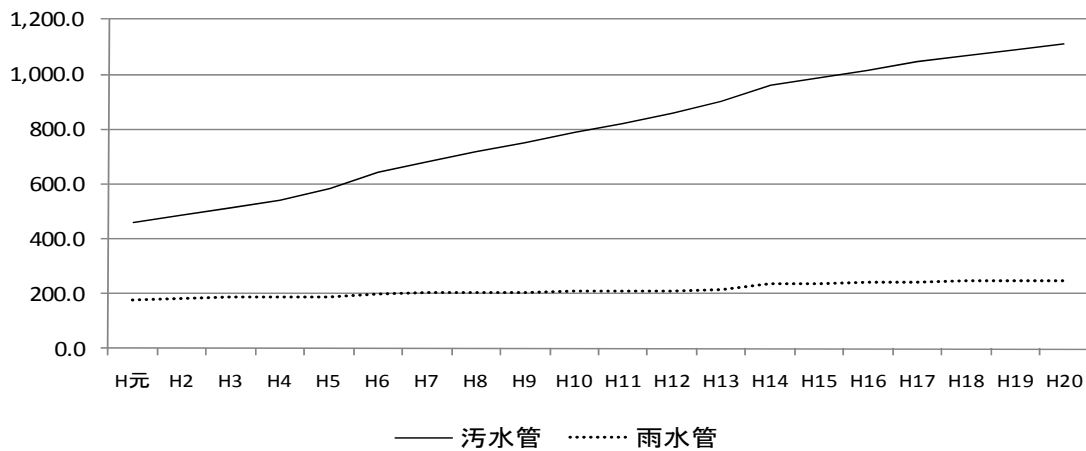


図 65 は污水管及び雨水管の平成元年から平成 20 年度までの整備距離の累計を示したものである。

污水管はほぼ一直線の右肩上がりで整備距離を伸ばしている。一方、雨水管の整備距離は大きくは増加しておらず、污水管と雨水管の整備距離の差は年々拡大している。

図 65 污水管・雨水管の整備距離（累計）（km）



③ 他自治体との比較

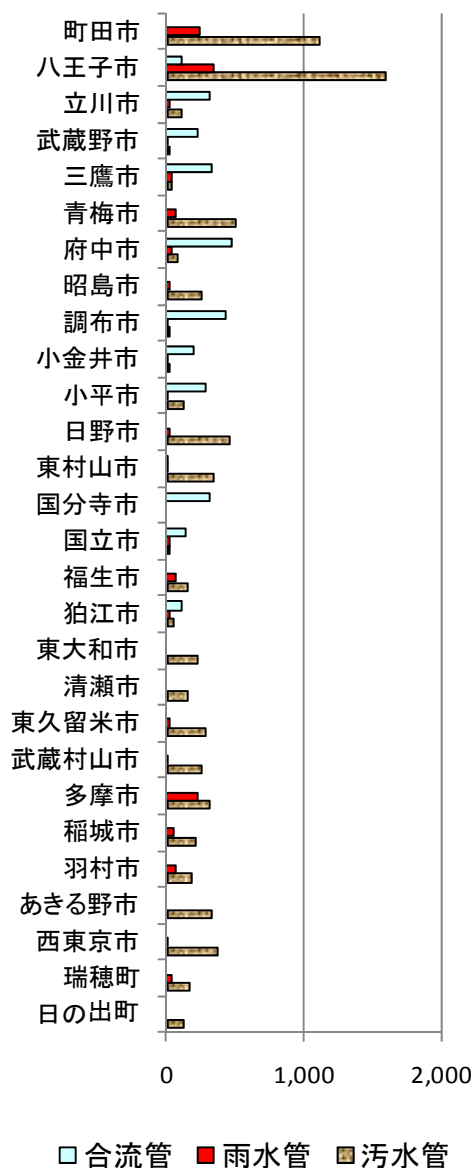
表 70 及び図 66 は、平成 20 年度末時点における多摩 26 市 2 町の管きよの整備距離の比較である。

町田市は下水道事業開始当初から分流式を採用しているが、汚水管・雨水管とも整備距離は八王子市に次いで長い。しかしながら、汚水管の人口普及率は 92.9%で多摩 26 市 2 町の中では低い方に属している。雨水管についても、合流式を採用している市町については合流管の整備距離を加味して整備率を考える必要があることや、7,163ha という町田市の行政面積を踏まえると、多摩 26 市 2 町の中でも整備が遅れている状況と言える。

表 70 管きよ整備距離比較 (Km)

市町名	汚水管	雨水管	合流管	合計
町田市	1,113	249	0	1,362
八王子市	1,589	345	114	2,048
立川市	101	31	324	456
武蔵野市	11	10	228	249
三鷹市	40	38	330	408
青梅市	502	75	0	577
府中市	72	44	474	590
昭島市	256	28	0	284
調布市	16	10	437	463
小金井市	20	14	194	228
小平市	125	10	290	425
日野市	455	24	0	479
東村山市	344	5	9	358
国分寺市	0	0	318	318
国立市	17	21	145	183
福生市	153	69	0	222
狛江市	51	32	109	192
東大和市	217	0	0	217
清瀬市	150	0	0	150
東久留米市	287	20	0	307
武蔵村山市	256	3	0	259
多摩市	308	225	0	533
稲城市	215	50	0	265
羽村市	182	65	0	247
あきる野市	328	0	0	328
西東京市	372	8	0	380
瑞穂町	164	34	0	198
日の出町	120	0	0	120
合計	7,464	1,410	2,972	11,846
1 市町平均	266.6	50.4	165.1	423.1

図 66 管きよ整備距離比較 (Km)



### 【監査の意見】

#### ① 雨水管の整備計画について

町田市においては、平成25年度末には市街化区域の污水管の整備をほぼ完了する見込みで、その後雨水管の整備を進めることが検討されている。

町田市の雨水管の整備率は多摩26市2町の中では高いとは言えない状況である。特に集中豪雨による浸水被害が発生することもあり、町田市においては、浸水対策（雨水の排除）は重要な課題の一つである。

町田市は土地利用や降雨状況等の変化を踏まえ、雨水の全体計画を見直す予定としているが、今後、雨水管の整備をどのように進めていくかが課題である。雨水管については集中豪雨による浸水被害の軽減を図り、市民生活の安全を守る役割がある。したがって、浸水被害の発生する可能性の高い地域から優先的に整備を進めていく必要があり、町田市においては優先度の見極めが重要となる。

また、整備を進める際には、具体的な整備目標を定めておく必要がある。雨水管の整備状況を示す指標としては下水道延長整備率（整備完了延長距離÷整備予定延長距離×100）があるが、必要以上に整備を進めてしまうことがないよう、整備目標の策定にあたってはどのような根拠で整備予定延長距離を定めたのか、その考え方を明確化しておく必要がある。

#### ② 雨水の貯留の検討について

下水道法を始めとする下水道に関連する法令では「公共下水道の供用が開始された場合においては、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きよその他の排水施設を設置しなければならない」（下水道法第10条）と規定するなど、雨水に関しては速やかな排除を基本としており、積極的に貯留・浸透を図る事は予定されていない。そのため、貯留に関しては構造上の基準がなく、その取り扱いが明確となっていない。また、雨水の利用（活用）に関する規定もない。

このように雨水の貯留・活用に関しては法令等の考え方は明確ではないため、町田市としての考え方が重要となる。この場合には、雨水管の整備を進めるだけでなく、貯留浸透施設の活用を検討することも一つの方法である。

## (2) 市街化調整区域への対応（全市的事項）

### 【概要】

#### ① 町田市市の市街化調整区域の規模

町田市では、市街化区域が5,479ha（全市比率76%）、市街化調整区域1,684ha（同24%）で、市域のほぼ4分の1が市街化調整区域となっており、昭和45年線引き当時の市街化調整区域の面積が現在までほぼ維持されている。また、平成18年時点における市街化調整区域の人口は約3,000人となっている。

#### ② 町田市市の市街化調整区域の位置

町田市市の市街化調整区域は市北部を中心に、相原地区、小野路・小山田地区、三輪地区の3つのエリアに分かれている。このうち、相原地区と小野路・小山田地区は「東京都の緑のフィンガープラン」において、自然の保護と回復に努める地域として位置づけられている。小野路・小山田地区では、都市整備として小田急多摩線や多摩都市モノレールの延伸構想があり、旧住宅都市整備公団による宅地開発計画の中止等の経緯がある。三輪地区は横浜市特別緑地保全地区に隣接し、市民団体の取り組み等もあり、谷戸山景観が維持されている。

### 【監査の意見】

#### ① 市街化調整区域への対応

現計画では、市街化調整区域における公共下水道の整備を予定している。市街化調整区域の中には宅地化が進んでいる地域や、公共下水道が整備されている市街化区域と隣接している地域も存在すると考えられる。このような状況を踏まえると、市街化調整区域ということで公共下水道の整備を一律に見送るのではなく、地域の実態・実情に合わせてその整備を検討することが望まれる。その意味では、市街化調整区域の汚水処理手法を検討するために、計画（素案）の立案を進めていることは適切と考える。しかしながら、市街化調整区域については、合併浄化槽の普及促進のための浄化槽設置整備事業（以下「浄化槽事業」という。）を進めており、公共下水道を整備する場合、浄化槽事業との関係を整理する必要がある。

浄化槽事業との関係を整理するためには、市街化調整区域における汚水処理の進め方を明確化しておく必要があり、具体的な計画を定め、その計画を前提として浄化槽事業のあり方を検討する必要がある。町田市においては市街化調整区域における汚水処理手法について、実現可能な計画を早急に策定する必要がある。

## (3) (財) 東京都新都市建設公社への委託 (工務課)

## 【概要】

## ① 下水道費全体に占める (財) 東京都新都市建設公社への委託料の割合

表 71 は平成 20 年度の下水道費の内訳である。

平成 20 年度の下水道費は 8,795,039 千円であるが、そのうちの 4,405,281 千円(下水道費全体の 50.1%) が管きよ建設費に充てられている。また、管きよ建設費のうちの 4,084,254 千円は昭和 36 年に行政代行型公益法人として、東京都及び多摩 6 市町が出資して設立された (財) 東京都新都市建設公社 (以下「公社」という。) への委託料である。

表 72 は平成 17 年度から平成 21 年度までの下水道費、管きよ建設費及び公社への委託料等の推移を示したものである。なお平成 21 年度は予算額を記載している。

平成 17 年度から平成 21 年度の範囲では、公社への委託料は 40 億円前後で推移している。また、平成 20 年度の公社への委託料 4,084,254 千円の下水道費に占める割合は 46.4%、管きよ建設費に占める割合は 92.7%であるが、これらの割合も平成 17 年度以降に限定するとそれほど変動していない。

表 71 平成 20 年度の下水道費の内訳 (千円)

項	目	平成 20 年度 決算額	下水道費に 占める割合	下水道費のうち 公社への委託料
下水道管理費	下水道総務費	1,439,419	16.4%	—
管きよ費	管きよ維持管理費	296,097	3.4%	—
	管きよ建設費	4,405,281	50.1%	4,084,254
処理場費	下水処理場管理費	1,333,683	15.2%	—
	下水処理場整備費	1,272,000	14.5%	—
流域下水道費	流域下水道費	48,556	0.6%	—
合計		8,795,039	100.0%	4,084,254

(町田市一般会計特別会計歳入歳出決算書より)

表 72 公社への委託料の占める割合 (千円)

区分		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
下水道費	①	8,197,435	7,881,691	7,919,769	8,795,039	8,273,039
管きよ建設費	②	4,228,191	4,349,989	4,003,716	4,405,281	4,464,188
公社への委託料	③	4,028,310	4,089,470	3,788,036	4,084,254	4,099,510
	③/①	49.1%	51.9%	47.8%	46.4%	49.6%
	③/②	95.3%	94.0%	94.6%	92.7%	91.8%

(町田市一般会計特別会計歳入歳出決算書より。ただし平成 21 年度は平成 21 年度予算書より予算額を記載している。)

## ② 会社の概要

会社の概要は次表のとおりである。

表 73 会社の概要

項目	内容
法人名	財団法人東京都新都市建設公社
所在地	東京都八王子市高倉町 49-3
設立	昭和 36 年 7 月 20 日
沿革	<p>昭和 36 年 東京都及び八王子、青梅、町田、福生、羽村、日野の 6 市町の出えんにより、財団法人として設立。本社を千代田区九段におく。</p> <p>昭和 40 年 本社を八王子市高倉町（現在地）に移転。</p> <p>昭和 42 年 首都圏基本計画が改定され、近郊地帯及び周辺地域が「近郊整備地帯」に変更されたことを契機に、事業区域を設立 6 市町の区域から近郊整備地帯とされたほぼ多摩地域全域に拡大し、設立 6 市町以外の市町村からも事業を受託可能とした。</p> <p>昭和 46 年 事業区域を都全域に広げるとともに、開発調査等の事業も加えて事業範囲を拡大。</p> <p>昭和 53 年 事業範囲を従来の土地区画整理事業、下水道事業等のほか、市街地再開発事業にも拡大。 都内の市町村のほか、土地区画整理組合、市街地再開発組合等からも事業受託の道を開く。 用地の取得、造成、処分を主とした直営事業に、建物の建設、管理、処分を加える。</p> <p>昭和 59 年 地域開発事業のより効率的な推進のため、金銭出資の道を開く。</p> <p>昭和 61 年 公社、八王子市、金融機関及びその他の団体等の出資により「株式会社北野タウン」を設立。</p> <p>平成 2 年 新本社屋竣工。</p> <p>平成 3 年 都の交通網整備に寄与するため、多摩地域における広域幹線道路及び首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備に伴う用地取得業務を受託。</p> <p>平成 5 年 多摩地域における鉄道網の整備促進に寄与するため、JR 南武線連続立体交差事業の用地取得等の業務を都から受託。</p> <p>平成 7 年 東京都建設残土再利用センター運営管理事業の実施。</p> <p>平成 8 年 上記事業の名称を「東京都建設発生土再利用センター運営管理事業」に変更。</p> <p>平成 11 年 株式会社北野タウンの解散に伴い、きたのタウンビルを取得し、自主事業として実施。</p> <p>平成 12 年 緑化事業の実施。</p> <p>平成 13 年 多摩地区における建設発生土のリサイクルに寄与するため「青梅建設発生土再利用事業」を実施。</p>

## 第4 監査の結果及び意見

項目	内容
沿革	平成 18 年 東池袋地区において「道路整備と一体的に進める沿道まちづくり事業」を実施。 平成 19 年 受託業務の一環として、八王子市公共下水道維持管理及び排水設備等の窓口業務を実施。 平成 20 年 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」他公益法人制度改革関連 3 法施行により特例民法法人となる。
資本財産	13 百万円
職員数	236 名（平成 21 年 3 月 31 日現在）
主要取引先	東京都水道局、町田市、稲城市、日野市他
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地区画整理事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路・公園築造等</li> <li>・測量・調査業務等</li> <li>・設計並びに換地等の事務</li> </ul> </li> <li>2. 下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道築造等</li> <li>・維持管理・台帳整備等</li> <li>・調査・設計・監督等の事務</li> </ul> </li> <li>3. 用地受託事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地の借上・買収、道路の築造の受託</li> </ul> </li> <li>4. 東京都建設発生土再利用センター運営管理事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重機・プラントの運転、施設等の保守管理及び大規模補修等の実施</li> </ul> </li> <li>5. 宅地造成等事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地買収と宅地造成</li> <li>・都民住宅等公社所有建物の運営管理</li> </ul> </li> </ol>

（「平成 20 年度（財）東京都新都市建設公社事業報告書」より）

### ③ 業務委託契約書

平成 20 年度の委託事業に関しては、町田市と公社は平成 19 年 7 月 1 日に「町田市公共下水道事業（平成 19 年度から平成 21 年度までの事業の一部）に関する業務委託契約」（以下「業務委託契約」という。）を締結している。

業務委託契約の概要は次表のとおりである。

表 74 業務委託契約の概要

項目	内容	
委託業務	業務内容	町田市の基本（事業）計画に基づく公共下水道事業建設工事及び設計・監督並びに調査業務。
	実施箇所	町田市公共下水道事業認可区域内。
	施工内容	概算管きょ延長約 48,600m。
	※ 細部については町田市の基本（事業）計画に基づき別途協議する。	



#### 第4 監査の結果及び意見

項目		内容
委託業務	実施	当該年度ごとに業務内容、範囲及び費用その他必要事項等について、別途年度実施協定を締結する。
委託料	金額	概算金 7,970 百万円（消費税及び地方消費税を含む）
	内訳	工事費・調査費・支障物件処理費及び公社の事務費からなるものとする。
	事務費	多摩地区市町村と公社協議により定めた「下水道業務受託事務費算定基準」により算定するものとする。
期間		契約締結の日から平成 22 年 3 月 31 日まで

#### ④ 平成 20 年度の公社への委託料の内訳

業務委託契約（表 74）により、委託業務の実施にあたっては、当該年度ごとに業務内容、範囲及び費用その他必要事項等について、町田市と公社は別途年度実施協定を締結することとされている。

平成 20 年度の公社への委託料 4,084,254 千円の年度実施協定別の内訳は次のとおりである。

表 75 平成 20 年度の委託料の内訳 (千円)

No.	内訳	支払済額
①	平成 20 年度事業実施協定	2,205,917
②	平成 19 年度・20 年度事業実施協定（平成 20 年度分）	1,085,697
②'	平成 19 年度・20 年度事業実施協定（事故繰越分）	177,368
③	平成 20 年度・21 年度事業実施協定（平成 20 年度分）	297,351
④	平成 18 年度・19 年度事業実施協定（事故繰越分）	317,920
合計		4,084,254

町田市は下水道整備を公社に委託しているが、公社は別途請負業者を選定しており、実際の工事はその請負業者が施工している。例えば、平成 20 年度事業実施協定の工事別の内訳は次のとおりである。

表 76 平成 20 年度事業実施協定分の内訳 (千円)

件名	施工主体	支払済額
1 町田市公共下水道小山町、相原町汚水枝線その 2 工事	大木・ジョウソウ建設共同企業体	238,646
2 町田市公共下水道小山町汚水枝線その 16 工事	(株)フジオ工業	71,612
3 町田市公共下水道小川幹線その 2 工事	武蔵建設(株)	21,062
4 町田市公共下水道小野路町汚水枝線その 3 工事	石川徳建設(株)	245,946
5 町田市公共下水道小山町汚水枝線その 15 工事	立川開発工業(株)	265,650
6 町田市公共下水道小山町汚水枝線その 13 工事	新開工業(株)	291,609
7 町田市公共下水道下小山田町汚水枝線その 3 工事	石川徳・大分建設共同企業体	291,963
8 町田市公共下水道小山町、相原町汚水枝線その 3 工事	井上・東邦建設共同企業体	251,164
9 町田市公共下水道鶴川幹線その 12 工事に伴う付帯工事	東鉄・児玉建設共同企業体	12,362

#### 第4 監査の結果及び意見

件名	施工主体	支払済額
10 町田市相原町・野津田町外基本設計作業	(株)横浜コンサルティングセンター東京事務所	7,969
11 町田市野津田町その4基本設計作業	(株)トーヨーエンジニアリングサービス	3,239
12 町田市小山町その12基本設計作業	(株)アーバンプラン	5,086
13 町田市相原町その4基本設計作業	(株)鵬栄技建	4,966
14 町田市相原町その3基本設計作業	(株)エムアンドピーエンジニアリング	5,560
15 町田市公共下水道鶴間汚水枝線移設工事	(株)前川元組	2,878
16 町田市公共下水道小山町汚水枝線その14工事	多摩住起建設(株)	168,189
17 町田市公共下水道相原町汚水枝線工事	清水重機土木(株)	134,143
18 町田市小山町、相原町外測量作業	大同情報技術(株)	7,126
19 町田市相原町雨水基本設計作業	日本設計(株)	5,197
20 町田市公共下水道原町田、本町田汚水枝線工事	(株)日向土木興業	15,699
21 町田市公共下水道相原町汚水枝線その2工事	土屋企業(株)	69,653
22 町田市公共下水道野津田町、相原町汚水枝線工事	丸豊建設(株)	41,462
23 町田市公共下水道真光寺一丁目、能ヶ谷町汚水枝線工事	(株)多田建設	25,221
	計	2,186,410
	支障物件処理費(※1)	19,506
	合計	2,205,917

※1 支障物件処理費とは立坑等工事用地の賃貸借、家屋等補償に関する支払いである。

公社への委託料は工事費・調査費、支障物件処理費及び事務費からなる。

工事費・調査費は公共下水道事業に関する工事・調査代金であるが、公社は工事を直接施工するのではなく、入札等を実施して請負業者を決定して請負業者が実施する。支障物件処理費は上述のとおりであり、事務費は公社の運営経費で、「下水道業務受託事務費算定基準」に基づいて算定されている。

平成20年度の公社への委託料4,084,254千円を工事費・調査費、支障物件処理費及び事務費別に分類すると表77のとおりとなる。

表77 平成20年度の委託料の内訳 (千円)

No.	支出済額	工事費・調査費	支障物件処理費	事務費
①	2,205,917	1,972,628	19,447	213,842
②	1,085,697	998,155	—	87,542
②'	177,368	169,285	—	8,082
③	297,351	264,005	—	33,345
④	317,920	304,241	—	13,678
	4,084,254	3,708,315	19,447	356,491

表 78 平成 20 年度事業実施協定分の支払済額の内訳

(千円)

件名	㊦工事費 ・調査費	㊧事務費	㊦+㊧
1 町田市公共下水道小山町、相原町汚水枝線その2 工事	217,253	21,392	238,646
2 町田市公共下水道小山町汚水枝線その16 工事	68,764	2,847	71,612
3 町田市公共下水道小川幹線その2 工事	20,124	938	21,062
4 町田市公共下水道小野路町汚水枝線その3 工事	222,955	22,990	245,946
5 町田市公共下水道小山町汚水枝線その15 工事	240,101	25,548	265,650
6 町田市公共下水道小山町汚水枝線その13 工事	264,728	26,881	291,609
7 町田市公共下水道下小山田町汚水枝線その3 工事	260,853	31,109	291,963
8 町田市公共下水道小山町、相原町汚水枝線その3 工事	223,309	27,855	251,164
9 町田市公共下水道鶴川幹線その12 工事に伴う付帯工事	10,859	1,503	12,362
10 町田市相原町・野津田町外基本設計作業	7,245	724	7,969
11 町田市野津田町その4 基本設計作業	2,945	294	3,239
12 町田市小山町その12 基本設計作業	4,624	462	5,086
13 町田市相原町その4 基本設計作業	4,515	451	4,966
14 町田市相原町その3 基本設計作業	5,055	505	5,560
15 町田市公共下水道鶴間汚水枝線移設工事	2,440	437	2,878
16 町田市公共下水道小山町汚水枝線その14 工事	152,200	15,988	168,189
17 町田市公共下水道相原町汚水枝線工事	118,043	16,100	134,143
18 町田市小山町、相原町外測量作業	6,478	647	7,126
19 町田市相原町雨水基本設計作業	4,725	472	5,197
20 町田市公共下水道原町田、本町田汚水枝線工事	13,807	1,892	15,699
21 町田市公共下水道相原町汚水枝線その2 工事	62,385	7,268	69,653
22 町田市公共下水道野津田町、相原町汚水枝線工事	36,752	4,710	41,462
23 町田市公共下水道真光寺一丁目、能ヶ谷町汚水枝線工事	22,460	2,760	25,221
工事費・調査費合計	1,972,628	213,782	2,186,410
支障物件処理費	19,447	59	19,506
合計	1,992,075	213,842	2,205,917

## 【監査の意見】

## ① 委託のあり方の見直しについて

次表は平成 20 年度に公社が実施した下水道事業の自治体別の内訳である。

町田市の工事費は 3,727,762 千円、事務費を加えた事業費合計は 4,084,254 千円でいずれも他の自治体より突出している。公社は下水道事業の他にも土地区画整理事業、用地受託事業、東京都建設発生土再利用センター運営管理事業、宅地造成等事業を実施しているが、下水道事業に限れば町田市は最も委託事業費が多額となっている。

表 79 公社が実施した下水道事業の明細（平成 20 年度）（千円）

団体名	工事費	維持管理費	事務費	合計
町田市	3,727,762		356,491	4,084,254
八王子市	10,754	231,570	122,060	364,384
立川市		16,907	1,182	18,090
武蔵野市	163,206		19,490	182,696
三鷹市	341,924		38,292	380,216
青梅市	777,555	5,848	94,708	878,112
府中市		96,830	12,765	109,596
昭島市	12,255	4,470	1,537	18,263
調布市	43,200	14,201	1,032	58,434
小金井市		618	42	661
小平市		2,643	1,181	3,825
日野市	581,975	3,241	105,366	690,584
東村山市		39,286	11,800	51,086
国分寺市		23,681	3,460	27,142
国立市		2,722	207	2,930
福生市				—
狛江市	79,142		7,639	86,781
東大和市				—
清瀬市	6,825	2,621	1,010	10,457
東久留米市		4,032	281	4,314
武蔵村山市		675	72	748
多摩市	113,248		11,673	124,922
稲城市	249,380	2,158	28,107	279,646
羽村市	439,969	710	42,072	482,752
あきる野市		1,682	5,941	7,624
西東京市	21,176	11,687	3,525	36,389
瑞穂町				—
日の出町		44,395	7,481	51,877
檜原村	635,397		55,137	690,535
東京都	177,934	193,315	39,609	410,858
合計	7,381,710	703,303	972,176	9,057,189

（「平成 20 年度（財）東京都新都市建設公社事業報告書」より）

町田市は市街化区域の汚水普及率を平成 25 年度末までに 100%とする目標を掲げており、その事業の多くを公社の行政代行によって進めている。

現状において、公社への委託はいくつかの課題があり、その課題の改善を図っていく必要がある。また、中長期的には、公社委託による行政代行について検討を行い、町田市としての考え方を明確にしておく必要がある。

#### 1) 現状における公社への委託の課題

町田市があげている公社に委託する主なメリットは次のとおりである。

- 1) 公社は、昭和50年度より多摩地区の下水道工事の受託を開始し、30年以上の実績により下水道実施延長は約2,200kmに及んでいることから多摩地域の実情を把握しており、円滑に下水道建設事業を進めることができる。
- 2) 公社は東京都の外郭団体であり、都下水道局より人的支援や設計・積算・施工管理の提供を受けていることから、高度な技術力を有し、安定した事業執行が期待できる。
- 3) 下水道管きよ整備事業を委託することで、工務課の職員を抑制できる。

以上のメリットを否定するものではなく、公社はこれまでの町田市の下水道事業に貢献を果たしてきたと認められる。しかしながら、今後については、公社への委託のあり方について改めて検討する必要がある。

一般的に、自治体が自らの業務を外部に委託することのメリットとしては次の事項が考えられる。

- ㊦ 人員、技術力などの問題から自治体が自ら実施することが困難である
- ㊧ 自治体が自ら実施するよりも良質な成果が得られる
- ㊨ 自治体が自ら実施するよりもコストが低く抑えられる

現状において、公社への委託については㊦㊧㊨いずれについても課題が見受けられる（それぞれの課題については後述する<sup>11</sup>）。課題はあってもそれを上回るメリットが生じているのであれば委託の必然性は認められるが、そのことが十分に認識できない状況となっている。

### 2) 中長期的な課題

町田市においては今後、雨水整備に重点を移すとしているが、その場合に、整備の大部分を公社に委託するのか、町田市が直接整備を進めていくのか、あるいは委託の割合を減らして町田市が直接整備に携わる割合を高めていくのか、公社とのかわり方が課題となる。

公社とのかわり方は雨水管の整備をどのようなペースで進めていくかによっても変化する。雨水管の整備を進めるペースとしては、現状の上下水道部の体制の中で対応が可能な範囲で、早急に整備が必要な個所を優先して進めていく考え方もある。この場合には公社とのかわりは限定的なものとなる可能性が高い。

あるいは、汚水管の整備を進めてきたペースで雨水管の整備を進めていくとする考え方もあり、この場合には公社への委託も必要となる可能性がある。しかしながら、公社へ委託するとしても今までのように大部分を委託するのではなく、町田市自身で対応可能な業務は町田市で対応していくものとして、委託業務の内容も十分に吟味していく必要がある。

雨水管の整備計画は現在策定中であり、その整備方針は明確となっていないが、いずれにしても公社とのかわり（委託）については、必要性を十分に検証して対応していく必要がある。

<sup>11</sup> ㊦㊧については「(4) 公社への委託内容(工務課)」、㊨については「(5) 公社に支払う委託料の算定(工務課)」に記載している。

## (4) 公社への委託内容（工務課）

## 【概要】

## ① 公社への委託業務の内容

業務委託契約では、「委託業務の細部については町田市の基本計画に基づき別途協議する」とされている。この規定を受けて町田市と公社では毎年度町田市公共下水道事業総括協議（以下「総括協議」という。）を実施している。

平成20年度の総括協議は平成20年6月に行われており、委託業務に関しては表80の内容が協議されている。

表80 平成20年度総括協議の内容

協議事項		内容
計画・設計	(1)基本事項	計画・認可設計図書に基づき十分検討・協議し、必要に応じて見直し等を図る。
	(2)年度計画	基本的には市が行う。
	(3)工区割り	市と十分協議し、公社が設定する。
	(4)図面等	詳細設計に必要な図面（道路台帳図（1/500））は市が提供するものとする。
工事	(1)工事説明会	市と公社、請負者の3者が協力して行う。
	(2)ます位置申請書	公共汚水ます位置申請書は、公社指導のもと請負者が配布・説明・回収を行い、公社は整理・調整をし、市へ引き継ぐ
	(3)住民等の対応	工事に関する住民等からの問合せは公社で対応し、下水道事業の施行及び行政に対する問合せについては市で対応する。
	(4)損害補償	市と公社で協議し対応する。
	(5)工事完了引継	施設引継検査と公社工事完了検査は同時検査とする。 なお、引継図書は検査終了後、引継図書のうちで会計検査・工事監査等で必要な図書は一時公社が保管し、全検査終了後すみやかに市へ送付する。
	(6)道路使用許可申請	公社指導のもと、資料作成・手続は請負者が行う。
	(7)工事の安全管理	公社は工事の無事故・無災害を目標に取り組む。
監査等	(1)会計検査	会計検査に公社は立会い、工事の設計・施工内容について対応する。
	(2)工事監査	東京都監査事務局の工事・事務監査については、公社が財政援助団体として独自に受検する。
	(3)工事完了検査	公社は工事の設計・施工内容について対応する。 市は事前に補助事業に伴う完了実績報告書（写）を公社に送付する。

協議事項		内容
行政上の手続き等	(1)道路上工事調整会議	資料作成は公社が行い、会議には市と同席する。
	(2)道路占用許可申請	資料作成は公社が行い、申請は市が行う。市は許可書の写しを公社に送付する。
	(3)他企業埋設物移設等事務	資料作成は公社が行い、申請・依頼等事務手続きは市が行う。
	(4)事業用地の借地	借地の必要が生じた場合双方協力し、資料作成及び契約は公社が行う。
	(5)私道内の施工	公共下水道設置申請書を受理した路線について施工する。
	(6)未査定道路・民地占用許諾	基礎資料は公社が作成する。 占用者である市が行う。(必要に応じ双方協議する)

(平成20年度総括協議より抜粋)

**【監査の意見】****① 委託業務の内容について**

一般的に、人員・技術力などの問題があつて自治体自らが実施することが困難である状況においては、当該事業を委託することが考えられ、その場合には委託することの必然性、あるいはメリットが認められる。

町田市は多摩26市2町で最も多く下水道事業にかかわる職員を有しているが、下水道の事業内容、施設規模の違いにより他市との比較ができないため、現状の委託について、業務内容及び作業量とも妥当なのかが客観的に把握できない状況となっている。

**1) 入札に関する事務**

町田市は平成20年度に約40億円の委託料を支出しており、そのうちの約37億円は工事費に充てられている。この工事は公社が直接施工するのではなく、公社が請負業者を選定して請負業者が施工している。請負業者は公社が入札等を行って選定しており、公社への委託により町田市にとっては入札の実施に関する事務量を軽減できるメリットはある。しかしながら、そもそも町田市においては事務量を軽減する必要性が高かったのかが外部からは客観的に把握できない。町田市でも対応可能な事務量であったならば、委託することによる事務量の軽減はメリットとは言い切れない。現状においてこの点の実態が不明確となっている。

**2) 施工管理**

請負業者に工事を発注した場合、発注者は施工管理を適切に行う必要がある。

表76に掲げたとおり、平成20年度事業実施協定分だけでも多数の工事案件が含まれており、このことは、他の年度事業実施協定も同様である。これら数多くの工事案件を町田市だけで施工管理していくことは困難とも考えられ、その意味では公社への委託も必然性があると考えられる。しかしながら、町田市においては業務の効率化を図ることによって、公社に委託せず、自らが直接施工管理を行う状況を増やすことができないのか、現状においてこの点の実態も不明確となっている。

### 3) 設計事務

工事を施工する場合、まず基本設計を行い、その後詳細設計を行うことになる。公社は基本設計に関しては外部に委託しているが、詳細設計は原則として自ら行っている。

下水道工事については、工事着手後に埋設物が発見されるなど予期せぬ事情が生じることがあり、工期や工法の変更など契約内容の変更が多々行われ、この場合には詳細設計も改めて行うことになる。このことから、詳細設計に関する事務については相当の作業量があると推測され、町田市だけでは対応が難しいとするのであれば、詳細設計業務に限定して公社に委託することも一つの方法である。

### 4) 業務内容全般

表 80 に記載している平成 20 年度の総括協議の結果、公社へ委託することとした業務の中には、委託する必要性が疑問視される業務も含まれている。

例えば、工事に関する住民等からの問合せは公社で対応し、下水道事業の施行及び行政に対する問合せについては市で対応するとしている。公社に委託しているとしても工事に関する最終的な責任は町田市にあるため、公社に任せる部分を残しておくよりも問い合わせに対する対応は町田市に一本化しておくことが効率的とも考えられる。

また、支障物件処理費に関しては支出することの決定権限は公社にはなく町田市にある。この場合に公社は支障物件処理費の支払に関する事務を代行しているが、公社に代行させる必要があるのか検討が必要である。

## ② サービスの質について

一般的に委託することのメリットとして、自治体が自ら実施するよりも良質な成果が得られることが考えられるが、公社に委託することで良質な成果が得られているのかについては疑問が残る状況となっている。

平成 20 年度に公社に委託して実施した「町田市公共下水道小山町汚水枝線工事その 15 工事」においては、不適切な施工の結果、大規模な補修工事を行っている。平成 21 年 6 月 4 日付けで公社から町田市に提出された報告書では、施工業者の不適切な施工を公社が見逃したことが大規模な補修工事を実施する原因となったとしている。

このことについては町田市監査委員の平成 21 年度第 1 回定期監査において、「下水道工事の（財）東京都新都市建設公社委託施工について、公社を適切に監督し工事の品質を確保すべきもの」として、指摘事項として取り扱われている。

監査委員の指摘を受けて、上下水道部では契約の適切な履行の確保、つまり工事の品質を確保するために、公社からの報告聴取による監督だけでなく、現場立会いを適時行うなどして、公社が適切に工事監督しているかを確認していくとしている。

町田市においては、サービスの質の面からも、公社への委託の妥当性を検討していく必要がある。



## (5) 公社に支払う委託料の算定（工務課）

## 【概要】

## ① 現状

公社への委託料は工事費・調査費、支障物件処理費及び事務費からなる。

工事費・調査費は公共下水道事業に関する工事・調査代金であるが、公社は工事を直接施工するのではなく、入札等を実施して請負業者を決定して請負業者が施工する。また、支障物件処理費は立坑等工事用地の賃貸借、家屋等補償に関する支払いであり、事務費は公社の運営経費で、「下水道業務受託事務費算定基準」に基づいて算定されている。

## ② 工事費・調査費の状況

公社における請負業者の選定は公社の規定に基づいて行われる。公社は入札も実施しているが、入札も公社の規定に基づいて行われている。

次表は表 76 に記載した平成 20 年度事業実施協定に基づく工事の当初設計価格と落札額及び落札率を示したものである。

落札率の平均は 78.6% で、この数値は後述する町田市が直接施工業者を選定している工事の落札率とほぼ同程度である。ただし、町田市は最低制限価格制度を採用していることもあり、落札率は一定の範囲内に収まる傾向が見られるが、公社は平成 20 年度時点においては最低制限価格制度を導入していない<sup>12</sup> こともあり、落札率には幅が見られる。

一方、「1. 町田市公共下水道小山町、相原町污水枝線その 2 工事」のように落札率が 100% 近い工事も見受けられる。これらは随意契約によるものであるが、この問題点については【監査の意見】において記述する。

表 81 平成 20 年度事業実施協定分の落札率

(千円)

件名	⑦設計価格	①落札額	落札率 (①/⑦)
1 町田市公共下水道小山町、相原町污水枝線その 2 工事	124,534	124,500	99.9%
2 町田市公共下水道小山町污水枝線その 16 工事	65,115	65,100	99.9%
3 町田市公共下水道小川幹線その 2 工事	18,110	18,100	99.9%
4 町田市公共下水道小野路町污水枝線その 3 工事	248,921	188,240	75.6%
5 町田市公共下水道小山町污水枝線その 15 工事	306,992	234,120	76.2%
6 町田市公共下水道小山町污水枝線その 13 工事	250,200	189,394	75.6%
7 町田市公共下水道下小山町污水枝線その 3 工事	358,371	274,580	76.6%
8 町田市公共下水道小山町、相原町污水枝線その 3 工事	436,389	334,240	76.5%
9 町田市公共下水道鶴川幹線その 12 工事に伴う付帯工事	8,323	8,300	99.7%
10 町田市相原町・野津田町外基本設計作業	10,019	6,900	68.8%
11 町田市野津田町その 4 基本設計作業	4,053	2,480	61.1%
12 町田市小山町その 12 基本設計作業	4,995	4,450	89.0%

<sup>12</sup> 公社も平成 21 年度から最低制限価格制度を導入している。

## 第4 監査の結果及び意見

件名	㊦設計価格	㊧落札額	落札率 (㊧/㊦)
13 町田市相原町その4 基本設計作業	4,944	4,300	86.9%
14 町田市相原町その3 基本設計作業	4,995	4,300	86.0%
15 町田市公共下水道鶴間汚水枝線移設工事	2,335	2,300	98.5%
16 町田市公共下水道小山町汚水枝線その14 工事	146,149	112,444	76.9%
17 町田市公共下水道相原町汚水枝線工事	195,365	149,649	76.5%
18 町田市小山町、相原町外測量作業	10,863	5,830	53.6%
19 町田市相原町雨水基本設計作業	4,788	4,500	93.9%
20 町田市公共下水道原町田、本町田汚水枝線工事	15,397	12,930	83.9%
21 町田市公共下水道相原町汚水枝線その2 工事	70,554	55,030	77.9%
22 町田市公共下水道野津田町、相原町汚水枝線工事	45,552	32,968	72.3%
23 町田市公共下水道真光寺一丁目、能ヶ谷町汚水枝線工事	23,290	21,500	92.3%
合計	2,360,254	1,856,155	78.6%

### 【監査の意見】

#### ① 事務費の算定

公社の経費である事務費は「下水道業務受託事務費算定基準」に基づいて個々の工事ごとに算定されている。

次表は平成20年度の委託料のうち平成20年度事業実施協定分(2,205,917千円)の内訳である。

事務費は計画設計業務、実施設計業務及び工事監督管理業務により算定式が異なっている。例えば、計画設計業務の事務費はコンサルタントへの外注金額の10%と定められており、次表のNo.10～No.14、No.18、No.19がそれに該当する。工事監督管理業務の事務費は工事案件ごとに「下水道業務受託事務費算定基準」に定める料率を適用して算出した額とされており、次表では計画設計業務以外のものが該当する。この場合、工事費に対する事務費の率も概ね10%前後に収束している。なお、工事費とは公社と工事請負人との間の契約額（契約変更があった場合は変更後の契約額とする。）である。

表77より、町田市は平成20年度事業実施協定分だけで213,842千円、その他の実施協定分も合わせると合計で356,491千円の手務費を公社に支払っている。この事務費の額については公社が外部の業者に支払う額に一定の率を乗じて決められているが、このようにして決められた事務費が公社の実際の業務内容と比較して妥当なのかどうか把握できない状況となっている。

公社については町田市が支払う事務費以上の作業を行っているのか、あるいはそれを下回っているのかについては明確な判断ができないが、「下水道業務受託事務費算定基準」は策定後約30年経過しており、現状に見合ったものなのかは疑問である。公社への委託は相当期間経過しているのであるから、公社における必要な作業量はある程度見積ることが可能となっていると思われる。

## 第4 監査の結果及び意見

事務費については、本来であればあらかじめ作業量を見積っておき、その作業量に応じて決められるべきものである。公社への委託のあり方は今後変化することがあるのか現時点では未確定であるが、仮に今後も公社への委託を継続するのであれば、事務費についてはより具体的な算定基準を作成することが望まれる。

**表 82 平成 20 年度事業実施協定分の事務費** (千円)

No.	件名	㊦工事費 ・調査費	㊧事務費	(㊧/㊦)
1	町田市公共下水道小山町、相原町污水枝線その2工事	217,253	21,392	9.8%
2	町田市公共下水道小山町污水枝線その16工事	68,764	2,847	4.1%
3	町田市公共下水道小川幹線その2工事	20,124	938	4.7%
4	町田市公共下水道小野路町污水枝線その3工事	222,955	22,990	10.3%
5	町田市公共下水道小山町污水枝線その15工事	240,101	25,548	10.6%
6	町田市公共下水道小山町污水枝線その13工事	264,728	26,881	10.2%
7	町田市公共下水道下小山田町污水枝線その3工事	260,853	31,109	11.9%
8	町田市公共下水道小山町、相原町污水枝線その3工事	223,309	27,855	12.5%
9	町田市公共下水道鶴川幹線その12工事に伴う付帯工事	10,859	1,503	13.8%
10	町田市相原町・野津田町外基本設計作業	7,245	724	10.0%
11	町田市野津田町その4基本設計作業	2,945	294	10.0%
12	町田市小山町その12基本設計作業	4,624	462	10.0%
13	町田市相原町その4基本設計作業	4,515	451	10.0%
14	町田市相原町その3基本設計作業	5,055	505	10.0%
15	町田市公共下水道鶴間污水枝線移設工事	2,440	437	17.9%
16	町田市公共下水道小山町污水枝線その14工事	152,200	15,988	10.5%
17	町田市公共下水道相原町污水枝線工事	118,043	16,100	13.6%
18	町田市小山町、相原町外測量作業	6,478	647	10.0%
19	町田市相原町雨水基本設計作業	4,725	472	10.0%
20	町田市公共下水道原町田、本町田污水枝線工事	13,807	1,892	13.7%
21	町田市公共下水道相原町污水枝線その2工事	62,385	7,268	11.7%
22	町田市公共下水道野津田町、相原町污水枝線工事	36,752	4,710	12.8%
23	町田市公共下水道真光寺一丁目、能ヶ谷町污水枝線工事	22,460	2,760	12.3%
	工事費・調査費合計	1,972,628	213,782	10.8%
	支障物件処理費	19,447	59	0.3%
	合計	1,992,075	213,842	10.7%

### ② 次年度に随意契約を締結することについて

表 81 に掲げた公社と工事請負業者との間の当初契約については、落札率が 100% に近い契約が見受けられるが、これらはいずれも随意契約となっている。

公社と請負業者との契約において、単年度での完了を予定していたが何らかの事情により完成が遅れた工事について、公社では契約の見直しを行い、契約額を完成部分のみに変更して当該契約を完了させ、未了部分については翌年度改めて同一業

#### 第4 監査の結果及び意見

者と新規契約を締結しているものがある。この場合の予定価格は前年度の当初契約額の未了部分に対応する額をベースとしており、当年度の契約額はこの予定価格を若干下回る額で決められている。このような工事が随意契約でかつ落札率が100%近くとなっているものである。

公社がこのような対応を図ることについても、町田市と公社の間でのルールを明確化しておく必要がある。

## (6) 公社との業務委託契約等の見直し（工務課）

### 【概要】

#### ① 現状

平成20年度の委託事業に関して、町田市は公社と平成19年7月1日に業務委託契約を締結している。しかしながら、業務委託契約には、町田市と公社との間ではどのような事務手続が必要なのか、あるいはどのような書類が必要なのかが明確となっていない事項が見受けられる。また、このことについて別途覚書も作成されていない。

### 【監査の意見】

#### ① 業務委託契約が依拠する計画の明示化

業務委託契約第1条において、「委託業務の細部については町田市の基本計画に基づき別途協議する」とされている。業務委託契約書においては、この基本計画が何を指すのかが明示されていない。実務上の取り扱いとしては事業計画を指すとのことであるが、業務委託契約書などにおいてそのことを明示しておく必要がある。

#### ② 委託業務の内容の明確化

上述した業務委託契約第1条の規定を受けて町田市と公社では毎年度町田市公共下水道事業総括協議（以下「総括協議」という。）を実施している。平成20年度の総括協議は平成20年6月に行われており、委託業務に関しては表80に掲げた内容等が協議されている。

しかしながら、表80の内容は委託業務の基本的な事項に関するものであり、毎年度協議するのではなく、あらかじめ業務委託契約書に規定しておくべきものである。このことについて、業務委託契約の規定内容の見直しが必要である。

#### ③ 業務及び委託料の内容に変更が生じた場合の取り扱い

業務委託契約では、業務及び委託料の内容に変更が生じた場合は町田市と公社が協議のうえ行うものとするとしている。

公社への委託については、多数の工事案件が含まれており、それら工事は当初の予定どおりに進捗するとは限らず、公社と請負業者の間では工事内容や工期の見直しに関する契約変更等が多々行われている。

また、業務委託契約において、委託業務の実施にあたっては、当該年度ごとに業務内容、範囲及び費用その他必要事項等について、町田市と公社は別途年度実施協定を締結することとされている。平成20年度においては4つの年度実施協定が締結されているが、これら年度実施協定は年度内に数回見直しがされている。

業務及び委託料の内容に変更が生じた場合は町田市と公社が協議のうえ行うものとするという取り決めは、公社が請負業者との契約を変更する場合を指しているのか、町田市と公社が年度実施協定を見直す場合を指しているのか、あるいはその両方を指しているのかが明確ではないため、そのことを明確にしておく必要がある。

### ④ 公社と請負業者が契約変更を行う場合の取り扱い

公社が請負業者と行う契約変更に関する町田市と公社との協議に関しても、どのような事務手順で行うのか、あるいは協議においてどのような書類を作成するのかが明文化されていない。例えば、公社は設計価格の変更を行った場合に変更後の設計価格書を町田市に提出しているとのことだが、このことについても業務委託契約書等において明文化されていない。

業務委託契約書に明記する、あるいは別途覚書等を作成するなどして、町田市及び公社における事務手順を明文化しておく必要がある。

### ⑤ 年度実施協定の変更のタイミング

町田市と公社が締結している年度実施協定については、年度内に何度か内容の変更を行っている。年度実施協定の変更が必要となるタイミングについても、業務委託契約書、あるいは別途覚書などで明文化しておく必要がある。

### ⑥ 清算書（委託業務終了後の報告）の取り扱い

業務委託契約では、公社は当該年度の委託業務が完了したときは、速やかに清算書を作成のうえ、町田市に提出することとされている。しかしながら、この取り決めだけでは清算書の内容あるいは町田市として公社に報告を求める事項が明確ではない。業務委託契約書あるいは別途覚書等で委託業務完了の結果として公社に報告を求める事項を明文化しておく必要がある。

表 80 に記載した総括協議の内容について、公社が実際にどのような対応を行ったのか、公社からの報告を求める取り決めは業務委託契約書等に定められていない。例えば、総括協議では、工事に関する住民等からの問合せは公社で対応するとしている。このことについて、公社にどのような問合せがあったのか、その問合せに対して公社はどのような対応を図ったのかについては、本来であれば町田市は公社から正式な報告を受けることが望ましい。しかしながら、報告のあり方について業務委託契約書等で具体的なルールは定められていない。

当該年度の委託業務終了後の公社からの報告のあり方についても見直しが必要である。

## 4. 合併浄化槽等に関する事項

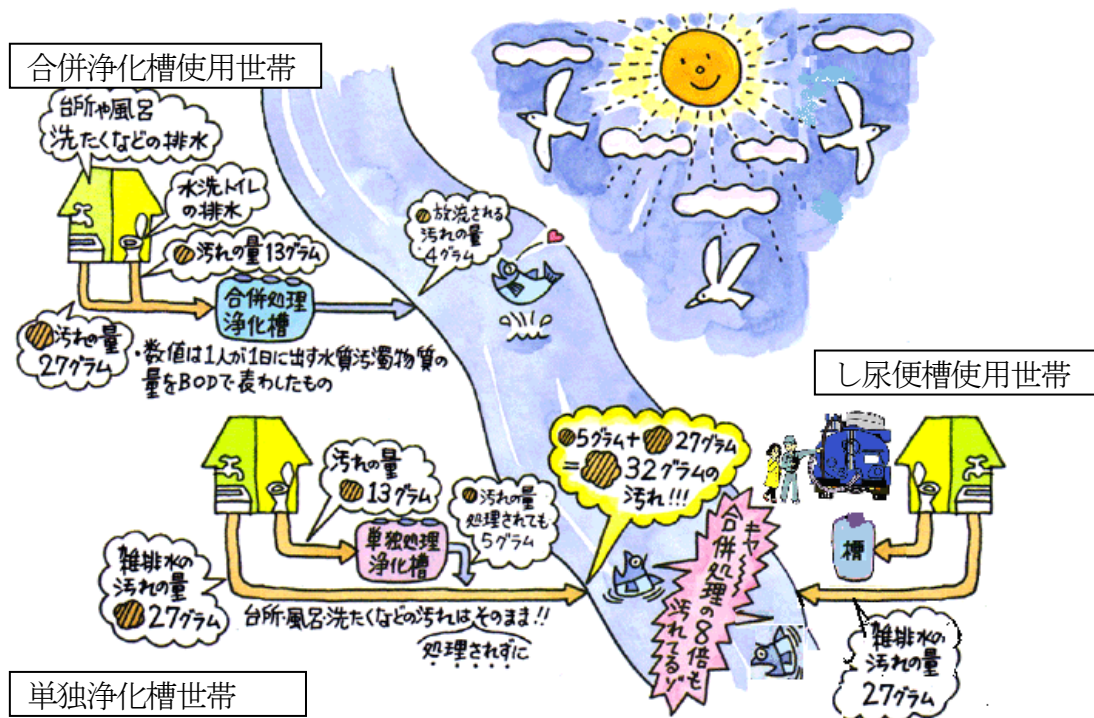
### (1) 合併処理方式浄化槽の普及に関する事業（業務課）

#### 【概要】

#### ① 現状

平成13年4月1日より浄化槽法が改正され、単独処理方式浄化槽（以下「単独浄化槽」という。）の設置が原則として禁止された。既に単独浄化槽や汲み取り式のし尿便槽（以下「し尿便槽」という。）を設置している者は、川や海を守るために早期に合併処理方式浄化槽（以下「合併浄化槽」という。）に切り替えるよう努めるものとされている。

社団法人全国浄化槽団体連合会によると、生活排水の一人一日あたりのBOD量（生物化学的酸素要求量 Biochemical oxygen demand）は約40gとなっている。合併浄化槽のBOD除去率は90%以上であり合併浄化槽使用世帯から放流される処理水のBODは4g以下となる。これに対し単独浄化槽は生活雑排水を処理しないうえ、水洗便所汚水のBOD除去率は65%以上に留まることから、単独浄化槽使用世帯から放流されるBODは32gと合併浄化槽の8倍となる。また、し尿便槽世帯では、し尿便槽の汚水は町田市の委託する汲み取り業者が収集後、町田市の下水処理場で処理されるため、川に放流されるBODは生活雑排水のみの27gとなる。



(社団法人全国浄化槽団体連合会HPより)

## ② 合併浄化槽の設置

浄化槽法第5条の規定により、浄化槽を設置しようとする者はその旨を原則として都道府県知事に届け出ることとされている。

町田市において、例えば、汲み取り便所を水洗便所に改造して浄化槽を設置する場合には、浄化槽設置届出書を東京都の多摩環境事務所に届け出ることになる。

なお、同条では、保健所を設置している市の場合、浄化槽の設置に関しては市長に届け出ることとされている。町田市は現在、保健所を設置していないが、平成23年4月に保健所政令市へ移行することが決まっており、移行後は町田市が保健所の設置主体となる。

## ※ 保健所政令市について

地域保健法第5条第1項の規定により、保健所を設置できる政令指定都市、中核市、および政令で定める市をいう（広義の保健所政令市）。

なお、地域保健法施行令第1条第3号において個別に指定されている市を保健所政令市と呼ぶ場合もある（狭義の保健所政令市）。

保健所については、都道府県及び特別区は地域保健法第5条の規定に基づき設置できるが、市は政令で指定されていないと設置できない。現在は、地域保健法施行令第1条で、政令指定都市（第1号）、中核市（第2号）及び第3号で個別に小樽市、八王子市、藤沢市、四日市市、呉市、大牟田市及び佐世保市が指定されている。これらのうち、第3号によって指定されている市を保健所政令市と呼ぶ場合もある。

## ③ 浄化槽の維持管理

合併浄化槽は公共下水道と同程度の高度な浄化能力を有しているが、正常に機能させ、良好な処理水を確保するために、浄化槽法により浄化槽の使用者に対して法定検査、保守点検、清掃が義務づけられている。また、既設の単独浄化槽についても合併浄化槽と同様の義務が課せられている。

表 83 浄化槽の適切な維持管理に必要な3つの法定義務

項目	内容
1) 法定検査	微生物の活動に必要な酸素が不足していないかどうか、浄化槽が正常に機能しているかどうか等の総合的な検査である。浄化槽を使い始めてから3か月後から5か月以内に行う設置後の水質検査と、年1回の定期検査の2種類がある。
2) 保守点検	器具類が故障したり、消毒剤がない状態で浄化槽を使用したりすると汚れた水が河川に流入したり悪臭が発生するため、浄化槽法によって義務づけられている。
3) 清掃	浄化槽は清掃時期を過ぎると正常に機能しなくなり、悪臭が発生したり、処理されない汚水が流れ出たりするため、浄化槽の種類により、6か月ないし1年に1回以上、行う必要がある。



町田市内の浄化槽の指導監督等に関する事務は、現在、東京都が所管しているが、東京都の調査結果によると、町田市内の浄化槽の法定検査の受検率は7.2%に留まっており、そのうち30%に何らかの異常が指摘されている。また、保守点検について都は浄化槽の受検状況を個別に把握していないため、町田市も市内の浄化槽の保守点検の受検率を把握できない状況にある。

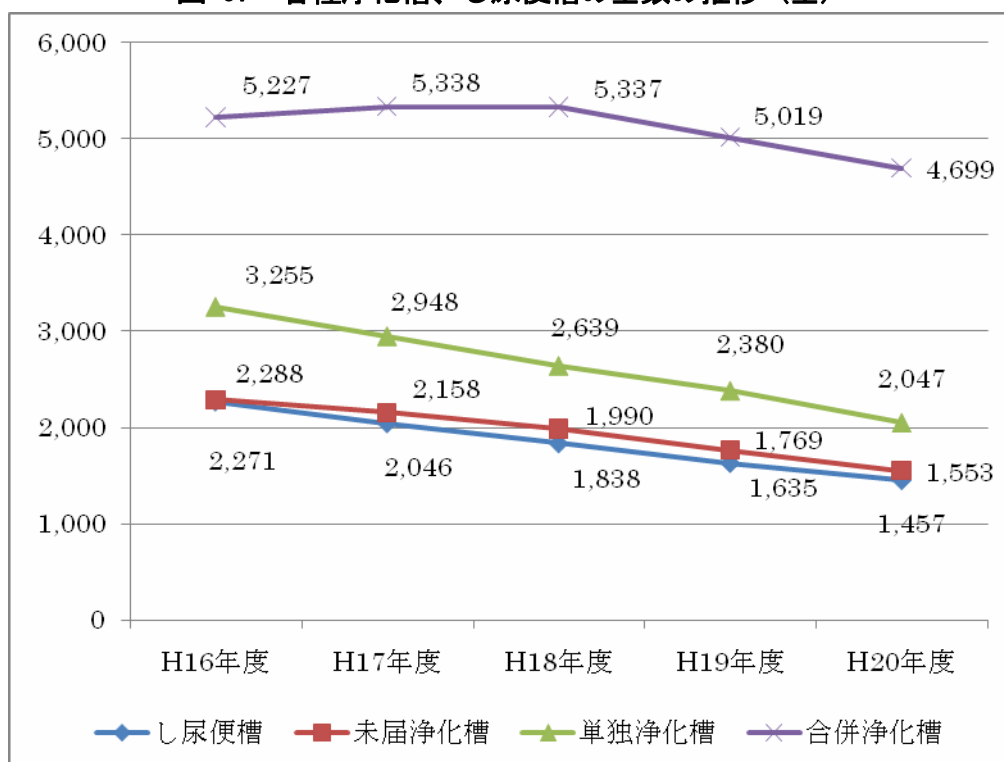
なお、町田市は平成23年4月より保健所政令市へ移行することが決まっており、現在その準備が進められている。このため、平成23年4月以降は、浄化槽の適切な維持管理を行わない者に対する指導・監督は町田市が行うことになる。

また、町田市内の河川はいずれも上流部に位置していること、町田市は水質環境の保全を重視し、「新・町田市生活排水対策推進計画」に基づき、一般家庭からの生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するための対策を明確にし、公共下水道の整備予定のない地域の世帯に対する合併浄化槽への切り替えの普及に努めている。

#### ④ 浄化槽の設置状況

平成16年度から平成20年度までの浄化槽（51人槽以上を除く）及びし尿便槽の数は次のように推移している。

図 67 各種浄化槽、し尿便槽の基数の推移（基）



平成19年度以降の合併浄化槽の基数の減少は、公共下水道への接続が主な理由である。また、未届浄化槽<sup>13</sup>、単独浄化槽、し尿便槽の減少は、合併浄化槽への切り替えや公共下水道への接続が主な原因である。

<sup>13</sup> 未届浄化槽とは、届出浄化槽以外の浄化槽で一般住宅用として設置されている浄化槽をいう。

## ⑤ 合併浄化槽設置のための費用

合併浄化槽の設置工事にあたっては、浄化槽費用・工事費用の他、浄化槽法に基づく設置後の水質検査が必要である。

町田市は、合併浄化槽の設置や他種類の浄化槽からの切り替えにあたり、浄化槽の本体とその設置に必要な工事（管・ますは除く）の費用の一部を補助している。この補助金は国の浄化槽設置整備事業制度（昭和62年度開始）を活用し、合併浄化槽を設置する個人に対し、国、都の助成金に町田市の補助金をあわせて補助を行うものである。

次表は、平成20年度に最も設置補助の多かった合併浄化槽（5人槽）の設置に要する費用である。これによると町田市の補助金を考慮しない場合の負担額は少なくとも929千円で、町田市の補助金を考慮した場合の負担額は229千円となっている。また、この他に浄化槽設置に伴う建物や便器の造作変更や工事や汚水ますにかかる費用などが、各家庭の事情に応じて発生する。

表 84 浄化槽設置費用

項目	設置費用
浄化槽設置費用※1	915,600 円
設置後の水質検査（初回）※2	13,500 円
計	929,100 円
町田市負担額	△700,000 円
住民負担額（差引計）	229,100 円

※1 浄化槽設置費用は、浄化槽本体費用及び本体設置に必要な工事費のみである。この他に流入、放流にかかわる管きょ及びますに関する費用と、便器や建物の造作変更にかかわる費用及び、設置場所等の条件により別途費用が加算される。

※2 初年度は浄化槽法第7条に基づく費用であり、次年度以降は浄化槽法第11条に基づく費用で5,500円となる。

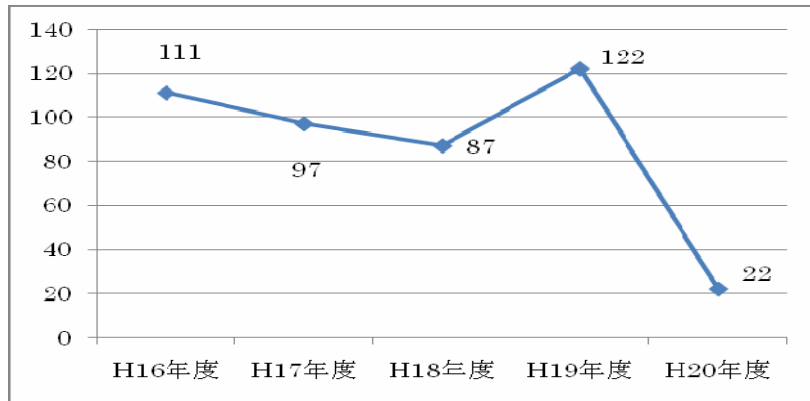
## ⑥ 合併浄化槽設置のための補助制度の利用状況

町田市は、平成20年度に22件13,900千円の補助を行っているが、その内訳は表85のとおりである。また、平成16年度以降の合併浄化槽に対する補助件数は図68のとおりである。

表 85 平成20年度の合併浄化槽の補助内訳

補助目的	件数
新規に合併浄化槽を設置へ	7 件
単独浄化槽から合併浄化槽へ	8 件
未届浄化槽から合併浄化槽へ	4 件
し尿便槽から合併浄化槽へ	3 件
合計	22 件

図 68 合併浄化槽の補助件数の推移 (基)



平成 19 年度から 20 年度にかけて補助件数は 122 件から 22 件と大きく減少している。これは、平成 19 年度末に公共下水道事業認可区域の拡大を行い、合併処理浄化槽事業の対象区域が市街化調整区域に限定されたことによる。

町田市では、上下水道部長の「仕事目標」の 1 つとして窒素除去型合併処理浄化槽への切り替え工事の推進に関する普及活動に取り組んでいる。

平成 21 年度の仕事目標には、鶴見川の水質向上のために、鶴見川水系区域の市街化調整区域にある単独浄化槽や、し尿汲み取り便所の合併浄化槽への切り替えを促進し、その具体策として鶴見川水系における切り替え工事促進件数 20 件を達成することを目標としている。同水系における浄化槽切り替え・設置の補助件数は、平成 20 年度は 9 件であったのに対し、平成 21 年度は 10 月末時点で 21 件となっている。

#### ⑦ 合併浄化槽の設置費用の補助制度の利用促進のための普及活動

合併浄化槽への切り替えの促進については、町田市の職員が合併浄化槽設置にあたっての補助金等の案内を携えて、し尿便槽及び単独浄化槽を使用している世帯に戸別訪問を行って啓発に努めている。平成 20 年度は約 150 世帯へ訪問啓発を行っており、訪問時に不在であった世帯に対しては普及に関する啓發文書を投函している。

訪問対象となる地域は、現時点では公共下水道整備の予定が具体的に定められていない市街化調整区域である。合併処理浄化槽設置整備事業の対象区域である市街化調整区域は、家屋が点在し、道路に浄化槽処理水の放流先となる側溝がない場所も多数あるため、訪問先の決定にあたっては、浄化槽の設置スペースや放流先の有無の確認も合わせて行っている。

#### ⑧ 合併浄化槽等の清掃費用の補助

町田市では、浄化槽の適切な維持管理を促進し、生活環境の保全に資することを目的として、処理人員 50 人槽以下の単独浄化槽、合併浄化槽及び未届浄化槽の清掃に要する経費の一部の補助を行っている。

次表は、合併浄化槽とその他の各浄化槽を適切に維持管理する場合に要する年間の住民負担額の概算である。

表 86 浄化槽年間維持費用の内訳

区分	単独浄化槽		合併浄化槽	根拠法令
	ばっき方式	腐敗方式		
法定検査	5,500 円	5,500 円	5,500 円	浄化槽法第 11 条
保守点検	15,000 円	12,000 円	21,000 円	浄化槽法第 10 条
定期清掃	8,000 円	12,167 円	8,000 円	※1
清掃費用	20,460 円	26,897 円	20,910 円	浄化槽法第 10 条
市補助額	△12,460 円	△14,730 円	△12,910 円	※2
電気代	13,000 円	0 円	13,000 円	※3
交換部品	9,700 円	0 円	9,700 円	※4
合計	51,200 円	29,667 円	57,200 円	

※1 清掃料金の算定にあたっては引き抜き量 3.01 m<sup>3</sup>で計算している。(平成 20 年度の総引き抜き量 25,012.78 m<sup>3</sup> ÷ 世帯数 8,320 世帯 = 3.01 m<sup>3</sup>/世帯あたり)

※2 単独処理方式浄化槽及び小型合併処理方式浄化槽清掃経費の軽減措置に関する要綱

※3 平成 14 年 4 月発行 生活排水処理施設整備計画策定マニュアルより

※4 平成 17 年度東京都多摩環境事務所「浄化槽維持管理経費の住民負担軽減措置に関するモデル要綱」により、ブローア60,000 円 ÷ 10 年 = 6,000 円/年、ダイアフラム 7,400 円 ÷ 2 年 = 3,700 円の合計 9,700 円で計算している。

表 87 は、し尿便槽の年間維持費用である。一般世帯のし尿収集及び運搬業務経費は年間 38 千円であるが、現在汲み取り費用は無料で、町田市が全額負担していることから、住民負担額は生じていない。これは、平成 19 年度に町田市において下水道使用料等の見直しを検討した結果、し尿処理手数料については、公共下水道の整備が進んでいない理由から、見直しを行わないこととしたためである。

なお、し尿の汲み取りの 1 世帯 1 回あたりの費用 3,171 円は表 88 のとおり計算される。

表 87 し尿便槽の年間維持費用

区分	維持費用
1 世帯 1 回あたりの費用	3,171 円
平均汲み取り回数	12 回
年間費用	38,052 円
町田市負担額	△38,052 円
住民負担額 (差引計)	0 円

表 88 し尿の汲み取り費用の計算 (平成 20 年度)

一般世帯し尿収集及び運搬業務経費	
し尿収集及び運搬業務経費 × $\frac{\text{一般世帯年間し尿収集量}}{\text{年間し尿収集総量}} = 64,926 \text{ 千円} \times \frac{2,864 \text{ kl}}{3,717 \text{ kl}} = 50,026 \text{ 千円}$	
1 世帯 1 回あたりの費用	
$\frac{\text{一般世帯し尿収集及び運搬業務経費}}{\text{一般世帯年間し尿汲み取り回数}} = \frac{50,026 \text{ 千円}}{15,775 \text{ 回}} = 3,171 \text{ 円/回}$	

⑨ 浄化槽清掃費用の補助制度の利用状況と効果

平成20年度は、次表のとおり浄化槽の清掃費用に関して補助券8,299枚を発送し、そのうち6,389件が利用され、69,770千円の補助を行っている。その結果、浄化槽の清掃率は0.8回となっている。浄化槽法上では、浄化槽の清掃は6か月ないし1年に1回以上となっており、町田市の浄化槽の清掃回数は年間0.77回から1.00回であること、補助券の利用率が単独浄化槽を除き90%を超えているから、概ね補助の効果は達成されていると思われる。

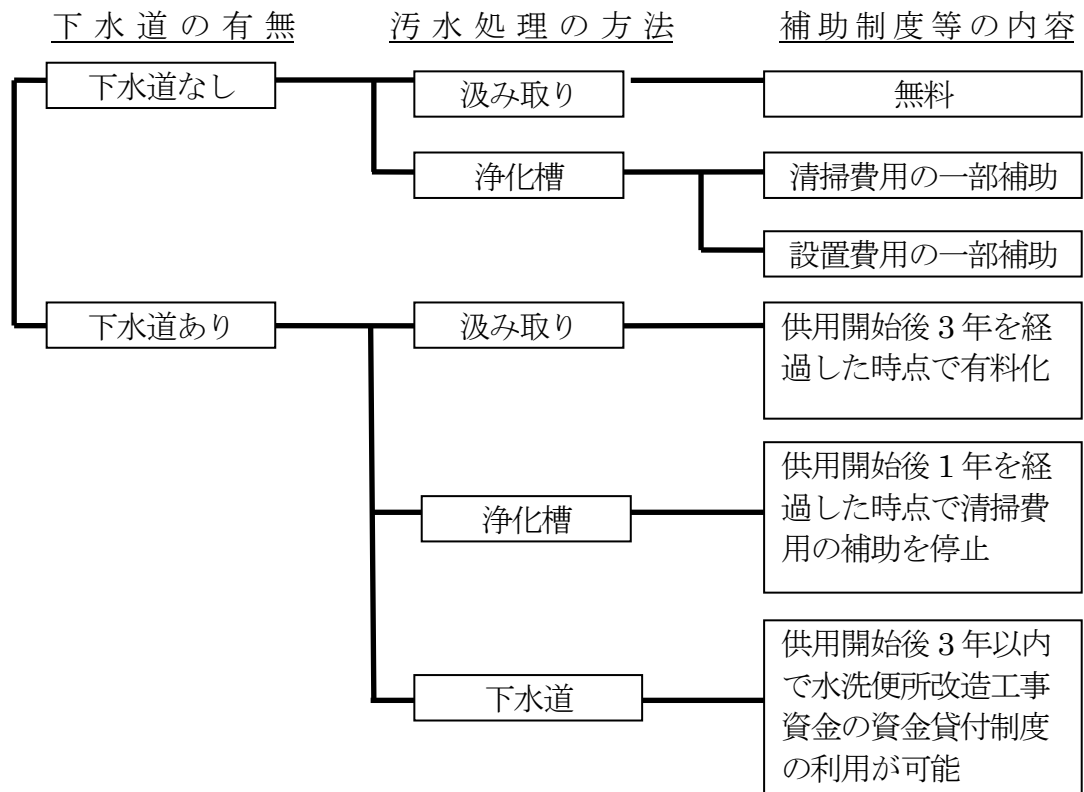
表 89 浄化槽清掃補助券の発行件数と清掃状況

区分	単独浄化槽	合併浄化槽	未届浄化槽	合計
補助対象件数 a	2,047 件	4,699 件	1,553 件	8,299 件
清掃件数 b	2,049 件	3,629 件	1,328 件	7,006 件
補助件数 c	1,718 件	3,456 件	1,215 件	6,389 件
清掃回数 d=b/a	1.00 回	0.77 回	0.86 回	0.84 回
補助券利用率 e=c/b×100%	84%	95%	91%	91%

⑩ まとめ

以上より、公共下水道の有無による補助制度等を分類すると次のとおりとなる。

図 69 補助制度等の分類



**【監査の意見】****① 長期的な視野に立った合併浄化槽の普及活動**

平成13年度以降単独浄化槽の新規の設置が禁止され、すでに単独浄化槽を設置している者は早期に合併浄化槽へ切り替えることが求められている。そこで町田市は、市街化調整区域における合併浄化槽の普及促進のための浄化槽事業を進めている。

しかしながら、市街化調整区域には浄化槽処理水を放流する側溝がないため、設置できる浄化槽の種類が限定されているか、あるいは浄化槽の設置スペースがないなどの理由により、合併浄化槽の設置が不可能な世帯がある。

また、現計画では、市街化調整区域についても公共下水道を整備するとしている。この場合に、公共下水道の整備を計画したとしても実際に整備が行われるまでは相当期間要すると考えられる。そのため、その間の対応をどうするのか、その取り扱いが課題となる。例えば、浄化槽事業における設置補助を実施した後に公共下水道の整備を実施することになると、町田市としては二重投資を行ったことになってしまい、そのような事態は避ける必要がある。

浄化槽事業について、合併浄化槽の設置が不可能な世帯への対応及び公共下水道とする場合の整備途上の対応も含め、市街化調整区域における汚水処理の進め方を明確化しておく必要がある。町田市においては市街化調整区域内の汚水処理計画を現在作成中とのことだが、市街化調整区域内の水質の向上を図るため、実現可能な計画を早急に策定する必要がある。

**② 浄化槽の清掃費用の補助額**

現状では適切な維持管理を行った場合の合併浄化槽の住民負担額はし尿便槽や単独浄化槽の住民負担額よりも多くなっており、住民負担額のバランスについて再考を要する状況である。

町田市が現在作成中である市街化調整区域内の汚水処理計画において、浄化槽事業の対象となる地域を限定した場合には、当該地域においては、し尿便槽の利用世帯と合併浄化槽の設置世帯については、負担額の均衡が図られるような対策をとることが望まれる。

**③ 浄化槽の適切な維持管理のための関係機関との協力**

合併浄化槽は、適切な維持管理がなされて初めて公共下水道と同等の機能を発揮する。また、単独浄化槽についても、適切に管理されていることで本来有する機能を発揮する。しかしながら、現実には浄化槽法で義務づけられている法定検査の受検率が町田市では7.2%と低い状況で、しかも、その30%に何らかの異常が指摘されている。このことから、法定検査を受検していない浄化槽の中にも何らかの異常が生じているものが含まれていることが懸念される。

単独浄化槽を含めたすべての浄化槽について保守点検や法定検査の受検をはじめとする適切な維持管理がなされるよう、浄化槽を管理する関係機関と協力体制を構築する必要がある。このことについて、町田市では平成21年度より、法定検査未受検者への啓発活動（浄化槽の維持管理全般について）を行うため、東京都知事指定

検査機関が行う法定検査の受検状況を東京都環境局より収集しており、そのデータを基に、平成21年11月より法定検査未受検者への戸別訪問を行っているとのことである。今後もこのような取り組みを進めていく必要がある。

また、町田市は平成23年4月に保健所政令市に移行するが、移行後は浄化槽を適切に維持管理していない者に対する管理・監督は町田市が行うことになる。現状においては、保健所政令市移行に向けて条例・規則・要綱の整備や人員の確保等の準備を進めているとのことであるが、併せて東京都環境局と緊密な協力関係を維持していく必要があり、移行後には、浄化槽に関する管理・監督業務を速やかに機能させる必要がある。

## (2) し尿の収集及び運搬業務委託契約（業務課）

## 【概要】

## ① 現状

町田市では、し尿の収集及び運搬業務を昭和42年以降、随意契約による業務委託単価契約を締結して株町田清掃社に委託している。これは、公共下水道の普及等により汲み取り件数が減少する状況下で、経済的、機動的な住民サービス等を行う観点から、町田市は委託業者の条件をし尿の収集及び運搬の免許を持つ市内業者に限定した結果によるものである。

株町田清掃社は、町田市内全域の一般世帯の定期収集と臨時収集及び事業系の収集、事業系の現地精算（依頼者と双方で立会、収集量を確認後現金収受）を行っている。臨時収集については、午前の受付分は午後、午後の受付分は翌日の午前中の収集を行っており、市民要望に即して受付から概ね24時間以内の対応を行っている。

## ② 町田市の契約額と近隣自治体との比較

次表は、町田市が調査した複数台のバキューム車を契約している東京都内の近隣自治体の状況と町田市の状況を比較したものである。

表 90 複数台のバキューム車を契約している近隣自治体と町田市の状況

自治体	年間 収集量	契約 台数	年間 委託料	1台あたり 収集量	1台あたり 契約額	収集量あたり 委託料
平均	2,812 m <sup>3</sup>	3台	68百万円	956 kl	2,170万円	3.35円/m <sup>3</sup>
町田市	5,288 m <sup>3</sup>	3台	65百万円	1,763 kl	2,167万円	1.23円/m <sup>3</sup>
市/平均	188%	100%	96%	184%	100%	37%

※収集量は平成17年度のデータによっている。

町田市の年間契約額、契約台数、及び1台あたり契約額は近隣自治体に比して平均的である。また、1m<sup>3</sup>あたりの委託料は平均値の37%、1台あたり収集量は他の自治体の平均値の1.84倍となっている。



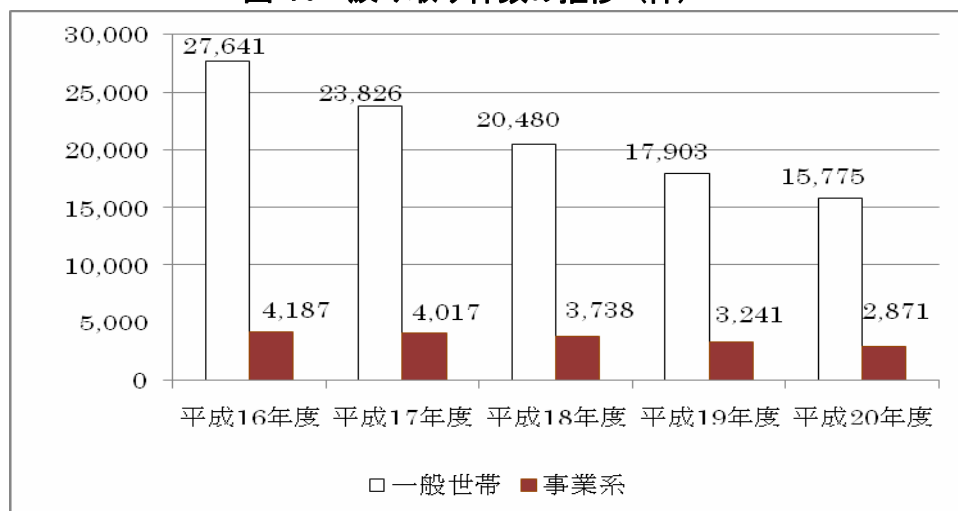
③ 契約額と汲み取り件数の推移

次表は、町田市の平成16年度から平成20年度までのし尿の収集及び運搬業務にかかる委託金額の内訳と推移、図70は一般世帯扱いと事業系の汲み取り件数の推移を示したものである。

表 91 し尿の収集及び運搬業務の委託契約金額の内訳と推移

区分	平成16～18年度	平成19年度	平成20年度
契約台数	4台	3.5台	3台
車両に関する委託料	80,136,000円	70,119,000円	62,162,100円
内訳(一台あたり)	1,669,500円/月	1,669,500円/月	1,726,725円/月
車両脱臭剤交換(16回)	1,478,400円	1,478,400円	1,108,800円
内訳(一台あたり)	23,100円/回	23,100円/回	23,100円/回
災害時汲み取り	319,200円	458,000円	458,000円
内訳	1,200本×266円	1,000本×458円	1,000本×458円
受付事務	1,197,000円	1,197,000円	1,197,000円
内訳	99,750円/月	99,750円/月	99,750円/月
委託料合計	83,131,000円	73,253,000円	64,926,000円

図 70 汲み取り件数の推移 (件)



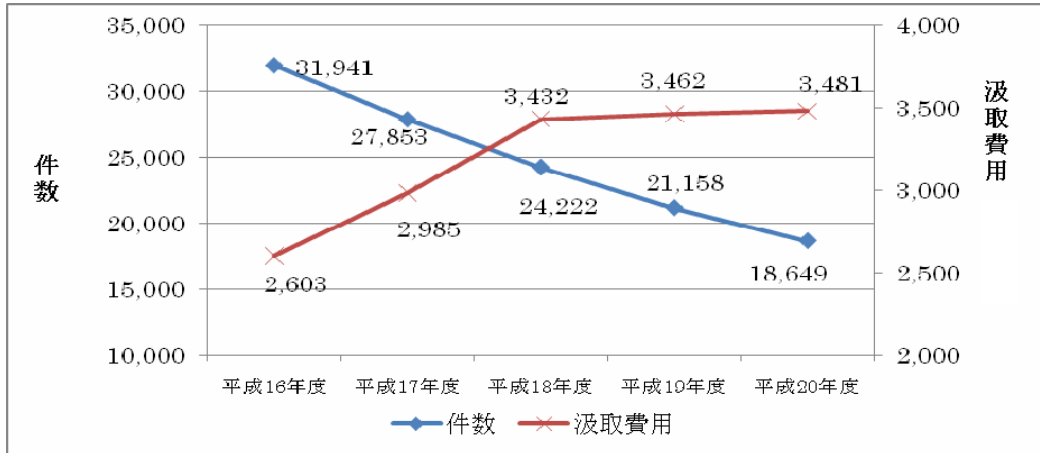
平成19年度以降、バキューム車の契約台数が減少している。これは、汲み取り対象世帯数と事業系の汲み取り件数をもとにして、し尿の収集及び運搬に関する契約台数を決定していることによる。このため、公共下水道の普及が進み、汲み取り件数が減少することに伴い、バキューム車の契約台数が減少することになる。

また、(株)町田清掃社との委託料は平成3年度から平成19年度までの17年間委託料単価が改定されていなかったが、平成20年に1か月1台あたり57,225円の値上げを行っている。これは、契約台数が減少し車検や故障時のための予備車両の経費等をスケールメリットにより吸収できなくなることが想定されたためである。

④ し尿の汲み取り効率と汲み取り費用

図 71 は、年間し尿の汲み取り件数と、1 件あたりの汲み取り費用の推移である。  
 図 71 によると、汲み取り件数は毎年 12～13%の逡減傾向にある。また、1 件あたりの汲み取り費用は平成 16 年度から平成 18 年度にかけて急増し、平成 18 年度以降は 3,400 円台で推移している。

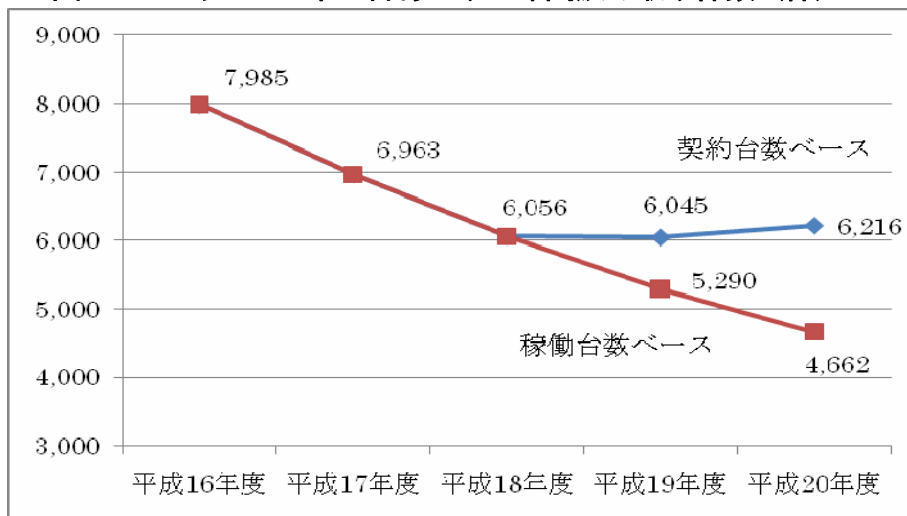
図 71 汲み取り件数、1 件あたり汲み取り費用の推移 (件、円/件)



⑤ 株町田清掃社による業務遂行状況

平成 20 年度において町田市は株町田清掃社と合意の上で 3 台のバキューム車を契約している。しかしながら、実際には株町田清掃社は 4 台のバキューム車を常時稼働し、その他車検や故障に備えて 1 台を予備車両としており、合計 5 台の車両で対応している。これを加味したうえでのバキューム車 1 台あたりの年間汲み取り件数の推移は図 72 のとおりである。

図 72 バキューム車 1 台あたりの年間汲み取り件数 (件)



契約台数ベースによるバキューム車1台あたり年間汲み取り件数は平成18年度以降横ばいであるが、稼働台数ベースでは逡減しており、し尿収集効率が悪化していることが分かる。

これは、公共下水道の普及により、対象となる汲み取り世帯の53%が片道30分を超える地域に集中しているため、し尿を効率的に収集することが困難となっていることによるものである。このため、契約上の台数である3台では従来どおりの概ね24時間以内の汲み取りサービスを行うことが困難となり、(株)町田清掃社は契約外のバキューム車を稼働させている。

### 【監査の意見】

#### ① 業務実態に合わせた契約への見直し

し尿の収集及び運搬業務の契約金額は汲み取りの世帯数や件数を元に計算されたバキューム車の台数を基準に決められている。しかしながら、公共下水道の普及により、対象世帯の53%が片道30分を超える地域に集中するなど地理的条件の制約が厳しくなる中で、24時間以内の汲み取りサービスを行うために必要な費用は、必ずしも世帯数やバキューム車の台数に比例するとは限らない。重要なのは一定水準の汲み取りサービスを確保することであるため、適切なサービスが確保されるよう、し尿の収集及び運搬業務委託契約のあり方を見直すことが望まれる。

#### ② 業務量等に応じた受付手数料の計算

町田市では、従来し尿収集の受付事務の手数料を年間1,197千円としている。し尿収集の受付事務量はし尿収集件数に比例すると考えられるが、平成20年度は18,649件であり、これは平成16年度の31,941件から58%下落している。受付手数料は業務量に応じて決定されるよう見直しを行う必要がある。

**(3) 合併処理浄化槽汚泥収集経費の軽減措置に関する事業（業務課）**

**【概要】**

**① 現状**

合併処理浄化槽汚泥収集経費の軽減措置は、合併浄化槽（処理対象人員が 50 人以下のものを除く）の清掃に要する経費の一部を町田市が負担することによって浄化槽の適切な維持管理を促進する目的で行われている措置である。平成 20 年度において、町田市は 14 施設・使用人員 1,044 名に対し合計 1,018 千円の合併浄化槽汚泥収集経費を負担している。

**② 汚泥収集経費の負担に関する協定書**

合併浄化槽汚泥収集経費の補助を受けようとする者（以下「浄化槽管理者」という。）は、町田市と汚泥収集経費の負担に関する協定書（以下「協定書」という。）を取り交わす必要がある。

協定内容及び負担軽減の事務は次のとおりである。

1. 浄化槽管理者は、協定期間内の 12 月末までに対象施設の居住者名簿を町田市に提出する。
2. 浄化槽管理者は、協定期間の末日までに「負担軽減申請書」と「余剰汚泥収集作業実績報告書」を町田市に提出する。
3. 町田市は、浄化槽管理者からの提出書類の内容を精査し、軽減額を浄化槽管理者の口座に振り込む。
4. 浄化槽管理者は、軽減措置を受けた額の範囲内で、施設占有者へ平等に給付する等により還元すると同時に、その内容を決算報告書により公表する。
5. 浄化槽管理者は、上記決算報告書を対象になった協定期間の翌年度の 9 月末日までに町田市に提出する。
6. 浄化槽管理者が協定事項を履行しないとき、町田市はいつでも協定を解除することができる。また、負担軽減金を施設占有者に還元しないことが明らかとなったとき、町田市は浄化槽管理者にその返還を命ずることができる。

**③ 負担軽減額の計算**

町田市の負担額は、次の A 及び B の合計額より計算される。

- A 補助額は標準汚泥排出量と実質汚泥排出量のどちらか少ない量×4,850 円  
 標準汚泥排出量は協定期間内の 1 月 1 日に当該施設に住民票を置く住民の数に町田市が定める一人あたり標準汚泥量と協定日数を乗じて計算される。
- B 実質汚泥排出量×243 円

**【監査の結果】**

**① 管理者に対する適切な決算報告の提出の指導**

協定書に基づき、浄化槽管理者は負担軽減額がその相当額の範囲内で施設占有者

へ平等に給付・還元されていることを示す決算報告書を、協定期間の翌年度の9月末までに町田市に提出する必要がある。

しかしながら、平成21年10月23日現在、平成20年度に負担の軽減措置を実施した14施設のうち2施設が決算報告書を提出していない。また、提出された12施設の決算報告書のうち7施設の決算報告書は内容が未記入であるか町田市が送付した決算報告書の用紙に浄化槽清掃費用実費額のみを記載しているなど、決算報告書としての要件を充足していなかった。このため、町田市は浄化槽管理者が当該負担軽減金を施設占有者に還元しているかどうかを判断することが不可能となっている。

町田市は負担軽減金の施設占有者へ還元されていることを確かめるためにも、浄化槽管理者に対して、負担軽減額が適切に計上されている決算書報告書の提出を求める必要がある。

### 【監査の意見】

#### ① 居住者名簿の提出の必要性の検討

協定書では、浄化槽管理者に対して、対象施設の居住者名簿の提出を求めているが、平成20年度の居住者名簿の提出にあたり、補助を受けた14施設のうち4施設の浄化槽管理者が居住者の氏名や人数を把握していない旨を報告している。また、町田市が浄化槽管理者から提出を受けた10施設の居住者名簿と住民登録を照合した結果、両者の人数が一致したのは1施設のみであった。（人数が相違した9施設のうち6施設については、居住者数の変更による補助金額の変更がなされている。）

浄化槽管理者が居住者全員の個人情報収集することが実質的に困難であることや、ほぼすべての施設について居住者名簿と住民登録に不一致が生じていることを踏まえると、浄化槽管理者に対し居住者名簿の提出を求めることは現実的ではないと考える。また、軽減額の算定にあたり必要なのは住民票を町田市に置いている者の人数であることから、居住者名簿の提出が負担軽減額の算定の目的に適合しているとは言い難い。

このため、居住者名簿の提出要請を取り止めることも視野に入れ、居住者名簿提出の目的と必要性について改めて検討する必要がある。

#### ② 負担軽減額の請求方法の見直し

浄化槽管理者が町田市に提出した「負担軽減申請書」と「余剰汚泥収集作業実績報告書」の多くは、実排出量等が未記入であるか町田市が清掃業者等から受けた報告内容と異なるものであった。このため、これらの申請書及び報告書の実排出量や処理人数等のデータは浄化槽管理者ではなく町田市が浄化槽清掃業者からの報告書をもとに自ら記載しているのが現状である。

町田市は、浄化槽管理者に対し、適切な申請書及び報告書の提出を求める必要がある。また、町田市内の合併浄化槽の登録清掃業者が3社に限られていることから、登録清掃業者と協力して領収書の様式を見直し、負担軽減額の請求にあたり、実排出量の記載された領収書の提出を求めるなどによりその請求内容の信憑性を確保し、事務の効率化を図ることが望ましい。

## 5. 契約事務について

### (1) 予定価格の事前公表と最低制限価格制度（全市的事項）

#### 【概要】

#### ① 契約手続に関する自治法の主な定め

地方公共団体における契約手続については、自治法に次表の定めがある。

地方公共団体が締結する契約の方法については、一般競争入札によることを原則として、自治令第167条の各号に該当するときには指名競争入札によることができ、同施行令第167条の2第1項各号に該当するときには限り随意契約によることが認められている。

表 92 自治法に定める地方公共団体における契約手続

自治法	規定内容
第234条第1項	売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
第234条第2項	指名競争入札、随意契約又はせり売りは一定の要件に該当する場合に限り、これによることができる。
第96条第1項5号 自治令第121条の2第1項	一定規模以上の工事もしくは製造の請負の契約の締結については、長のみでは行えず、議会の議決が必要である。

#### ○ 一般競争入札とは

公告によって不特定多数の者を誘引して、入札によって申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込みにかかる者のうち、地方公共団体に最も有利な条件をもって申込みをした者を選定して、その者と契約を締結する方法。

指名競争入札、随意契約又はせり売りにより締結することができる場合以外の契約はすべて一般競争入札の方法によって締結するものとされている。

#### ○ 指名競争入札とは

地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となるべき者を決定し、その者と契約を締結する方法。

#### ○ 随意契約とは

地方公共団体が任意に特定の者を選定してその者と売買、貸借、請負その他の契約を締結することをいう。一般競争入札を建前とする契約方法の特例方式。プロポーザルや見積り合わせなど、入札以外の方法で価格競争する場合や価格以外の面で競争させる場合もある。

#### ○ せり売りとは

買受者が口頭をもって価格の競争をする契約方式。競争入札と異なり、他の競争者の申出価格を知って互いに競争をするものであって、入札の方法にはよらず、いわゆる競売という方法によって行われる。

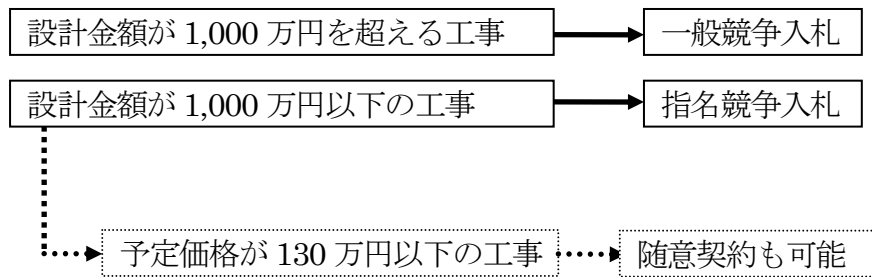
## ② 町田市の工事請負契約の方式

町田市においては、工事請負契約に関して、契約を締結しようとする場合の入札方式の選択基準は、町田市工事請負契約の入札手続に関する要領（以下「入札手続要領」という。）に定めがあり、随意契約が認められる条件は、町田市契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）に定めがある。また、自治令第167条の2第1項各号に定める随意契約理由を適用することができると思われる事例を示した「町田市随意契約ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を定め、平成15年5月1日から施行している。

工事請負契約の方式に関する入札手続要領及び契約事務規則の定めは次のとおりである。

図73 工事請負契約の契約方式

入札方式の選択基準



## ③ 一般競争入札の参加資格

自治令第167条の5第1項では、普通地方公共団体の長は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができるとされている。この規定を受けて町田市では、一般競争入札に係る入札参加資格要件のガイドラインにおいて、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めている。

## ④ 電子入札の実施

町田市は、電子入札制度を導入しており、一般競争入札は電子入札で行うこととしている。一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、入札参加資格者名簿に登録されていることが必要である。

一般競争入札に参加しようとする者は町田市に申請をし、申請先自治体のうちの、一自治体が審査担当自治体として、その者が当該資格を有するかどうかを審査して、資格を有する者を資格審査システムに登録する。

町田市が利用している資格審査システムは、東京都内の区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という。）が運営しているものである。

なお、協議会は、東京都及び都内区市町村が共同して電子自治体を実現することを目的として設立された団体である。

### ⑤ 電子調達サービス

町田市は、協議会が運営している電子調達サービスを利用して競争入札参加資格審査を行い、電子入札を実施している。

電子調達サービスとは、事業者サービスの向上、競争入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）及び入札に関する事務作業の効率化、その事務手順の公平性及び透明性の向上を図ることを目的に、資格審査申請・入札案件情報公表・入開札・入札結果公表等を、インターネットを通じて行うサービスである。このサービスは、協議会会員の自治体（一部自治体を除く。）が共同で利用している。

### ⑥ 予定価格の事前公表

契約事務規則第8条第1項では、予定価格について、「一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。」と規定している。また、同条第2項では、「前項の規定にかかわらず、市長が別に定める場合においては、当該入札執行前にその予定価格を公表することができる。」とも規定している。

発注者が事前に設定する落札額の上限となる予定価格を入札終了まで明かさないので事後公表である。入札参加業者は予定価格がわからないため、各自の力量で工事費を積算して他社と競うことになる。一方、事前公表とは、入札に先立って予定価格をあらかじめ公表する制度である。透明性を高めることを目的としているが、自ら積算せずに予定価格をもとに工事費を決めて入札に参加する業者が増え、落札額の下限に応札が集中しやすいなどの問題点も指摘されている。

町田市は契約事務規則第8条第2項の規定により、一般競争入札においては予定価格を事前公表している。

### ⑦ 最低制限価格制度

自治令第167条の10第2項に一般競争入札を行う際の最低制限価格の設定に関する定めがある。

同項では、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」と定めている。

この規定を受けて、契約事務規則第10条第1項では、「あらかじめ最低制限価格を設ける場合は、予定価格の10分の9<sup>14</sup>から10分の7までの額の範囲内において、予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、案件ごとに適切に定めなければならない。」と定めている。

<sup>14</sup> 平成21年3月31日までは、100分の8.5から100分の7.0とされていた。



## 【監査の意見】

## ① 予定価格の事前公表

予定価格の事前公表は入札の透明化を目的とした制度である。また、法令上の制約がないことから地域の実情に応じて地方公共団体の判断により実施されている。しかしながら、最近では総務省・国土交通省からそのあり方について問題提起がなされている。

平成20年3月31日に各都道府県知事及び各政令指定都市市長あてに出された総務省・国土交通省連名通知では、予定価格の事前公表の取りやめ等の対応及び事前公表を行う場合の理由の公表について適切に対応することを各都道府県知事及び各政令指定都市市長に求めている。その内容の抜粋は次のとおりである。

<p>公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（抜粋）          （平成20年3月31日各都道府県知事・各政令指定都市市長あて総務省・国土交通省連名通知）</p> <p>5. 予定価格等の公表の適正化</p> <p>予定価格の公表について、地方公共団体は法令上の制約がないことから、各団体において適切と判断する場合には、国と異なり、事前公表を行うことも可能であるが、その価格が目安となって適切な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の入札前に予定価格を事前公表することによる弊害を踏まえ、予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うものとする。予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。</p> <p>また、最低制限価格等及びこれらを類推させる予定価格の事前公表についても、最低制限価格等と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されることから、最低制限価格等の事前公表を行っている地方公共団体においては、上記弊害を踏まえ、最低制限価格等の事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。最低制限価格等の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。</p>
--

総務省・国土交通省は、適切な競争が行われにくくなること、建設業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることなどを理由として、予定価格の事前公表を取りやめるよう要請している。

また、最低制限価格等と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されることから、最低制限価格等の事前公表も取りやめるよう要請している。

町田市は、予定価格は事前公表しているが最低制限価格は事前及び事後にも公表していない。

次表は平成20年度に行われた管きよ整備事業に関する一般競争入札の結果をまとめたものである。次表の入札に関しては、予定価格は全て事前公表されている。また、最低制限価格は予定価格の10分の8.5から10分の7までの額の範囲内に設

けられている。この結果、落札率は79.0%もしくはその前後に集中している。

平成20年度における町田市の最低制限価格の設定方法によると、予定価格に対する最低制限価格の割合は案件ごとにそれほど上下せず、ほぼ同様の率となっていた。次表の案件について、入札率がほぼ同様の値を示しているを見ると、入札参加業者（落札者）はかなりの精度で最低制限価格を予測できた可能性が高い。この場合、総務省・国土交通省が懸念するように適切な積算が行われているのかが問題となる。

表 93 管きよ整備事業における一般競争入札の結果 (千円)

件名	契約先	契約金額 (当初)	予定 価格	落札率
公共下水道鶴間雨水枝線及び鶴間・金森 汚水枝線工事	(有)エー・シー・イー	12,138	15,364	79.0%
公共下水道野津田町汚水枝線工事その5	(株)広洋建設	13,923	17,624	79.0%
公共下水道南つくし野三丁目外汚水枝線 工事	多摩住起建設(株)	14,220	18,000	79.0%
公共下水道小川処理分区マンホール蓋 改築工事	(有)安諸工業所	15,573	19,965	78.0%
公共下水道山崎町汚水枝線工事その5	(株)南州建設開発興業	20,759	26,016	79.8%
公共下水道木曾西一丁目汚水枝線工事	(株)広洋建設	25,979	32,884	79.0%
公共下水道玉川学園雨水枝線工事その3	(有)伊藤建設	34,650	44,549	77.8%

下水道事業は入札率がほぼ同じ率に収束しているが、他の工事、例えば道路事業などは落札率にばらつきが生じている。また、一般に入札制度はこれがベストであるとするものがなく、どのような制度にも一長一短がある。ただし、重要なことは一つの制度に固執するのではなく適宜見直しを進めていくことにある。予定価格の事後公表もそのような見直しの一つと考えられる。

町田市においては今後もよりよい制度となるよう、入札制度の見直しを進めていく必要がある。

## (2) 「し尿収集業務減少に伴う措置に関する覚書」(全市的事項)

## 【概要】

## ① 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法

し尿処理については、昭和29年に施行された清掃法により汚物などの収集処理の方針が明示され、一般家庭に対しては許可された処理業者によって汲み取りが行われることとなった。しかしながら、公共下水道の整備が進み、汲み取り業務の縮小が余儀なくされ、処理業者の業務も縮小せざるを得なくなっている。

そこで、昭和50年5月より、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)が施行されている。

特別措置法第1条では、同法の目的を、「下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適切な処理に資することを目的とする」と定めている。なお、特別措置法における「一般廃棄物処理業等」とは、同法第2条において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による市町村長の許可を受け、又は市町村の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業と定められている。

## ② 町田市の対応

特別措置法の規定を受けて、町田市では株町田清掃社と「し尿収集業務減少に伴う措置に関する覚書」(以下「覚書」という。)を交換している。覚書は何度か交換されており、現在の覚書は平成5年4月1日に交換されたものである。

覚書は町田市の下水道事業の普及の拡大に伴い、し尿処理業務の減少による減車に対する措置(以下「減車対策」という。)として、環境部(現環境資源部)、建設部及び下水道部(現上下水道部)の業務の一部を株町田清掃社に委託することを規定している。

覚書では、下水道部(現上下水道部)の次の業務を、株町田清掃社に委託すると規定しており、委託する業務内容は毎年度契約において定めると規定している。

表 94 覚書で株町田清掃社に委託することを規定している業務(旧下水道部)

項目	覚書
(1) 町田下水処理場作業管理業務	昭和59年12月22日
(2) 町田市公共下水道管路施設維持管理業務	
(3) 町田公共下水道管きよ清掃業務	
(4) 町田下水処理場作業管理業務の内増量分は減車対策に充当する	昭和63年4月1日
(5) 町田下水処理場作業管理業務の内増量分は減車対策に充当する	平成元年4月1日
(6) 鶴見川クリーンセンター作業管理業務	平成5年4月1日

## ③ 平成20年度の状況

平成20年度においては、覚書に基づいて、特命随意契約<sup>15</sup>により次の業務を(株)町田清掃社に委託している。

表 95 覚書による特命随意契約（平成20年度）（千円）

件名	支払済額	上下水道部
1) 成瀬クリーンセンター維持管理業務委託	273,630	水再生課
2) 鶴見川クリーンセンター維持管理業務委託	182,175	水再生課
3) 公共下水道管路施設維持管理業務委託	104,328	工務課
4) 管きよ清掃業務委託	18,423	工務課
5) 緊急管きよ清掃業務委託の単価契約	3,687	工務課
合計	582,243	

## ④ 町田市契約事務適正化委員会・上下水道部契約事務適正化委員会

町田市では、入札及び契約の適正化を促進するため、町田市契約事務適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置している。

委員会については町田市契約事務適正化委員会規則（以下「委員会規則」という。）が定められており、委員会規則第2条第1項第2号において、委員会は、契約目途額又は予定価格が5,000万円を超える工事若しくは製造その他についての請負又は物品の借入れに係る契約条件、契約方法、入札参加資格の要件及び業者の選定に関する調査・審議すると定められている。この規定に基づき、上表の「1) 成瀬クリーンセンター維持管理業務委託」、「2) 鶴見川クリーンセンター維持管理業務委託」、「3) 公共下水道管路施設維持管理業務委託」については委員会の審議が行われ、平成19年2月13日に特命随意契約とすることを決定している。

また、委員会規則第2条第2項第2号では、「随意契約に係る案件で、以前委員会で契約方法及び契約の相手方について決定した随意契約に係る案件と同一であると認められる」場合には、委員会は調査・審議しないことが定められており、平成20年度は平成19年2月13日の決定に基づき、引続き特命随意契約としている。

さらに、町田市においては、上下水道部各課が締結する契約を適切かつ円滑に行うため、上下水道部に上下水道部契約事務適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）を設置している。

適正化委員会については上下水道部契約事務適正化委員会会則（以下「委員会会則」という。）が定められており、委員会会則第2条第1項第2号において、適正化委員会は予定価格が300万円を超える契約案件に係る契約方法及び契約の相手方の選定に関する調査・審議すると定められている。この定めに基づき、上表の「4) 管きよ清掃業務委託」については適正化委員会での審議が行われ、平成20年10月1日に(株)町田清掃社を指名業者とすることを決定している。

<sup>15</sup> 発注者側の都合により、特定の事業者を指定して契約を締結する方式。一般的に、競争性がないため落札率が高止まりすることが多く、予定価格の根拠となる価格資料を契約予定者から徴取せざるを得ない場合も多い。

## 【監査の結果】

### ① 覚書の有効期限の設定

現在の覚書には、表 94 に記載した公共下水道管路施設維持管理業務を(株)町田清掃社に委託することについて、昭和 59 年 12 月 22 日に覚書を交換したと記載されている。このように、覚書は約 25 年前から交換されている。

公共下水道の整備が進むことによって汲み取りの業務が縮小していく状況は町田市も同様であり、特別措置法を根拠とした覚書については有意性があったと考えられる。しかしながら、約 25 年が経過した覚書が現在も有効とされていることについて、今後検討する必要がある。

特別措置法は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業者に対して、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適切化を図ることを市町村がサポートしていくことを求めている。

約 25 年が経過すれば、一般廃棄物処理業者においては経営の基礎となる諸条件の著しい変化への対応や、経営の近代化や規模の適切化なども図られている必要があると考える。このことについて、(株)町田清掃社は、例えば、覚書によるもの以外にも町田市から業務を受託しているが、これら業務については入札による他業者との競争によって契約に至っているものも見受けられる。このような例を見れば、現状の(株)町田清掃社は一定の競争力を有しており、経営の基礎となる諸条件の著しい変化への対応などはなされている可能性がある。

覚書のような特定の団体に対するサポートは社会情勢等の変化に合わせてあり方を見直す必要がある。現状において覚書は具体的な有効期限が定められていないが、特別措置法に規定する経営の基礎となる諸条件の著しい変化への対応や、経営の近代化や規模の適切化などが図られていると判断されるのであれば廃止する必要がある。この点、町田市においては、覚書そのものの実質的な必要性に関する議論がなされた形跡がみられない。

覚書は当初の交換から約 25 年が経過しているが、その後、(株)町田清掃社をめぐる環境等も変化しており、このまま期限を定めずにサポートを続けていくことは適切ではない。町田市においては、覚書に基づいていつまでサポートを行うのかについて、(株)町田清掃社と早急に協議する必要がある。そして覚書については有効期限を明確に定めておく必要がある。

なお、表 95 に掲げた委託業務について、特命随意契約を締結していることによる問題点は後述する。

### ② 公共下水道管路施設維持管理業務委託

公共下水道管路施設維持管理業務について、町田市は覚書に基づいて(株)町田清掃社と特命随意契約を締結している。

本委託業務については次の事務手続を経て契約が締結されている。

表 96 公共下水道管路施設維持管理業務委託の契約事務手続の流れ

項目	内容
【契約方法決定書】	随意契約による契約締結について、平成20年3月11日に起案され、3月13日に決定している。 上下水道部委託契約事務適正化委員会調書(平成19年2月13日付)にて特命随意契約が承認されている。 これに基づき平成20年3月13日付にて見積者指名通知書により(株)町田清掃社が指名されている。
【委託設計書】	予定価格算定の基礎とするための(参考)見積書は(株)町田清掃社からも他の業者からも徴していない。 平成20年度は予定価格を104,339千円(税込)/99,371千円(税抜)に設定している
【入札・見積経過調書】	委託料を決定するため、平成20年3月28日に(株)町田清掃社より見積書の提出を受けている。 第1回目及び第2回目に提示された見積書金額は予定価格を上回っていたため不落札とされ、第3回目に提示された見積書金額は予定価格を下回ったため、決定として、この見積書金額を委託料としている。 第1回目 見積額 106,600千円(税抜:不落札) 第2回目 見積額 100,000千円(税抜:不落札) 第3回目 見積額 99,360千円(税抜:決定)
【契約原義書】	平成20年4月1日に契約額 104,328千円(税込)で作成している。
【業務委託契約書】	契約確定日平成20年4月1日 契約金額104,328千円(税込)

特命随意契約については予定価格の根拠となる価格資料を契約予定者から徴取せざるを得ない場合も多く、競争性がないため落札率が高止まりすることが一般的な問題点として挙げられている。

本委託業務についての予定価格算定の基礎となる積算は東京都の積算基準に準じているが、予定価格(104,339千円)に対する契約額(104,328千円)の比率は99.9%となっている。一般競争入札を行っている管きよ整備事業(表93参照)が概ね80%前後の落札率となっていることから落札率が高止まりしていると言える状況である。

そのような状況を踏まえると、委託事業については可能な限り一般競争入札を導入して競争性を確保する必要がある。

一般競争入札の導入については、価格競争に陥ることにより業者が低廉な委託料で受注することにより、受注をしても十分な対応ができず、業務の質が低下することや、毎年度受託業者が変更してしまう可能性があることにより、業務の安定性が低下することが懸念されることも事実である。しかしながら、価格競争に陥る懸念があるのならば、総合評価方式を採用することも考えられ、業務の安定性を確保するためには長期継続契約とすることも考えられる。

総合評価方式は、発注しようとする業務内容が高度である、あるいは複雑である場合に、入札価格だけではなく入札参加希望者の技術提案をも考慮した上で、契約の相手方を決定するものである。総合評価方式についても、技術力の評価をどのように客観化できるのか、入札価格とどのように関連づけるのかという問題はあるが、町田市においては総合評価方式の導入も視野に入れることが望ましい。

自治法において認められている長期継続契約について、町田市では平成18年12月より町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（以下「条例」という。）を施行している。条例では長期継続契約を締結することができる契約を次のとおりに規定しているが、施設の維持管理に関する役務の提供も含まれており、本委託業務は長期継続契約とすることが可能と考える。

表 97 町田市において長期継続契約ができる契約（条例第2条の規定）

内容
<p>長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>(1) 電子計算機、事務用機器、車両、ソフトウェアその他の商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものを借り入れる契約</p> <p>(2) 前号に掲げる契約に伴う保守、維持管理等に関する契約</p> <p>(3) 次に掲げる業務の委託契約で、受託者が機器等の導入を要し、当該機器等を複数年度にわたり使用する必要がある業務に関するもの又は受託者が人材を確保し、教育、訓練等を行う必要がある業務に関するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 施設の警備、清掃、受付その他の施設の維持管理に係る役務の提供</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 廃棄物等の収集、運搬等に係る役務の提供</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 指定収集袋の保管又は配送に係る役務の提供</p> <p style="margin-left: 2em;">エ 施設の管理又は運営に係る役務の提供</p> <p style="margin-left: 2em;">オ 学校給食の調理又は配送に係る役務の提供</p> <p>(4) 次に掲げる業務の委託契約で、受託者が専門的な知識若しくは技術又は相当の経験を有する者を継続的に配置する必要がある業務に関するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 機械設備、情報システム等の保守、運転その他の設備の維持管理に係る役務の提供</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 相談、指導等に係る役務の提供</p>

本委託業務については覚書との関係が重要となる。覚書については有効期限を定め、将来的には廃止の方向性で対応する必要があるが、本委託業務については覚書との関係が解消された際には総合評価方式を含めた一般競争入札を導入して競争性を確保する必要がある。また、業務の安定性に配慮するのであれば、長期継続契約の適用も視野に入れておく必要がある。

### ③ 管きよ清掃業務委託・緊急管きよ清掃業務委託

管きよ清掃業務・緊急管きよ清掃業務についても、覚書に基づいて町田市は㈱町田清掃社と特命随意契約を締結している。なお、緊急管きよ清掃業務とは、管きよから下水が溢れているなど緊急時への対応を予定している業務である。

本委託業務については次の事務手続を経て契約が締結されている。

表 98 管きよ清掃委託の契約事務手続の流れ

項目	内容
【契約方法決定書】	随意契約による契約締結について、平成20年10月1日に起案され、同日に決定している。 上下水道部契約事務適正化委員会調書（平成20年10月1日付）にて特命随意契約が承認されている。 これに基づき平成20年10月1日付にて見積者指名通知書により㈱町田清掃社が指名されている。
【委託設計書】	予定価格算定の基礎とするための（参考）見積書は㈱町田清掃社からも他の業者からも徴していない。 平成20年度は予定価格を18,361千円（税込）/17,487千円（税抜）に設定している
【入札・見積経過調書】	委託料を決定するため、平成20年10月10日に㈱町田清掃社より見積書の提出を受けている。 第1回目に提示された見積書金額が予定価格を下回っていたため決定として、この見積書金額を委託料としている。 第1回目 見積額 17,000千円（税抜：決定）
【契約原義書】	平成20年10月14日に契約額 17,850千円（税込）で作成されている。
【業務委託契約書】	契約確定日平成20年10月14日 契約金額17,850千円（税込）
【変更契約原義書】	平成21年1月9日に変更後契約額18,423千円（税込）で作成されている。 契約の変更理由は次のとおり。 「警察との調整により、管きよ清掃工（一般部）の一部を夜間施工に変更し、新たに確認されたラード箇所を追加します。また取付管清掃工は、街きよます等に破損が確認されたため減します。」
【業務委託変更契約書】	変更契約確定日平成21年1月9日 変更後契約金額18,423千円（税込） 差額 573千円（当初契約額より増加）

管きよ清掃業務についての予定価格の設定にあたって、積算は東京都の積算基準に準じているが、予定価格（18,361千円）に対する契約額（17,850千円）の比率は97.2%となっており、落札率が高止まりしていると言える状況である。

公共下水道管路施設維持管理業務と同様、覚書との関係が解消された際には総合評価方式を含めた一般競争入札を導入して競争性を確保する必要がある。



## ④ 成瀬クリーンセンター維持管理業務委託

下水処理場（クリーンセンター）の運営の効率化を図るためには委託料の効率化が必要である。一般に委託料の効率化の方法としては、競争性を有する契約事務手続の実施が考えられる。

成瀬クリーンセンター維持管理業務については、町田市は覚書に基づいて(株)町田清掃社と特命随意契約を締結している。

本委託業務については次の事務手続を経て契約が締結されている。

表 99 成瀬クリーンセンター維持管理業務委託の契約事務手続の流れ

項目	内容
【契約方法決定書】	随意契約による契約締結について、平成20年2月22日に起案され、同日決定している。上下水道部委託契約事務適正化委員会調書（平成20年2月12日付）にて特命随意契約が承認されている。これに基づき平成20年3月4日付にて見積者指名通知書により(株)町田清掃社が指名されている。
【委託設計書】	設計額を積算し予定価格を定めている。設計額 261,030千円（税抜）/274,081千円（税込）を予定価格としている。
【入札・見積経過調書】	委託料を決定するために平成20年3月18日に(株)町田清掃社より見積書の提出を受けている。 最初に提示された見積書金額は予定価格を上回っていたため不落札とされ、第2回目に提示された見積書金額は予定価格を下回ったため、決定として、この見積書金額を委託料としている。 第1回目 見積額 263,800千円（税抜：不落札） 第2回目 見積額 260,600千円（税抜：決定）
【契約原義書】	平成20年4月1日に契約額 273,630千円（税込）で作成されている。最終承認者として市長の署名がある。会計課の査了印日付は平成20年5月13日となっている。
【業務委託契約書】	契約確定日平成20年4月1日 契約金額273,630千円（税込）

本委託業務は覚書より、委員会規則第2条第2項第2号に定める「随意契約に係る案件で、以前委員会で契約方法及び契約の相手方について決定した随意契約に係る案件と同一であると認められること」に従い、平成20年度も特命随意契約とされたものである。

しかしながら、委員会規則に基づく、一度随意契約が認められるとその後継続的に随意契約となり、契約締結に係る競争性が阻害される可能性がある。覚書の見直しを含め、一般競争入札や包括的外部委託の実施等を含めた委託料効率化の対策を検討する必要がある。

なお、このことについては鶴見川クリーンセンター維持管理業務委託（契約金額182,175千円）についても同様である。

### (3) 道路工事との併用工事（工務課）

#### 【概要】

##### ① 現状

表 100 の 1) 及び 2) の工事は(株)ワイケー興業と契約を締結しており、1) は道路工事、2) は 1) と同一区域内の下水道工事となっている。1) は一般競争入札を実施しているが 2) は随意契約である。

道路工事と下水道工事を併せて一般競争入札を一括で発注せず、分割して発注することについての工務課の見解は次のとおりである。

- ・ 道路と下水道とでは、関連法規、基準書等が異なることから、それぞれの技術を習得している担当者が設計することが望ましい。
- ・ それぞれの積算書を一緒にするには、積算システムが異なることから手作業によることになり、事務の煩雑さからミスを引き起こす要因を作ることになる。
- ・ 工事監督員は、発注部署の担当者が行うことになり、経験のない工事の監督を行うということは、出来高管理、品質管理等を適正に管理できないことが懸念される。
- ・ 下水道法第 3 条では、公共下水道の設置、改築、修繕、維持管理は、市町村(下水道管理者)が行うこととしており、公共下水道管理者以外の者が工事を行うためには、同法第 16 条により、管理者の承認を受けなければならない、事前の手続き及び完成引継ぎ手続き等の事務処理が増加することになる。
- ・ よって、道路工事と下水道工事を一括で発注することは、現場監督管理及び業務内容的にも適切ではないと考える。

#### 【監査の意見】

##### ① 契約形態について

2) は契約率が 99.879% で、ほぼ予定価格どおりの契約額となっている。1) の入札率 (81.5%) と比較すると高い率となっているが、工務課によると、2) は予定価格を低めに設定しているため①と比較すると高い率になっているとのことである。2) の予定価格は 15,558 千円であるが、これは道路事業と併せて発注することにより経費率を低めに設定して算定した金額となっている。表 101 に示すとおり、下水道事業だけを単独発注した場合の予定価格は 17,403 千円であるため、道路事業と併せて発注することにより、予定価格を 1,844 千円 (=17,403 千円 - 15,558 千円) 低く設定したことになる。このように予定価格を低く設定したため、予定価格と契約金額に開きが生じていない状況となっている。

工務課によると、現状においては道路事業と下水道事業を一括して一般競争入札に付すことは困難としている。ただし、1) と 2) を一括して一般競争入札を行った場合、契約額は更に低くなった可能性も考えられる。

また、下水道工事だけを改めて一般競争入札に付した場合、下水道工事の平均落札率が 80% であることを踏まえると、17,403 千円 × 80% = 13,922 千円となり、実際の契約額 15,540 千円を下回った可能性も考えられる。

工期の短縮化、工程管理の効率化を図るためには、同一工区内での道路工事と下

#### 第4 監査の結果及び意見

水道工事を一括で発注することは合理性があると思われる。しかしながら、一方を一般競争入札、他方を随意契約とした場合には、契約額の面から見ると必ずしも最良の選択とはならない可能性がある。契約事務のより一層の合理化を図るためには、今後、同様の案件があった場合には一括して一般競争入札を行う方法、あるいはいづれも一般競争入札とする方法も検討する必要がある。

**表 100 ワイケー興業との取引** (千円)

No.	件名	契約金額 (当初)	予定価格	入札率 (契約率)
1)	鶴川340号線道路築造工事	37,275	45,731	81.508%
2)	公共下水道野津田町汚水枝線工事その4	15,540	15,558	99.879%
	合計	52,815	61,290	—

**表 101 表 100 のうち下水道工事に関するもの** (千円)

件名	下水道工事を単 独発注した場合 の予定価格	道路工事と併せ て発注したこと による予定価格	予定価格 の差額
公共下水道野津田町汚水枝線工事その4	17,403	15,558	1,844

(4) 委託業務に関する見積りの入手事務（上下水道総務課）

【概要】

① 委託した業務の内容（下水道地図情報システムの機能調整とデータ更新）

下水道地図情報システムのデータについては、下水道施設の新設、改築、基図データの更新が生じるため、毎年度更新が必要となる。

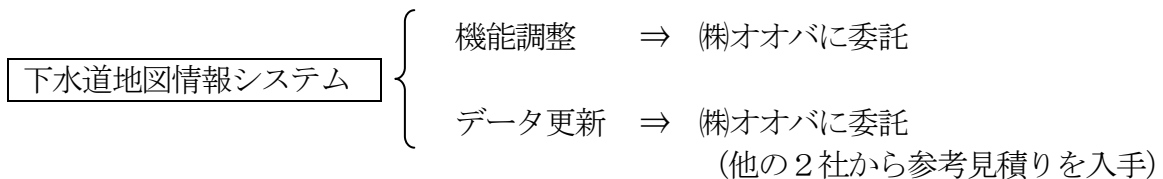
また、下水道地図情報システムはデータの更新のみならず、システムを効率的に運用するため、必要に応じてシステム機能の調整も行わなければならない。

② 契約方法と他社参考見積りの入手

システム機能の調整はシステム構築業者である(株)オオバに委ねることが最も効果的であると判断したため、同社に随意契約で委託することとなった。

また、機能調整との整合性や工期の短縮を図るため、データ更新業務も併せて同社に随意契約で委託することとなった。しかしながら、データ更新業務に限れば他の業者でも実施可能であることから、委託金額の妥当性を確認するため他の2社から参考見積りを入手している。

図 74 下水道地図情報システム



③ 見積り

平成20年度のデータ更新業務に関しては、契約先である(株)オオバに加えて、他の2社から参考見積りを入手している。

④ 見積りの内容と契約

見積金額の内訳として業務内容を記載している業者は(株)オオバだけであり、他の2社は金額のみの記載で業務内容の記載はされていない。

(株)オオバは既に受注業者であったことから、業務内容についても詳細に記載したものと考えられる。

表 102 見積りの内容 (千円)

社名	金額	備考
(株)オオバ	6,678	受注業者
A社	12,202	参考見積り提出業者
B社	19,341	参考見積り提出業者

**【監査の意見】**

**① 委託業務に関する見積りの入手事務の見直し**

データ更新業務の随意契約にあたり委託金額の妥当性を確認するため、業務の委託発注前に他の2社から参考見積りを入手している。しかしながら、今回入手した他の2社の見積りには、見積金額の内訳としての業務内容が記載されておらず、金額のみの記載であったため、具体的な業務にかかる見積金額の内訳を比較することができない状況であった。

見積金額については3社間で大きな開きがあったが、想定されている業務内容の内訳が明らかになっていなかったため、随意契約での委託金額の妥当性を確認する目的で行った他の2社からの参考見積りの入手が、十分には機能していない状況であった。

参考見積りを入手する際には、見積金額の内訳として業務内容を記載するよう業者に求めることで、業務内容別の費用比較が可能となるようにすることが望まれる。

## 6. その他

### (1) 水洗便所改造工事等資金貸付金元金収入未済額（業務課）

#### 【概要】

#### ① 貸付金制度の目的

水洗便所改造工事等資金貸付金（以下「工事貸付金」という。）は、下水道法に規定する町田市の処理区域内において、水洗便所等改造工事並びに共同排水設備工事をしようとする者に対して、その工事に必要な資金の貸付を行うことにより、水洗便所の普及促進を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする（町田市水洗便所改造工事等資金貸付条例第1条より抜粋）。

#### ② 収入未済の状況

工事貸付金は償還期限が定められており、償還期限が到来してたにも関わらず償還がなされないものが、工事貸付金の元金収入未済額である。

平成20年度決算での工事貸付金の元金収入未済額は7,377千円であった。その収入未済額の貸付年度別の内訳は次表のとおりである。

表 103 工事貸付金の収入未済額（千円）

貸付年度	収入未済額
平成20年度	116
平成19年度	257
平成18年度	563
平成17年度	477
平成16年度	1,029
平成15年度	953
平成14年度	1,623
平成13年度	1,205
平成12年度	1,150
合計	7,377

#### ③ 時効

工事貸付金の元金収入未済額の時効は、民法第167条により10年である。

#### ④ 不納欠損処分実績

過去の不納欠損処分実績は、平成11年度に1件（平成元年返済予定分66千円）、平成12年度に1件（平成2年返済予定分47千円）で、いずれも同一借受者に行っている。

### ⑤ 督促・催告・指導

催告書は収入未済が生じた月ごとには発送していないが、過去分を含めた返済を促す催告については、電話による指導により納付計画の申出のあったものを除き、催告時点で3か月以上支払のない滞納者に対して行っている。平成20年度は借受人に5回、連第1 外部監査の概要帯保証人に1回催告書を送付している。なお、督促状の送付は行っていない。

3か月以上支払のない滞納者に対し、平成20年度は電話による指導を5回、戸別訪問を2人に対して行っている。

### ⑥ 延滞金請求

延滞金請求については平成20年度に5件、町田市が定める条例に従って年10.2%で計算した延滞金を請求している。

## 【監査の結果】

### ① 督促と催告の関係の整理

工事貸付金元金収入未済額に対しては、町田市として必要と認めた催告、延滞金徴収、連帯保証人への接触を実施していることから、実質的な管理は行われていると認められる。しかしながら、自治令第171条で求められている督促については行われていない。

地方公共団体の債権は公債権と私債権に大別される。公債権は納税義務のように、行政機関が個人や法人に対して法令等に基づいて義務を負わせる行為（行政庁の処分）に基づいて発生する債権で、原則として相手方の同意を要件としない。一方、私債権は物品の売払代金、貸付料等、私法上の原因（契約等）に基づいて発生する債権で、原則として両当事者の合意に基づいて発生する。工事貸付金は法令等に基づいて義務を負わせるのではなく、相手方の申し込みに基づいて貸付けが実行されることから私債権に該当し、元金の収入未済額も同様に私債権に該当する。

自治令第171条は、地方公共団体の長は、債権（自治法第231条の3第1項に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは期限を指定してこれを督促しなければならないと規定している。

公債権については、自治法第231条の3第1項で地方公共団体の長は督促しなければならないことが規定されていることから、自治令第171条は、公債権以外の債権すなわち私債権に適用される規定と解される。このことから、工事貸付金の元金収入未済額は、履行期限までに履行しない者があるときは、自治令第171条に基づき、期限を指定してこれを督促しなければならない。

現状において町田市は督促状の送付に代えて、催告を行うことで実質的な管理を行っているが、現在の事務と自治法等に基づく督促との関係を整理する必要がある。

## (2) 流域下水道に関する維持管理負担金（上下水道総務課）

## 【概要】

## ① 現状

町田市は東京都下水道局から流域下水道区域の一部の移管を受け、平成14年度から下水道法第31条の2に基づき、流入水量1 m<sup>3</sup>あたり38円を乗じた額の維持管理負担金を毎年度東京都下水道局に支払っている。

平成20年度の流入水量は1,199,554 m<sup>3</sup>、維持管理負担金の支出額は45,583千円となっている。

東京都下水道局の維持管理負担金は、全処理区を通じて38円の同一単価である。

対象経費は管きよ費、処理場費、総係費等の維持管理費で、減価償却費、起債利子等の資本費は含まないものとなっている（資本費は別途東京都が負担する）。

## (市町村の負担金)

第31条の2 第3条第2項又は第25条の2第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

## ② 維持管理負担金の使途

平成19年度に東京都下水道局が徴収した維持管理負担金の内訳は次のとおりである。平成19年度は徴収の対象となる自治体から合計で15,470百万円の維持管理負担金を徴収している。そのうちの13,959百万円を維持管理費として支出しており、その結果1,511百万円の差額が生じている。

表104 維持管理負担金の使途 (百万円)

区分	処理単価 (円/m <sup>3</sup> )	合計額	町田市負担相当額
市町村負担金⑦	38.00	15,470	40
維持管理費①	34.29	13,959	36
管きよ費	1.78	725	2
処理場費	28.74	11,699	30
総係費等	3.77	1,535	4
差引 (⑦-①)	3.71	1,511	4

(注) 町田市負担相当額は処理単価×流入水量(1,064,819 m<sup>3</sup>)で計算している。



東京都下水道局では、下水道事業を区部下水道事業と流域下水道事業の二つの事業に分類し、区分経理している。維持管理費負担金はこのうち流域下水道事業に属している（以下「流域下水道会計」という。）。

平成19年度の流域下水道会計の収支状況、利益剰余金の状況は次表のとおりである。

流域下水道会計においては、平成19年度は1,511百万円の収支差額（当期利益）が生じており、14,807百万円の利益剰余金を有している。

表 105 流域下水道会計の損益収支及び利益剰余金の状況 (百万円)

損益収支の状況				利益剰余金の状況	
収入	金額	支出	金額	区分	金額
市町村負担金	15,470	維持管理費	14,114	建設積立金	1,680
都負担額	6,800	資本費	6,800	改良積立金	4,610
その他	217	その他	62	繰越利益剰余金	8,517
		当期利益	1,511	利益剰余金合計	14,807
合計	22,487	合計	22,487		

流域下水道会計の利益剰余金（繰越利益剰余金、建設積立金及び改良積立金）の平成19年度の動きは次表のとおりである。

平成19年度に生じた当期利益1,511百万円は繰越利益剰余金として取り扱われている。繰越利益剰余金については表106に示すとおり、平成19年度に新たに1,511百万円が繰り入れられたが改良積立金に2,715百万円が振り替えられ、その結果、期末残高は8,517百万円となっている。

建設積立金は繰越利益剰余金からの振替はなかったが、平成19年度中に8百万円を取り崩して水再生センター間の連絡管建設事業に充当している。

改良積立金は繰越利益剰余金から2,715百万円が振り替えられた一方、改良事業に充当するため737百万円を取り崩している。

表 106 利益剰余金の平成19年度の内訳 (百万円)

繰越利益剰余金			建設積立金			改良積立金		
区分	金額	摘要	区分	金額	摘要	区分	金額	摘要
期首残高	9,721		期首残高	1,688		期首残高	2,632	
当期利益	1,511		当期積立	0		当期積立	2,715	※3
当期取崩	2,715	※1	当期取崩	8	※2	当期取崩	737	※4
期末残高	8,517		期末残高	1,680		期末残高	4,610	

※1 改良積立金に振替 ※2 水再生センター間の連絡管建設事業に支出

※3 利益剰余金から振替 ※4 改良事業に支出

### ③ 利益剰余金の取り扱い

町田市が東京都下水道局に確認したところ、流域下水道会計の利益剰余金の積み立てや取り崩しなど、その取り扱いについては、法律などに特段の定めはなく、市町村との合意は必要とされていない。そのため、東京都下水道局と市町村の間にも文書による合意はないが、要望があれば資料の入手や工事内容の説明を受けることなどが可能とのことである。

なお、建設積立金については、取り崩しに際して東京都下水道局から事前に説明を受けているとのことである。

また、改良積立金については、積立開始時に市町村に説明を行い了解を得ているとのことである。

## 【監査の意見】

### ① 市民に対する説明責任の履行の必要性

町田市は、毎年東京都下水道局に維持管理負担金を負担しているが、その使途や負担金から生じた利益剰余金（改良積立金）の取り扱いについては、今回の監査の過程で市は改めて東京都下水道局に確認を行って事実関係を把握している状況であった。

市民に対する説明責任を履行するために、維持管理負担金から生じた利益剰余金の取り扱いについては十分に理解しておく必要がある。

また、流域下水道区域の一部移管に先立ち、町田市は平成 13 年度に下水道法第 31 条の 2 第 2 項に基づき、東京都下水道局より「多摩川流域下水道南多摩処理区の維持管理に要する費用の負担について（照会）」による意見聴取を受けている。その際に負担金の算定額（流入水量 1 m<sup>3</sup>あたり 38 円を乗じた額）について、町田市は同意しているが、その後、維持管理負担金の単価の妥当性について検討がなされた形跡がみられない。38 円という単価が継続されていることの妥当性について、町田市としての見解を明確にしておく必要がある。